

配 付 番 号
No.

徳之島町地域防災計画

徳之島町防災会議

目 次

第 1 編 一般災害対策編

第 1 部 総 則

第 1 章	計画の目的及び構成	1
第 2 章	防災の基本方針（防災ビジョン）	4
第 3 章	防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱	6
第 4 章	住民及び事業所の基本的責務	11
第 5 章	徳之島町の地勢と災害要因、災害記録	21
第 6 章	災害の想定	25

第 2 部 災害予防計画

第 1 章 災害に強い施設等の整備

第 1 節	土砂災害等の防止対策の推進	101
第 2 節	河川災害・高潮災害等の防止対策の推進	106
第 3 節	防災構造化の推進	108
第 4 節	建築物災害の防災対策の推進	111
第 5 節	公共施設の災害防止対策の推進	113
第 6 節	農業災害の防止対策の推進	118
第 7 節	防災研究の推進	121

第 2 章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

第 1 節	防災組織の整備	141
第 2 節	通信・広報体制（機器等）の整備	144
第 3 節	気象観測体制の整備、観測資料の活用	149
第 4 節	消防体制の整備	151
第 5 節	避難体制の整備	154
第 6 節	救助・救急体制の整備	163
第 7 節	交通確保体制の整備	167
第 8 節	輸送体制の整備	191
第 9 節	医療体制の整備	194
第10節	その他の災害応急対策事前措置体制の整備	196

第11節 複合災害対策体制の整備	203
第3章 住民の防災活動の促進	
第1節 防災知識の普及・啓発	251
第2節 防災訓練の効果的実施	255
第3節 自主防災組織の育成強化	259
第4節 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進	263
第5節 防災ボランティアの育成強化	264
第6節 企業防災の促進	267
第7節 要配慮者の安全確保	268
第3部 災害応急対策計画	
第1章 活動体制の確立	
第1節 応急活動体制の確立	301
第2節 情報伝達体制の確立	313
第3節 災害救助法の適用及び運用	316
第4節 広域応援体制	341
第5節 自衛隊の災害派遣	345
第6節 技術者、技能者及び労働者の確保	351
第7節 ボランティアとの連携等	354
第8節 災害警備体制	357
第2章 警戒避難期の応急対策	
第1節 気象警報等の収集・伝達	401
第2節 災害情報・被害情報の収集・伝達	412
第3節 広 報	441
第4節 水防・土砂災害等の防止対策	445
第5節 消防活動	447
第6節 避難の指示、誘導	449
第7節 救助・救急	460
第8節 交通の確保・規制	462
第9節 緊急輸送	467
第10節 緊急医療	481
第11節 要配慮者への緊急支援	486
第3章 事態安定期の応急対策	
第1節 避難所の運営	521
第2節 食料の供給	524
第3節 応急給水	527
第4節 生活必需品の給与	529

第5節	医 療	533
第6節	感染症予防、食品衛生、生活衛生対策	536
第7節	動物保護対策	538
第8節	し尿・ごみ・死亡獣畜・障害物の除去対策	551
第9節	行方不明者の捜索、遺体の処理等	554
第10節	住宅の供給確保	558
第11節	文教対策	561
第12節	義援金・義援物資等の取扱い	564
第13節	農林水産業災害の応急対策	566
第4章	社会基盤の応急対策	
第1節	電力施設の応急対策	621
第2節	ガス施設の応急対策	623
第3節	上水道施設の応急対策	626
第4節	下水道施設の応急対策	628
第5節	電気通信施設の応急対策	629
第6節	道路・河川等公共施設の応急対策	631
第4部	特殊災害対策計画	
第1章	海上災害等対策	681
第2章	道路事故対策	687
第3章	危険物等災害対策	690
第4章	林野火災対策	695
第5章	不発弾等処理対策	711
第5部	災害復旧・復興計画	
第1章	公共土木施設等の災害復旧	
第1節	公共土木施設等の災害復旧事業等の推進	771
第2節	激甚災害の指定	773
第2章	被災者の災害復旧・復興支援	
第1節	被災者の生活確保	791
第2節	被災者への融資措置	798

第2編 地震・津波災害対策編

第1部 総 則

第1章	計画の目的及び構成	901
第2章	防災の基本方針（防災ビジョン）	901

第3章 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱	901
第4章 住民及び事業所の基本的責務	901
第5章 徳之島町の地勢と災害要因、災害記録	901
第6章 災害の想定	901

第2部 災害予防計画

第1章 地震・津波災害に強い施設等の整備

第1節 地震災害防止対策	1001
第2節 津波災害防止対策の推進	1003
第3節 防災構造化の推進	1015
第4節 建築物災害の防止対策の推進（耐震診断・改修の促進等）	1016
第5節 公共施設の災害防止対策の推進	1041
第6節 危険物災害等の防止対策の推進	1045
第7節 地震防災緊急事業五箇年計画の推進	1047
第8節 地震・津波防災研究の推進	1049

第2章 迅速かつ円滑な地震・津波災害応急対策への備え

第1節 防災組織の整備	1071
第2節 通信・広報体制（機器等）の整備	1072
第3節 地震・津波等観測体制の整備	1073
第4節 消防体制の整備	1075
第5節 避難体制の整備	1076
第6節 救助・救急体制の整備	1079
第7節 交通確保体制の整備	1081
第8節 輸送体制の整備	1111
第9節 医療体制の整備	1112
第10節 その他の地震・津波災害応急対策事前措置体制の整備	1113
第11節 複合災害対策体制の整備	1113

第3章 住民の防災活動の促進

第1節 防災知識の普及・啓発	1141
第2節 防災訓練の効果的実施	1146
第3節 自主防災組織の育成強化	1150
第4節 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進	1150
第5節 防災ボランティアの育成強化	1151
第6節 企業防災の促進	1151
第7節 要配慮者の安全確保	1152

第3部 災害応急対策計画

第1章 活動体制の確立

第1節	応急活動体制の確立	1201
第2節	情報伝達体制の確立	1205
第3節	災害救助法の適用及び運用	1206
第4節	広域応援体制	1207
第5節	自衛隊の災害派遣	1241
第6節	技術者、技能者及び労働者の確保	1242
第7節	ボランティアとの連携等	1243
第8節	災害警備体制	1244

第2章 初動期の応急対策

第1節	津波警報等及び地震・津波情報等の受信・伝達	1271
第2節	災害情報・被害情報の収集・伝達	1280
第3節	広 報	1284
第4節	消防活動	1287
第5節	危険物の保安対策	1288
第6節	水防・土砂災害等の防止対策	1311
第7節	避難の指示、誘導	1313
第8節	救助・救急	1317
第9節	交通の確保・規制	1318
第10節	緊急輸送	1319
第11節	緊急医療	1320
第12節	要配慮者への緊急支援	1321

第3章 事態安定期の応急対策

第1節	避難所の運営	1381
第2節	食料の供給	1382
第3節	応急給水	1383
第4節	生活必需品の給与	1384
第5節	医 療	1385
第6節	感染症予防、食品衛生、生活衛生対策	1386
第7節	動物保護対策	1387
第8節	し尿・ごみ・死亡獣畜・障害物の除去対策	1388
第9節	行方不明者の搜索、遺体の処理等	1389
第10節	住宅の供給確保	1390
第11節	文教対策	1391
第12節	義援金・義援物資等の取扱い	1392
第13節	農林水産業災害の応急対策	1393

第4章 社会基盤の応急対策

第1節	電力施設の応急対策	1451
第2節	ガス施設の応急対策	1452
第3節	上水道施設の応急対策	1453
第4節	下水道施設の応急対策	1454
第5節	電気通信施設の応急対策	1455
第6節	道路・河川等公共施設の応急対策	1456

第4部 災害復旧・復興計画

第1章 公共土木施設等の災害復旧

第1節	公共土木施設等の災害復旧事業等の推進	1511
第2節	激甚災害の指定	1512

第2章 被災者の災害復旧・復興支援

第1節	被災者の生活確保	1531
第2節	被災者への融資措置	1532

資 料 編

資料1	災害の記録(風水害、火災、地震)	1701
資料2	津波浸水予想図	1703
資料3	山地災害危険地区マップ	1721
資料4	土石流危険渓流	1731
資料5	地すべり危険箇所	1732
資料6	急傾斜地崩壊危険箇所	1733
資料7	土砂災害警戒区域及び特別警戒区域	1736
資料8	砂防指定地	1738
資料9	急傾斜地崩壊危険区域	1739
資料10	地すべり防止区域	1739
資料11	交通途絶予想箇所	1740
資料12	重要水防箇所	1741
資料13	高潮・津波危険地域	1741
資料14	業態別防火対象物	1771
資料15	同報系設備の設置場所	1773
資料16	災害時優先電話	1775
資料17	関係機関の無線施設	1775
資料18	雨量観測所	1776
資料19	消防組織の整備状況	1776
資料20	消防水利状況	1777

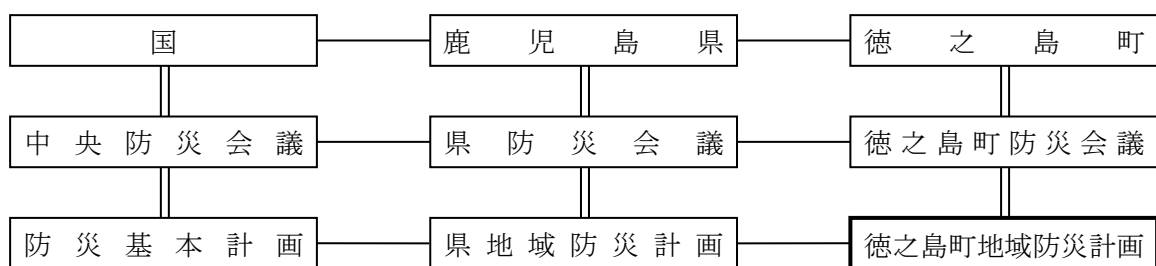
資料21	消防用機器保有状況	1777
資料22	指定避難所・指定緊急避難場所	1778
資料23	緊急通行車両等事前届出書	1791
資料24	町内医療機関一覧	1792
資料25	自主防災組織	1793
資料26	欠	
資料27	自衛隊災害派遣要請依頼書	1797
資料28	ヘリコプター発着場	1799
資料29	町有車両の状況	1800
資料30	調達車両の状況	1801
資料31	薬局一覧	1801
資料32	避難指示発令情報様式	1802
資料33	炊き出し利用施設	1807
資料34	食料集積地	1807
資料35	上水道施設及び利用可能水源地等	1808
資料36	し尿処理	1808
資料37	公共下水道	1808
資料38	ごみ処理施設	1809
資料39	遺体収容場所	1809
資料40	食料及び物資の調達場所	1810

第1章 計画の目的及び構成

第1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、徳之島町防災会議が作成する計画であって、町、防災関係機関、住民等がその全機能を発揮し、相互に有機的な関連をもって、町の地域に係る災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策を実施することにより、町域における土地の保全と住民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

【国、県及び徳之島町の防災会議並びに防災計画の体系】

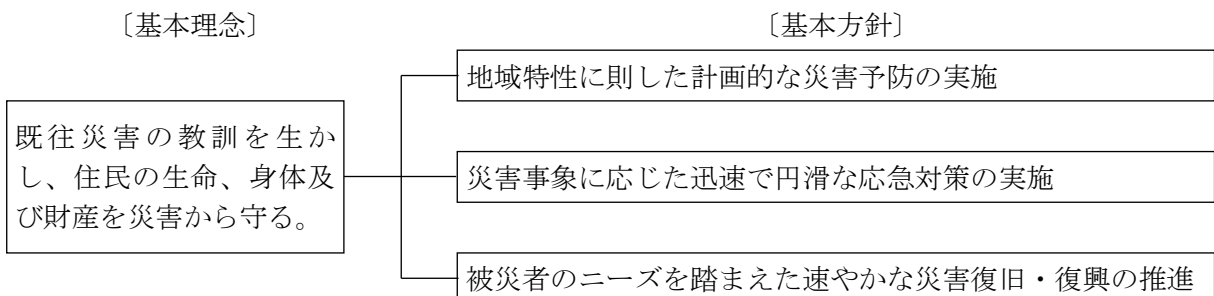


第2 計画の理念

徳之島町の地域特性や過去の災害の経験等を踏まえ、「既往災害の教訓を生かし、住民の生命、身体及び財産を災害から守る」という防災施策上の基本理念を設定し、この理念に基づく施策の基本方針を以下のように体系化する。

なお、施策の実施に当たっては、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、被災したとしても人命が失われないことを最重要視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方をもとに、様々な対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめる。

また、被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の実情から生じる多様なニーズに適切に対応する。



本計画では、これらの防災対策の基本理念及び基本方針を「計画の理念」として位置づける。基本方針の概要は、おおむね以下のとおりである。

1 地域特性に則した計画的な災害予防の実施

徳之島町は、台風、豪雨、地震、津波、高潮など過去に様々な災害を経験している。

また、奄美群島の島しょ部に位置するなどの地域特性のため、一旦災害が発生したとき、様々な被害が生じ、住民の生活支障や防災対策上の障害が想定される。

このような地域特性に則し、災害時の被害を最小限にとどめるため、防災施設等の整備事業等の施策を第一に推進し、併せて、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という）の応急対策に備えるための施策と、住民の防災活動を促進するための施策を推進する。

町は、施策の推進に当たっては、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる事象）の発生可能性も認識し、適宜、町地域防災計画等を見直すとともに、施策の充実に努める。

2 災害事象に応じた迅速で円滑な応急対策の実施

過去の災害履歴や今後想定される災害事象によると、災害が発生した場合、被害の程度や状況の推移によっては、職員の動員配備、情報の収集・伝達、各種防災対策の意思決定に当たっての様々な障害・制約が予想され、住民に対する救援活動が立ち遅れるなどの事態に陥ることが想定される。

このような事態に対処し、災害事象に応じた迅速かつ円滑な災害応急対策を実施できるよう、発災後の職員の参集・配備基準に基づく災害初動体制を確立し、災害による人命危険の解消等の活動を実施する必要がある。

また、事態が落ち着いた段階においても、引き続き組織的な応急対策を実施することにより、住民の生活支障や防災活動の障害の解消に努め、社会基盤の早期の応急復旧に努める。

なお、災害対応は行政機関や住民、関係団体等のそれぞれの役割分担が重要となるため、各種救援活動における役割分担・ルールに基づき、それぞれの役割に応じた対策を推進する。

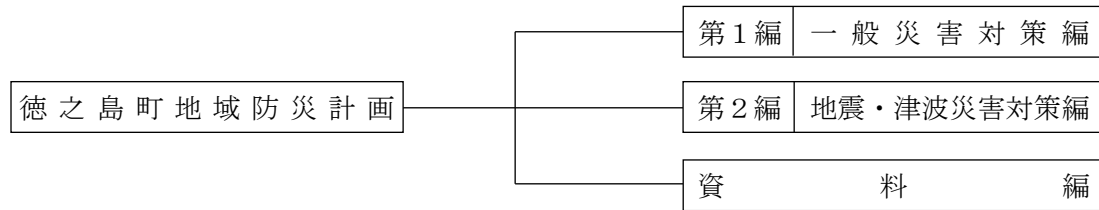
3 被災者のニーズを踏まえた速やかな災害復旧・復興の推進

過去の災害履歴や今後想定される災害事象によると、災害の程度によっては、膨大な量の施設・公共土木施設等の早期復旧事業を処理したり、弔慰金・生活資金融資等被災者への復旧・復興支援のための施策を行う必要が生じる。

被災地の復旧・復興に当たっては、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性や要配慮者の参画を促進し、男女共同参画の視点や被災者のニーズを踏まえた災害復旧・復興施策を推進するとともに各種制度等を効果的に活用し、住民生活の安定や福祉の向上に留意して早期復旧・復興支援に努める。

第3 計画の構成

本計画は、現実の災害に対する対応に即した構成としており、第1編を一般災害対策編、第2編を地震・津波災害対策編とし、それぞれの災害に対する予防、応急、復旧・復興等の各段階における諸施策を示した。また、末尾に資料編として、本計画に必要な関係資料等を掲げた。



第4 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、国、県の防災方針、町的情勢を勘案して毎年検討を加え、必要があると認めるときは、速やかに計画を修正する。

第5 計画の周知

本計画の内容は、町職員、住民、防災関係機関、並びにその他防災に関する重要な施設の管理者に周知徹底させるとともに、特に必要と認める事項については、災害対策基本法第42条第5項に定められる公表のほか、住民にも広く周知徹底させる。

第6 計画の運用・習熟

本計画は、平常時から訓練、研修、広報その他の方法により内容の習熟・習得に努め、平常時の予防対策及び災害時の応急・復旧対策実施時に適切な運用ができるようにしておく。

また、「自助」「共助」「公助」の連携・協働による防災対策について、町は、住民、事業者、自主防災組織、県、防災関係機関等と連携を図りながら、一体となって本計画の効果的な推進を図る。

第2章 防災の基本方針（防災ビジョン）

本町は台風常襲地帯であり、強風や集中豪雨によって、人家や農作物をはじめ土木災害等を被っている。また夏と冬の季節風が著しく、交通や農作物に大きな被害を受けていることもあり、季節風対策も重要な課題である。これらの災害防止と住民の安全を守ることは町の基本的な責務であり、防災関係機関の協力を得て、あらゆる手段、方法を用いて万全を期さなければならない。早急かつ安全な対策の樹立については、本町の現況に即し、総合的、長期的視野に立った防災対策の計画的推進を図る。

第1 風水害

台風や集中豪雨及び季節風等による災害を幾度となく経験しており、この教訓を生かして、まず災害の未然防止の徹底に努めなければならない。そのため、今後の開発計画、森林伐採計画については、防災の視点に立った検討を行うことをはじめ、予防治山や河川工事の促進などについて関係機関、関係団体との協議を深め、住民の民生安定と生命と財産を保護するという認識に立って総合的な施策を推進する。また、災害時にあつては、防災行政無線等を活用し、災害対策本部から避難等についての的確な指示を送り、被害を最小限にとどめるように努める。

第2 火 災

火災については、住民の生活様式の多様化に伴い、その発生要因も多種多様になってきている。また建築物についても耐火構造物が増加してはいるものの、住宅密集地は大部分が木造家屋のため、大火によって大きな損害を受けることも予想される。火災を未然に防止するため、住民の火災予防思想の高揚に努めるとともに、自主防災組織の育成強化と民間企業の自衛消防組織の確立を図る。消防力の充実強化については、消防施設及び装備の充実に努めるとともに、団員の研修及び訓練の強化に努める。

第3 地震・津波

本町は、比較的有感地震の発生の少ない地域ではあるが、平成7年においては、10月18～19日の喜界島南東沖の地震の活発な余震活動等により名瀬測候所で震度1以上を観測した地震は117回に上った。

また、阪神・淡路大震災をもたらした「兵庫県南部地震」をはじめとして、近年、日本列島近海ではマグニチュード7を超える規模の大きい地震が相次いで発生している。さらに、平成23年3月11日の東日本大震災では東北地方がマグニチュード9という想定外の地震と津波に襲われ、未曾有の被害に見舞われた。これにより国及び各都道府県においても防災対策の見直しが行われている。本町においても地震による津波対策も含め、平常時から災害に備える体制を整えておくことが必要である。

第4 要配慮者への配慮・地理的条件への対応

すべての災害に対して、要配慮者である高齢者、身障者等、幼児、情報の理解が困難な外国人、あるいは観光客への万全の安全対策を講ずる。離島という条件から、徳之島地区消防組合消防本部や本土の関係機関、関係団体との連携を密にし、有事の際は即応できるよう体制づくりに努める。

第5 住民及び事業所の基本的責務

住民及び事業所の事業者（管理者）は、各々の防災活動を通じて防災に寄与するとともに、町が実施する防災業務について、自発的に協力する。

1 住民の基本的責務

「自らの身の安全は、自ら守る」のが防災の基本であり、住民はこの観点に立ち、地域ぐるみの住民による自主防災組織を育成強化し、日ごろから自主的に災害等に備え、防災訓練や各種防災知識の普及啓発活動をはじめ、町・消防機関等の行政が行う防災活動と連携・協力する必要がある。

また、住民は、災害に際して警戒・避難活動等における隣保互助等により、被害を未然に防止し、あるいは最小限にとどめるため、相互に協力するとともに、町が実施する防災業務について自発的に協力し、住民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。

2 事業所の基本的責務

事業所の事業者（管理者）は、町及びその他の行政機関が実施する防災業務について協力するとともに、事業の実施に当たっては、従業員や顧客の安全を守りながら、経済活動の維持、地域への貢献等の役割を果たすなど、その社会的責務を自覚し、災害を防止するため最大限の努力を払わなくてはならない。

第３章 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

本節は、徳之島町並びに鹿児島県及び町の区域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者が、町域に係る防災に関し処理すべき事務又は業務を示す。

第１ 徳之島町

町は、第１段階の防災機関としておおむね次の事項を担当し、また災害救助法が適用された場合は、県（知事）の委任に基づき必要な救助の実施に当たる。

処理すべき事務又は業務の大綱	
	(1) 徳之島町防災会議に係る業務に関すること。 (2) 防災に係る施設、組織の整備と訓練等の災害予防の対策に関すること。 (3) 災害に係る情報の収集、伝達及び被害調査に関すること。 (4) 災害の防ぎょと拡大の防止に関すること。 (5) 罹災者の救助、医療、感染症予防等の救助保護に関すること。 (6) 被災した町管理施設の応急対策に関すること。 (7) 災害時における文教、保健衛生対策に関すること。 (8) 災害時における交通輸送の確保に関すること。 (9) 被災者に対する融資等被災者振興対策に関すること。 (10) 被災施設の復旧に関すること。 (11) 町内関係団体が実施する災害応急対策等の調整に関すること。 (12) 災害対策に係る広域応援協力に関すること。 (13) その他、災害対策に必要な事務又は業務に関すること。

第２ 徳之島地区消防組合

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
徳之島地区消防組合 消防本部	(1) 防災に係る施設設備の調査に関すること。 (2) 災害に係る情報の収集、伝達に関すること。 (3) 被災者の救難、救助に関すること。 (4) 避難、誘導活動に関すること。 (5) 火災及び救急に係る業務に関すること。

第3 鹿児島県

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
鹿児島県	(1) 鹿児島県防災会議に係る事務に関すること。 (2) 防災に係る施設、組織の整備と訓練等の災害予防の対策に関すること。 (3) 災害に係る情報の収集、伝達及び被害調査に関すること。 (4) 災害の防ぎよと拡大の防止に関すること。 (5) 罹災者の救助、医療、感染症予防等の救助保護に関すること。 (6) 被災した県管理施設の応急対策に関すること。 (7) 災害時の文教、保健衛生対策に関すること。 (8) 災害対策要員の供給、あっせんに関すること。 (9) 災害時における交通輸送の確保に関すること。 (10) 被災者に対する融資等被災者振興対策に関すること。 (11) 被災施設の復旧に関すること。 (12) 市町村が処理する災害事務又は業務の指導、指示、あっせん等に関すること。 (13) 災害対策に係る「九州・山口9県災害時応援協定」、「緊急消防援助隊」等広域応援協力に関すること。
徳之島警察署	(1) 災害時における住民の生命、身体及び財産の保護に関すること。 (2) 災害時における社会秩序の維持及び交通に関すること。

第4 指定地方行政機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
九州農政局 (鹿児島県拠点)	(1) 農地、農業用施設及び農地の保全に係る海岸保全施設等の災害応急対策並びに災害復旧に関すること。 (2) 農業に係る防災、災害応急対策及び災害復旧に係る指導調整並びに助言に関すること。 (3) 応急用食料の調達・供給対策に関すること。 (4) 主要食料の安定供給対策に関すること。 (5) その他防災に関し農政局の所掌すべきこと。
鹿児島森林管理署 徳之島森林事務所	(1) 国有林野並びに民有林直轄区域内の治山事業の実施に関すること。 (2) 国有保安林、保安施設等の保全に関すること。 (3) 災害応急対策用木材（国有林）の需給に関すること。 (4) その他防災に関し森林管理署の所掌すべきこと。
福岡管区気象台 (鹿児島地方気象台) (名瀬測候所)	(1) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行うこと。 (2) 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説を行うこと。

	と。 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努めること。 (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行うこと。 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努めること。
奄美海上保安部	(1) 海上防災訓練及び海上防災指導の実施に関すること。 (2) 警報等の伝達に関すること。 (3) 情報の収集に関すること。 (4) 海難救助等に関すること。 (5) 排出油等の防除に関すること。 (6) 海上交通安全の確保に関すること。 (7) 治安の維持に関すること。 (8) 危険物の保安措置に関すること。 (9) 緊急輸送に関すること。 (10) 物資の無償貸付又は譲与に関すること。 (11) 関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援に関すること。 (12) 警戒区域の設定に関すること。 (13) その他防災に関し、海上保安部の所掌すべきこと。

第5 自衛隊

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
自衛隊鹿児島地方協力本部徳之島駐在員事務所	(1) 人命救助、消防、水防、救助物資、道路の応急復旧、医療、感染症予防、給水等のほか災害通信の支援に関すること。 (2) その他防災に関し自衛隊の所掌すべきこと。

第6 指定公共機関及び指定地方公共機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
日本郵便(株)	(1) 災害時における郵政業務運営の確保に関すること。 (2) 災害時における郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策に関すること。 ア 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除 ウ 被災者あて救助用郵便物の料金免除 エ 為替預金及び簡易保険業務の非常取扱い オ 簡易保険福祉事業団に対する災害救助活動の要請 カ 被災者の救護を目的とする寄付金の送金のための郵便為替の料金免除

	キ 郵政公社医療機関による医療救護活動 ク 災害ボランティア口座 (3) 被災地域地方公共団体に対する簡易保険積立金による短期融資に關すること。
西日本電信電話株式会社 徳之島営業所	災害時における電気通信サービスの確保に關すること。
日本赤十字社徳之島分区	(1) 災害時における医療救護等に關すること。 (2) 災害時におけるこころのケアに關すること。 (3) 救援物資の備蓄と配分に關すること。 (4) 災害時の血液製剤の供給に關すること。 (5) 義援金の受付に關すること。 (6) 災害時の赤十字奉仕団をはじめとする防災ボランティアによる活動に關すること。 (7) 災害時の外国人の安否調査に關すること。
日本放送協会及び放送関係機関	(1) 気象予警報、災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及等災害広報に關すること。 (2) 社会事業団体等の行う義援金の募集等に対する協力に關すること。
九州電力株式会社奄美営業所	(1) 電力施設の整備と防災管理に關すること。 (2) 災害時における電力供給確保に關すること。 (3) 被災施設の応急対策と災害復旧に關すること。
県トラック協会等	災害時における貨物自動車による救助物資及び避難者の輸送協力に關すること。
徳之島エルピーガス共同組合	(1) ガス施設の整備と防災管理に關すること。 (2) 災害時におけるガス供給確保に關すること。 (3) 被災施設の応急対策と災害復旧に關すること。
大島郡医師会	災害時における助産、医療救護に關すること。
大島郡歯科医師会	(1) 災害時における歯科医療に關すること。 (2) 身元確認に關すること。
鹿児島県看護協会	災害看護に關すること。

第7 その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
あまみ農業協同組合	(1) 農作物、家畜の防災、災害応急対策及び災害復旧の指導に關すること。 (2) 被災農家の農作物災害復旧用肥料及び農薬の確保融資に關すること。 (3) 被災農家に対する資金の融資及びあっせんに関する事。

	(4) 農作物の需要調整に関すること。 (5) 被害状況の調査に関すること。
とくのしま漁業協同組合	(1) 漁業協同組合漁船の遭難防止の対策に関すること。 (2) 被災漁家に対する資金の融資あっせんに関すること。 (3) 漁業の防災、災害応急対策及び災害復旧の指導に関すること。 (4) 被災状況の調査に関すること。
徳之島地区森林組合	(1) 山林等の防災、災害応急対策及び災害復旧の指導に関すること。 (2) 森林風水害による災害保険のあっせんに関すること。 (3) 森林資金導入計画あっせんに関すること。 (4) 被災林業者に対する融資、あっせんに関すること。 (5) 被害状況の調査に関すること。
徳之島町商工会	(1) 被災者に対する衣料、食品の融資あっせんに関すること。 (2) 被災商工業者に対する資金の融資あっせんに関すること。 (3) 商工業に関する防災、災害応急対策及び災害復旧の指導に関すること。 (4) 災害時における必要物資の供給及び価格安定対策に関すること。
徳之島町社会福祉協議会	(1) 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資に関すること。 (2) 救援ボランティアに関すること。
病院等経営者	(1) 防災に係る施設の整備と避難訓練等の災害予防の対策に関すること。 (2) 災害時における収容患者の避難誘導に関すること。 (3) 被災負傷者等の収容保護に関すること。 (4) 災害時における医療、助産等の救護に関すること。 (5) 近隣医療機関相互間の救急体制の確立に関すること。
社会福祉施設経営者	(1) 防災設備等の整備と避難訓練の実施等の災害予防の対策に関すること。 (2) 災害時における施設入所者の避難誘導に関すること。
金融機関	被災事業者に対する資金の融資及びあっせんに関すること。
水道事業者	(1) 水道施設の整備と防災管理に関すること。 (2) 災害時における水の確保に関すること。 (3) 被災施設の応急対策と災害復旧に関すること。
建設業協会 徳之島支部	(1) 災害時における土木施設等の災害予防、応急対策に関すること。 (2) 災害時における道路等、復旧等に関すること。
その他公共的団体及び 防災上重要な施設の 管理者	それぞれの職務に関する防災管理、応急対策及び災害復旧に関すること。

第4章 住民及び事業所の基本的責務

第1 住 民

「自らの身の安全は自ら守る」が防災の基本であり、住民はこの観点に立ち、日ごろから自主的に風水害等に備え、防災訓練や各種防災知識の普及啓発活動をはじめとする県・町・消防機関等の行政が行う地震防災活動と連携・協力する必要がある。

また、住民は、風水害等に際しての警戒・避難活動等における隣保互助等により、被災を未然に防止し、あるいは最小限にとどめるため、相互に協力するとともに、町及び県が実施する防災業務について、自発的に協力し、住民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。

1 平常時から施設のする事項

- (1) 防災に関する知識の習得
- (2) 地域固有の災害特性の理解と認識
- (3) 家屋等の耐震体制の促進、家屋の転倒防止対策
- (4) ブロック塀等の改修及び生け垣化
- (5) 火気使用器具等の点検と火災予防装置
- (6) 避難場所、避難路の確認
- (7) 飲料水、食料、生活必需品等の備蓄
- (8) 各種防災訓練への参加による防災技能の習得
- (9) 自主防災会への参加

2 災害発生時に実施が必要となる事項

- (1) 正確な情報の把握及び伝達
- (2) 出火防止措置及び初期消火の実施
- (3) 自主防災組織への参加
- (4) 適切な避難の実施
- (5) 組織的な応急復旧活動への参加と協力

第2 事業所

事業所（管理者）は、県・町及びその他の行政機関が実施する防災業務について協力するとともに、事業の実施に当たっては、消防法に基づく設備の整備に関すること、従業員や顧客の安全を守りながら、経済活動の維持、地域への貢献等の役割を果たすなど、その社会的責務を自覚し、災害を防止するための最大限の努力を払わなくてはならない。

1 平常時から実施する事項

- (1) 防災管理責任者の育成
- (2) 建築物の耐震化の促進
- (3) 防災訓練の実施

- (4) 従業員に対する防災知識の普及
- (5) 自衛消防隊の結成と防災計画の作成
- (6) 地域防災活動への参加、協力
- (7) 防災用資機材の備蓄と管理
- (8) 飲料水、食料、生活必需品等の備蓄
- (9) 広告、外装材等の落下防止
- (10) その他、消防法に基づく設備の整備

2 災害発生時に実施が必要となる事項

- (1) 正確な情報の把握及び伝達
- (2) 出火防止措置及び初期消火の実施
- (3) 従業員、利用者等の避難
- (4) 応急救急・救護
- (5) 地域活動への協力、支援
- (6) ボランティア活動への支援

第5章 徳之島町の地勢と災害要因、災害記録

本章では、徳之島町の位置、地形・地質特性及び社会的条件、豪雨・台風、地震災害等の災害履歴及び災害特性を示す。

第1 町の位置

奄美群島は、鹿児島島の南380kmの位置にある奄美大島から沖縄を間近にのぞむ与論島まで、およそ180kmの洋上に点在する大小五つの島の総称である。

本町は、鹿児島島の南々西468km、太平洋と東支那海の接線上に浮かぶ徳之島（周囲84km）の東側で、奄美群島のほぼ中央に位置している。総面積は104.87km²で徳之島の東面の大部分を占めている。

徳之島町の位置

	所在地	東 経	北 緯
徳之島町役場	鹿児島県大島郡徳之島町亀津7203番地	129° 0′	27° 45′

第2 町の地形・地質

徳之島は、古生層や中生層の古い地層からなり、これらを貫いて噴出した花崗岩もみられる。中央部は山地で、周囲にはそれを取り巻くように広大な隆起サンゴ礁が発達し、海岸段丘を形成している。この山地を取り巻く隆起サンゴ礁は、海岸地帯に発達している隆起サンゴ礁より生成が古いので、琉球石灰岩と呼ばれている。

中央の山地から規模は小さいが多数の河川が流出し、本町側には大小29の河川が流れている。

第3 自然的要因

1 町の気象概況

徳之島の気候は亜熱帯海洋性で、四季を通じ温暖・多湿である。

年平均気温は20℃をくだらず、降水量も年間1,800mmを超える。

季節風は夏と冬に著しく、夏は南東から南、冬は北から北東の風が吹きつけ、交通や農作物に大きな影響を与えている。

台風は6月から10月にかけて来襲し、床下浸水や道路決壊等の被害をもたらしている。

2 台風、集中豪雨

本町における気象災害のうち、特に災害の大きいのは、台風災害であり、住家、道路決壊、田畑等の被害を被っている。これは本町が太平洋に面し、海岸沿いに住宅密集地が多く、このことが台風に伴う暴風、大雨、高潮、あるいは潮風等が原因となって起こる災害を一層大きくしている。

台風来襲回数

年 月		平成 27 年 (2015)	平成 28 年 (2016)	平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)	令和 元年 (2019)	令和 2 年 (2020)	令和 3 年 (2021)	計
沖縄・奄美への台風接近数(※)	1								
	2								
	3								
	4							1	1
	5	1							1
	6				2			1	3
	7	2	1	3	4	1		1	12
	8	2	1	1	4	1	4	3	16
	9	1	4	1	2	3	2	1	14
	10		1	2	1	2	1		7
	11				1	1			2
	12								
	計	6	7	7	13	7	6	7	53
総発生個数		27	26	27	29	29	23	22	183

(※) 台風の中心が鹿児島県の奄美地方、沖縄県のいずれかの気象官署から300km以内に入っ
た場合を「沖縄・奄美に接近した台風」としている。

(注) 接近は2か月にまたがる場合があり、各月の接近数の合計と年間の接近数とは必ずしも
一致しない。

また、大雨の発現を季節や要因別に分けると4月～5月の低気圧によるもの、6月～7月の
梅雨前線によるもの、8月～9月の台風によるものに分けられるが、特に水害を起こすような
大雨は梅雨期、台風期に多くなる。

梅雨期の雨の降り方をみると、梅雨の前期と末期とではかなり異なり、後半は雷を伴った局
地的な豪雨が降ることが多い。特に梅雨末期の豪雨は大きな水害を起こすことが多い。

3 高 潮

台風災害のうちで大きな災害を起こすものの一つに高潮がある。昭和20年の枕崎台風など県
内においても多数の人命を奪い、莫大な損害を与えた台風のほとんどは、暴風、大雨に加えて
異状な高潮を伴った台風である。天文潮による満潮と台風の襲来が重なると、海水面が上昇し
て高潮が発生する。これに風浪が重なって、海岸堤防を破壊し大災害が起きる。

この高潮を起こす原因は、

- (1) 台風を中心付近の気圧が外側の気圧より非常に低いため、中心付近の海水がふくれ上がる。
- (2) 強い風のため、海岸に海水が吹きよせられる。
- (3) 台風が中心が近づいたときと満潮のときが重なると、潮の高さは一層高くなる。

以上のようなことから、台風が接近する時刻を予想するときは幅をもたせて予想し、満潮時と一致するときはもちろん、干潮時でも十分警戒しなくてはならない。

4 突 風

平成23年11月、本町内において竜巻と思われる突風により、住家が飛ばされ、死者が出る被害が発生した。今後も、気象庁から発表される竜巻などの激しい突風に対する気象情報（竜巻注意情報）に注意を払う必要がある。ただし、竜巻などの現象は、発現時間が短く、発現場所も極めて狭い範囲に限られるのに対し、これらの情報は比較的広い範囲（おおむね一つの県）を対象に発表されるため、竜巻注意情報が発表された地域でも必ず竜巻などの突風に遭遇するとは限らない。したがって、竜巻注意情報が発表された場合には、周囲の空の状況に注意を払うとともに、空が急に真っ暗になる、大粒の雨が降り出すなど、積乱雲が近づく兆候が確認された場合には、頑丈な建物に避難するなど早めに避難を開始する必要がある。

5 地震・津波

本町は、比較的有感地震の発生が少ない地域ではあるが、奄美群島太平洋沖（南部／北部）で地震が発生した場合は、大きな被害を引き起こすことも十分に考えられている。また、地震による津波被害想定は、27分以内に7mを超える津波が予想されている。平常時から災害に備える体制を整えておくことが必要である。

6 火 災

災害対策基本法の対象になる火災は、大規模なものに限定しているが、災害救助法適用基準の枠内とされている。火災は、冬から春先にかけて火災多発期に発生しやすく、この時期に火災が多発し、また大火災が多いのは、季節風による強風や空気が乾燥していることに加え、火気を使用する機会が多くなっていること等が原因と考えられる。

第4 社会的要因

1 人 口

町の総人口は10,147人（令和2年国勢調査）で、平成12年以降減少傾向にある。離島という本町の立地条件もあって、人口構成は若年層の流出、出生率の低下などにより高齢化が進み、総人口に対する高齢者（65歳以上）の割合は33.2%と増加している。

さらに、観光客でにぎわう土地柄であること等から、発災時における避難時の対応については十分な体制を整えておく必要がある。

2 産 業

本町は、離島という制約の中にあって、群島第2位の耕地面積と豊富な水に恵まれて、さとうきびを基幹作物に、畜産、園芸などの複合経営に取り組んできた。最近ではジャガイモやサ

トイモなどの果菜類の出荷が伸びてきている。

また、水産業では近くに好漁場を有していることから、水産業振興にも力を入れてきた。漁船の大型化に伴う漁港の整備や水産資源の確保等には、今後も努力していく必要がある。

山林の整備等は治山上重要な役割を果たすため、長期展望に立った対応が必要とされる。

商工業については、島内商工業の中心をなす亀津地区に大小多数の商店が集合している。生活水準の向上及び若者の就職機会の拡大につながるよう地場産業の振興を図るとともに、活力と魅力ある街づくりが検討されている。

3 交 通

本町は、伊仙亀津徳之島空港線、伊仙天城線を始めとする5県道を基幹道路に、14路線の町道及びその他268路線が縦横に走り、住民の生活路あるいは島内経済の流通の骨格となっている。改良すべき線形不良箇所が未だ残る路線もあることから自然環境・景観・治山等に配慮の上、改良を進めていく。

ほかに、町道については観光拠点へのアクセスをスムーズにするほか、農林道についても万一の災害時に備え整備・改良が必要である。

離島において港湾の役割は極めて重要である。定期旅客船の拠点港となっている亀徳港等については防災対策上その整備が必要である。

第3種空港として整備された徳之島空港は、徳之島への入込み客増加により、現在十分に機能しているとはいえない。現路線の増便、新たな路線確保に向け、関係機関に積極的に働きかけていく。

4 森林の保全

森林開発、国有林の伐採、造林と林齢、林道建設が災害による被害の大きさを左右することから、山林の管理については、特段の防災上の配慮が必要である。

第5 災害記録

本町は、その位置と地形のために台風や季節風による被害が大きい。雨量は年平均雨量1,800mmを超え、梅雨期の集中豪雨や台風時の豪雨により、河川氾濫や土石流、土砂崩れ、農業災害等が懸念される。

地区内における災害発生状況は、資料1(P1701)のとおりである。

第6章 災害の想定

本計画の策定に当たって、本町の地形・地質等の自然条件、人口・事業所等の分布状況等の社会的条件、過去の災害の発生状況を考慮して、想定すべき災害を明らかにしておく必要がある。

第1 風水害

県において過去に発生した最大規模の風水害等とその際生じた様々な事象を、予防計画、応急対策計画並びに復旧・復興計画における目標（目安）として位置づける。

県において、既往の風水害のうち、最大規模であった平成5年（1993年）8月5日～7日にかけての大雨（いわゆる鹿児島豪雨）及び平成22年（2010年）10月18日～21日にかけての大雨（いわゆる奄美豪雨）と同程度の豪雨に加え、平成5年（1993年）9月1日～3日にかけての台風第13号による大雨・暴風と同程度の台風による被害が懸念されるため、以下に示す規模の災害と同程度の災害を想定災害として位置づける。

想定される被害の総括表（被害は全県の数値）

災害名／ 年月日 想定項目		鹿児島豪雨 (平成5年8月6日)	奄美豪雨 (平成22年10月20日)	台風第13号 (平成5年9月3日)
気象概況		・時間最大雨量 56mm（鹿児島）6日19時 65mm（入来峠）6日18時 ・日最大雨量 259mm（鹿児島）6日 369mm（川内）6日 ・総降水量の最大値 392mm（川内）5～7日	・時間最大雨量 78.5mm（名瀬）20日16時 89.5mm（古仁屋）20日13時 ・日最大雨量 622mm（名瀬）20日 286.5mm（古仁屋）20日 ・総降水量の最大値 766.5mm（名瀬）18～21日	・最大瞬間風速・風向 59.1m／秒（種子島）・南 3日15：45 ・最大風速・風向 33.7m／秒（沖永良部島）・南 3日02：40 ・総降水量の最大値 373mm（高峠）2～3日
人的被害	死者数	48名	3名	33名
	行方不明	1名	—	—
	重傷	12名	1名	15名
	軽傷	52名	1名	160名
建物被害	全壊	298戸	10戸	226戸
	半壊	193戸	443戸	706戸
	一部破損	588戸	12戸	31,899戸
	床上浸水	9,378戸	116戸	1,381戸
	床下浸水	2,754戸	851戸	3,903戸

第2 地震被害予測

鹿児島県では、平成24年度から25年度にかけて、次の基本的な考え方に基づき地震等災害被害予測調査を実施し、地震・津波等の災害の想定や、被害の想定を見直すこととし、平成24年度は、地震・津波等の大きさについて想定した。（被害の想定は、25年度実施）

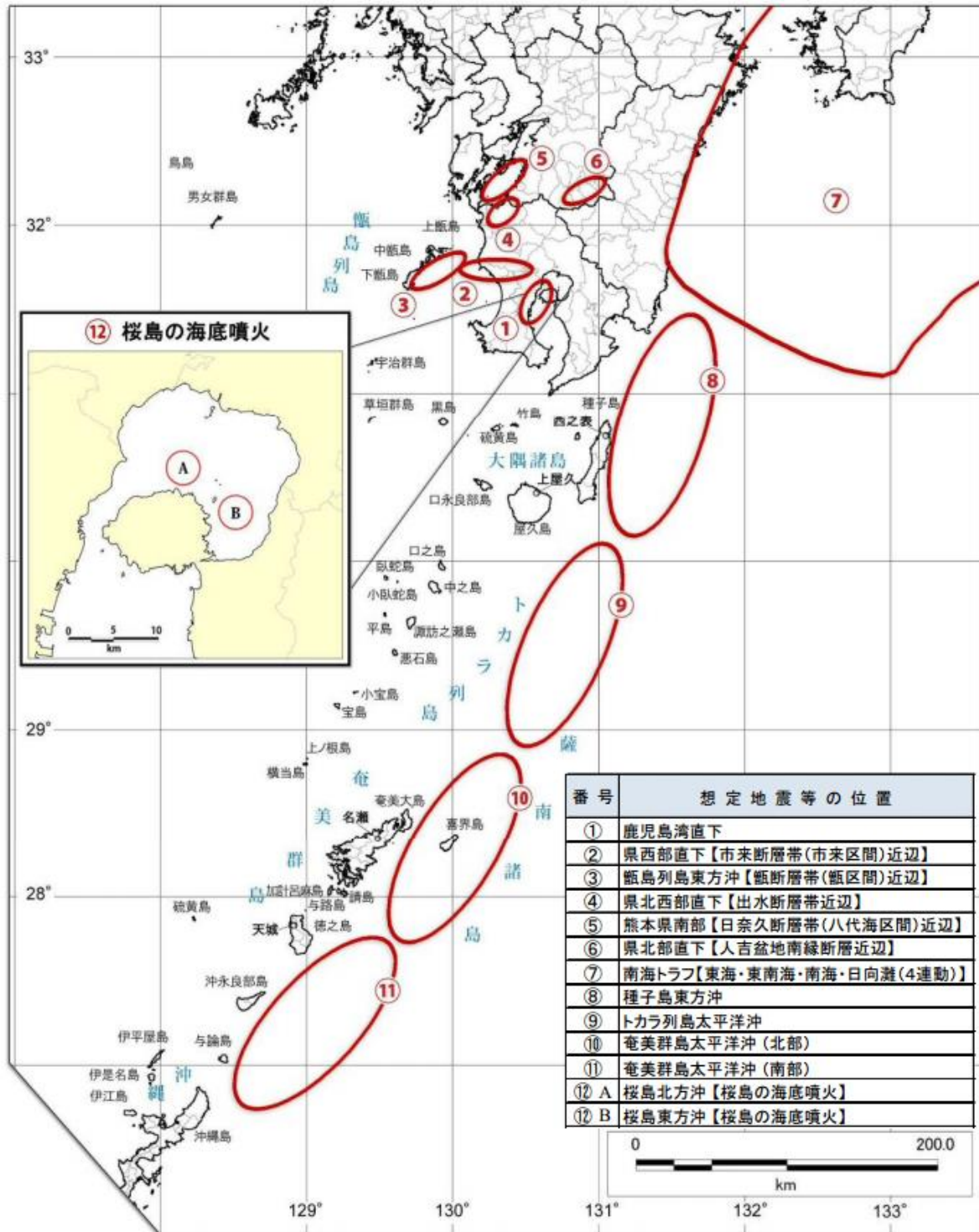
本被害想定は、平成23年3月に発生した東日本大震災の被害状況を踏まえ、鹿児島県が想定すべき災害のひとつである地震・津波災害による地震動、津波、地盤の液状化、斜面崩壊の想定を行い、併せて桜島の海底噴火に伴う津波の想定も行ったものである。

なお、今回、調査対象としなかった地震・津波以外の災害についても、昭和13年に400名を超える死者・行方不明者を出した、いわゆる「肝付災害」のような大規模な風水害、火山災害など、激化・大規模化した災害の発生可能性についても考慮しておく必要がある。

また、自然現象は大きな不確定要素を伴うものであることから、想定やシナリオには一定の限界があることに十分留意し、実際の災害発生時には、想定にとらわれず行動することが重要である。

1 想定地震

想定地震等の位置及び概要を以下に示す。



想定地震等の位置

想定地震等の概要

番号	想定地震等の位置	気象庁 マグニチュード (M_J)	モーメント マグニチュード (M_w)	震源断層 上端の深度 (km)	津波 (11津波)
①	鹿児島湾直下	7.1	6.6	3	○
②	県西部直下 【市来断層帯（市来区間）近辺】	7.2	6.7	1	○
③	甕島列島東方沖 【甕断層帯（甕区間）近辺】	7.5	6.9	1	○
④	県北西部直下 【出水断層帯近辺】	7.0	6.5	3	—
⑤	熊本県南部 【日奈久断層帯（八代海区間）近辺】	7.3	6.8	3	○
⑥	県北部直下 【人吉盆地南縁断層近辺】	7.1	6.6	2	—
⑦	南海トラフ 【東海・東南海・南海・日向灘（4連動）】	—	地震：9.0 津波：9.1	10	○
⑧	種子島東方沖	—	8.2	10	○
⑨	トカラ列島太平洋沖	—	8.2	10	○
⑩	奄美群島太平洋沖（北部）	—	8.2	10	○
⑪	奄美群島太平洋沖（南部）	—	8.2	10	○
⑫A	桜島北方沖 【桜島の海底噴火】	—	—	—	○
⑫B	桜島東方沖 【桜島の海底噴火】	—	—	—	○

注 気象庁マグニチュード (M_J) とモーメントマグニチュード (M_w) について

断層による内陸の地震（番号①～⑥）は、断層の長さ（推定）から、気象庁マグニチュード (M_J) を算出している。その後、その断層の長さを用いて震源（波源）断層モデルを作成し、モーメントマグニチュード (M_w) を求めている。

プレート境界の海溝型の地震（番号⑦～⑪）は、震源（波源）断層の位置・大きさを設定し、モーメントマグニチュード (M_w) を求めている。

2 想定地震等の考え方

地震等の大きさは、鹿児島県地域防災計画を策定する上での想定であり、必ずしも一定期間内の高い確率のものではなく、発生頻度は極めて低いが甚大な被害をもたらす最大クラスのものを中心に想定することとし、鹿児島県地域防災計画検討有識者会議の意見を踏まえ、以下の考え方に基づき検討を行ったものである。

- (1) 地域における過去最大級の地震と同レベル以上の地震（基本はM7又はM8）
- (2) 可能な範囲で最新の科学的知見（国のデータ等）を踏まえた想定
- (3) 鹿児島県への影響及び地震等発生の可能性を考慮（鹿児島県及び周辺地域に分布する活断層等を震源とする地震、海溝型地震及び桜島の海底噴火に伴う津波を想定）
- (4) 国や有識者会議から新たな知見が示された場合は、再検討可能な想定
- (5) 県内全市町村の直下にマグニチュード6クラスの地震を想定

3 想定結果

(1) 想定地震ごとの地震動の想定結果の概要

想定地震	地震動の想定結果
①鹿児島湾直下の地震	鹿児島市、垂水市では、多くの地域で震度6弱以上の揺れが想定され、鹿児島市では、一部の地域で震度7に、垂水市では、一部の地域で震度6強に達すると想定される。 鹿屋市、日置市、南九州市、姶良市においても、一部の地域で震度6弱の揺れが想定される。
②県西部直下の地震	いちき串木野市では、ほぼ全域で震度6弱以上の揺れが想定され、一部の地域で震度7に達すると想定される。 鹿児島市、薩摩川内市（本土）、日置市においても、一部の地域で震度6強の揺れが想定される。 南さつま市、姶良市においても、一部の地域で震度6弱の揺れが想定される。
③甕島列島東方沖の地震	薩摩川内市（甕島）では、多くの地域で震度6弱以上の揺れが想定され、一部の地域で震度6強に達すると想定される。 薩摩川内市（本土）、いちき串木野市においても、一部の地域で震度6弱の揺れが想定される。
④県北西部直下の地震	出水市、阿久根市、長島町では、多くの地域で震度6弱以上の揺れが想定され、出水市では、一部の地域で震度7に、阿久根市、長島町では、一部の地域で震度6強に達すると想定される。 さつま町においても、一部の地域で震度6弱の揺れが想定される。
⑤熊本県南部の地震	長島町では、多くの地域で震度6弱以上の揺れが想定され、一部の地域で震度7に達すると想定される。 阿久根市、出水市においても、一部の地域で震度6弱の揺れが想定される。
⑥県北部直下の地震	霧島市、伊佐市、湧水町では、一部の地域で震度5強に達すると想定される。
⑦南海トラフの巨大地震	本県では、内閣府（2012）の南海トラフの巨大地震モデル検討会の4ケース（基本・東側・西側・陸側）のうち、基本及び東側ケースの震度よりも、西側及び陸側ケースの震度が大きくなる。 曾於市、志布志市では、多くの地域で震度6弱以上の揺れが想定され、一部の地域で震度6強に達すると想定される。 鹿児島市、鹿屋市、垂水市、霧島市、伊佐市、姶良市、さつ

	ま町、湧水町、大崎町、肝付町においても、一部の地域で震度6弱の揺れが想定される。
⑧種子島東方沖の地震	種子島の3市町、曾於市、志布志市では、多くの地域で震度6弱以上の揺れが想定され、一部の地域で震度6強に達すると想定される。 鹿児島市、鹿屋市、指宿市、垂水市、霧島市、南九州市、大崎町、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町、屋久島町においても、一部の地域で震度6弱の揺れが想定される。
⑨トカラ列島太平洋沖の地震	中種子町、南種子町、屋久島町では、一部の地域で震度6弱に達すると想定される。
⑩奄美群島太平洋沖（北部）の地震	喜界町では、ほぼ全域で震度6強以上の揺れが想定され、一部の地域で震度7に達すると想定される。 奄美大島の5市町村の多くの地域、天城町の一部の地域では、震度6弱の揺れが想定され、奄美市では、一部の地域で震度6強に達すると想定される。
⑪奄美群島太平洋沖（南部）の地震	徳之島の3町の多くの地域、奄美市、宇検村、瀬戸内町、伊仙町、知名町、与論町の一部の地域では、震度6弱の揺れが想定され、徳之島町、天城町では、一部の地域で震度6強に達すると想定される。

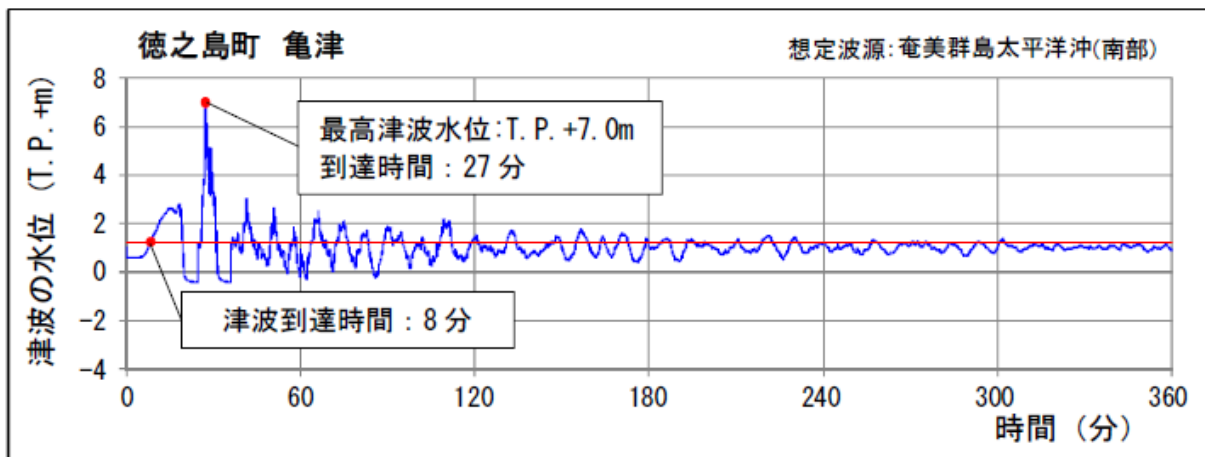
(2) 本町における想定地震ごとの最大震度

①鹿児島湾直下		②県西部直下		③甕島列島東方沖	
—		—		1	
④県北西部直下		⑤熊本県南部		⑥県北部直下	
—		—		—	
⑦南海トラフ 【基本ケース】	⑦南海トラフ 【東側ケース】	⑦南海トラフ 【西側ケース】		⑦南海トラフ 【陸側ケース】	
2	1	2		2	
⑧種子島東方沖	⑨トカラ列島 太平洋沖	⑩奄美群島太平洋沖 (北部)		⑪奄美群島太平洋沖 (南部)	
3	4	5 強		6 強	

(3) 本町における想定津波の波源ごとの最大津波

【津波の計算条件：朔望平均満潮位・堤防なし・地殻変動考慮】

①鹿児島湾直下		②県西部直下		③甕島列島東方沖	
到達時間(分)	津波高(m)	到達時間(分)	津波高(m)	到達時間(分)	津波高(m)
—	—	—	—	214	1.38
⑤熊本県南部		⑦南海トラフ (CASE5)		⑦南海トラフ (CASE11)	
到達時間(分)	津波高(m)	到達時間(分)	津波高(m)	到達時間(分)	津波高(m)
—	—	188	3.47	110	3.93
⑧種子島東方沖		⑨トカラ列島太平洋沖			
到達時間(分)	津波高(m)	到達時間(分)	津波高(m)		
92	1.83	77	2.55		
⑩奄美群島太平洋沖 (北部)		⑪奄美群島太平洋沖 (南部)			
到達時間(分)	津波高(m)	到達時間(分)	津波高(m)		
70	3.77	27	7.33		



鹿児島県における津波浸水予想については、資料2 (P1703) に示す。

第1章 災害に強い施設等の整備

風水害等の災害に際して、被害の軽減を図るためには、各種防災事業を推進し、被害を未然に防止したり、被害の及ぶ範囲を最小限にとどめられるよう整備しておくことが基本となる。このため、災害に強い施設等の整備に係る対策を講ずる。

総務課 建設課

第1節 土砂災害等の防止対策の推進

本町は、地形・地質条件から、土石流、地すべり、急傾斜地崩壊、斜面崩壊等の風水害による土砂災害、山地災害、農地災害等の被害が予想される。このため、このような災害を防止するため、従来より推進されている各種防災事業を継続し、風水害に係る災害危険を解消するための事前対策を計画的に推進する。また、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成12年法律第57号、平成13年4月施行）（以下「土砂災害防止法」という。）に基づき、土砂災害から住民の生命を守るため、危険性のある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備や新規住宅等の立地抑制等のソフト対策を推進する。

第1 土砂災害の防止対策

1 土砂災害防止事業の推進

本町は、台風、豪雨の発生する頻度が高いため、土石流、がけ崩れ、地すべり等による土砂災害を受けやすい。そのため、降雨、台風時には、これらの危険が予想される箇所を巡回して監視する。

(1) 山地災害危険地区等

町は、山腹崩壊、地すべり、崩壊土砂の流出により、公共施設や人家等に直接被害を与えるおそれのある山地災害危険地区を調査・把握し、山地災害危険地区等の巡視警戒等災害予防に必要な措置を行う（資料3 参照P1721）。

(2) 土石流危険渓流等

町は、土石流の発生が予想される危険渓流等を調査・把握し、巡視警戒等災害予防に必要な措置を行う（資料4 参照P1731）。

(3) 地すべり危険箇所

町は、地すべりの発生が予想される地すべり危険箇所を把握・調査し、巡視警戒等災害予防に必要な措置を行う（資料5 参照P1732）。

(4) 急傾斜地崩壊危険箇所等

町は、がけ崩れの発生が予想される急傾斜地崩壊危険箇所を把握・調査し、巡視警戒等災害予防に必要な措置を行う（資料6 参照P1733）。

(5) 災害危険区域（急傾斜地崩壊危険箇所と同一区域を指定）

町は、急傾斜地崩壊危険区域又は津波、高潮、出水若しくは地すべりによる危険の著しい

区域では、住家等の建築を制限するとともに、がけ地に近接する既存の不適格住宅の移転の促進や、がけ地近接等危険住宅移転事業を行うよう努める（資料9参照P1739）。

(6) 主要交通途絶予想箇所

町は、落石、崩土、河川の氾濫、浸水、高潮等により交通の途絶が予想される箇所を指定し、職員が定期的に防災パトロールを実施し、実態の把握に努める。また、緊急度の高い箇所から順次防災工事を実施し、場合によっては通行規制や通行止の措置を行い、被害の未然防止に努める（資料11参照P1740）。

(7) 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等

町は、県と連携し、土砂災害から住民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進する（資料7参照P1736）。

① 土砂災害警戒区域

町は、土砂災害により被害を受けるおそれのある区域として県が指定した土砂災害警戒区域について、土砂災害防止法第8条に基づき各区域ごとに警戒避難体制に関する事項について定め、情報伝達、警戒避難体制の整備、警戒避難に関する事項の住民への周知を図る。

② 土砂災害特別警戒区域

町は、土砂災害により建築物に損傷が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域について県が行う基礎調査、土砂災害特別警戒区域の指定に協力する。

特別警戒区域内では、住宅宅地分譲や老人ホーム、病院等の要配慮者施設を建築するための開発行為に知事の許可を要するほか、建築基準法による建築物の構造規制、土砂災害時に著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者等に対し知事は移転等の勧告が可能となる。

(8) その他の災害危険箇所

町は、各種法令の指定要件に該当しない危険箇所についても掌握し、地域住民へ周知するとともに、法令指定区域に準じ、危険箇所ごとに、巡視、警戒避難体制等災害の予防に必要な措置を定めておく。

2 災害危険区域の防災対策

(1) 防災事業による対策

町及び砂防施設管理者は、危険箇所の安全施設の整備等の防災事業について、国及び県の治山・治水計画を勘案し、土地条件に応じて必要な対策を講じる。

(2) 砂防施設等の災害防止

砂防施設等（砂防施設、急傾斜地崩壊防止施設、地すべり防止施設及び林地荒廃防止施設等）の機能を確保するため、砂防施設等管理者及び住民等受益者は、日常の巡視や点検を行い、適切な維持管理に努め、砂防施設等管理者は必要に応じて、老朽化対策を推進する。

3 災害危険区域の行為規制

町は、「宅地造成等規制法」に基づき、県が実施する行政指導監督に協力し宅地生成者又は施

工者に万全の措置をとらせる。

4 災害危険箇所等の調査結果の周知

(1) 災害危険箇所の点検体制の確立

町は、徳之島事務所、消防機関、警察等防災関係機関等の協力のもとに、災害危険箇所の防災点検を計画的に実施する。災害危険箇所の防災点検の実施に当たっては、当該危険箇所のある地域の自主防災組織のリーダーや、住民の参加を得て行うよう努める。

(2) 災害危険箇所の災害危険性の把握・周知

① 町は、災害危険箇所の内容を住民に十分認識してもらえるよう、国等の調査結果を周知・公表する。危険箇所以外でも多くの災害が発生しているため、町は、その他の災害危険予想箇所についても掌握し、住民に周知する。

② 町独自に、新たに把握すべき土石流、がけ崩れ、地すべりなどの危険性について調査し、結果を積極的に住民へ周知する。

(3) 災害危険箇所に係る避難場所等防災情報の周知・徹底

町は、災害危険箇所に係る避難場所、避難所、避難路及び避難方法を次に示すあらゆる手段により地域住民に周知する。

① 災害危険箇所、避難場所、避難所、避難路及び避難方法を町地域防災計画に明示、位置づける。

② 災害危険箇所のほか、避難場所、避難所、避難路、消火・防災施設等を明記した地区別防災地図（防災マップ）の作成・掲示・配付

③ 広報紙、ポスターやパンフレット等により、また、自主防災組織や地域自治会等の総会、公民館長会等あらゆる機会・手段を通じて周知を図る。

5 災害危険箇所の警戒避難体制の整備

(1) 災害危険箇所の警戒体制の確立

町は、気象予警報等が出された場合、災害危険箇所の警戒を実施し、地区の住民に対して、速やかに避難誘導等の行動に移れる体制を確立しておく。特に、土砂災害警戒区域においては早期に警戒避難体制を整備する。

(2) 避難対象地区の指定及び警戒巡視員の選任等

町は、人家等に被害を与えるおそれがある危険箇所がある地区を避難対象地区として指定し、地区ごとに避難場所、避難路、避難方法等を定めた避難計画を作成する。

また、必要により、地区ごとに警戒巡視員を選任又は委嘱しておく。

(3) 避難計画の整備

町は、特に、災害危険箇所及び土砂災害警戒区域等の住民を対象に、次の内容の避難計画を作成する。

① 災害危険箇所の概況

当該地区の世帯数、人口及び避難等の際、留意すべき要配慮者の状況、福祉施設等の状況

② 住民への情報伝達方法の整備

町防災行政無線のほか、広報車、消防団員等による戸別広報等の伝達方法についての効果的な運用方法

③ 避難場所、避難所及び避難路の指定

災害の種類ごとに、災害の危険から緊急に逃れるための施設・場所を指定緊急避難場所として指定するとともに、構造や立地条件等安全性と利便性に十分配慮して、災害後、被災者を一時的に滞在させるため公共施設等を指定避難所として指定する。避難路についても、途中にがけ崩れや浸水、高潮等の影響がない安全な経路を複数定める。

また、指定緊急避難場所や指定避難所での住民の世話人の配備等の措置を講じる。

④ 避難誘導員等の指定

避難する際の消防団員や自主防災組織のリーダー等誘導員を定め、特に、地域の独居高齢者等の要配慮者については、誘導担当者を定める。

⑤ 避難指示等の基準の設定

土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定する。また、土砂災害警戒区域等を避難指示等の発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報及び土砂災害警戒情報の補足情報となる河川砂防情報システムによる危険度レベル（レベル1、2、3、4）、気象庁の防災情報提供システムや気象庁ホームページの大雨警報（土砂災害）の危険度分布等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難指示等を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努める。

⑥ ハザードマップ等の作成

町は、土砂災害に関する情報の伝達方法・避難場所及び避難経路に関する事項その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。

(4) 住民の自主的避難の指導

町は、土砂災害等が発生したときの住民の自主的避難について、広報紙をはじめ、あらゆる機会を通じて指導するとともに、雨量等の情報をできる限り、住民に提供するように努める。避難対象地区内の住民は、隣保精神に基づいて組織された自主防災組織等の地域ぐるみで、避難を早めに行うよう努める。このため、町及び各防災関係機関は協力して、積極的に自主防災組織等の育成・強化に努める。

住民の自主的避難の指導方法は、本編第2部第3章第3節「自主防災組織の育成強化」で定める。

(5) 避難訓練

町及び各防災関係機関の長は、地区内の自主防災組織等とも十分連携をとりつつ、適宜斜面災害を想定した避難訓練を実施する。

避難訓練の方法は、本編第2部第3章第2節「防災訓練の効果的实施」で定める。

第2 農地災害等の防止対策

1 農地防災・保全施設の整備

県及び町は、排水路、農業用ため池、排水機場等の農地防災・保全施設の整備を行い、農村地域の災害発生防止に努める。特に、豪雨等により決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設が存在し、人的被害を与えるおそれのある防災重点農業用ため池については、関係法令に基づいて計画的かつ重点的な整備に努める。

また、ダムや防災重点農業用ため池が万が一決壊した場合を想定し、人的被害を軽減するため、被害想定区域や避難場所等を示したハザードマップを作成するなど、減災対策にも努める。

第2節 河川災害・高潮災害等の防止対策の推進

本町は、台風常襲地帯という気象的に厳しい自然条件のもとに置かれ、洪水の被害を受けやすい特質があり、また、沿岸部を抱える地形条件から、高潮、波浪災害等を受けやすい特質があるため、河川災害、高潮災害等に対する防止対策を講じておく必要がある。このため、従来より推進されている河川堤防、海岸保全施設等の整備事業を継続して推進する。

第1 河川災害の防止対策

1 河川災害の防止事業の推進

(1) 河川及び治水施設等の整備状況

本町は、台風常襲地帯という厳しい自然条件のもとにあることから、河川整備に当たっては、緊急度の高いはん濫区域の洪水防ぎょを主眼とし、河川環境にも十分配慮しながら整備事業を推進していく。

(2) 河川及び治水施設の整備対策

河川の通常の水位や潮位に比べて堤内地盤が低いところや、護岸施設等の老朽化が進行しているところでは、堤防の被害が生じた際、大きな浸水被害をもたらすおそれが予想されるため、河川堤防の災害防止対策として必要な区間について、後背地の資産状況等を勘案して整備を進める。

2 河川等重要水防箇所等の把握、周知

町は、河川等重要水防箇所及び水防箇所に基づき、住民への周知に努めるとともに、河川災害の危険性等に関する次の事項を把握し、その結果を必要に応じ、住民に周知する（資料12参照P1741）。

- (1) 河川の形状、地盤高に応じた浸水危険性の把握
- (2) 避難路上の障害物等の把握
- (3) 指定避難所等の配置状況・堅牢度等の把握
- (4) 危険区域内に居住する住民構成や地域・近隣単位の自主避難体制の検討

3 危険予想区域の巡視等

(1) 重要水防区域

水防管理者は、異常降雨によって河川の水位が上昇しているとき、又は指定河川について水防警報が発せられたとき等には、「徳之島町水防計画書」に示す危険区域内の堤防等の巡視を行うとともに、当該区域ごとに監視のための水防団員（消防団員）を配置する。通報その他災害予防上必要な事項については、同計画書に定めるところによる。

(2) その他の河川

町は、町内の河川、水路の危険予想区域について、量水票を適時巡視する。なお、危険箇所の改修については、計画的に実施していく。

第2 高潮災害等の防止対策

1 海岸保全施設整備事業の推進

本町は、徳之島の東半分の海岸線を有し、その大部分は天然海岸である。住家が海岸線まで迫っている箇所もあり、台風時には波浪、高潮等による被害が発生しやすいので、海岸環境にも配慮しながら海岸保全施設の整備を促進する必要がある。

本町の高潮・津波危険地域は、資料13（P1741）のとおりである。

2 既存海岸保全施設の老朽度点検、改修

町は、従来の高潮、波浪等を念頭にした海岸保全事業を継続し、既存海岸保全施設の老朽度点検を行い、特に重要な施設から改修等を計画的に推進する。また、情報伝達手段の整備等防災機能に優れた海岸保全施設の整備を推進する。

3 高潮リスクの低減

町は、港湾における高潮・高波・暴風リスクを低減するため、タイムラインの考え方を取り入れた防災・減災対策を推進する。

また、近年の高波災害を踏まえ、必要に応じて、耐波性能の照査や既存施設の補強を推進する。港湾管理者は、コンテナ等の野外蔵置貨物の流出防止対策を推進する。

第3節 防災構造化の推進

町内の基盤施設の整備を推進し、災害の拡大を防ぎ、被害の軽減を目指す防災まちづくりを推進するため、防災環境を整備するための事業を、総合調整して実施する。

また、振興開発事業等をはじめとする事業を推進することにより適正な土地利用を推進し、風水害等に備えた安全な環境の整備を推進する。

第1 防災的土地利用の推進

1 新規開発に伴う指導・誘導

町は、新規開発等の事業に際して、以下の各種法令に基づき、防災の観点からの総合的な調整・指導を行う。特に、低地部の軟弱地盤地域での大規模宅地造成や危険斜面の周辺等での開発行為に際しては、防災に配慮した土地利用への指導等を計画的に行う。

(1) 宅地造成工事規制区域の安全化

宅地造成等規制法第3条により指定された宅造工事規制区域内で行う宅造工事について、同法の規定に基づき指導、取締りを行い、災害防止に努める。

(2) 建築基準法による災害危険区域対策

建築基準法第39条により指定された災害危険区域については、建築を制限し、災害防止に努める。

(3) 危険住宅の移転促進

がけ地の崩壊等による危険から住民の生命の安全を確保するため、危険住宅の移転の促進を図る。

第2 建築物の不燃化の推進

1 防火、準防火地域の拡大

建築物が密集し、火災により多くの被害を生ずるおそれのある地域においては、防火地域及び準防火地域の指定を行い、耐火建築物又は防火建築物の建築を促進する。

2 消火活動困難地域の解消

町は、市街地の不燃化事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業等により、道路・空地を確保・拡充し、老朽木造住宅密集市街地及び消火活動困難地域の解消に努める。

3 延焼遮断帯等の整備

町は、広幅員の道路・公園等の延焼遮断帯の整備や空地等の確保により、火災の延焼防止を図り、安全な防災都市の創出を指導する。

4 公営住宅の不燃化推進

町は、木造及び準耐火構造の公営住宅について、建替え等による住宅不燃化の推進を図る。

5 消防水利・貯水槽等の整備

町は、消防力の基準等に照らし、消防力施設等の充足状況を勘案するとともに、市街地等の

火災に対応できるよう、各種事業により、市街地における貯水槽等消防水利の整備を推進する。

6 その他の災害防止事業

町は、火災時の効果的な消防活動を念頭において、消防活動道路等の確保について検討しておく。また、公園や防災拠点施設の整備を進め、火災時の消火・避難・救護活動の円滑な実施を図る。

第3 道路・公園・緑地・空地等の防災空間の確保

1 道路の整備（延焼遮断帯機能の確保）

道路は、住民の生活と産業の基盤施設として重要な社会資本であるとともに、風水害等の災害時において、人員、物資の緊急輸送、避難路等の役割を発揮するほか、市街地火災に際して延焼遮断帯としての機能を発揮する。このため、町は、災害に強い道路網の整備を計画的に推進し、避難路、緊急輸送道路の確保及び消防活動困難区域の解消に資するとともに、道路については、多重性・代替性の確保が可能となるよう体系的に整備する。

2 公園・緑地・空地等のオープンスペースの整備・確保

町は、公園等を計画的に配置・整備し、必要に応じ、オープンスペースを確保し、避難地としての機能を強化する。

山間部などの斜面地等については、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業等と連携し、緑地協定等による市街地における緑地の確保を図り、土砂災害防止、延焼遮断等の機能を有する緑地・空地の体系的な整備・保全を推進する。

3 防災拠点の確保

大規模災害時における災害応急対策等を効果的に実施するための拠点として、避難地、災害応急対策支援等の機能を備えた防災拠点の整備に努める。

特に、大規模、広域的な災害が発生した場合の救援活動や緊急物資の輸送・集積を行う岸壁、ヘリポート、避難広場等を一体的に備えた広域防災拠点を確保する。

4 共同溝等の整備

町は、住民生活の根幹をなす電線、水道管等のライフライン施設の災害による被害を最小限にとどめるため、これらを収容するための共同溝等の整備を推進する。

第4 擁壁・ブロック塀等の工作物対策

1 擁壁の安全化

町は、道路部において擁壁を設置する場合においては、設計時に安定性を考慮しているが、道路防災点検等を行い、その結果に基づき必要な補強・補修等の対策を講ずる。宅地に擁壁を設置する場合については、建築基準法に基づく安全化指導を従来に引き続き実施する。

2 ブロック塀等の安全化

町は、パンフレットの配付や建築物防災週間等において、新設のブロック塀等の落下や倒壊防止などの安全化対策や既存のブロック塀等の修繕、補強等の改修について住民及び事業所を

指導する。

3 窓ガラス等落下物の安全化

町は、これまでに実施している定期報告制度や年2回の建築物防災週間をはじめとする既存建築物の窓ガラス、外壁タイル等の補修指導を継続するとともに、窓ガラス等の落下物によって公衆に危害を及ぼす危険性の高い地域については、特にその指導に努める。また、強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図る。

4 屋外広告物に対する規制

屋外広告物は、「構造及び設置方法は、倒壊、落下等によって公衆に危害を及ぼすおそれのないもの」として一定の規模以上の広告物に対して、県により掲出許可基準を設けている。そのため、風水害時の落下等によって公衆に被害を及ぼす危険性の高い施設については、特に設置者への指導を県とともに推進する。

第4節 建築物災害の防災対策の推進

風水害等の災害時は、災害状況により、浸水・斜面崩壊等による建物損壊や火災による焼失等の被害が予想される。このため、建築物の「構造耐火上の安全性」、「防火性・耐火性」等の安全性を確保することにより、建築物災害の防止対策を推進する。

第1 公共施設及び防災拠点施設の安全性の確保

1 公共施設等の安全性の確保

町は、庁舎、学校、公民館、公営住宅等の所管施設について、災害応急対策実施上の重要性、有効性、地域特性等を考慮し、防災上重要と判断される建築物の安全性の確保を図る。

2 重要防災拠点施設の安全性の確保

庁舎、消防・警察等の防災機関の施設、医療機関、学校、公民館などの重要防災拠点施設は、風水害等の災害時における応急対策活動の拠点となることに加え、避難施設として利用されることが多い。このため、町は関係機関と協力し、災害時にこれらの施設の機能を確保・保持できるよう安全性を確保する。

第2 一般建築物の安全性の確保

1 防災指導等による不燃化、安全化の促進

一般建築物の不燃化、安全化等の促進の指導に努める。

(1) 一般建築物に対する防災指導

① 建築確認審査等による指導・誘導

特定行政庁である県は、建築確認審査及び完了検査を通して、建築物や敷地等が安全となるよう、建築基準法等に基づき指導を行う。

② 建築制限の指導・強化

災害危険区域内の既存建築物に対する防災指導を実施するとともに、住居の用に供する建築物の建築を制限し、災害を未然に防止する。

③ 危険予想地域内建築物の安全措置の指導

がけ崩れや浸水その他災害が予想される地域の建築物や敷地等については、安全性確保のための措置を講ずるよう指導・啓発する。

④ 保安上危険な建築物に対する指導

保安上危険（がけ上、がけ下等）であり、又は衛生上有害である建築物に対し、適正な指導を行う。

⑤ 違反建築物の取締り

不法建築、無届建築等を摘発し、県と連携し適正な指導を行う。

⑥ 防災性の高い市街地の整備

ア 地域、地区の指定のない都市に対する地域、地区制の促進を図る。

イ 土地区画整理、道路位置指定等の指導により、宅地の計画的な環境整備を図る。

ウ 建築基準法に基づく総合設計制度等の促進を図る。

(2) 既存建築物に対する改修指導

建築年次が古く、老朽化の進んだ空き家を含む既存建築物については、ある程度、「構造耐力上及び防火性・耐火性」の安全性が確保されていないものが見込まれることから、老朽化した建築物の改修等の必要性について普及・啓発を図る。また、これら施設に対する災害は、地盤高や周辺の河川・斜面等の状態にも関係するため、風水害等の危険性の高い区域については、特に重点的な安全化対策が望まれる。

がけ地の崩壊等による危険から住民の生命の安全を確保するため、建築基準法第39条の規定による災害危険区域を指定し、住宅等の建築制限を行う。

なお、がけ地に近接した既存不適格建築物のうち、急傾斜地崩壊防止工事などの対象とならない住宅に対し、移転促進のための啓発を行う。

(3) 融資制度等の活用による不燃化等の促進

民間住宅に対する住宅金融支援機構の賃貸住宅融資制度等を活用して、耐火建築物及び準耐火建築物の建設を促進する。

2 住民等への意識啓発

町は、住民に対し、次の意識啓発を実施する。

(1) 建築物の不燃化等の必要性の啓発

建築確認審査を通じて、建築物の不燃化等の関係法令について、普及・啓発を図るとともに、既存建物については改修時の相談に応じる。このほか、講習会等を実施することにより、不燃化等の必要性を啓発する。

(2) がけ地近接危険住宅の移転の啓発

がけ地近接等危険住宅の移転について、助成による誘導措置を含め、普及・啓発を図る。

3 特殊建築物等の安全性の確保

(1) 特殊建築物の定期報告

不特定多数の者が利用する病院、劇場、映画館、旅館・ホテル、物品販売業を営む店舗等の特殊建築物の安全性の確保を図るため、建築基準法第12条の規定に基づく定期報告制度により、建築物の維持保全の状況等について、所有者又は管理者が建築士等に定期的に調査・検査をさせて、その結果の報告を求める。

また、必要な場合は現地調査を実施し、適正な指導を行い、災害を未然に防止する。

(2) 特殊建築物の定期的防災査察の実施

前記(1)の特殊建築物など不特定多数の者が利用する施設については、「建築物防災週間」(火災予防週間と協調して実施。)において消防署等の協力を得て、防災査察を実施するとともに、年間を通じパトロールを行い、建築物の安全性を確保するため、積極的な指導を推進する。

(3) 防火対象物の状況

町内の防火対象物は資料14 (P1771) のとおりである。

第5節 公共施設の災害防止対策の推進

上水道、下水道、電力、ガス、通信等のライフライン施設、道路・橋梁、港湾・漁港等の公共施設は、地域生活の根幹をなすものであり、これらが災害により被害を受け、機能まひに陥ることによる影響は極めて大きく、特にライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動等に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらす。

このため、風水害等の災害に強い施設を整備するとともに、災害が発生したときも被害を最小限にとどめ、早期復旧が図られるよう、施設の災害防止対策を推進する。

第1 上水道施設の災害防止

1 災害に強い水道施設・管路施設の整備の推進

上水道施設は、生命の維持や日常生活に不可欠なため、各水道事業者は、災害に備え機能が保持できるよう施設整備を行っているが、今後、特に施設の更新時を捉えて耐震化を推進するとともに、引き続き、以下の対策により、被害発生抑制と影響の最小化を図り、災害に強い上水道施設の整備を推進する。

- (1) 水源施設、管路施設等の上水道供給システムの整備・強化
- (2) 老朽化した水道施設、管路施設等の点検・補修の推進
- (3) 水道施設の耐震化・停電対策の推進
- (4) 浸水のおそれがある水道施設における対策の推進
- (5) 土砂崩壊による被災のおそれがある水道施設における対策の推進
- (6) 給水区域の分割による配水管網のブロック化の推進
- (7) 系統間の相互連絡管の整備による広域的なバックアップ体制の推進

2 復旧用資機材、応急給水施設等の整備の推進

被災時の復旧用資機材、被災者のための応急給水施設等の整備を推進する。

- (1) 水源の確保
将来の水需要の増大に対応して新たな水源の確保に努める。
- (2) 災害が予想される場所の措置
気象台の気象予報・警報に対処し、災害が予想されるときは、各施設の点検を行うとともに、各家庭における用水確保の啓発及び配水制限等の措置を検討する。
- (3) 埋設管の被害軽減
埋設管が敷設されている地理的条件をチェックし、好ましくない条件下にある施設の被害軽減に努める。
- (4) 災害時応急体制の確立
災害時に備えて緊急措置の方法、分担、連絡体制の確立及び動員計画等の整備を行い、災害時には関係者と連携してその体制の実行に努める。
- (5) 資機材の点検
応急復旧工事に必要な資機材を点検整備し、その保管場所、方法について確認しておく。

(6) 広域応援体制

災害時の水不足を防止し、安定的な供給体制を確保するため、広域的な連携を推進する。

- ① 水源の確保・配給体制
- ② 災害時の応急復旧体制
- ③ 資機材の確保体制
- ④ 災害時の職員及び工事関係者の対応マニュアルの作成
- ⑤ 給水車、配給用ポリ容器・袋・貯蔵タンク等の調達確保の検討

第2 下水道施設の災害防止

1 老朽施設、管路施設等の点検・補修

下水道施設について、これまでも災害に備え、機能が保持できるよう施設整備を行っているが、引き続き以下の対策を推進し、災害に強い下水道施設の整備対策に努める。

- (1) 管路施設等の耐震化の推進
- (2) 老朽化した施設、管路施設等の点検・補修の推進
- (3) 広域的なバックアップ体制の推進
- (4) 処理場等の耐震化・停電対策の推進

2 応急体制の確立、仮設トイレ等の整備の推進

(1) 防災対策

施設の重要度、人口及び将来計画を十分配慮して、施設の防災対策を検討する。

- ① 埋設管が敷設されている地理的条件をチェックし、好ましくない条件下にある施設の被害軽減に努めるため、道路管理者や地下埋設物管理者の連携の下、下水道管網の現況把握及び台帳作成について検討する。
- ② 災害時の緊急措置の方法、分担、連絡体制の確立及び動員計画等の整備を行い、災害時には関係者と連携してその体制の実行に努める。
- ③ 応急復旧工事に必要な資機材を点検整備し、その保管場所、方法について検討する。
- ④ 災害時は水の供給不足から下水処理が不能となることを想定し、仮設トイレの確保と周辺環境の整理について、地域住民との連携協力体制を図っていく。
- ⑤ 汚物の貯留・中継施設の確保、処理施設代替え方策等について、周辺市町との連携協力体制を図っていく。
- ⑥ 下水道工事計画に併せての老朽管路の更新を拡充する。

(2) 水害対策

- ① 応急復旧工事に必要な資機材を点検整備し、その保管場所、方法について検討する。
- ② 停電時に備え、予備動力等の整備点検を行い、また、その運転方法について関係者によく熟知させる。
- ③ 気象台の気象予報・警報に対処し、災害が予想されるときは、各施設の点検整備を行うとともに、各家庭における用水確保の啓発及び排水制限等の措置を検討する。
- ④ 宅地開発の進行に対応した整備計画の見直しを適宜行う。

第3 港湾・漁港施設の災害防止

1 拠点港湾機能の確保

港湾・漁港施設は、災害時の緊急物資・資材等及び避難者・負傷者の海上輸送に充てられることから、港湾・漁港管理者は、対象地域の拠点港湾・漁港を指定し、施設の点検や防災対策事業の計画的な実施及び的確な維持管理に努め、海上輸送・集積用の拠点としての機能を確保する。

2 港湾・漁港施設の機能確保

港湾・漁港施設は、海上交通ルートによる避難、救助、輸送を行う上で極めて重要な役割を果たすため、その拠点を整備しておく必要がある。このため、港湾・漁港管理者は、特に重要な拠点港湾・漁港及び離島の生活を支える港湾において、岸壁、港湾緑地、背後道路等の整備及び既存施設の老朽化対策に努め、災害時の物資輸送拠点としての機能の確保に努める。

3 港湾施設の整備

港湾施設の整備は、本土・離島の拠点港となる亀徳港において、岸壁、緑地、臨港道路等の整備を計画的に推進する。

4 関係事業者との連携強化

港湾管理者は、過去に被災した箇所など港湾内の脆弱箇所を把握し、関係事業者に情報共有することにより連携を強化する。

5 走錨等に起因する事故の防止

港湾管理者は、走錨等に起因する事故の可能性がある海上施設周辺海域において、船舶の避難水域を確保するため、必要に応じて、防波堤の整備を行う。

また、走錨等に起因する事故の可能性がある海上施設周辺海域に面する臨港道路において、船舶の走錨等による臨港道路の損壊を未然に防止するため、必要に応じて、防衝工を設置する。

第4 道路・橋梁の災害防止

1 道路施設の整備

道路は、災害時の消防、救出、避難、医療、救護活動の際、重要な交通手段・輸送経路の役割を果たすことになるため、町は既存道路施設等の安全化を基本に、次の防災対策等の整備に努める。

(1) 道路の防災対策工事

道路機能を確保するため、道路については、道路防災総点検等に基づき、対策が必要な箇所について、法面の補強等の防災対策工事を推進する。

(2) 道路の橋梁における耐震対策工事

道路における橋梁の機能を確保するため、道路防災総点検等に基づき、対策が必要な橋梁について、架替、補強、落橋防止装置等の対策工事を推進する。

2 緊急輸送道路ネットワークの形成

風水害等の災害時に、救助、救急、医療、消防活動に要する人員や、救護物資等の輸送活動

を円滑かつ確実に実施するため、道路のネットワークとして機能することが重要である。このため、町は、防災拠点間（又は防災拠点へのアクセス道路）について、多重化、代替性を考慮した緊急輸送道路ネットワークを形成し、これらの道路の拡幅、バイパス等の整備による防災対策を推進する。

3 道路啓開用資機材の整備

道路管理者は、事故車両、倒壊物、落下物等を排除して、災害時の緊急輸送路としての機能を確保できるよう、レッカー車、クレーン車、工作車等の道路啓開用資機材の確保体制を整える。

第5 電力施設の災害防止

九州電力株式会社は、風水害、塩害、高潮、土砂崩れなどの災害に伴う、電力施設のための恒久的設備対策を推進し、電力施設の耐震性確保及び被害軽減のために必要な予防措置を講ずる。

1 防災体制

九州電力株式会社は、変電、送電設備、配電設備や通信設備の災害対策について、保管規程、災害等対策規程等に基づき次のような予防対策を行っている。

- (1) 防災組織の確立
- (2) 情報連絡及び動員体制の確立
- (3) 応急対策用資機材の備蓄
- (4) 関係設備の点検及び防護措置の実施
- (5) 災害危険箇所や要注意箇所における予防工事の推進
- (6) 災害時における通信回線の確保、強化
- (7) 需要者に対する災害予防のための点検、広報活動の推進

2 電気事故の防止対策

災害による断線、電柱の倒壊、破壊等による公衆感電事故や電気火災を未然に防止するため、住民や事業所等に対し、次の項目を中心に、平常時から、テレビ・ラジオ・新聞等の報道機関のほか、ホームページ・携帯電話サイトによる情報発信及びパンフレット、チラシの作成・配布による広報活動を行う。

- (1) 無断昇柱、無断工事をしないこと。
- (2) 電柱の倒壊折損、電線の断線垂下等設備の異常を発見した場合は、速やかに最寄りの九州電力送配電の事業所に連絡すること。
- (3) 断線垂下している電線には絶対触らないこと。
- (4) 浸水・雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため使用しないこと。
- (5) 屋外に避難するときは、安全器又はブレーカーを必ず切ること。
- (6) 電気器具を再使用するときは、ガス漏れや器具の安全を確認すること。

また、病院等重要施設については災害による長時間停電に起因する二次災害を未然に防止するため、自家用発電設備の設置を促進する。

第6 ガス施設の災害防止

1 ガス施設の災害防止措置の実施

L Pガス業者は、風水害、塩害、高潮、土砂崩れなどの災害に伴うガス施設被害防止のために必要な予防措置を講ずる。

2 ガス施設の応急復旧体制の整備

L Pガス業者は、災害が発生した場合、迅速かつ的確な措置により、二次災害の防止及び供給停止地域の極小化を図れるように、必要な対策を実施する。

- (1) 応急復旧体制の整備
- (2) 設備対策計画の作成
- (3) 被害情報の収集、初動体制等の緊急対策、復旧対策
- (4) 応援隊の派遣要請、需要家に対する代替エネルギー確保などの支援体制

3 需要家への啓発対策

L Pガス事業者は、平常時からマスコミ等を活用して災害時の注意事項等を広報し、需要家の意識の啓発に努める。

第7 通信施設の災害防止

1 通信設備の災害防止措置

(1) 整備計画

西日本電信電話株式会社は、災害等異常時の電気通信サービスの確保を図るため、電気通信設備について予防措置を講じ万全を期する。

(2) 電信電話施設の防災体制

西日本電信電話株式会社は、電信電話施設の防災については、次のような施策により施設の補強等の予防対策を行っている。

- ① 情報収集、連絡体制の強化
- ② 関係設備の点検整備
- ③ 応急措置計画の点検、確認
- ④ 災害関係回線の点検、確認及び応急措置の準備
- ⑤ 災害対策用資機材等の点検、確認及び事前処理
- ⑥ 災害発生危険設備の補強及び防護
- ⑦ 無駐在局への出動体制の強化
- ⑧ 職員等の非常呼出等動員体制の確立
- ⑨ 電気通信施設・設備の耐災化
- ⑩ 通信用機器の耐災化
- ⑪ 非常用予備電源の確保・整備
- ⑫ 交換局、基地局等の耐震性等の強化

第6節 農業災害の防止対策の推進

農林水産業施設及び農林水産物等を台風、豪雨等による被害から未然に防ぐため、所要の予防措置を講じる。

農林水産施設等については、農林水産業従事者により維持管理がなされ、地元住民に頼るところが大きいことから、防止対策は協力依頼を要請するとともに、町と住民による相互協力体制の下、推進に当たる。

第1 農林水産業災害予防計画

1 農業災害予防計画

(1) ため池整備計画

- ① 巡視による異常の早期発見と報告、草刈りの励行
- ② 斜樋、底樋の排水施設の点検整備
- ③ 堤体の応急補強と通行規制
- ④ 余水吐及び下流放水路障害物の除去
- ⑤ 不用貯水の排除及び事前放流
- ⑥ 老朽ため池等整備事業の積極的活用による再整備

(2) 用排水路

- ① 浚渫、除草、障害物の除去、破損箇所の修理
- ② 水路中の各種ゲートの整備点検、確実な操作
- ③ 湛水防除施設の整備点検、確実な操作

(3) 農 道

- ① 側溝、暗渠、溜桝、排水管等、排水施設の浚渫、清掃
- ② 農業機械の大型化に対応した農道の拡幅整備

2 畜産業災害予防計画

(1) 施設等の整備

畜舎、鶏舎等施設の補強整備等を指導し、推進する。

(2) 飼料作物確保

家畜飼料の不足を補うための飼料作物の調達先、調達量等を把握しておく。

3 林業災害予防計画

(1) 関係機関、団体等と連携しながら森林の持つ機能の維持向上を図る。

(2) 保安林整備事業により山地部の保水能力を高め、急激かつ大量の出水の防止に努める。

また、森林の荒廃を防止するために保安林指定地域の拡大を図り、森林施業を推進する。

(3) 市街地を取り巻く山林や農地の本来保有する水源涵養機能や土砂流出崩壊防止機能等を重視し、緑地として積極的な保全を図る。

(4) 小規模隣地開発や土石の採取等による自然破壊を未然に防ぐため、監視体制の充実を図

り、森林の保全巡視を推進していく。

4 水産業災害予防計画

- (1) 船舶、養殖等の水産施設は、気象情報に応じた適切な避難等の予防措置を講ずる。
- (2) 漁港・堤防等の水産施設は、必要に応じて点検・補強を検討する。

5 農作物災害予防計画

(1) 水 稲

- ① 災害常襲地帯においては、災害の種類に応じた倒伏抵抗性品種等の採用と適期移植により、被災の軽減、回復を図る。
- ② 災害に対し、抵抗性の強い健苗を育成する。
- ③ 応急対策予備苗を共同育苗（苗代）施設の利用により確保する。
- ④ 干ばつ時には、計画的配水灌がいと麦程、山草、堆肥等により蒸発を防止する。
また、作期の分散等により被害の発生を防止する。
- ⑤ 風害に伴い発生する白葉枯病等の病虫害予防措置、事後措置を講ずる。
- ⑥ 気象情報に即応した予防措置を講ずる。
- ⑦ 局所的農用水源確保のため、保安林の維持管理を図る。

(2) 果 樹

- ① 干害予防としては深作、排水等によって根群分布を深めるとともに、土壌水分の蒸発抑制のため敷藁、敷草等を行い、雑草管理を適正にし、作物との水分競争をさける。また、灌水用の水源を確保する。
- ② 風害に対しては、防風樹、防風垣等を設置し、果樹棚、ハウス施設等とともに、その補修、補強を図る。
- ③ 水害に対しては、テラス溝、排水溝等を整備し、また、敷藁、敷草等により土壌の流失を防止し、園地の損壊を予防する。
- ④ 凍霜害対策としては適地を選ぶほか、予報や天候に注意し、被覆、燃焼法等によって防除を行う。

(3) そ 菜

- ① 干害対策として灌水施設を整備し、敷藁、敷草を実施する。
- ② 風水害又は水害に対する排水溝等の整備を図る。
- ③ 台風に対する防風垣、防風林の整備補強を図る。
- ④ 倒伏防止のための支柱を補強する。

(4) 花 き

- ① 干害対策として灌水施設を整備し、敷藁、敷草を実施する。
- ② 風水害に対する温室、ビニールハウス等の補強を図る。
- ③ 倒伏防止のための支柱を補強する。
- ④ 苗床、ハウス等に対する防風垣、防風林、防風網を整備する。
- ⑤ 水害に対しては排水溝等の整備、敷藁、敷草を実施する。

第2 災害予防に関する試験研究の推進

災害予防の効果的な推進を図るため、干ばつや霜害等の気象災害に関する次の県及び関係機関の技術開発や農用地の保全等に関する試験研究成果の入手に努める。

- (1) 気象情報や気象観測衛星データを活用した災害予防に関すること。
- (2) 耐干性、耐湿性等を持った農作物の開発に関すること。
- (3) 簡易施設栽培や被覆資材及び蒸散抑制剤等の利用による気象災害防止技術の開発に関すること。
- (4) 土壌汚染、土壌流失防止等に関すること。

第3 防災基盤の整備

農地及び農業用施設災害の防止を図るため、次の事業を計画的に実施する。

1 農地防災事業

洪水、土砂崩壊、湛水等に対して農地農業用施設を防護するため、農業用排水施設の整備、老朽ため池の補強、低・湿地域における排水対策、降雨等による農地の浸食対策等について総合的に事業を推進し、災害の防止を図る。

2 農村整備事業等

農村地域の集落において、災害対策上不可欠な農道・林道、農業集落道及び緊急時に消防用水を取水することができる農業用排水施設等の整備を推進する。

3 海岸整備事業等

海岸地域において、漁港及び養殖場等の被害を軽減するため、必要な施設の整備を推進するとともに、関係機関に要請する。

第4 防災営農体制の整備

1 農地防災事業の推進

農地防災事業を計画的に推進し、営農基盤を整備するとともに、農地保全施設等の管理体制の強化及び防災的見地に基づく営農指導を実施し、防災営農体制の確立に資する。

2 農地保全施設の管理

堤防、排水機、水門、樋門等の農地保全施設又は農業水利用施設の管理について、各管理主体が維持管理計画を定めるに当たって考慮すべき防災上の事項について指導し、管理の徹底に努める。

3 営農指導の実施

気象、地形、土壌等の自然的条件を考慮し、防災上の観点に基づく耕種、土壌保全、その他の営農指導に努めるとともに、農作物等に被害を与えるおそれのある気象の変化が起きた場合、又は予想される場合は、これに対応するために必要な技術対策を検討し、県と協力して指導を行う。

第7節 防災研究の推進

町及び関係機関等は、関係研究機関との協力により、災害及び災害対策に関する調査研究を実施し、その成果の活用に努める。

1 地域危険度の調査研究

町は、防災アセスメントを実施することにより、地域の災害危険性を総合的かつ科学的に把握し、地区別防災カルテ、防災マップの作成に努める。

2 総合的な調査研究

町は、防災対策について、砂防、治山、農地保全の各面から、総合的な調査研究に努める。

第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

風水害等の災害に際して、迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するためには、事前に応急対策の実施体制（要領）や、個々の対策に必要な物資・資機材等を整備しておく必要がある。

総務課

第1節 防災組織の整備

風水害時は、人命損傷をはじめ、家屋の倒壊、火災、がけ崩れ、高潮や浸水の発生、道路やライフライン等生活関連施設の損壊等、町内の広範囲にわたる被害の発生が予想される。このため、被害の拡大を防ぎ、被災者の救援に全力を挙げて対応できるよう、町及び各防災関係機関は、それぞれの計画に基づき、迅速かつ的確な災害応急対策を万全に遂行する防災組織の整備を推進するとともに、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。

また、防災会議の委員について、多様な視点が反映できる構成とし、防災に関する施策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画拡大や、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立など、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施による地域の防災力向上を図る。

第1 応急活動実施体制の整備

1 職員の動員・配備体制の強化

職員を災害発生の初期からできるだけ早急に、かつ、必要な部署に適切な人数を動員配備させることは、応急対策を迅速かつ的確に実施していく上で、極めて重要である。

このため、町は、実情に応じて専門的経験・知見を有する防災担当職員の確保及び育成、参集基準及び参集対象者の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、参集職員が徒歩参集可能な範囲での必要な宿舎の確保及び携帯電話など参集途上での情報収集伝達手段の確保等について検討し、職員の非常参集体制の整備を図る。

町は、職員が災害発生後速やかに配備につき、職務に従事・専念できるよう、次の対策を推進する（動員配備体制は、本編第3部第1章第1節「応急活動体制の確立」参照P301）。

- (1) 警戒避難段階の災害対策要員の確保を図るため、町長（本部長）をはじめ、主要部局の職員等に携帯電話を常時所持させ、県総合防災システムにより、迅速に動員配備できるようにする。
- (2) 災害対策本部職員の動員配備を適切に行い、情報の収集・伝達や、各種救援活動に関する初動段階の活動要領等のマニュアルを作成する。
- (3) 勤務時間内・外を問わず常に職員の迅速な警戒体制が確保できるよう、24時間体制により対応する。

2 災害対策本部の運営体制の整備

災害発生時において、災害対策本部の円滑な運営を図るため、次の対策を推進する（災害対策本部の設置方法は、本編第3部第1章第1節「応急活動体制の確立」参照P301）。

- (1) 警報発表後、本部設置を必要とする段階で参集してきた職員が手際よく災害対策本部を設置できるよう、情報通信機器の設置方法やレイアウト等を含むマニュアルを作成する。
- (2) 災害対策本部の職員がその能力を最大限に発揮できるよう、少なくとも2～3日分の水、食料、毛布等を備蓄する。
- (3) 本部会議の職員が災害発生時に的確な活動を行うため、平常時から特に次の点について習熟できるよう、重点的に研修しておく。
 - ① 動員配備・参集方法
 - ② 本部の設営方法
 - ③ 防災行政無線ほか各種機器の操作方法等

第2 平常時の防災組織相互の連絡調整体制の整備

1 情報連絡体制の充実

町及び防災関係機関は、災害が発生した場合、迅速かつ的確な災害情報等の収集・連絡が行えるようにするため、平常時から次のように、防災組織相互の連絡調整体制の整備に努める。

(1) 情報連絡体制の明確化

情報伝達ルートの多重化及び情報交換のための情報収集・連絡体制の窓口等の明確化に努める。

(2) 勤務時間外での対応

町及び防災関係機関は、相互間の情報収集・連絡の対応が勤務時間外でも可能なように、連絡窓口等体制の整備に努める。

2 防災関係機関との協力体制の充実

災害時に迅速かつ円滑な防災組織相互の情報収集・連絡が行えるように、次の対策を進める。

- (1) 町及び防災関係機関は、防災に関する情報交換を日ごろから積極的に行って、防災組織相互間の協力体制を充実させる。
- (2) 町及び防災関係機関は、災害時の通信体制を整備するとともに、鹿児島地区非常通信連絡会と連携し、毎年、通信体制の総点検及び非常通信訓練を実施するよう努める。

3 自衛隊との連絡体制の整備

自衛隊への災害派遣要請は、人命・財産の保護のためにやむを得ないと認められる事態が発生した場合、迅速かつ円滑に行わなければならない。

このため、自衛隊への災害派遣に関する必要な次の事項について整備しておく。

(1) 連絡手続等の明確化

町は、県と連絡が取れない場合の自衛隊の災害派遣について、連絡手続等を迅速に実施できるように整備しておく（本編第3部第1章第5節「自衛隊の災害派遣」参照P345）。

(2) 自衛隊との連絡体制の整備

町は、地区を管轄する自衛隊と日ごろから情報交換や訓練等を通して、連絡体制の整備を図る。

第3 公的機関及び各防災関係機関の業務継続性の確保

町及び各防災関係機関は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るよう努める。

特に、町は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくよう努める。

第4 広域応援体制の整備

1 市町村間の広域応援体制の整備

町は、消防以外の分野についても、他の市町村に対して応援を求める場合を想定し、あらかじめ、鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援協定等に基づき、日頃から情報交換や連絡調整に努める。また、県外市町村等とも、あらかじめ大規模災害時の広域応援に関する協定を締結し、日頃から情報交換や連絡調整に努める。

なお、具体的な広域応援体制については、本編第3部第1章第4節「広域応援体制」に準ずる。

2 緊急消防援助隊の編成

町外への消防広域応援については、県の要請により緊急消防援助隊を派遣する。

第2節 通信・広報体制（機器等）の整備

風水害等の災害時は、通信機器等の損壊等による通信の途絶や輻輳等が予想される。

このため、被害の拡大を防ぎ、被災者の救援に全力を挙げて対応するため、町及び各防災関係機関は、災害に強い複数の通信回線の確保や長時間の停電に対応可能な非常用発電機の整備、通信機器の保管設置場所の嵩上げや複数化など通信・広報体制（機器等）の整備を推進する。また、効果的・効率的な防災対策を行うため、I o T、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る必要がある。

第1 町の通信施設の整備

1 防災行政無線による通信体制の整備

町及び県庁と合庁、消防本部、防災関係機関等の間では、防災行政無線により、通信ネットワークが整備されており、今後も、防災行政無線による通信ネットワークの維持及び整備拡充を図る。

- (1) 必要に応じ、機動性に優れた移動局の増設配備に努める。
- (2) 防災上必要な未設置機関への無線局設置に努める。
- (3) データ伝送等の回線確保に努める。

2 通信施設の整備対策

町は、住民に対して気象・防災に関する情報を迅速に伝達するための町防災行政無線（屋外拡声方式及び戸別受信方式）、並びに災害現場等との通信を確保するための移動無線系設備や衛星携帯電話等を整備するなど多種多様な通信手段で、確実に情報収集・伝達ができる体制づくりに努める（資料15参照P1773）。

特に、戸別受信方式は、災害発生の危険性の高い、以下のような災害危険箇所のある区域を重点に積極的に整備を進める。

- (1) 急傾斜地崩壊危険箇所のある地区
- (2) 地すべり危険箇所のある地区
- (3) 土石流危険渓流のある地区
- (4) 水防計画に定められた河川等の危険区域のある地区
- (5) 山地災害危険地区のある地区
- (6) 宅地造成工事規制区域のある地区
- (7) 建築基準法に基づく危険区域のある地区
- (8) 高潮危険のある地区
- (9) 高齢化の進んでいる過疎地区
- (10) 主要交通途絶予想箇所のある地区
- (11) その他、町防災計画に掲載されている災害危険箇所のある地区

町の防災行政無線施設の整備状況

（令和4年1月31日現在）

伝達方法	無線等設置状況	戸別設置状況
防災行政無線	同報系・移動系とも整備	全戸

3 通信施設の運用体制の充実・強化

災害時に迅速かつ的確な通信連絡が行われるように、日ごろから通信施設の運用体制の充実・強化に努める。

(1) 通信機器の操作の習熟

日ごろから訓練等を通して、通信機器の操作の習熟に努める。

(2) 通信機器の保守体制の整備

通信機器は定期的に保守点検を行い、性能の維持及び障害の未然防止に努める。なお、通信機器に障害が生じた場合は、速やかに復旧処理に当たる体制を整備する。

(3) 長時間対応可能な非常用電源設備の整備

大規模災害においては、停電復旧作業に時間を要することから、非常用電源設備の浸水対策等を講じるとともに、長時間対応可能な設備の整備に努める。

第2 関係機関の通信施設の整備

各関係機関は、日常の準備体制、災害発生が予想される場合の警戒体制及び非常災害時の対応について計画を定め、通信手段の充実に努める。

1 西日本電信電話株式会社の通信手段

(1) 災害時優先電話による通信

災害時に電話が輻輳した場合、通常、一般電話の規制が行われるが、災害の復旧や救援等を行うために必要な重要通信は、災害時優先電話として通話の規制が行われず、優先的に取り扱われる。

(2) 事前設置型特設公衆電話による通信確保

西日本電信電話株式会社では、大規模災害発生時に迅速かつ確実な通信手段の確保を目的として特設公衆電話の事前設置を進めている。具体的には、避難所等へ事前に通信回線を設置することにより、災害発生時、自治体が電話機を接続することにより迅速に避難者の通信確保を図る。

(3) 孤立防止対策用衛星電話

災害時に電気通信設備の損壊等による通信途絶のため、孤立のおそれがある集落からの緊急電話を確保することを目的として、手々小学校、金見消防団車庫、山幼稚園、花徳支所、本庁に衛星電話を設置している。

2 警察の通信手段

(1) 警察有線電話による通信

警察有線電話を利用し、通信相手機関を管轄する警察機関（県警察本部、各署、幹部派出所、交番、駐在所）を経て通信連絡する。

(2) 警察無線電話による通信

警察無線電話を利用し、通信相手機関を管轄する警察機関（県警察本部、各署、幹部派出所、交番、駐在所）を経て通信連絡する。

3 九州電力株式会社

九州電力株式会社所属の電話を利用し、通信相手機関の最も近い支店、支社、配電事業所等を経て通信連絡する。

第3 防災相互通信無線の整備

1 通信施設の整備対策

町及び防災関係機関は、防災相互通信用無線を活用し、災害発生時の災害現場等において、防災関係機関が相互に防災対策に関する通信が行えるよう、防災相互通信用無線の整備に努める（資料15参照P1773）。

徳之島地区消防組合の防災相互通信用無線＝使用周波数158.35MHz

2 関係機関の通信手段の活用

町及び関係機関は、相互に連携を密にし、災害時に関係機関の通信手段の活用が図られるよう努める。なお、関係機関の無線施設一覧については、資料17（P1775）を参照のこと。

第4 非常通信体制の整備

災害時等における非常通信の円滑かつ効率的な運用と防災関係機関相互の協力体制を図るため、平常時より非常通信の伝送訓練を行い、通信方法の習熟と通信体制の整備に努める。

非常通信を利用できる時期は、各種災害時の非常事態が発生し、又は発生するおそれのある場合で、自己の所有する無線通信施設又は一般加入電話等が使用できないとき、又は使用が困難になった場合に対処するため、電波法第52条の規定に基づき非常通信の活用を図ることとなっている。

第5 広報体制の整備

1 多様な情報メディアの活用

インターネット・携帯電話の様々なメディアを活用し、地域住民・島外在住の町出身者・報道機関等との情報共有を図る。

2 広報、広聴体制の確立

(1) 住民への広報、広聴体制

災害時に住民への被害状況や避難、生活支援に関する情報等を迅速かつ的確に提供し、住民からの要望・相談に対応する。

(2) 報道機関への連絡体制

① 町災害対策本部での広報の一本化を行い、窓口を総務対策部企画調整班とし、各報道機関に対応する。

② 報道機関への情報提供については原則としてインターネット上で行い、電話問い合わせ

等による混乱を防ぐ。インターネットが利用できない場合は、ファクス等を利用する。

- (3) インターネット（ホームページ・ソーシャルメディア）やエリアメールを通じた情報提供

防災行政無線や地域メディアによる広報以外にも、町のホームページやツイッター・フェイスブック等のソーシャルメディア、Ｌアラート（災害情報共有システム）、緊急速報（エリアメール等）、ワンセグ放送等の多様な媒体の活用体制の整備に努めるとともに、情報の地図化による伝達手段の高度化に努める。

- (4) 手話通訳者、外国語通訳者のリストアップ

聴覚障害者、外国人に対して的確に広報を行えるよう、町内の手話通訳者及び外国語通訳者をリストアップし、災害時の協力について事前に要請しておく。

- (5) 地上デジタル放送による情報提供の環境整備

災害時にはテレビの文字スーパーやデータ放送も有効な情報伝達手段であることから、町内の難視聴地域への環境整備を推進する。

3 情報の収集整備計画

- (1) 情報の収集

災害による被害が防災関係機関の中核機能に重大な影響を及ぼす事態に備え、関係機関間の連絡が相互に迅速かつ確実に伝えられるよう、情報伝達ルートの多重化及び情報交換のための収集連絡体制の明確化等、体制の確立に努める。

また、その際夜間、休日等の場合においても対応できる体制を整備する。

- ① 災害情報通信ネットワークの整備、拡充
- ② 災害情報通信ネットワーク運用体制の整備

- (2) 情報の共有

防災関係機関が相互に収集した情報を共有し、迅速な災害対応業務を行うための体制の確立に努める。また、情報共有を強固にするために公共情報コモンズの活用を検討する。

第6 孤立化するおそれのある集落との通信の確保

大規模な災害等による道路や通信の途絶などにより孤立化するおそれのある集落については、連絡手段の確保、情報連絡員の配置など孤立化の未然防止を図るとともに、万が一孤立化した場合には、被災状況の早期把握、応急対策を迅速に実施できる通信体制を確立する必要がある。

- (1) 孤立化のおそれのある集落においては、集落の代表者（区長、班長、消防団員等）を「災害情報連絡員（仮称）」として任命するなど、災害発生時における防災情報の提供体制を整備する。また、自主防災組織を育成・強化し、集落内の防災力の向上に努める。
- (2) 集落内に学校や駐在所等の公共的機関、九電、ＮＴＴなどの防災関係機関がある場合は、それらの機関のもつ連絡手段の状況について事前に確認するとともに、災害時における活用についても事前に調整する。
- (3) アマチュア無線を災害時の連絡手段として有効に活用できるよう、日ごろから関係者との連携を図る。

- (4) 町が整備している防災行政無線移動局(携帯型)について、孤立化のおそれのある集落の災害情報連絡員に配備しておくなど連絡手段の多様化を図る。
- (5) 一般通信回線が途絶した場合に相互連絡が可能な連絡手段として、衛星携帯電話を活用できるように整備を推進する。
- (6) 衛星携帯電話や防災行政無線（デジタル）などの情報伝達手段の整備にあわせ、集落の代表者（区長、班長、消防団員等）だけでなく集落全員を対象とした研修の実施やマニュアルの整備を行う。
- (7) 孤立化した集落への緊急搬送手段として漁協と協定の締結を行う。また、空輸の必要性があるため、ヘリが離着陸可能である場所の確保を検討する。
- (8) 孤立化した集落において、夜間の照明や携帯（衛星）電話などの通信機器の電源を確保する必要があるため非常用発電機を備蓄する。

第3節 気象観測体制の整備、観測資料の活用

風水害による被害を未然に防止し、あるいは軽減するため、雨量・水位等の気象観測施設の整備を図る必要がある。

このため、町及び観測施設を有する機関は、当該施設及び観測体制の整備を推進するとともに、これらの施設による観測資料の活用・提供等に積極的に協力する。

第1 気象観測体制の整備

1 鹿児島地方気象台における気象業務体制の整備

鹿児島地方気象台は、気象庁気象業務計画に基づき、台風・豪雨、高潮・波浪災害に関する気象業務体制の整備、充実を図る。

(1) 観測施設の整備充実

県下及びその周辺域の降雨状況等を監視するため、雨量計や潮位観測施設などを適切に整備配置し、関係行政機関、県市町村等と協力して観測体制の充実に努める。

(2) 関係資料のデータベースの構築

災害発生時等において、気象警報・注意報等を補完するための資料を防災機関へ適時・適切に提供できるよう、過去の災害及び気象関係資料を収集・整理しデータベース化を図る。

2 主要関係機関における気象観測体制の整備

町及び関係機関における観測施設の整備については、年々充実しているが、まだ十分とはいえないので、現有施設の十分な活用を行うとともに、雨量計、水位計等の整備充実を図る（資料18参照P1776）。

3 気象情報自動伝達システムの活用

町は、県の気象情報自動伝達システムにより得られた気象情報を所在公官署及び住民等（特に要配慮者利用施設）へ伝達する。

4 河川砂防情報システムの活用

河川砂防情報システムの活用により、県内の河川水位、雨量、ダム情報、河川監視カメラ画像、洪水予報、土砂災害危険度レベル等の水害や土砂災害に関する情報を、インターネット等により、市町村、住民に対し情報提供する。

第4節 消防体制の整備

風水害時等において、消防活動が迅速かつ的確に実施できるよう、消防活動の組織、方法及び関係機関との協力体制を確立しておく必要がある。このため、消防機関による消防活動体制、並びに消防用水利、装備、資機材等の整備を促進する。さらに、地域住民や事業所による出火防止、初期消火体制の整備を促進する。

第1 消防活動体制の整備

1 消防活動体制の整備・強化（消防職員・団員）

(1) 消防組織の整備状況

町の消防組織は、常備消防（徳之島地区消防組合消防本部）と非常備消防（町消防団）により構成されており、その整備状況は資料19（P1776）のとおりである。

(2) 消防組織の充実強化

整備された装備・資機材を十分に活用して、より高度な消防活動が行えるよう消防職員及び消防団員について、より高度な教育・訓練を実施することにより、消防活動体制の充実強化を図る。

(3) 消防団の育成強化

① 消防団の育成強化の必要性

消防団は、常備消防と並んで、地域社会における消防防災の中核として、救出救助、消火等をはじめとする防災活動において重要な役割を果たしている。しかしながら、近年の消防団は、団員数の減少、高齢化等の問題を抱えており、その育成強化を図ることが必要となっている。

② 消防団の育成・強化策の推進

町は、次のとおり、消防団の育成・強化を図り、地域社会の防災体制の強化を図る。

ア 消防団員の能力活用

消防団員の知識・技能等は、地域社会にとって有用であることから、これらを地域社会に広め、地域住民の消防団活動に対する理解を促進し、消防団への参加、協力の環境づくりを進める。

イ 消防団への参加促進

消防団への参加者が減少の傾向にあることから、事業所に対する協力要請及び女性消防団員の加入促進等を通じて、消防団への参加を促進する。また、消防団員の資質向上を図るため、教育・訓練の充実を図る。

2 地域住民の出火防止・初期消火体制の整備・強化

(1) 一般家庭に対する出火防止の指導

町は、一般家庭内における出火を防止するため、自治公民館、自主防災組織等を通して、火気使用の適正化や消火器具等の普及等、出火防止の指導に努める。

(2) 地域住民の初期消火体制の整備

町は、地域単位で自主防災組織の育成を図るとともに、日ごろから火災時の初期消火等について知識、技術の普及に努める。

3 事業所の出火防止・初期消火体制の整備・強化

(1) 事業所に対する出火防止の指導

町は、消防用設備等の維持点検と取扱方法の徹底について指導する。

(2) 事業所の初期消火体制の整備

火災の発見時における応急措置要領を定めるとともに、自主防災組織（自衛消防隊等）の育成を図る。また、地域住民と日ごろから連携を図り、火災発生時には、協力して初期消火体制が確立できるように努める。

第2 消防用水利、装備、資機材の整備

1 消防用水利の整備（耐震性貯水槽等）

(1) 消防水利の整備状況

町内の消防水利の保有状況は、資料20（P1777）のとおりである。

(2) 消防水利の整備方策

耐震性貯水槽等水利の多様化を基本に、次の方策により水利を整備する。

① 消防施設の整備方針

国の示す消防水利の基準に適合するよう、消防施設強化促進法に基づく国庫補助等の利活用、並びに有効的自己財源の投入等により、整備の促進を図る。

② 畑地かんがい用貯水池及び給水栓の活用

管理者である土地改良区との協議のもと、畑地かんがい用の貯水池、給水栓を消火用水として活用する。

2 消防用装備・資機材の整備（装備、車両等）

(1) 消防用装備・資機材保有状況

徳之島地区消防組合消防本部及び徳之島町消防団における消防用装備・資機材保有状況は、資料21（P1777）のとおりである。

(2) 消防用装備・資機材の整備方策

国の示す消防力の基準に適合するよう、消防施設強化促進法に基づく国庫補助等の利活用、並びに有効的自己財源の投入等により整備の促進を図る。

3 通信手段・運用体制の整備（消防本部・団）

(1) 消防通信手段の整備状況

消防・救急活動用通信手段は、消防本部において消防無線設備、専用電話回線が整備され、緊急時における通信手段・運用体制が整備されている。その整備状況は、次のとおりである。

消防通信体制の整備状況

(平成31年4月1日現在)

設備等区分 消防本部名	消防救急業務用無線局		火災報知 専用 電話回線	救急指令装置	
	固定・基地局	移動		救急指令 専用	消防指令 装置併用
	デジタル	デジタル			
徳之島地区消防組合	6	27	4		

(2) 消防通信手段の整備方策

① 通信手段（消防・救急無線等）の整備

消防・救急無線については、計画的に無線設備の更新整備を行うほか、固定局、移動局ともに全国共通波（2波）の整備を促進するとともに、消防司令センター間ネットワーク接続機能及び調整本部接続機能を実現させることにより、大規模災害時における広域応援体制の充実強化を図り、他の消防機関の部隊等との通信を確保する。

また、災害に強い衛星通信システムによる通信網の整備、高所カメラによる早期支援情報の収集、部隊運用装置、消防・救急無線通信網デジタル化による消防部隊の運用機能の強化を図る。

なお、その他の消防通信体制については、次の機器等の整備の促進に努める。

ア 多重無線通信機

イ 衛星通信システム

ウ 早期支援情報収集装置

エ 震災対策用通信設備等（可搬無線機、携帯無線機、全国共通波（増波）基地局等）

② 通信・運用体制の整備

ア 消防本部における消防緊急通信指令システムの整備、通信員の専任化を促進し、緊急時における通報の受理及び各署所への出動指令の迅速化を図るほか、消防・緊急活動に必要な緊急医療、消防水利、道路、気象情報等のバックアップ体制を強化する。

イ 被害情報及び消防力情報を迅速に収集・管理するとともに、部隊運用に最適な支援情報を提供する体制の整備を図る。

ウ 住民への情報提供及び平常時から住民の防災意識・防災行動力の向上を啓発する体制の整備を図る。

第5節 避難体制の整備

風水害等の災害時には、河川出水、斜面崩壊、高潮、波浪等のため、住民の避難を要する地域が数多く出ることが予想される。

このため、風水害時等における町長等が行う避難の指示等の基準や避難対策の実施要領、防災マップ及び海拔表示板を作成し、関係住民の適切・安全な避難体制を推進する。なお、避難に際しては、特に、高齢者、障害者等の要配慮者の安全避難について留意する。

第1 避難場所及び避難所の指定等

1 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

町は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、公園、農地、公民館、学校等の公共的施設等を対象に風水害のおそれのない場所に、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図る。

特に、浸水想定区域をその区域に含む町長は、洪水予報用の伝達方法及び避難場所等について住民に周知するため、洪水ハザードマップの配布その他の必要な措置を講ずる。

なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

(1) 指定緊急避難場所

町は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定する。

なお、避難路についても、浸水や斜面崩壊等による障害のない安全なルートを複数選定しておく。

(2) 指定避難所等

町は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。

また、指定避難所内の一般スペースでは生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努めるものとし、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。

なお、町は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配

慮するとともに、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難者の範囲と規模、運営方法、管理者への連絡体制、施設の利用方法等について、事前に学校・教育委員会等（県立学校については県教育委員会）の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

2 指定避難所の整備

町は、指定避難所となる施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の整備に努める。

町は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講ずるよう努める。また、必要な場合には、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。

指定避難所において救護施設、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備、バリアフリー化に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ・ラジオ等の機器の整備を図る。

また、指定避難所において長時間の停電が発生した場合、安否情報等の情報伝達に用いる通信機器が使用できなくなるおそれがあることから、長時間対応可能な電源を確保するため非常用発電機の整備に努める。

特に、学校施設等においては、電気、水道等のライフラインの寸断や大規模災害による避難所設置期間の長期化に備えて、備蓄倉庫、情報通信設備、貯水槽・井戸、自家発電設備等の防災機能の向上を図る整備についても考慮しておく。

3 避難所における備蓄等の推進

指定避難所又はその近傍に備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、マスク、消毒液、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、避難所設置期間が長期化する場合に備えて、これら物資等の円滑な配備体制の整備に努める。

第2 避難体制の整備

1 避難の指示・誘導體制の整備

(1) 基本方針

- ① 町長は、災害に際し必要があると認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、高齢者等避難（避難に時間を要する高齢者等の避難を促すことをいう。以下同じ。）、避難指示（危険な場所にいる居住者等に対して立退き避難を指示することをいう。以下同じ。）及び緊急安全確保（災害発生・切迫の状況で、危険な場所にいる居住者等に対して緊急安全確保を指示することをいう。以下同じ。）を発令し、居住者等に避難行動を促す。（以下、一般災害対策編において、「高齢者等避難」、「避難指示」、「緊急安全確保」を「避難指示等」と総称する。）

- ② 町長が行う避難指示等は、「避難指示等に関するガイドライン」を踏まえて行う。

(避難の指示、警戒区域の設定の実施基準、自主避難の方法等の計画は、本編第3部第2章第6節「避難の指示、誘導」を参照)

- ③ 町長以外の避難指示権者は、関係法令に基づき、それぞれの状況に応じ、避難の指示を行う。
- ④ 町長は、本計画を基礎に、関係機関の協力を得て、町域に応じた具体的な避難計画の作成に努める。

なお、浸水想定区域内の要配慮者関連施設のうち、利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものは名称及び所在地を本計画に定める。

また、避難指示権者は、避難指示等の実施について、法令等が定めるもののほか、本計画により行う。

(2) 避難指示等の基準の策定

町長は、災害の種類、地域、その他により異なるが、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、関係機関の協力を得て各危険地域に応じた具体的な避難指示等の基準を定めるとともに、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込み、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

(3) 避難指示等の実施要領

- ① 町長による避難の指示等は、迅速に、しかも関係者に徹底するような方法で実施できるよう、あらかじめ、本計画等において実施要領を定めておく。
- ② 町長以外の避難指示権者が避難の指示を行ったときは、各法律に基づき、関係機関に報告又は通知するほか、隣接町にも通知しなければならない。
- ③ 町長は、自ら避難の指示を行ったとき、又は各種避難指示権者より避難の指示を行った旨の通知を受けたときは、直ちに知事（災害対策課長及び各地域連絡協議会長）へ報告する。

(3) 避難者の誘導体制の整備

避難者の誘導を、安全かつ迅速に行うことができるよう、次のように誘導体制を整備しておく。

- ① 避難誘導を必要とする場合は、消防団や自主防災組織等の下で、組織的に避難誘導をできるようにしておく。特に、避難行動要支援者の安全な避難を最優先とする。
- ② 災害の種類、危険地域ごとに避難場所への避難経路をあらかじめ指定しておき、一般住民への周知徹底を図る。その際、周辺の状況を検討し、風水害の場合は、浸水、建物の流失、斜面崩壊等のおそれのある危険箇所を避けるようにする。
- ③ 町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努める。
- ④ 状況に応じて誘導員を配置したり、車両による移送などの方法を講じておく。
- ⑤ 町は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等及び水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な

避難指示等の発令基準を設定する。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、同様に具体的な避難指示等の発令基準を策定する。また、避難指示等の発令対象区域については、細分化しすぎるとかえって居住者等にとってわかりにくい場合が多いことから、立退き避難が必要な区域を示して指示したり、屋内での安全確保措置の区域を示して指示したりするのではなく、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。

2 自主避難体制の整備

- (1) 町は、災害時における住民の自主避難について、広報紙をはじめ、あらゆる機会を通じて住民に対する指導に努める。
- (2) 自治会及び自主防災組織等は、安否確認を兼ねた地域ぐるみの避難体制の整備に努める。
- (3) 住民は、災害時に自ら危険だと判断した場合等においては、隣近所声をかけ合って自主的に避難するよう心掛ける。
- (4) 指定緊急避難場所及び指定避難所とは別に、自治会及び自主防災組織等が公民館、集会所等の身近な施設を自主的に開設・運営する避難所等として町に登録を行い、町が災害時に避難状況の把握や支援を行うことを目的とした、いわゆる「届出避難所」の運用を始めている自治体もある。

「届出避難所」は、町の発令する避難情報の有無にかかわらず、自治会及び自主防災組織等が自らの判断で開設することから、迅速な対応が可能であること、また、身近な施設を利用するため移動の利便性や安全性が高いことなども期待されるため、町は、指定避難所以外に避難所活用が見込まれる施設・場所の洗い出し・リスト化と併せて、「届出避難所」登録等について必要な検討を行う。

3 避難指示等の伝達方法の周知

- (1) 避難指示等の伝達系統・伝達体制の整備

避難指示等の伝達は、本章第2節の「通信・広報体制（機器等）の整備」に示す広報体制に準じ、住民への周知が最も迅速で確実な効果的方法により実施できるよう、次のようにあらかじめ伝達系統や伝達体制を整備しておく。

なお、情報伝達に当たっては、複数の伝達手段・伝達責任者を確保しておく。

- ① 同報無線等無線施設を利用して伝達する。
- ② 徳之島町防災情報メールを活用して伝達する。
- ③ 自主防災組織等を通じ、関係者が直接、口頭及び拡声器により伝達する。
- ④ サイレン及び鐘をもって伝達する。
- ⑤ 広報車による呼びかけにより伝達する。
- ⑥ テレビ・ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メールを含む。）、ワンセグ放送、有線放送、電話等の利用により伝達する。

- (2) 伝達方法等の周知

町長は、避難指示等の伝達組織及び伝達方法を定め、各種防災訓練及び防災研修会等を通じて危険地域の住民に周知徹底を図る。

(3) 浸水想定区域における洪水予報等の伝達

浸水想定区域内の一定の要配慮者関連施設については、利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるように洪水予報等の伝達方法を定める。

(4) 伝達方法の工夫

町長は、例文の事前作成、放送前のサイレンの吹鳴、緊急放送モードの使用など、住民に迅速・確実に伝達し、避難行動に結びつくよう工夫に努める。

4 要配慮者の避難体制の強化

町は、ひとり暮らしの高齢者、寝たきり高齢者、あるいは病人、身体障害者、知的障害者、外国人等いわゆる要配慮者の避難については、次の点に留意し、「避難行動要支援者名簿」「要配慮者避難支援プラン」を作成し、地域の実情に応じた要配慮者の避難支援体制の整備に取り組む。

(1) 避難指示等の伝達体制の確立

町は、日ごろから要配慮者、特に、避難に当たって他人の介添えが必要な避難行動要支援者の把握に努めるとともに、避難行動要支援者名簿を作成し、避難指示等が確実に伝達できる手段・方法を事前に定めておく。

なお、浸水想定区域内の要配慮者利用施設のうち、利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについては、本計画に、その名称及び所在地並びに利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるような洪水予報等の伝達方法を定めることが義務づけられている。(水防法第15条)

(2) 地域ぐるみの避難誘導體制の整備

町長は、避難行動要支援者が避難するに当たっては、他人の介添えが必要であることから、避難誘導員をはじめ、自主防災組織等地域ぐるみの避難誘導等の方法を事前に具体的に定めておく。

(3) 要配慮者の特性に合わせた避難場所等の指定・整備

避難場所等の指定や避難経路の設定にあたっては、地域の要配慮者の実態に合わせ、利便性や安全性に十分配慮する。

また、避難行動要支援者を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、NPO法人やボランティア等の多様な主体の協力を得ながら、平常時から、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、情報伝達体制の整備、避難支援計画の策定、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を図る。

なお、避難所においては、高齢者や身体障害者などの介護等に必要な設備や備品等についても十分配慮するとともに、避難生活が長期化することが予想される場合には、これらの者が一般の避難所とは別に、マンパワーなど介護に必要な機能を備えた避難所で避難生活ができるよう配慮する。

5 要配慮者の避難体制の拡充整備

県要配慮者避難支援ガイドライン及びモデルプランを参考とした「徳之島町地域見守りネットワーク支援制度」を住民に周知し、要配慮者の避難体制の拡充に努める。

第3 広域避難体制の整備

町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

第4 各種施設における避難体制の整備

1 学校等における児童生徒等の避難体制等の整備

町教育委員会教育長は、町内の学校等における児童生徒・園児の避難体制を、次の方法により整備しておくよう各学校長・園長に徹底しておく。

(1) 集団避難計画の作成

- ① 教育長は、町内学校等の児童生徒等の集団避難計画を作成するとともに、各校長等に対し、各学校等の実情に応じた具体的な避難計画を作成させる。
- ② 児童生徒等の避難計画は、児童生徒等の心身の発達過程を考慮し、何よりも生命の安全、健康の保持に重点をおいて作成する。
- ③ 災害種別、状況等を想定し、集団避難の順序、経路等をあらかじめ定めておく。

(2) 避難指示等の実施要領の明確化及びその徹底

教育長や校長等による避難指示の実施要領等をあらかじめ定め、徹底しておく。

(3) 避難誘導體制の強化

- ① 避難指示等を実施した場合の各関係者への通報・連絡は、迅速かつ確実に行われるように、あらかじめ連絡網を整備しておく。
- ② 学校長等は、おおむね次の事項について計画し、集団避難が安全、迅速に行われるようにする。
 - ア 災害種別に応じた避難指示等の伝達方法
 - イ 避難場所の指定
 - ウ 避難順位及び避難場所までの誘導責任者
 - エ 児童生徒等の携行品
 - オ 余裕がある場合の書類、備品等の搬出計画
- ③ 危険な校舎等においては、特にあらかじめ非常口等を確認するとともに、緊急時の使用ができるように整備しておく。
- ④ 災害が学校内又は学校付近で発生した場合、校長等は速やかに関係機関に通報する。
- ⑤ 児童生徒等を自宅に帰宅させる場合の基準を定め、周知しておく。
 - ア 地域担当教師の誘導を必要とする場合は、地域ごとに安全な場所まで誘導すること。
 - イ 地域ごとに児童生徒等を集団下校させる場合は、校区内の危険箇所（がけ崩れ、危険

橋、堤防)の通行を避けること。

⑥ 児童生徒等が自宅等にいる場合における臨時休校の通告方法の基準、連絡網を児童生徒及び保護者に周知徹底しておく。

⑦ 校長等は、災害種別に応じた避難訓練を、日ごろから実施しておく。

⑧ 校長は、学校行事等による校外での活動時の対応について事前調査により避難場所等について確認しておく。

⑨ 校長は、部活動等において、活動場所が学校施設外となる場合等は、避難場所、安否確認方法等について確認しておく。

(4) 避難場所の指定・確保

教育長は、災害種別、程度に応じた各学校ごとの避難場所を定めておく。

2 病院、社会福祉施設等における避難体制等の整備

社会福祉施設の入所者や病院等の患者等には、「避難行動要支援者」が多く、自力で避難することが困難であり、また避難先にも介護品等が必要であるなど、災害時にも特別の配慮を要することから、施設の防災力の強化や入所・入院患者の避難対策等について定めておく。

なお、本計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の管理者等については、施設の利用者の洪水時又は土砂災害が発生するおそれがある場合の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画の作成及び訓練の実施が義務づけられている（水防法第15条の3、土砂災害防止法第8条の2）。

(1) 避難体制の整備

要配慮者利用施設の管理者は、災害が発生した場合、迅速かつ的確に避難指示や避難誘導等の対策を実施できるよう、あらかじめ施設所在地域における浸水するおそれのある河川の情報、土砂災害に関する情報や避難情報を収集・伝達する避難体制を整備し、施設職員の任務分担や緊急連絡体制等を確立しておく。特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから、消防機関等への通報連絡や、日没前での職員の事前動員など、入所者等の避難誘導體制に十分配慮した避難体制を確立しておく。

また、要配慮者利用施設の管理者は、日頃から、町や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時の避難誘導に当たっての協力体制づくりに努める。

(2) 緊急連絡体制等の整備

要配慮者利用施設の管理者は、災害に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置するなど、緊急時における避難指示や誘導に当たっての情報伝達の手段、方法を確立するとともに、災害時における施設相互間等の緊急連絡体制の整備・強化に努める。

(3) 設備の整備・物資の確保

要配慮者利用施設の管理者は、洪水予報、土砂災害に関する情報等や避難情報を入手するためのファックスや携帯電話等の設備を整備する。

また、夜間に避難を行う場合に備え、電池式照明器具や避難者が誘導員と識別しやすい誘導用ライフジャケット等必要な物資を用意するとともに、屋内安全確保を行う場合に備え、

施設内での滞在に必要な物資の確保に努める。

(4) 防災教育・避難訓練の充実

要配慮者利用施設の管理者は、施設等の職員や入所者等が、災害時において適切な避難行動がとれるよう、定期的に防災教育を実施するとともに、施設の立地条件や施設の構造、入所者等の実態に応じた避難訓練を定期的実施するよう努める。

3 不特定多数の者が出入りする施設の避難体制の整備

(1) 防災設備等の整備

施設管理者は、施設の利用者が不特定かつ多数に及ぶことから、施設そのものの安全性を高めるよう努める。また、電気、水道等の供給停止に備え、当該施設で予想される災害の種類に応じた防災資機材や非常用自家発電機等の整備・備蓄に努める。

(2) 組織体制の整備

施設管理者は、災害の予防や災害が発生した場合に迅速かつ的確な対応ができるよう、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等を確立しておく。

特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから、消防機関等への通報連絡や日没前での職員の事前動員など、利用者等の避難誘導體制に十分配慮した組織体制を確立しておく。

また、施設管理者は、日頃から町や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時の協力体制づくりに努める。

(3) 緊急連絡体制等の整備

施設管理者は、災害に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置する等、緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、災害時における施設相互間等の緊急連絡が行える体制の整備に努める。

(4) 防災教育・防災訓練の充実

施設管理者は、災害時において施設の職員等が適切な行動がとれるよう、定期的に防災教育を実施するとともに、施設の立地条件や施設の構造、利用者の実態等に応じた防災訓練を定期的実施するよう努める。

第4 避難所の収容、運営体制の整備

1 避難所の開設・収容体制の整備

(1) 避難所の開設・収容

避難所の開設及び収容は、災害救助法が適用された場合においては、知事の委任を受けた町長が行う。町長は、救助に着手したときは、避難所開設の日時及び場所、箇所数及び各避難所の収容人員、開設期間の見込み等について、直ちに知事に報告する。

災害救助法が適用されない場合における避難所の開設及び収容は、町長が実施する。また、避難所を開設したときは、住民等に対し、周知・徹底し、避難所に収容すべき者を誘導し、保護しなければならない。

(2) 福祉避難所等の確保

町は、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者のニーズを把握し、必要な対応を行うとともに、必要に応じて、社会福祉施設等や公的宿泊施設等の協力も得つつ、福祉避難所を設置するなどの措置を講ずるよう努める。

なお、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、安全性に配慮しつつ、管理所有者の同意を得て避難所として開設するとともに、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮して、被災地域以外の地域にあるものも含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。

(3) 適切な避難所収容体制の構築

町は、特定の指定避難所に避難者が集中することを防ぐため、県防災Webや町独自のアプリケーションなど多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する体制の構築に努める。

町は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等にかかわらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

2 避難所の運営体制の整備

町は、各避難所ごとに、避難所の運営に当たる管理責任者をあらかじめ定めておくとともに、本来の施設管理者との連携のもとで、運営における女性の参画を推進し、住民の自主防災組織やボランティア組織と協力して、避難所に避難した被災者の実態やニーズの迅速な把握及び避難所の効率的な管理運営がなされるよう、県の「避難所管理運営マニュアルモデル」（平成29年9月改正鹿児島県）及び「同モデルの新型コロナウイルス感染症対策指針」（令和3年8月）を参考に避難所管理運営マニュアルを作成し、避難所の管理運営体制の整備に努める。

町は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。

町は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

また、町及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。

なお、新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策に努める。

3 避難所の生活環境改善システムの整備

町は、関係機関の協力のもと、避難所への食料や生活用品の迅速な供給システムの整備及びプライバシー確保、トイレ、入浴の確保等生活環境改善対策、並びに迅速な情報提供手段・システムの整備に努める。

4 避難所巡回パトロール体制の整備

町は、被災者の避難所生活が長期化する場合に備えて、被災者のニーズの把握や防犯対策のため、警察と連携した避難所巡回パトロール体制の整備に努める。

第6節 救助・救急体制の整備

風水害等では、土砂崩れ、洪水、冠水等による被害の可能性が危惧され、多数の救助・救急事象が発生すると予想される。

このため、災害発生に際して、救助・救急を行うのに必要な体制や防災資機材等の整備を計画的に推進する。

第1 救助・救急体制の整備

風水害等では、土砂崩れ等による生き埋め等の発生が予想されるため、町（消防団を含む。）等は、生き埋め等からの救助・救急体制の整備に努める。

また、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進に努める。

1 関係機関等による救助・救急体制の整備

- (1) 消防団を主体とし、救出対象者の状況に応じた救出班の整備に努める。
- (2) 町は、町内で予想される災害、特に土砂崩れ等による生き埋め等に対応する救出作業に備え、ふだんから必要な資機材の所在、確保方法や関係機関への協力要請等について、十分に検討しておく。
- (3) 救急救護活動を効果的に実施するため、救急救命士等救急隊員を養成するとともに、職員の教育訓練を充実させる。
- (4) 傷病者の速やかな搬送を行うため、広域災害救急医療情報システム（EMIS）等の整備を図り、医療情報収集体制を強化する。
- (5) 多数の傷病者が発生した場合に備え、民間の搬送業者等と連携し、傷病者の搬送保護体制の確立を図る。
- (6) 土砂崩れ等による生き埋め等からの救出・救助事象に対応するとともに、救出・救助に必要な重機を確保するため、建設業協会等関係団体と協力協定を締結するなど連携を図る。
- (7) 消防署、自衛隊、海上保安部及び関係機関等と日ごろから、相互情報連絡体制等について十分に検討しておく。
- (8) 消防団は日ごろから、地域の要配慮者等の把握を行うとともに、救出・救助の訓練や救出用資材の整備・点検に努める。

2 救助の実施体制の構築

町は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておく。

3 孤立化集落対策

町は、土砂崩れ等で孤立化が予想される地域については、県の「孤立化集落対策マニュアル」に基づき、事前に関係機関と、孤立者の救出方法や当該地域と町との情報伝達手段の確

保、救出に当たる関係機関等との相互情報連絡体制等について、十分に検討しておく。

また、次の事項についても考慮し、十分に検討する。

(1) 相互連絡が可能で確実な通信手段の確保

衛星携帯電話など、相互連絡が可能な手段の整備に努める。

(2) 通信機器の住民向け研修の充実

整備された衛星携帯電話や防災行政無線（デジタル）などは集落全員が使用できるよう研修の実施や分かりやすいマニュアル整備に努める。

(3) 人工透析患者などの緊急輸送手段の確保

ヘリコプターが離着陸可能なスペースの確保や、漁協等との人員・物資等の搬送に関する協定の締結を検討するなど、緊急搬送手段の確保に努める。

(4) 非常用発電機の備蓄

停電により夜間照明、携帯電話などの通信機器の電源を確保する必要があることから、非常用発電機の備蓄に努める。

(5) 孤立化のおそれのある集落の把握

町は、道路状況や通信手段の確保の状況から孤立化が予想される集落について、事前の把握に努める。なお、把握に当たっては、下記の例を参考に、警察、消防、土木事務所、NTT西日本等防災関係機関から意見を聴取する。

① 道路状況

ア 集落につながる道路等において迂回路がない。

イ 集落につながる道路等において落石や崩土等の発生が予想される道路災害危険箇所が多数存在し、交通途絶の可能性が高い。

ウ 集落につながる道路等においてトンネルや橋梁等の耐震化がなされておらず、交通途絶の可能性が高い。

エ 土砂災害の発生が予想され、道路の交通途絶の可能性が高い。

② 通信手段

ア 空中線の断絶等によって、通信手段が途絶する可能性が高い。

イ 一般加入電話以外の多様な通信手段が確保されていない。

3 孤立化の未然防止対策

町は、孤立化を未然に防止するため、県及び防災関係機関等と連携しながら、次のような対策に取り組む。また、孤立化対策に必要な施策を推進するため、関係機関による連絡会等を設置し、日ごろから情報交換に努める。

(1) 孤立化のおそれのある集落においては、集落の代表者（町内会長、班長、消防団員等）

を災害情報連絡員として任命するなど、災害発生時における防災情報の提供体制を整備する。また、自主防災組織を育成・強化し、集落内の防災力の向上に努める。

(2) 集落内に学校や駐在所等の公共的機関、九州電力、NTT西日本などの防災関係機関が

ある場合は、それらの機関の持つ連絡手段の状況について事前に確認するとともに、災害時における活用についても事前に調整する。

- (3) アマチュア無線を災害時の連絡手段として有効に活用できるよう、日ごろから関係者との連携を図る。
- (4) 防災行政無線移動局(携帯型)については、孤立化のおそれのある集落の災害情報連絡員に配備しておくなど連絡手段の多様化を図る。
- (5) 孤立化のおそれのある集落において、救出・救助や物資投下のための緊急ヘリポート用地(校庭、空き地、休耕田等)を選定・確保する。

4 孤立化した場合の対応

- (1) 町は、孤立化した集落が発生又は発生した可能性が高いことが判明した場合は、県に孤立化や被災に関する情報を速やかに提供する。
- (2) 避難所の開設や飲料水、食事等日常生活に必要な物資を確保する。
- (3) その他必要な対策について、関係機関と連携を図りながら、迅速に実施する。

5 住民の救助・救急への協力

災害時には、住民による地域ぐるみの救助・救急への参加協力も必要になる。

このため、一般住民は、日ごろから町や県が実施する防災訓練や研修会等に積極的に参加し、救助・救急活動に関する知識や応急救護処置等の習得に努める。

第2 救助・救急用装備、資機材の整備

1 救助用装備、資機材等の整備方針

- (1) 土砂崩れ等による生き埋め等の救出・救助事象に対応するため、消防本部、消防団、自主防災組織等において、必要な救助用装備・資機材の整備を次のとおり図っていく。

関係機関	整備内容
徳之島地区消防組合	① 高度救助用資機材 画像探索装置Ⅰ・Ⅱ型、熱画像直視装置、夜間用暗視装置、地中音響探知機 ② 救助用ユニット(油圧式救助器具、空気式救助器具、ザイル救助器具、切断機(鉄筋カッター)) ③ 消防隊員用救助用資機材 大型万能ハンマー、チェーンソー、切断機(鉄筋カッター)、削岩機(軽量型)、大型バール、鋸、鉄線鋏、大ハンマー、スコップ、救助ロープ(10m)
消防団	① 消防団員用救助用資機材 大型万能ハンマー、チェーンソー、切断機(鉄筋カッター)、削岩機(軽量型)、大型バール、鋸、鉄線鋏、大ハンマー、スコップ、救助ロープ(10m) ② 担架(毛布・枕を含む。) ③ 救急カバン

自 主 防 災 組 織	① 担架（毛布・枕を含む。） ② 救急カバン ③ 簡易救助器具等（バール、鋸、ハンマー、スコップほか） ④ 防災資機材倉庫等
-------------	---

- (2) 災害時に同時多発する救助・救急事象に対応するため、高度救助用資機材を装備した救助車の整備を図る。

2 救急用装備・資機材等の整備方針

災害時に同時多発する救急事象に対応するため、救急用装備・資機材等の整備を図る。

区 分	整 備 内 容
車 両	高規格救急車
救急資機材	高度救急資機材、非常用救急資機材、消防隊用救護資機材、トリアージ・タッグ

第7節 交通確保体制の整備

風水害時には、道路、橋梁等の交通施設に被害が発生することが予想され、交通の混乱を防止し、緊急輸送路を確保することが必要である。

このため、交通の混乱を防止し、緊急輸送路を確保するための交通確保体制の整備を計画的に推進する。

第1 交通規制の実施責任者

交通規制の実施責任者

区 分	実施責任者	範 囲
道 路 管 理 者	知事 (県道) 町長 (町道)	(道路法第46条) 1 道路の破損、決壊その他の事由に因り交通が危険であると認められる場合 2 道路に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合
公 安 委 員 会	公安委員会 警察署長 警察官	(災害対策基本法第76条) 1 災害応急対策に従事する者、又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送を確保するため、必要があると認めるとき。 (道路交通法第4条～第6条) 2 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑化を図るため、特に必要があると認めるとき。 3 道路の損壊、火災の発生、その他の事情により道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合
港 湾 管 理 者	知事 町長	(港湾法第12条第1項第4号の2) 1 水域施設(航路、泊地及び船だまり。)の使用に関し必要な規制 (港湾法第12条第1項第10号) 2 港湾施設を使用して港湾運営に必要な役務を提供する者に対し、貨物の移動を円滑に行い又は港湾施設の有効な利用を図るため当該施設の使用を規制する。
海上保安機関	海上保安本部長 海上保安部署長 港長 海上保安官	(港則法第39条) 1 船舶交通の安全のため、必要があると認めるとき 2 海難の発生、その他の事情により特定港内において船舶交通の混雑が生ずるおそれがあるとき、又は混雑を緩和するため、必要があると認められるとき (海上保安庁法第18条) 3 海上における犯罪が正に行われようとしている場合、又は天災等の危険な事態が存在する場合であって、人命・財産に危害が及ぶおそれがあり、かつ、急を要するとき。

第2 交通規制の実施体制の整備

交通規制の実施体制の整備方針

区 分	整 備 方 針
道 路 管 理 者	道路管理者は、道路、橋梁等交通施設の巡回調査に努め、災害により交通施設等の危険な状況が予想されるとき、又は発見通報等に備え、速やかに必要な規制を行う体制の整備に努める。
警 察 機 関	警察機関は、交通の混乱を防止し、緊急交通路を確保するために、以下の項目について整備に努める。 ア 交通規制計画の作成 発災時の交通安全や緊急通行車両の通行確保を行うため、あるいは、防災訓練のための交通規制計画について、その作成に努める。 イ 交通情報の収集 交通情報の収集は、航空機、オートバイその他の機動力を活用することとし、交通情報の収集を行う班体制の整備に努める。 ウ 関係機関や住民等への周知 交通規制を実施した場合の交通機関や住民等への周知方について、その内容や方法・手段について、日ごろから計画しておく。 また、道路交通情報センターや報道機関との連携を日ごろから図っておく。 エ 警備業協会との交通誘導業務等の協定締結 規制要員は、制服警察官を中心に編成するべきであるが、災害発生時において警察官は、被害者等の救出・救助に重点を指向した活動を行う必要性が高いために、緊急交通路確保に関し、警備業協会と締結した「交通誘導業務等に関する業務協定」により、出動を要請する。 オ 装備資機材の整備 規制用サインカーや規制用標識等の装備資機材の整備に努める。
港 湾 管 理 者 及 び 海 上 保 安 機 関	港湾管理者及び海上保安機関は、交通の禁止、制限区域の設定、危険区域の周知及び港内岸壁付近の交通整理等の緊密な連携について検討する。

第3 緊急通行車両の事前届出・確認

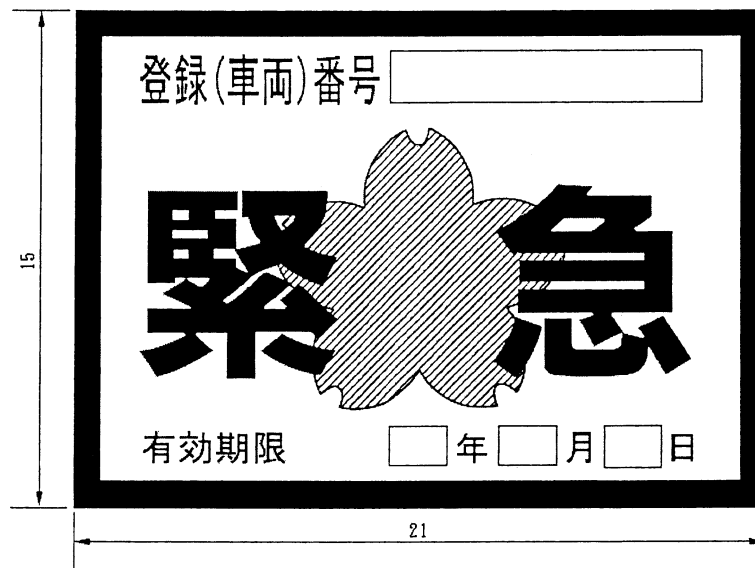
1 緊急通行車両の事前届出

町が保有する車両等で、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用するものについて、緊急通行車両の事前届出を行う（資料23参照P1791）。

2 届出済証の受理と確認

- (1) 県公安委員会による緊急通行車両に該当するかどうかの審査を受け、該当すると認められるものについては、届出済証の交付を受ける。
- (2) 届出済証の交付を受けた車両については、緊急通行車両の標章及び確認証明書の交付を受ける。

緊急通行車両の標章



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

第4 法面崩壊等防止対策

1 法面崩壊等防止対策

(1) 危険箇所の対策

町道の危険箇所については、防災点検調査に基づき、法面保護工等の災害防止対策について危険度に応じ検討推進する。

(2) 関係機関への要請

県道等における危険箇所に対する対策工事の早期完成を県に要請するとともに、実施が円滑に進むよう地元調整等について協力する。

(3) 危険箇所の監視

パトロールを適宜実施し、危険箇所の状況を監視するとともに、法面中の浮石等落石のおそれがあるものの除去等を行う。

第5 主要交通途絶予想箇所

町は、落石、崩土、河川の氾濫、浸水、高潮等により交通の途絶が予想される箇所を指定し、職員が定期的に防災パトロールを実施し、実態の把握に努める。また、緊急度の高い箇所から順次防災工事を実施し、場合によっては通行規制や通行止の措置を行い、被害の未然防止に努める（資料11参照P1740）。

第8節 輸送体制の整備

風水害時には、被災者の避難並びに災害応急対策及び災害救助を実施するのに必要な要員及び物資の輸送を、迅速かつ的確に行うことが必要である。

このため、各計画が効率的に実施されるように、必要な車両、船艇、労務の確保を図るなど、輸送体制の整備を計画的に推進する。

第1 輸送体制の整備方針

町は、災害時には、応急対策を実施する人員や資機材、救援物資等、多数の輸送需要が発生すると予想されることから、日ごろから次のとおり関係機関相互の連携の強化に努める。

- (1) 輸送業者等と協力協定の締結を図る。
- (2) 関係機関相互の情報連絡体制の整備を図る。

第2 輸送手段

1 輸送手段の確保

災害時に被災者や救援物資、資機材等を輸送する輸送手段は、次のとおり確保する。

(1) 道路輸送

道路交通が確保されている場合、原則として町現有車両を使用するが、災害の規模に依り、一般運送業者の協力を得て輸送を行う。

(2) 海上輸送

陸上輸送が不可能な場合は、漁業共同組合等の協力による漁船の借上げによって行うほか、海上保安本部及び自衛隊所属の船舶による輸送を要請する。

(3) 空中輸送

地上輸送が不可能な場合には、ヘリコプター等の出動を要請するほか、知事に対し自衛隊の派遣を要請する。

2 関係機関との協力関係の強化

災害時の迅速かつ的確な輸送手段の確保を図るために、応援要請や緊急時の通信連絡体制等について、協力協定の締結や運用計画を作成するなど、日ごろから連携を図っておく。

第3 輸送施設・集積拠点等の指定

1 輸送施設の指定

(1) 緊急輸送道路の指定

緊急輸送道路

区 分	道路種別	路 線 名	延長 km	代替路線の状況
第1次	主要地方道	伊仙亀津徳之島空港線	32.4	

第2次	主要地方道	伊仙亀津徳之島空港線	6.7	(主)伊仙天城線
	主要地方道	亀徳港線	0.1	

(2) 港湾・漁港、臨時ヘリポートの指定

海上における輸送能力

港 名	所 在 地	接岸能力
亀 徳 港	亀 徳	定期船 8,000
亀 徳 新 港	亀 津	定期船 8,000
山 漁 港	山	
亀 津 漁 港	亀 津	

(3) 中継物流施設の指定

町の輸送拠点

施 設 名	所 在 地	広さ(m ²)
地域福祉センター	徳之島町亀津7673	1,529
山公民館	徳之島町山1888の3	380
徳之島町健康の森総合運動公園	徳和瀬	318,900

臨時ヘリポート

名 称	所 在 地	設置(管理)者	連絡先	面積(m ²)	夜間照明
徳和瀬健康の森総合運動公園グラウンド	徳和瀬シミヨ765	徳之島町	0997-82-1111	15,000	無
徳之島高等学校グラウンド	亀津784	県	0997-82-1611	18,532	無
徳之島場外ヘリポート離着陸場	神之嶺512	徳之島町	0997-82-1111		有

2 集積拠点の指定

災害時の救援物資や資機材等の集積拠点をあらかじめ指定する。

町の集積場所

施 設 名	所 在 地	広さ(m ²)
地域福祉センター	徳之島町亀津7673	1,529
山公民館	徳之島町山1888の3	380
徳之島町総合食品加工センター美農里館	徳和瀬615-1	6,478

徳之島町健康の森総合運動公園	徳和瀬	318,900
----------------	-----	---------

第4 緊急輸送道路啓開体制の整備

1 啓開道路の選定基準の設定

災害時において、道路啓開を実施する路線の選定、優先順位について関係機関と連携を取り、選定基準を設けてあらかじめ定めておく。

2 道路啓開の作業体制の充実

町及び道路管理者は、平常時から、災害時において、関係機関及び関係業界が迅速かつ的確な協力体制を確立して道路啓開の作業が実施できるよう、道路啓開作業マニュアルを作成するなど、効率的な道路啓開体制の充実を図る。

3 道路啓開用装備・資機材の整備

町及び道路管理者は、平常時から、道路啓開用装備・資機材の整備を行うとともに、建設業協会等を通じて使用できる建設機械等の把握を行う。

4 関係団体等との協力関係の強化

町及び道路管理者は、災害時に建設業協会や関係団体等の協力を得て、迅速かつ的確な道路啓開作業が実施できるように、「大規模災害時における応急対策に関する協定」等に基づき、道路啓開に関する協力協定の締結を図り、協力関係の強化を図る。

第9節 医療体制の整備

災害時は多数の負傷者が発生し、また、医療機関が被害を受けて混乱が予想される。

このため、発災時に備え、必要な医療用資機材・医薬品等の整備及び救護班の編成基準など、医療体制の整備を計画的に推進する。

第1 緊急医療体制の整備

1 医療体制の整備

町は医療機関（資料24参照P1792）、日本赤十字社、医師会等と協力し、災害時の医療体制の整備を図る。

(1) 救護班体制の整備

国公立・公的医療機関、日本赤十字社、医師会、歯科医師会は、救護班の編成計画を作成しておく。

(2) 救護所の設置、運営計画

町は関係医療機関等との協力関係について、あらかじめ定めておく。また、傷病者が多数発生した場合を想定した現場救護所の設置についても考慮しておく。

(3) 災害拠点病院（基幹災害拠点病院、地域災害拠点病院）の確保

広域災害時に備え、災害医療支援機能を有する災害拠点病院として、基幹災害拠点病院を県下に1か所、地域災害拠点病院を二次医療圏ごとに1か所整備し、災害時の医療を確保する。

(4) 医療機関の防災体制の確立

各医療機関は、入院患者の安全確保やライフラインの被災による停電、断水等にも対応できる医療体制の確立について、病院防災マニュアルを作成するなど、平常時から整備しておく。

(5) 情報連絡体制の充実

保健所及び国公立・公的医療機関、日本赤十字社、医師会、歯科医師会等は、相互の情報網の確立と情報連絡体制の充実を図る。

また、災害時に迅速かつ的確に救援・救助等を行うため、広域災害救急医療情報システム（EMIS）を活用する。

(6) 広域医療支援の強化

九州・山口9（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、山口県）県災害時相互応援協定に基づき、医療支援の円滑な実施のための関係者との協議及び被災患者受入れのための医療機関調査の実施などを行う。

2 後方搬送体制の整備

(1) 関係機関相互の役割

負傷者の後方搬送について、町は、県及び関係機関と協力し、それぞれの役割分担を明確

に定めておく。

(2) 透析患者や在宅難病患者等への対応

① 透析患者等への対応

慢性腎不全患者の多くは、一人1回の透析に約120リットルの水を使用する血液透析を週2～3回受けており、災害時にも平常時と同様の医療を要することから、適切な医療体制を確保する必要がある。

また、生き埋め等の圧迫による挫滅症候群（クラッシュ・シンドローム）に伴う急性腎不全患者に対しても、血液透析等適切な医療を行う必要がある。

このため、町は、断水時における透析施設の水への優先的供給、隣接町又は島外への患者の搬送や、医師会等関係機関との連携による情報供給を行う体制を整える。

② 在宅難病患者・長期療養児等への対応

人工呼吸器を装着している在宅難病患者・長期療養児などは、病勢が不安定であるとともに専門医療を要することから、災害時には、医療施設などに救護する必要がある。

このため、平常時から保健所を通じて患者の把握を行うとともに、県、医療機関及び隣接町等との連携により、災害時における在宅難病患者・長期療養児の搬送及び救護の体制を確立する。

(3) トリアージの訓練・習熟

多数の負傷者が発生している災害現場において、救急活動を効率的に実施するために、負傷者の傷病程度を選別し、救命措置の必要な負傷者を搬送する必要がある。このため、傷病程度を選別を行うトリアージ・タッグを活用した救護活動について、日ごろから訓練し、習熟に努める。

第2 医療用資機材・医薬品等の整備

災害時には、多量の医療用資機材・医薬品等の需要が見込まれるので、町は各関係機関と協力して、医療用資機材・医薬品等の整備に努めるとともに避難施設における医薬品の備蓄にも努める。

1 協定による確保体制

町は、災害時に必要な医療用資機材・医薬品等の供給体制を確保するため、町内の薬局、医薬品業者と在庫品の優先的供給、供給方法等を協議し、医薬品等の供給協定を締結する。

2 医療用資機材・医薬品等の備蓄方針

町は、大規模災害に備え、防災備蓄倉庫、各種避難場所、公共施設等に必要な最小限の医療用資機材・医薬品を備蓄する。

総務課 住民生活課

第10節 その他の災害応急対策事前措置体制の整備

保健福祉課 建設課

水道課

その他の災害応急対策事前措置体制について、整備を計画的に推進する。

なお、大規模な災害が発生した場合の被害等を想定し、孤立が想定されるなどの地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資について、あらかじめ備蓄・調達・輸送体制等を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ備蓄物資や物資拠点の登録に努める。

また、平時から訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。

第1 食料の供給体制の整備

1 食料の備蓄計画の策定

災害が発生した場合の住民の生活を確保するため、食料の確保について平常時から次の措置を行う。

- (1) 町は、被災者等に対し食料を迅速かつ円滑に供給するため、緊急に必要な食料の備蓄場所を確保し、計画的に備蓄しておく。
- (2) 町は、住民及び自主防災組織等が実施する緊急物資確保対策の啓発・指導を行う。
- (3) 事業所及び住民等は、7日間程度の最低限度の生活を確保できる日用品等の備蓄を行うとともに、3日間程度の非常食を含む非常持出品を準備する。
- (4) 自主防災組織等を通じて、緊急食料の共同備蓄を進める。

2 食料の調達に関する協定等の締結

町は、災害時の食料調達について、民間流通業者、県内の米穀販売事業者及び米穀集荷団体等と協力協定の締結に努める。

第2 飲料水の供給体制の整備

1 応急復旧体制の整備

- (1) 復旧に要する業者との協力

水道事業者は、水道施設を速やかに復旧して飲料水等の確保を図るために、復旧に要する業者（労務、機械、資材等）との間において災害時における協力協定を締結し、応急復旧体制の整備に万全を期す。

- (2) 緊急度・優先度を考慮した応急復旧

町及び水道事業者は、医療機関や社会福祉施設等、早急に応急復旧の必要な施設等をあらかじめ把握し、緊急度・優先度を考慮した応急復旧順序等についても検討しておく。

2 応急給水体制の整備

- (1) 給水能力の把握

水道事業者は、あらかじめ、災害時の応急給水を考慮し、予備水源等の緊急時に確保できる水量・水質について調査し、把握しておく。

(2) 給水用資機材の整備

町及び水道事業者は、必要に応じ、給水車、給水タンク、ポリ容器等の給水用資機材の整備に努める。

(3) ミネラルウォーター製造業者等との協力

町及び水道事業者は、応急給水の方法として飲料水を確保するため、管内のミネラルウォーター製造業者を把握するとともに協力依頼に努める。

3 応急対策資料の整備

水道事業者は、応急復旧、応急給水等の活動を迅速・的確に行うために、水道施設の図面等の資料を日頃から整備しておく。

4 広域応援体制の整備

町及び水道事業者は、日頃から、水道施設の復旧及び給水車等による応急給水等について、近隣市町村等との相互応援体制の整備に努める。

5 風水害対策マニュアル類の整備

水道事業者は、風水害時における応急給水、応急復旧等の応急対策を迅速・的確に実施するために、各水道事業体の規模や地域特性に応じた風水害対策マニュアル類の整備に努める。

第3 生活必需品の供給体制の整備

1 生活必需品の備蓄計画の策定

町は、必要とされる生活必需品の種類、数量及び備蓄場所等について、具体的な生活必需品の備蓄計画を策定しておく。

(1) 備蓄場所

- ① 備蓄場所は交通の便、人口分布等を考慮し、町内各地区に配置する。
- ② 原則として、公共的施設を活用し必要に応じて倉庫等を整備する。

(2) 備蓄品の種類と数量

① 食料

ア 必要量は、災害当初の3日間のうちの2日分とする（1日分は家庭内備蓄を充当）。

イ 食料は、保存期間が長く、かつ、調理不要のものとし、避難住民の多様なニーズに対応したものとする。

ウ 備蓄品目は、おおむね次のとおりとする。

- (ア) 主食品：おこわ、乾パン、缶詰等
- (イ) 乳児食：粉ミルク、離乳食等
- (ウ) その他：保存水、レトルト食品、カップ麺等

② 飲料水

必要最低量は、災害発生から3日分、1人1日3リットルを確保する。

③ 生活必需品

ア 必要量は、災害当初の3日間のうちの2日分とする。（1日分は家庭内備蓄を充当）。

イ 備蓄品目は、おおむね次のとおりとする。

（ア）日用品：食器、ほ乳瓶、トイレットペーパー、紙おむつ、石鹸、バケツ等

（イ）衣料等：毛布、タオルケット、タオル、Tシャツ等

（ウ）その他：ポリ容器、救急箱等

2 流通在庫の調達

備蓄物資のみでは不足する場合、町は、大手スーパー、農業協同組合、コンビニエンスストア等、流通業者の流通在庫から生活必需品を調達するものとし、関係業者等を把握するとともに協力依頼に努める。

第4 感染症予防、食品衛生、生活衛生、し尿、ごみ処理対策の事前措置

1 感染症予防対策

(1) 感染症予防に必要な資機材及び薬剤等の整備

町は、感染症予防に必要な資機材及び薬剤等の整備に努める。消毒による1戸当たりの使用薬剤の基準、ねずみ族、こん虫等の駆除の使用薬剤の基準については、本編第3部第3章第6節「感染症予防、食品衛生、生活衛生対策」（P536）を参照のこと。

(2) 感染症予防の実施体制の整備

町は、感染症予防作業のために感染症予防班の編成計画を作成する。

感染症予防班は、町の職員及び臨時に雇い上げた作業員をもって編成する。

2 食品衛生対策

大災害の場合、食品衛生監視員のみでは十分な監視指導ができない場合もあるため、状況により食品衛生協会の協力を求め、速やかな状況把握と衛生指導を行うため、日頃から連携の強化に努める。

3 生活衛生対策

(1) 営業施設での生活衛生対策

町は、営業施設の被災状況の把握、被災施設の重点的監視を行う体制を整備する。

(2) 業者団体との連携の強化

大災害の場合、環境衛生監視員のみでは十分な監視指導ができない場合もあるので、状況により生活衛生営業指導センター、生活衛生同業組合等の協力を求め、速やかな状況把握と衛生指導を行うため、日頃から連携の強化に努める。

4 し尿処理対策

(1) 仮設トイレの備蓄計画の策定

町は、県地震等災害被害予測調査（平成24～25年度）や県災害廃棄物処理計画（平成30年3月）、町の災害廃棄物処理計画等を踏まえて、必要とされる仮設トイレの数量及び備蓄場所等について、具体的な備蓄計画の策定に努める。

(2) 広域応援体制の整備

町及び下水道管理者は、日頃からし尿処理施設の復旧及びし尿収集車等によるし尿処理等

について、相互応援体制の整備に努める。

また、下水道施設の使用等について、相互応援体制の整備に努める。

5 ごみ処理対策

- (1) 町は、国の災害廃棄物対策指針等を踏まえ、県災害廃棄物処理計画と整合を図りながら、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の市町村等との連携・協力のあり方等について、町災害廃棄物処理計画において具体的に示す。
- (2) 町は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努める。

第5 住宅の確保対策の事前措置

1 住宅の供給体制の整備

大規模な風水害等が発生すると、多数の応急住宅の需要が予想されるので、町は、住宅の供給体制の整備に努める。

- (1) 県及び町は、災害により住家を失った人に対して、迅速に住宅を提供できるよう、県営や町営の公営住宅等の空き状況が速やかに把握できる体制を整える。
- (2) 町は、応急仮設住宅等への入居基準等について、あらかじめ定めておく。
- (3) 県及び町は、国・県で確保している応急仮設住宅用等資材を円滑に調達ができるように、入手手続き等を整えておく。

2 応急仮設住宅の建設予定候補地の把握

速やかに用地確保ができるように、応急仮設住宅の建設予定候補地のリストを作成し、把握しておく。

なお、候補地の選定に当たっては、がけ崩れや津波浸水等による被災の可能性について、十分留意する必要がある。

また、町は、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

第6 総合防災力の強化に関する対策

1 防災拠点の整備の推進

大規模災害時における適切な防災対策を実施するためには、平常時から防災に関する意識の高揚や対応力の向上に努める一方、災害の発生時において、住民が避難し、防災活動を実施するための拠点を確保する必要がある。

このため、平常時の防災知識の普及啓発、訓練機能、防災資機材の備蓄機能、災害時の防災活動拠点機能などを有するものとして、地区公民館の区域にはコミュニティ防災拠点を、小学校校区又は中学校区には地域防災拠点の整備を進めていくとともに、町全域を対象とした広域防災拠点の整備についても、引き続き検討していく。

2 県消防・防災ヘリコプターの活用

大規模な災害が発生した場合、道路の寸断や渋滞等により、情報収集や物資・災害応急要

員・負傷者の搬送等に大きな障害が発生する可能性が高い。

このため、消防防災活動に必要な装備を備えた、広域的かつ機動的な活動能力を有する県消防・防災ヘリコプターの活用により、災害応急対策活動等の充実強化に努める。

(1) 消防・防災ヘリコプターの活動内容

- ① 被害状況の調査及び情報収集活動
- ② 傷病者、医療関係者、消防隊員等の搬送及び医療、消防資機材の輸送
- ③ 被災者等の救出
- ④ 生活必需品及び救援物資の輸送、災害応急要員等の搬送
- ⑤ 住民に対する情報伝達活動など

(2) 運航体制の確立

消防・防災ヘリコプターの運用を円滑に行うため、消防職員により編成した防災航空隊の訓練、ヘリポートやヘリコプター活動拠点の整備充実、警察本部及び自衛隊保有のヘリコプターとの連携を並行して進める。

3 災害応急対策体制の構築

- (1) 県及び町は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。
- (2) 県及び町は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努める。

第7 臨時ヘリポートの選定基準等

災害時の救助・救護活動、緊急物資の輸送等にヘリコプターの機動性を活かした応急活動を円滑に実施するため、ヘリコプターが離着陸できるヘリポートの選定、整備に努める。

1 臨時ヘリポートの選定

臨時ヘリポートの選定場所は、徳之島町健康の森総合運動公園グラウンド、徳之島高等学校グラウンド、徳之島町場外ヘリポート離着陸場とする。

2 危険防止上の留意事項

- (1) ヘリコプターの離着陸は、風圧等による危険を伴うため、警戒員を配置し、関係者以外の者及び車両等の進入を規制する。
- (2) 着陸帯及びその周辺には、飛散物等を放置しない。
- (3) 塵の発生が著しい場所では、散水等の事前措置を講ずる。
- (4) ヘリコプターを中心として半径20m以内は、火気厳禁とする。

3 ヘリポートの管理

選定したヘリポートの管理について、平常時から当該指定地の管理者と連絡を保ち現状の把握に努めるとともに、常に使用できるよう留意する。

- (1) 町災害対策本部での広報の一本化を行い、混乱を防ぐ。
- (2) 臨時ヘリポートの標示は、石灰等を用い、接地帯の中央に直径5m程度の円を書き、中にHの文字を標示する。

- (3) 旗又は発煙筒等で風の方向を表示する。

4 県への報告

新たにヘリポートを選定した場合、本計画に定めるとともに、県に次の事項を報告（略図添付）する。

また、報告事項に変更を生じた場合も同様とする。

- (1) ヘリポート番号
- (2) 所在地及び名称
- (3) 施設等の管理者及び電話番号
- (4) 発着場面積
- (5) 付近の障害物等の状況
- (6) 離着陸可能な機種

第8 災害用装備資器材等の整備

1 装備資器材等の整備

応急対策を円滑に実施するため、災害用装備資器材等をあらかじめ整備し、随時点検を行い保管に万全を期する。

2 点検、調達計画

- (1) 点検整備
 - ① 災害を未然に防ぐため各防災無線局の施設及び各機器の機能について、梅雨期前等に定期保守点検を行う。
 - ② 長期にわたる停電に際し、自家発電及び充電器の設置を推進する。バッテリーの充電不足のほか予期せぬ停電に備え、非常用発電設備の選定及び増設を検討する。
- (2) 資器材等の調達

防災関係機関は、災害時における必要な資器材等の調達を円滑に行うため、調達先の確認等の措置を講じておく。

第9 文化財に関する事前措置

1 文化財管理者に対する防災指導

町は、文化財の所有者又は管理者に対する防災体制の確立指導を、以下のとおり行う。

- (1) 防火管理体制の整備
 - ① 防火管理者の下、適切な火元責任者を定め、担当責任を明らかにする。
 - ② 防火委員会を設けて、計画的な防火管理を行う。
 - ③ 防火講習会、研究会に参加して防火意識の習得に努める。
 - ④ 文化財防火デー（1月26日）を設定し、防火訓練等を実施するなど防火意識の高揚を図る。
- (2) 環境の整理整頓
- (3) 火気使用の制限

- ① 火気の使用は、一定の場所を定める。
- ② 指定建造物の周囲では、喫煙、たき火等を絶対に禁止する。
- (4) 火災危険の早期発見と改善
 - ① 定期的に防火診断を受ける。
 - ② 防火管理者・火元責任者の自主検査を実施する。
- (5) 火災警戒を厳重にする。
 - ① 不審者等の進入を防ぐため、塀、さくを整備する。
 - ② 巡視のための監視員を置く。
 - ③ 巡視経路を設定する。
- (6) 火災の起こりやすい箇所に注意する。

たばこ、たき火、灯明、ローソク、線香、取り灰、灯消しつぼ、火ばち、こたつ、こんろ、かまど、煙突、電気配線、電気器具、石油ストーブ、石油こんろ、プロパン器具
- (7) 次の消防に関する計画を作成するとともに、自衛消防隊を組織し、訓練を行う。
 - ① 防火管理計画
 - ② 火災防ぎょ計画
 - ③ 教養訓練計画

2 消火施設の整備

文化財の所有者又は管理者は、以下のとおり消火施設の整備に努める。

- (1) 全ての指定建造物には、その総面積に応じた能力単位の数の消火器又は簡易消火器用器（水、バケツ、水槽等）を設置する。指定建造物に必要な能力単位の数は、その面積を50㎡で除して得た数以上になるように設置する。消火器を設置する場合は、その消火の対象に適した器種を選択する。
- (2) その他、屋内消火栓、屋外消火栓、放水銃、スプリンクラー等を設置し、これらの設置については、常に整備を入念に行い、担当者を定めて定期的に試験を行う。
- (3) その他の設備としては、今後消火進入道路、防火塀、防火帯、防火壁等の整備を図る。

第11節 複合災害対策体制の整備

第1 町の複合災害対策

町は、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多く動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに配慮した要員・資機材の投入判断を行うことや、外部からの支援を早期に要請することなど、複合災害発生時の対応をあらかじめ定めるよう努める。

第2 複合災害を想定した訓練

町は、様々な複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立ち上げ等の実動訓練等の実施に努める。

第3章 住民の防災活動の促進

風水害等の災害に際して、効果的な防災対策を行うためには、平常時から住民や職員の防災知識の普及・啓発、防災訓練を実施しておくほか、自主防災組織や防災ボランティアの育成強化、要配慮者対策等を推進し、住民の防災意識と対応能力の強化を図っておくことが必要である。

また、町は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、次のような取組を行い、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る。

- ・ 地域の防災力を高めていくため、一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における防災教育の充実、防災に関する教材（副読本）の充実を図る。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努める。
- ・ 各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。
- ・ 防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図る。
- ・ 防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を、災害の切迫度に応じて5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。

本章では、このような住民の防災活動の促進について、その対策を定める。

総務課 企画課 教育委員会

第1節 防災知識の普及・啓発

風水害等の災害に際して的確な行動がとれるよう、住民及び防災関係職員に対し、災害予防又は災害応急対策等に関し、防災知識の普及啓発を図っておく必要がある。このため、災害予防又は災害応急対策の実施の任にある各機関は、それぞれ防災知識の普及・啓発を推進するとともに教育機関、民間団体等との密接な連携のもと、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会、実施研修の開催等により、防災教育を実施する。

また、町は、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見も活用しながら、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。

なお、防災知識の普及・啓発の推進に当たっては、その内容が性別による固定的な役割にとらわれることのないよう留意する。

第1 住民に対する防災知識の普及・啓発

1 住民への防災広報等による防災知識の普及・啓発

防災週間や防災関連行事等において、各種媒体を利用して行うほか、労働安全、交通安全等災害安全運動の一環として、それぞれ対策実施機関ごとに災害防止運動を行い、住民の防災の知識を高め、防災知識の普及を図る。

(1) 防災知識の普及・啓発の手段（媒体）

町が行う防災知識の普及は、次に示す各種媒体を活用する。

- ① 広報紙、印刷物（チラシ、ポスター等）
- ② 新聞
- ③ 災害情報配信システム、防災行政無線及びラジオ、テレビ
- ④ 広報車の巡回
- ⑤ 講習会、パネル展示会等の開催
- ⑥ 映画、ビデオ、スライドの活用
- ⑦ 町ホームページ
- ⑧ その他

(2) 防災知識の普及啓発の内容

住民への防災知識の普及啓発の内容は、おおむね次のとおりである。なお、普及に際しては、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の地域における支援体制の整備や、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮して行う。

① 住民等の責務

ア 住民及び事業者

自ら防災対策を行うとともに、町、県及び防災関係機関と連携し及び協働すること。

イ 自主防災組織

地域における防災対策を行うとともに、町、県及び防災関係機関と連携し及び協働すること。

② 地域防災計画の概要

③ 災害予防措置

ア 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動をとるべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること

イ 家庭での予防・安全対策

- (ア) 災害に備えた「最低3日、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー等 の備蓄
- (イ) 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- (ウ) 飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備
- (エ) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等

ウ 出火防止、初期消火等の心得

エ 家屋内、路上、自動車運転中など様々な条件下で災害が発生したときの行動

- オ 警報等発表時や避難指示等の発令時にとるべき行動、緊急避難場所や避難所での行動
- カ 災害時の家族内の連絡体制について、あらかじめ決めておくこと
- キ 災害危険箇所の周知
- ク 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認
- ケ 負傷者、要配慮者等の救助の心構えと準備
- コ 船舶等の避難措置
- サ 農作物の災害予防事前措置
- シ その他

④ 災害応急措置

- ア 災害対策の組織、編成、分掌事務
- イ 災害調査及び報告の要領、連絡方法
- ウ 防疫の心得及び消毒方法、清潔方法等の要領
- エ 災害時の心得
 - (ア) 災害情報の聴取並びに聴取方法
 - (イ) 停電時の照明
 - (ウ) 非常食料、身の回り品等の整備及び貴重品の始末
 - (エ) 屋根・雨戸等の補強
 - (オ) 排水溝の整備
 - (カ) 初期消火、出火防止の徹底
 - (キ) 避難の方法、避難路及び緊急避難場所等の確認
 - (ク) 高齢者等要配慮者の避難誘導及び緊急避難場所等での支援
- オ その他

⑤ 災害復旧措置

- ア 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

⑥ 被災地支援

⑦ その他の災害の態様に応じて取るべき手段・方法等

(3) 防災知識の普及啓発の時期

普及の内容により、最も効果のある時期を選んで行う。なお、町その他防災関係機関は、「県民防災週間」、「防災週間」、「防災とボランティア週間」に合わせて重点的な防災思想の普及宣伝に努める。

2 学校教育・社会教育における防災知識の普及啓発

幼稚園、小・中学校等における学校教育は、その発達段階に合わせた副読本等や映画・ビデオ等の教材を活用するほか、適宜訓練や防災講習等をカリキュラムに組み込むなど、教育方法を工夫しつつ実施する。

また、町は、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニ

ュアルの策定が行われるよう促す。

青少年、女性、高齢者、障害者、ボランティアなどを対象とする社会教育の場での防災教育は、各種社会教育施設等を利用しつつ、それぞれの属性等に応じた内容や方法を工夫した講習や訓練等を実施する。

いずれの場合も、台風・豪雨等気象現象等に関する基礎的知識、災害の原因及び避難、救助方法等をその内容に組み入れ、防災教育を徹底する。

3 災害教訓の伝承

町は、過去の大災害の教訓や災害文化を後世へ伝承するための調査分析結果や各種資料の収集・保存、住民及び児童・生徒への周知に努める。

また、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、調査分析結果や各種資料の収集・保存等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

第2 職員への防災研修等の実施

町及び防災関係機関は、日ごろから各々の職員に対して、防災対策の責務・役割を徹底するとともに、地域防災計画等の内容や災害対策関係法令等の講習・研修を行い、職員の防災意識と防災活動能力の向上を促す。

なお、災害時において、町及び防災関係機関の職員は、それぞれの立場に応じて災害対策の責任を負うこととなるため、各自において、家屋及び周辺の補修・安全化、飲料水、食料、医薬品・非常持出品の用意などの防災準備を行うとともに、日ごろから様々な防災知識の習得に心掛けるなど、自己啓発に努める。

第2節 防災訓練の効果的実施

災害時において、災害応急対策計画に定められている各種の応急措置を迅速確実に行えるよう、関係機関と協力して、訓練を行う必要がある。このため、災害応急対策の実施責任を有する機関は、各々目標を設定し、効果的な防災訓練の実施を推進する。

1 防災訓練の目標・内容の設定

(1) 防災訓練の目標

防災訓練は、時々の状況に応じたテーマを設定し、町、防災関係機関及び住民等の参加者が、より実践的な防災活動のノウハウの獲得を目指すことを目標とする。

(2) 訓練の内容

防災訓練には、次に掲げるものが考えられる。

- ① 動員訓練、非常参集訓練
- ② 通信連絡訓練
- ③ 水防訓練
- ④ 避難訓練
- ⑤ 医療・救護訓練
- ⑥ 給水・給食（炊飯）訓練
- ⑦ 輸送訓練
- ⑧ 消防訓練
- ⑨ 広域応援協定に基づく合同訓練
- ⑩ 流出油災害対策訓練
- ⑪ その他必要な訓練

2 訓練の企画・準備

(1) 訓練の時期

訓練の種類により、最も訓練効果のある時期を選んで実施する。

例えば、水防訓練については、集中豪雨が予想される時期の前、また、消防訓練については気象条件（異常乾燥、強風等）等から火災の多発又は拡大が予想される時期の前などに行う。

(2) 訓練の場所

最も訓練効果を上げ得る場所を選んで実施する。家屋の密集している火災危険区域、建物倒壊が多く見込まれる地域、がけ崩れ等土砂災害のおそれのある地域、洪水・浸水のおそれのある地域など、それぞれの地域において十分検討して行う。

(3) 訓練時の交通規制

訓練実施者は、防災訓練の効果的な実施を図るため、特に必要があると認めるときは、徳之島警察署長に対し、区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における通行

の禁止又は制限について協議し、協力を得る。

3 訓練の方法

訓練実施各機関は、単独又は他の機関と共同して、次に掲げる訓練を最も効果ある方法で行う。防災訓練の実施に当たっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、風水害等の被害の想定を明らかにするとともに、訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い、町・消防等の防災関係機関と協力する。また、学校、水防協力団体、自主防災組織、非常通信連絡会、民間企業、NPO法人、ボランティア団体、要配慮者を含めた地域住民等の地域に関する多様な主体と連携し、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の地域における支援体制の整備や、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するなどして実践的な訓練となるよう工夫するとともに、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。

(1) 町が行う訓練

① 町の総合防災訓練

町長は、町内の各防災関係機関と十分連携をとりながら、総合的な防災訓練を実施する。

ア 訓練参加機関

- (ア) 徳之島町
- (イ) 大島支庁
- (ウ) 名瀬測候所
- (エ) 徳之島警察署
- (オ) 奄美海上保安部
- (カ) NTT西日本鹿児島支店
- (キ) 徳之島地区消防組合
- (ク) 徳之島町消防団
- (ケ) 九州電力奄美営業所
- (コ) その他の機関及び団体

イ 訓練内容

- (ア) 消防訓練
- (イ) 通信訓練
- (ウ) 避難訓練
- (エ) 救出訓練
- (オ) 救助訓練
- (カ) 炊き出し訓練

② 消防訓練

町長は、消防団員の消防教育訓練をおおむね次により実施する。

ア 学校教養

消防団の学校教養については、毎年若干名を県消防学校に委託して実施する。

イ 一般教養

(ア) 消防教育

- a 講習教育
- b 服務教育

(イ) 消防訓練

- a 消防機械器具操法訓練
- b 消防放水訓練
- c 非常招集訓練
- d 人命救助訓練
- e 飛火警戒訓練
- f 通信連絡訓練
- g 破壊消防訓練
- h 出動訓練
- i その他必要な訓練

(ウ) 教育訓練の時期、場所

- a 講習、服務教育については、年1回実施する。
- b 消防訓練については、少なくとも年1回以上火災危険地域を主とした訓練効果の最も著しい地域及び時期を選定して実施する。

③ 非常通信訓練

町長は、県と合同で無線に関する訓練を実施する。

ア 非常無線通信協議会による訓練

災害が発生し、有線通信が途絶した場合における非常無線通信の効果的な確保を図るため、鹿児島県非常無線通信協議会で計画する非常無線通信訓練計画に基づき実施する。

イ 情報連絡通信訓練

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合における町内の災害情報の通信連絡及び各種対策の指示等の通信訓練を災害発生期前の最も効果的な時期に実施する。

④ 避難訓練

町長は、住民を対象とした各種災害の避難訓練を毎年1回以上実施する。

⑤ 急傾斜地等の危険箇所のある避難対象地区における避難訓練

町長は、急傾斜地等の危険箇所のある避難対象地区を対象に、防災関係機関と協力して、土石流やがけ崩れ等土砂災害に対する避難訓練を、毎年出水期前（梅雨期・台風期前）に実施するように努める。

(2) その他防災関係機関が行う訓練

防災関係機関は、各々防災業務計画等の定めるところにより、防災訓練を実施する。

(3) 事業所等が行う訓練

学校、病院、社会福祉施設、工場、工事事業所、作業場、旅館、娯楽施設等の管理者は、町、消防機関その他関係機関と協力して、入所者等の人命保護のため、避難訓練を実施するように努める。

(4) 広域防災訓練

町は、広域応援協定をより実効あるものとし、災害時応援協定の内容が的確に実行でき、かつ、協定締結地方公共団体間の連絡体制を確立するために、広域防災訓練を実施する。

町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努める。

4 訓練結果の評価・総括

(1) 訓練成果の取りまとめ

訓練を実施した場合は、課題等実施結果を記録し、訓練成果を取りまとめ、訓練を実施したことによって判明した防災活動上の問題点・課題を整理するとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

(2) 訓練結果の報告

訓練を実施した各機関の長は、実施結果を訓練実施の日から20日以内に町防災会議会長に報告する。

第3節 自主防災組織の育成強化

災害を未然に防止又は軽減するためには、町及び防災関係機関の防災対策の推進はもとより、住民一人ひとりが、災害から「自らの身の安全は自らが守る」という自覚のもと、地域、職場、家庭等において互いに協力し、助け合うという意識を持って行動することが重要である。

このため、住民の隣保協同の精神に基づく自主防災組織の育成・強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るとともに、多数の者が出入りし又は利用する施設、危険物を製造若しくは保有する事業所においても、自衛消防隊等を編成し、大規模な災害、事故等に備える。

町は、自主防災組織の活動の活性化を図るため、自主防災組織への助言や、育成強化のための研修・訓練、情報提供に努める。

第1 地域の自主防災組織の育成強化

1 自主防災組織の育成指導及び強化体制の確立

(1) 自主防災組織育成の基本方針

災害に対処するには、自分たちの地域は自分たちで守ろうという隣保協同の精神と連帯感に基づく、地域ぐるみの住民の自主的な防災組織が必要である。

このため、町は災害時に、通信・交通の途絶等による防災関係機関の防災活動の機能低下時や、災害発生初期等における情報連絡、避難誘導、救出・救護、初期消火等が行える地域住民による自主防災組織の育成強化を図る（町内の自主防災組織については、資料25（P1793）参照）。

(2) 自主防災組織の整備

町は、自主防災組織の整備について、消防本部等と連携をとりながらその組織化を促進するとともに、自主防災組織の育成強化に関して、必要な助言及び指導を行う。

2 自主防災組織の組織化の促進

(1) 自主防災組織の重点推進地区

自主防災組織の組織化については、特に災害発生の危険性の高い次の災害危険箇所を重点推進地区とする。

- ① 急傾斜地崩壊危険箇所等がけ崩れによる災害が見込まれる地区
- ② 土石流発生危険渓流のある地区
- ③ 山地崩壊危険区域のある地区
- ④ 家屋密集等消防活動困難地区
- ⑤ 地盤振動・液状化危険のある地区
- ⑥ 津波危険のある地区
- ⑦ 工場等の隣接地区
- ⑧ 高齢化の進んでいる過疎地区

⑨ 土砂災害警戒区域等のある区域

⑩ その他危険地区

(2) 自主防災組織の単位

自主防災組織の単位については、自主防災組織が、地域住民の隣保協同の精神に基づくものであることにかんがみ、次の事項に留意する。

① 住民が地域の連帯感に基づいて防災活動を行うことが期待できる規模であること。

② 住民の基礎的な日常生活圏域としての一体性をもっている地域であること。

(3) 自主防災組織の組織づくり

町内会、自治公民館等の既存の自治組織を自主防災組織として育成することを基本とし、次のような方法等により組織づくりを進める。

① 町内会、自治公民館等の既存の自治組織に、その活動の一環として、防災活動を組み入れることにより自主防災組織として育成する。

② 町内会や自治公民館の役員等自主防災組織の核となるリーダーの養成研修を行い、組織の育成強化を図る。

③ 何らかの防災活動を行っている組織の防災活動の充実強化を図って、自主防災組織を育成する。

④ 青年団、女性団体、PTA等その地域で活動している組織を活用して、自主防災組織として育成する。

3 自主防災組織の活動の推進

(1) 自主防災組織の規約及び防災計画の作成

自主防災組織は、地域の規模、態様によりその内容が異なるが、それぞれの組織において、規約及び防災計画（活動計画）を定める。

(2) 自主防災組織の活動の推進

自主防災組織は、地域の実情に応じた防災計画（活動計画）に基づき、平常時の活動においても、災害発生時において効果的な防災活動ができるように努める。

① 平常時の活動

ア 防災に関する知識の普及

イ 防災訓練（避難訓練、消火訓練等）の実施

ウ 情報の収集伝達体制の確立

エ 火気使用設備器具等の点検

オ 2～3日分の食料・防災用資機材の備蓄及び点検等

カ 斜面災害等の災害危険箇所の掌握・点検

② 災害発生時の活動

ア 地域内の被害状況等の情報収集

イ 住民に対する避難指示等の伝達、確認

ウ 責任者による避難誘導

エ 救出・救護の実施及び協力

オ 出火防止及び初期消火

カ 炊き出しや救援物資の配布に対する協力等

第2 防災リーダー等の育成強化

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災や平成23年3月に発生した東日本大震災では、若年層や高校生等のボランティア活動への参加が各地でみられたが、地域の防災活動の担い手として、これらの層が自主防災組織等の活動に参加しているという状況はあまり見られない。

今後、地域の防災活動をさらに魅力と活力あるものにするため、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、自主防災組織等が日常的に活動し、また、訓練を行うよう実施を促し、地域防災活動への参画を推進するとともに、研修の実施等による地域防災推進員等の地域の防災リーダー等を育成できるよう、積極的に創意・工夫していく。

なお、男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、女性の地域防災推進員などの地域の防災リーダーへの女性の育成についても取り組む。

第3 事業所の自主防災体制の強化

1 工場、事業所等における自衛消防隊等の設置

(1) 自衛消防隊等の設置の目的

旅館、学校、病院、社会福祉施設等多数の者が出入りし、又は利用する施設及び石油、ガス等の危険物を製造若しくは保有する工場等においては、火災の発生、危険物類の流出等により大規模な被害発生が予想されるので、これらの被害防止と軽減を図るため、自衛消防隊等を設置する。

(2) 自衛消防隊等の設置対象施設

- ① 旅館、学校、病院、社会福祉施設等多数の者が出入りし、又は利用する施設
- ② 石油類、高圧ガス、火薬類、毒劇物等を貯蔵し、又は取り扱う製造所、貯蔵所及び取扱所
- ③ 多数の従業員がいる事業所等で、自衛消防隊等を設置し、災害防止に当たることが効果的である施設
- ④ 雑居ビルのように同一施設内に複数の事業所があり、共同して自衛消防隊等を設置することが必要な施設

(3) 自衛消防組織等の設置要領

学校、病院、社会福祉施設等多数の者が出入りする防火対象物の管理権原を有する者は、防火管理者等を適正に選任するとともに、自衛消防組織を置き、消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施等防火管理上必要な業務を適正に行わせるなど防火管理体制の充実を図る。

消防機関は、自衛消防組織の設置、活動等について、その実態に応じ適正に指導する。危険物施設や高圧ガス施設等については、周辺に及ぼす影響が大きいことから、施設管理者に、事業所相互間の応援体制を整備するよう指導する。

2 自衛消防隊等の活動の推進

(1) 自衛消防隊等の規約及び防災計画の作成

それぞれの組織において、規約及び防災計画（活動計画）を定める。

(2) 自衛消防隊等の活動の推進

① 平常時

ア 防災訓練

イ 施設及び整備等の点検整備

ウ 従業員等の防災に関する教育の実施

② 災害時

ア 情報の収集伝達

イ 出火防止及び初期消火

ウ 避難誘導・救出救護

第4節 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、町と連携して防災活動を行う。

町は、町地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、町地域防災計画に地区防災計画を定める。

第５節 防災ボランティアの育成強化

総務課 介護福祉課 健康増進課
住民生活課 企画課 会計課
収納対策課 税務課

風水害等の大規模災害時には、個人のほか、専門分野のボランティア等の組織が消火、救助、救急等の災害応急活動に従事するとともに、被災者個人の生活の維持・再建を支援するなど、発災直後から復旧過程に至る各段階において大きな役割を果たす。

このため、大規模災害時におけるボランティア活動が効果的に生かされるよう、平常時から個人あるいは地域や事業所の自主防災組織のほか、幅広いボランティアの育成強化のための対策を推進する。

第１ 防災ボランティアとの連携体制の整備

１ 防災ボランティアの活動内容

大規模災害が発生した場合におけるボランティアを必要とする活動内容は次のとおりである。

ボランティアの活動内容

ボランティアの区分	活 動 内 容 等	ボランティア関係協力団体 (登録・教育・訓練等を行う)	担 当 課
(1) 専門分野のボランティア			
通 信	通信、情報連絡	アマチュア無線クラブ	総務課
ボランティアコーディネーター	避難所等におけるボランティアの指導・調整	社会福祉協議会	住民生活課
医 療	人命救助、看護、メンタルヘルス等のボランティアの調整	大島郡医師会 大島郡歯科医師会 日本赤十字社	健康増進課
介 護	避難所等の要介護者の対応及び一般ボランティアへの介護指導等	社会福祉協議会	介護福祉課
通 訳	外国語通訳、翻訳、情報提供	ボランティア通訳	企画課
(2) 一般分野のボランティア			
生活支援等	物資の仕分け、配送、食料の配給等	社会福祉協議会	総務課 会計課
	清掃		住民生活課
	被服寝具その他生活必需品の配給等		税務課

2 関係機関等における連携体制の整備

町は、平常時から、地域団体やNPO法人等のボランティア団体の防災活動の支援やリーダー育成を図るとともに、当該区域内のボランティアに関する窓口を定め、それらの団体等の活動実態を把握し、災害時にボランティアが円滑に活動できるよう、連携体制の整備に努める。

第2 防災ボランティア活動支援のための環境整備

1 町による環境整備

(1) 防災ボランティアへの参加の啓発と知識の普及

町は、住民に防災ボランティア活動への参加について啓発するとともに、防災ボランティア活動が安全かつ迅速（安全の確保を最優先としつつも迅速）に行われるよう必要な知識を普及する。

(2) 防災ボランティア登録・把握

町は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、平常時から、町社会福祉協議会及びその他のボランティア関係協力団体との連携を図り、大規模災害が発生した場合に、被災地において救援活動を行う防災ボランティアの登録、把握に努めるとともに、県社会福祉協議会及びその他のボランティア関係協力団体へ随時報告しておく。

(3) 大規模災害時のボランティアの活動拠点の確保

町は、大規模災害に備えた避難所を指定する際に、災害時の防災ボランティアの活動拠点の確保についても配慮するとともに、防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、活動上の安全確保、被災者のニーズ等の情報提供方策等について整備を推進する。

2 消防本部による環境整備

消防機関は、消防の分野に係るボランティアの効率的な活動が行われるよう、日ごろから、防災ボランティアの研修への協力等を行うとともに、地域内のボランティアの把握、ボランティア団体との連携、防災ボランティアの再研修、防災ボランティアとの合同訓練等に努める。

3 日本赤十字社鹿児島県支部との連携

災害時において、日本赤十字社本来の活動分野である医療救護活動、支援物資の搬入出・配分及び炊き出し等、被災者の自立支援活動を迅速に遂行するため、あるいは、国際赤十字委員会・各国赤十字社の要請による在日外国人の安否調査等の活動を円滑に遂行するため、平常時より、県、社会福祉協議会等関係機関と協力し、連絡調整を行う。

第3 ボランティアの受入れ、支援体制

1 ボランティア活動に関する情報提供

被災者の様々なニーズの把握に努め、日本赤十字社、社会福祉協議会及びボランティア関係協力団体との情報交換を行うとともに、報道機関を通じて、求められるボランティア活動の内容、必要人員、活動拠点等について情報提供を行う。

2 被災地におけるボランティア支援体制の確立

社会福祉協議会は、災害が発生した場合速やかに現地本部を設置し、行政機関等関係団体と

の連携を密にしながら、ボランティアによる支援体制の確立に努める。

3 現地本部における対応

社会福祉協議会は、町と連携の上、ボランティア活動の第一線の拠点として現地本部を設置し、被災者ニーズの把握、具体的活動内容の指示、活動に必要な物資の提供を行う。

第4 ボランティアの受付、登録、派遣

町への直接のボランティア活動の問い合わせに対しては、町保健福祉対策部介護福祉班が総合窓口となり受付を行い、徳之島町災害救援ボランティアセンターに引き継ぐこととする。

その際、ボランティア活動保険未加入者に対しては、保険について紹介するとともに、加入が義務付けられている旨指導する。

第6節 企業防災の促進

企業は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。具体的には、各企業において災害時に中核事業を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等の加入や融資等の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国、県及び町が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

また、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

国（内閣府、経済産業省等）、県、町及び各企業の民間団体は、企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組の積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図る。また、国（内閣府、経済産業省等）、県及び町は、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援及び事業継続マネジメント（BCM）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組む。

県及び町は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うなど、企業の防災力向上の促進に努める。

第7節 要配慮者の安全確保

高齢者や乳幼児、病弱者、心身に障害を持つ者、外国人、観光客・旅行者等は災害時に迅速・的確な行動が取りにくく、被害を受けやすいことから、「要配慮者」といわれている。今後とも、高齢化や国際化の進展に伴い、「要配慮者」が増加することが予想される。このため、町及び防災関係機関は、平常時から要配慮者の安全を確保するための対策を推進する。

第1 地域における要配慮者対策

1 要配慮者の把握

町は、町の各課等が保有する各種の情報を要配慮者の避難支援の目的にそって抽出及び重複を整理し、要配慮者の実態把握と関係各課間での共有化を図る。特に、避難に当たって他人の介添えが必要な避難行動要支援者については、避難行動要支援者名簿を作成し、把握に努める。また、要配慮者に関する情報等は、自主防災組織や町内会等の範囲ごとに把握する。

2 避難行動要支援者対策

(1) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画

町は、町地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局など関係部局との連携のもと、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用を支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

(2) 個別避難計画の作成

町は、町地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携のもと、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用を支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

(3) 避難行動要支援者の避難誘導、安否確認

町は、町地域防災計画において、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。

また、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するために、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等について、あらかじめ定めるよう努める。

町は、町地域防災計画に定めるところにより、消防機関、警察機関、民生委員・児童委

員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、または、町の条例の定めがある場合には、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講ずる。

なお、災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう努める。

町は、町地域防災計画に定めるところにより、消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、町の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供する。また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講ずる。

町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。

町は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

3 緊急連絡体制の整備

町は、要配慮者が災害発生時に迅速・的確な行動がとれるよう、地域の要配慮者の実態に合わせ、家族はもちろん、地域ぐるみの協力のもとに要配慮者ごとの誘導担当者を配置するなど、きめ細かな緊急連絡体制の確立を図る。

4 防災設備・物資・資機材等の整備

町は、災害発生直後の食料・飲料水等については、住民自らの家庭備蓄によっても対応できるよう、事前の備えを推進しておくとともに、高齢者、乳幼児、傷病者等に配慮した救援活動が行えるよう、毛布等の備蓄・調達体制を整備しておくなどの対策を推進する。

5 在宅高齢者、障害者に対する防災知識の普及

町は、要配慮者が災害時に円滑に避難し、被害をできるだけ被らないために、要配慮者の実態に合わせた防災知識の普及・啓発に取り組む。地域における防災訓練においては、必ず要配慮者のための地域ぐるみの情報伝達訓練や、避難訓練を実施する。また、町は、ホームヘルパーや民生委員等、高齢者、障害者の居宅の状況に接することのできる者に対し、家庭における家財点検等の防災知識普及を推進する。

6 外国人対策

外国人に対しては、外国人登録の際などに、居住地の災害危険性や防災体制等について十分説明等を行うとともに、避難所や災害危険地区等の表示板等の多言語化を推進する。

また、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の環境整備や、円滑な避難誘導體制の構築に努める。

第2 社会福祉施設・病院等における要配慮者対策

1 防災設備等の整備

社会福祉施設や病院等の要配慮者利用施設の管理者は、当該施設の入所者等が「要配慮者」であることから、施設そのものの安全性を高めるよう努める。また、電気、水道等の供給停止に備え、施設入所者等が最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、介護用品、医薬品類等の備蓄を行うとともに、当該施設で予想される災害の種類に応じた防災資機材や発災後72時間の事業継続が可能となる非常用自家発電機等の整備・備蓄に努める。

2 組織体制の整備

要配慮者利用施設の管理者は、災害の予防や災害が発生した場合に迅速かつ的確な対応ができるよう、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等を確立しておく。特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから、消防機関等への通報連絡や入所者等の避難誘導體制に十分配慮した組織体制を確立しておく。

また、要配慮者利用施設の管理者は、日ごろから町や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時の協力体制づくりに努める。

3 緊急連絡体制等の整備

要配慮者利用施設の管理者は、災害に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置する等、緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、災害時における施設相互間等の緊急連絡体制の整備・強化に努める。

また、災害時には、複数の手段を用いた気象情報などの積極的な情報収集に努める。

4 防災教育・防災訓練の充実

要配慮者利用施設の管理者は、施設等の職員や入所者等が、災害時において適切な行動がとれるよう、定期的に防災教育を実施するとともに、施設の立地条件や施設の構造、入所者や患者の実態等に応じた防災訓練を自主防災組織等と連携して定期的に実施し、また各種災害対応マニュアルの作成に努める。

5 具体的計画の作成

要配慮者利用施設の管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む、前記1から4の事項を記載した非常災害対策計画を作成する。

6 県及び町による非常災害対策計画や避難訓練の実施状況等の確認

県及び町は、要配慮者利用施設の非常災害対策計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。

第1章 活動体制の確立

風水害時の災害応急対策を効果的に実施するため、町は他の関係機関と連携を図りながら応急活動体制を確立する。また、当該地域だけでは対処し得ない事態においては、他の公共団体への広域応援や自衛隊への派遣要請を行い、必要に応じ、各種ボランティア等の協力を得るなど、効果的な体制を確立する。

全 部

第1節 応急活動体制の確立

風水害等の災害発生に際して、被災者の救援に全力を挙げて対応するため、町及び関係機関等は、それぞれの計画に定められた防災活動体制を確立させ、迅速かつ的確に災害応急対策を遂行する。

このため、気象警報等の発表後、発災に至るまでの警戒段階の活動体制の確立を重視するとともに、各々の組織が活動しやすい環境を確立することに配慮する。なお、災害状況により、配備指示が不十分となることも予想されるため、職員は自主参集に努める。

第1 応急活動体制の確立

1 災害状況等に応じた活動体制の確立

風水害等による災害が発生した場合、県、防災関係機関、他の町村等と連携・協力し、災害応急対策を実施するとともに、町及びその他の防災機関が処理する応急対策を支援し、かつ総合調整を行う体制を確立する。

このため、必要があると認めるときは、徳之島町災害対策本部を設置し、応急対策を実施する。

なお、災害の規模等によりこれに至らない場合は、情報連絡体制又は徳之島町災害警戒本部の設置による活動体制を確立して対策に当たる。また、災害の状況により、県への被災状況の通報や応援要請を行い、被災地域の状況を早期に把握できる体制の確立に努めることとし、被害の程度によっては、町が実施する応急対策を県が代行する場合もあることに留意する。

(1) 災害対策本部設置前の初動体制

① 情報連絡体制の確立

町内に各種の気象警報が発令されたときは、降雨状況や被害状況等の情報を収集するため、総務課の職員による情報連絡体制を確立する。

② 災害警戒本部の設置

ア 町内に小規模な災害が発生したとき、又は各種の気象警報が発令され災害の発生が予想される場合、「災害警戒本部」を設置する。

イ 警戒本部に本部長、副本部長を置き、本部長は副町長を、副本部長は総務課長及び建

設課長をもって充てる。本部に災害警戒要員を置き、事前に指定した課（教育委員会を含む。）の職員を充てる。

③ 警戒本部の組織及び各部の事務分掌については、災害対策本部に準ずる。

④ 災害対策本部への移行

町内の被害状況等から災害応急活動が必要と判断される場合は速やかに町長にその旨を報告し、災害対策本部に移行しうる体制（第1配備体制）をとる。

⑤ 災害の発生するおそれが解消したと認められるとき又は災害対策本部(支部)を設置したときは、災害警戒本部（支部）を廃止する。

2 町災害対策本部の設置（図参照P304）

(1) 町災害対策本部の設置及び廃止

① 町災害対策本部の設置

町長は、次の基準により災害対策本部を設置する。

ア 町内に重大な災害が発生し、又は発生するおそれがあると認められたとき。

イ 災害救助法を適用する災害が発生し、総合的な対策を要すると認められたとき。

② 町災害対策本部の廃止

本部長は、町の地域において災害の発生するおそれが解消したと認めるとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めるときは、町災害対策本部を廃止する。

③ 町長は、災害対策本部を設置又は廃止したときは、その旨を直ちに関係機関へ通知する。

災害対策本部設置・廃止の通知区分

通知又は公表先	担 当	通知又は公表の方法
県（大島支庁）	総務対策部	電話その他迅速な方法
町各対策部長	総務対策部	庁内放送、電話その他迅速な方法
徳之島警察署、海上保安部	総務対策部	電話その他迅速な方法
報道機関	企画対策部	電話その他迅速な方法
一般住民	企画対策部	防災行政無線、広報車、防災メール、放送施設、その他迅速な方法

(2) 設置場所

町役場庁舎（庁舎被災の場合は、徳之島町健康の森総合運動公園に設置）

(3) 現地対策本部の設置及び閉鎖

本部は、大規模な災害が発生し現地にて特別な対策を必要とするときは、現地対策本部を設置する。

現地対策本部は、「徳之島町現地災害対策本部」の標識によって位置を明らかにし、現地の応急対策を終了したとき閉鎖する。

3 災害対策本部の組織

(1) 本部長（町長）

本部長は、本部の事務を総括し、本部職員を指揮監督する。

(2) 副本部長（副町長・教育長・町議会議長）

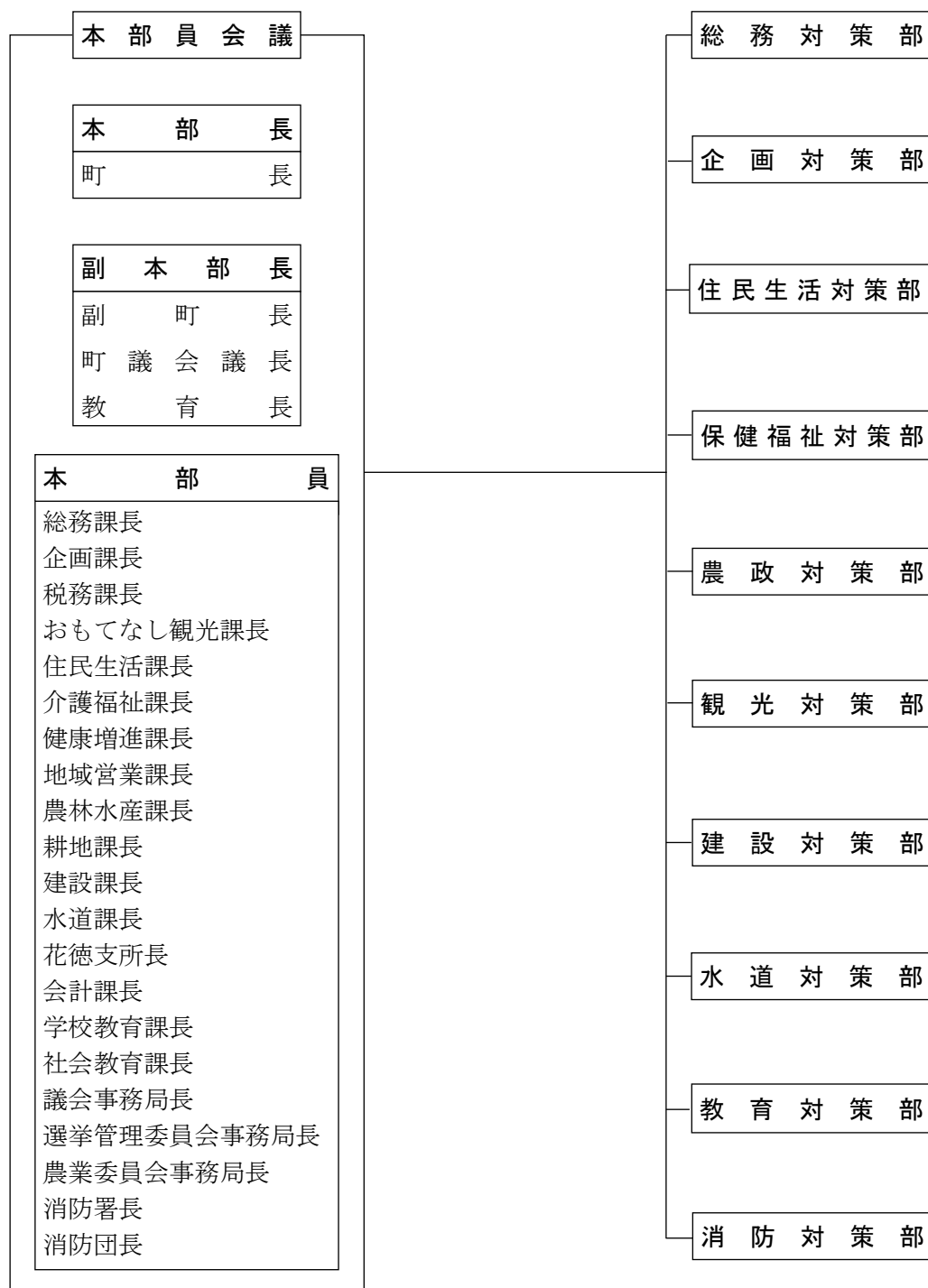
副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(3) 本部に本部員及び各対策部を置く。

(4) 本部会議は本部長、副本部長、本部員で構成する。

(5) 各対策部に対策要員を置き、町（教育委員会、議会事務局、農業委員会、消防組合、消防団を含む。）の職員をもって充てる。

徳之島町災害対策本部組織図



災害対策本部各部の事務分掌

部	班（班長）	主な事務分掌
総務対策部	本部連絡班 （総務課）	1 災害対策本部及び災害警戒本部の設置並びに廃止に関すること。 2 災害対策本部及び災害警戒本部の設置並びに廃止の指示に関すること。 3 現地対策本部の設置及び廃止に関すること。 4 避難指示等の発令及び解除に関すること。 5 防災会議との連絡調整に関すること。 6 災害対策の統括に関すること。 7 災害対策本部会議に関すること。 8 国、県及び関係機関との連絡調整に関すること。 9 気象情報、河川・ダム等の諸情報の収集に関すること。 10 各対策部及び各支部との連絡調整に関すること。 11 避難所の指定、開設及び避難所要員の派遣等に関すること。 12 職員の配備、招集、編成及び出動に関すること。 13 水防材、機材の備蓄、管理に関すること。 14 自衛隊の派遣要請に関すること。 15 県及び他市町村への協力要請等に関すること。 16 行方不明者の把握、捜索に関すること。 17 災害調査に関すること。 18 災害情報の収集及び集計に関すること。 19 県及び関係機関への災害報告に関すること。 20 防災行政無線通信に関すること。 21 消防団との連絡調整に関すること。 22 町内会及び自主防災組織との連絡調整に関すること。 23 民間団体への協力要請に関すること。 24 水難救済会との連絡調整に関すること。 25 本部長が特に命じたこと。
	人事・管理班 （総務課）	1 職員の応援派遣に関すること。 2 職員の災害補償に関すること。 3 災害時における本庁施設の利用に関すること。 4 庁舎の被害調査及び災害対策に関すること。 5 庁舎の非常用電源に関すること。 6 災害視察者に関すること。
	財政班 （総務課） （会計課）	1 現金、物品等の出納及び保管、記録管理に関すること。 2 拠出者等に対する礼状等の発送に関すること。 3 町有財産の災害対策に関すること。 4 災害対策に必要な経費の予算経理に関すること。 5 災害復旧対策に関する資金収支に関すること。 6 町有財産の被害調査及び応急対策に関すること。

	議会对策班 (議会事務局)	1 議員への被災等の速報及び連絡調整に関する事。 2 議会関係者の視察に関する事。 3 その他議会对策に関する事。
	物資供給班 (税務課)	1 災害に伴う町民税及び固定資産税等の減免に関する事。 2 被災者に係る納税免除・猶予に関する事。 3 救援物資の輸送に関する事。 4 食料その他必要物資の調達等に関する事。 5 物資の調達及び出納に関する事。 6 生活必需品の調達及び供給に関する事。 7 食料の調達及び供給に関する事。 8 災害時の物資等の輸送車両の確保及び配車に関する事。 9 救助・救急用装備、資機材の調達に関する事。
	応援班 (支所) (選挙管理委員会)	1 総務対策部内の応援に関する事。
企画 対策 部	商工班 (企画課)	1 企画対策部の統括に関する事。 2 商工施設の被害調査及び応急・復旧対策に関する事。 3 災害に関する国・県への要望書等に関する事。 4 公共交通機関の被害調査及び運行状況等に関する事。 5 商工会議所及び商工会との連絡調整に関する事。 6 公共職業安定所との連絡調整に関する事。 7 被災商工業者に対する災害融資に関する事。
	情報班 (企画課)	1 被害情報その他広報資料の収集・整理に関する事。 2 住民及び報道機関に対する災害広報に関する事。 3 災害記録写真の作成に関する事。 4 町ホームページによる災害情報等の提供に関する事。
住民 生活 対策 部	環境対策班 (住民生活課)	1 住民生活対策部の統括に関する事。 2 清掃関係施設等の災害対策及び被害調査・報告並びに応急復旧対策に関する事。 3 住家等の被害調査に関する事。 4 義援金及び義援物資の管理・配分に関する事。 5 遺体の収容、処理、埋葬に関する事。 6 消毒に関する事。 7 墓地被害の応急対策に関する事。 8 災害弔慰金、災害障害見舞金及び災害援助資金の貸付けに関する事。 9 し尿、ごみ等廃棄物の処理に関する事。 10 死亡獣畜の処理に関する事。

	避難所対策班 (住民生活課)	1 災害相談窓口の開設、被災者の相談に関すること。 2 避難所の運営及び管理に関すること。 3 罹災証明書の発行に関すること。 4 罹災者への物資等の配給に関すること。
保健福祉対策部	救助班 (介護福祉課)	1 介護福祉対策部の統括に関すること。 2 災害対策基本法に基づく諸対策に関すること。 3 社会福祉関係施設の災害対策及び被害調査・報告並びに応急対策に関すること。 4 保育所関係施設の災害対策及び被害調査・報告並びに応急対策に関すること。 5 救援物資の受付及び保管分配に関すること。 6 被服寝具その他生活必需品の給与又は貸与に関すること。 7 救援状況の報告に関すること。 8 日本赤十字社及び社会福祉協議会との連絡に関すること。 9 要配慮者に関すること。 10 福祉団体及びボランティアとの連絡調整に関すること。 11 罹災者に対する食料の炊き出し及び配給に関すること。 12 罹災者の生活保護及び世帯更生資金貸付等に関すること。
	救護・衛生班 (健康増進課)	1 保健福祉対策部の統括に関すること。 2 医療機関との連絡調整及び救護要請に関すること。 3 保健所との連絡調整に関すること。 4 救護所の設置及び運営に関すること。 5 救護班の編成及び派遣に関すること。 6 医薬品及び医療用資機材に関すること。 7 衛生広告に関すること。 8 食品衛生に関すること。 9 感染症の発生予防対策に関すること。 10 伝染病その他被害調査に関すること。 11 消毒医薬品等の配布に関すること。 12 負傷者の救護及び避難所の健康指導に関すること。 13 避難所における健康相談窓口の設置に関すること。 14 医療救護、助産に関すること。
農政対策班	農政班 (農林水産課) (農業委員会)	1 農林水産業対策部の統括に関すること。 2 農水産関係の災害対策及び被害調査・報告並びに応急対策に関すること。 3 大島支庁徳之島事務所(農業普及課)との連絡調整に関すること。 4 災害時の農林水産物資に関すること。 5 農業協同組合、漁業協同組合、森林組合、畜産団体その他関係団体との連絡調整に関すること。

		6 災害船艇のあっせんに関する事。 7 農産物及び家畜伝染病の防疫に関する事。 8 農林畜水産業者に対する災害融資に関する事。 9 農作物等被害予防指導体制の確立に関する事。
	農地整備班 (耕地課)	1 農地・農業用施設の災害対策及び被害調査・報告並びに応急復旧に関する事。 2 大島支庁徳之島事務所(農村整備課)との連絡調整に関する事。 3 徳之島土地改良区との連絡調整に関する事。
観光対策部	観光班 (地域営業課) (おもてなし観光課)	1 地域営業対策部の統括に関する事。 2 観光関係施設等の災害対策及び被害調査・報告並びに応急対策に関する事。 3 観光客等に対する災害情報の提供に関する事。 4 観光客の安全確保に関する事。
建設対策部	道路建設班 (建設課)	1 建設対策部の統括に関する事。 2 土木関係施設等の災害対策及び被害調査・報告並びに応急復旧対策に関する事。 3 大島支庁徳之島事務所(建設課)その他関係機関との連絡調整に関する事。 4 労務対策に関する事。 5 地すべり、土砂崩れ等による災害対策に関する事。 6 水門の操作及び河川堤防の巡視に関する事。 7 避難路、輸送路の確保に関する事。 8 通行止及び迂回路等の計画並びに実施に関する事。 9 障害物の除去に関する事。 10 土木工事関係者と連絡調整に関する事。 11 応急対策用資機材の確保に関する事。
	建築住宅班 (建設課)	1 建築関係施設等の災害対策及び被害調査・報告並びに応急復旧対策に関する事。 2 応急仮設住宅等の建築、供与に関する事。 3 町営住宅の供給に関する事。 4 被災建築物応急危険度判定の実施に関する事。 5 災害廃棄物の処理に関する事。 6 津波災害防止対策に関する事。 7 住宅資金の融資に関する事。 8 耐震基準等に関する法令遵守の指導に関する事。 9 地盤改良、構造的対策の推進に関する事。 10 液状化対策手法の周知に関する事。 11 下水道施設の被害調査及び応急対策に関する事。 12 避難所の仮設トイレの設置に関する事。 13 応急対策用資機材の確保に関する事。

水道対策部	上水道班 (水道課)	1 水道対策部の統括に関すること。 2 上水道関係施設等の災害対策及び被害調査・報告並びに応急復旧対策に関すること。 3 上水道施設の災害防止に関すること。 4 飲料水の確保に関すること。 5 被災地の給水計画に関すること。 6 応急対策用資機材に関すること。
教育対策部	学校教育班 (学校教育課)	1 学校教育対策部の統括に関すること。 2 教育施設等の災害対策及び被害調査・報告並びに応急復旧対策に関すること。 3 児童・生徒の避難及び安全確保に関すること。 4 学校教育施設等での避難受入れの調整及び協力に関すること。 5 教材等の調達及び施設、教職員の確保に関すること。 6 学校給食対策に関すること。 7 応急教育に関すること。 8 教育事務所との連絡調整に関すること。 9 災害後の教育環境及び保健衛生に関すること。 10 教育事務所その他関係機関との連絡調整に関すること。
	社会教育班 (社会教育課)	1 社会教育対策部の統括に関すること。 2 文化財等の災害の拡大防止に関すること。 2 社会教育の場における防災知識の普及啓発に関すること。 3 社会教育関係施設の災害対策及び被害調査・報告並びに応急復旧対策に関すること。 4 史跡、文化財の被害調査及び保護に関すること。
消防対策部	消防班 (消防組合) (消防団)	1 消防対策部の統括に関すること。 2 関係機関との連絡調整に関すること。 3 消防団の招集、動員及び連絡調整に関すること。 4 資機材の確保に関すること。 5 非常無線通信に関すること。 6 気象情報に関すること。 7 消防法に基づく消防活動その他災害応急対策に関すること。 8 水防法に基づく水防活動その他対策に関すること。 9 避難準備及び指示に関すること。 10 避難、誘導、救出及び捜索に関すること。 11 警備、警戒、防ぎょ活動等に対する警察との連絡調整に関すること。 12 情報収集（水位、流量、その他情報を含む。）及び広報に関すること。

		13 被害状況調査に関すること。 14 消防・水防等防災対策の実施及び指揮に関すること。 15 障害物の除去に関すること。 16 その他消防作業全般に関すること。
--	--	--

4 動員配備体制

職員の動員基準は次表による。

動員基準表

体 制		基 準	参集・配備基準	活動内容
情報連絡体制		町内に各種の気象情報等が発表されたとき	① 総務課 ・・・・２名以上 ② 別記に掲げる課（所属長が必要と認める人数） ③ 総務課長が必要と認める課（総務課長が必要と認める人数）	関係機関との連携により、降雨状況や被害情報の収集を行う。
災害警戒本部体制		①町内に小規模な災害が発生したとき ②町内に各種の気象警報等が発表され、災害の発生が予想されるとき	① 総務課（全職員） ・・・・４人以上 ② 別記に掲げる課 ・・・・１人以上 ③ 本部長が必要と認める職員	災害警戒本部を設置し、事前に指定した各課を中心に関係機関の協力を得て災害情報の収集、応急対策など防災対策の一層の確立を図る。
災害対策本部体制	第一配備	相当の被害が発生し、又は発生のおそれのある場合で、本部長が必要と認めるとき	① 総務課（全職員） ② 別記に掲げる課 ・・・・１人以上 ③ 部長が必要と認める課（本部長が必要と認める人数）	災害対策本部を設置し、災害の規模・程度に応じて、町の組織をあげて各種災害応急対策を実施する。
	第二配備	全地域にわたり大きな災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、本部長が必要と認めるとき	全職員	
	第三配備	特に甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがあり、全職員の配備を必要とする場合で、本部長が必要と認めるとき	全職員	

〔別記〕 企画課・介護福祉課・農林水産課・地域営業課・建設課・水道課・学校教育課・花徳支所

5 動員方法

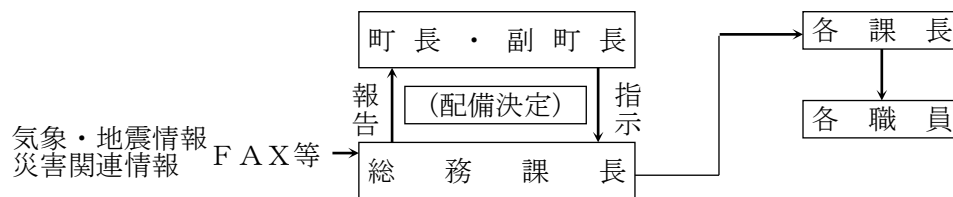
(1) 災害発生のおそれがある場合の動員

- ① 職員（勤務時間外にあっては警備員）は、災害発生のおそれがある気象情報、あるいは異常現象の通報を受けたとき、又は非常事態の発生を知ったときは、直ちに町長（不在のときは副町長）及び総務課長に連絡する。
- ② 町長の指示により総務課長は必要に応じ所属職員を動員し、応急対策実施の体制をとる。
- ③ 関係課長は上司の指示を得られないときは、臨機応変の処置をとることができる。

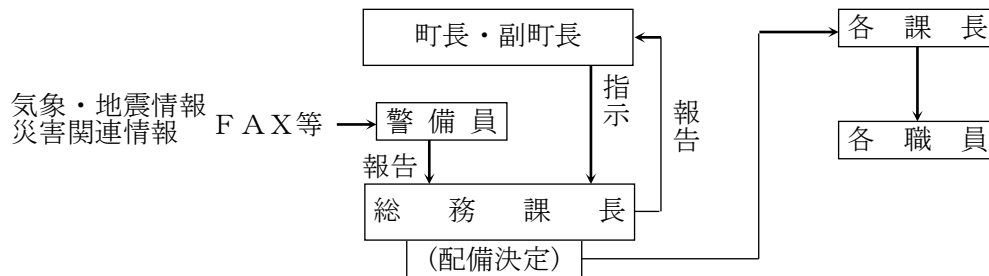
(2) 職員配備要員及び災害対策本部が設置される場合の動員

- ① 配備要員の動員は、次の系統により行う。

ア 勤務時間内



イ 勤務時間外



- ② 各課長は勤務時間外における各職員に対する連絡方法をあらかじめ定めておく。

(3) 自主参集

- ① 配備要員に指名された職員の自主参集

配備要員に指名された職員は、伝達手段の支障等のため動員指示が伝達されない状況であってもテレビ、ラジオ等で放送される気象情報により各種予警報等の発表を覚知し、あるいは災害に遭遇したときに、配備基準に照らして職員自身の自主的な判断により、招集指示を待つことなく、あらゆる手段をもって所定の場所へ参集するよう努める。

- ② その他の職員の参集

その他の職員にあっては、地域の被害の情報収集や被災者の救助など応急活動に従事するとともに、登庁の連絡を受けたときは直ちに登庁する。

また、配備基準に照らして災害対策本部体制第2配備基準に該当する事態であると覚知した場合は、自主的に判断し、招集指示を待つことなく、あらゆる手段をもって所定の場所へ参集するよう努める。

なお、交通機関の不通や道路の決壊等により登庁できない場合は、最寄りの自己の所属する部局の関係機関等に参集し応急活動に従事するかその地域に残り被害情報の収集に当たる。

第2 災害対策本部と防災関係機関との協力体制の確立

1 防災関係機関との協力体制

町内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、町災害対策本部と防災関係機関は、町内における災害対策の総合的かつ計画的推進を図るため、相互に緊密な連携のもとに、応急対策活動を実施する。

2 各種団体・組織との協力体制

生活協同組合やスーパーなど物資流通のネットワークを有する企業、事業所、自主防災組織、ボランティア、その他各種団体等は防災活動の有力な担い手となるため、これら地域の防災力を総動員して有機的に対策に組み込んだ応急活動体制を確立する。

なお、災害発生直後の人命救助等の活動は、近隣住民、自主防災組織を中心とする地域ごとの防災力に依拠し、事態が安定してくる救援期の活動は、事態の推移を見ながら適宜各種団体の協力等を得てその防災体制を確立する。

3 住民との協力体制

住民は自らの生命・財産・安全を確保するための責務を有するため、自主防災組織等の組織的対応も含めて、初動段階において自らの安全を確保するとともに、近隣住民の救助活動等に協力するなどの責務を果たすべく活動する。

第2節 情報伝達体制の確立

風水害等の災害の発生に際し、的確な災害応急対策を遂行するためには、機関ごとに情報収集・伝達体制を確立し、被災地域の災害状況の実態を的確に把握し、緊急度の高い救援対策の需要を把握する必要がある。

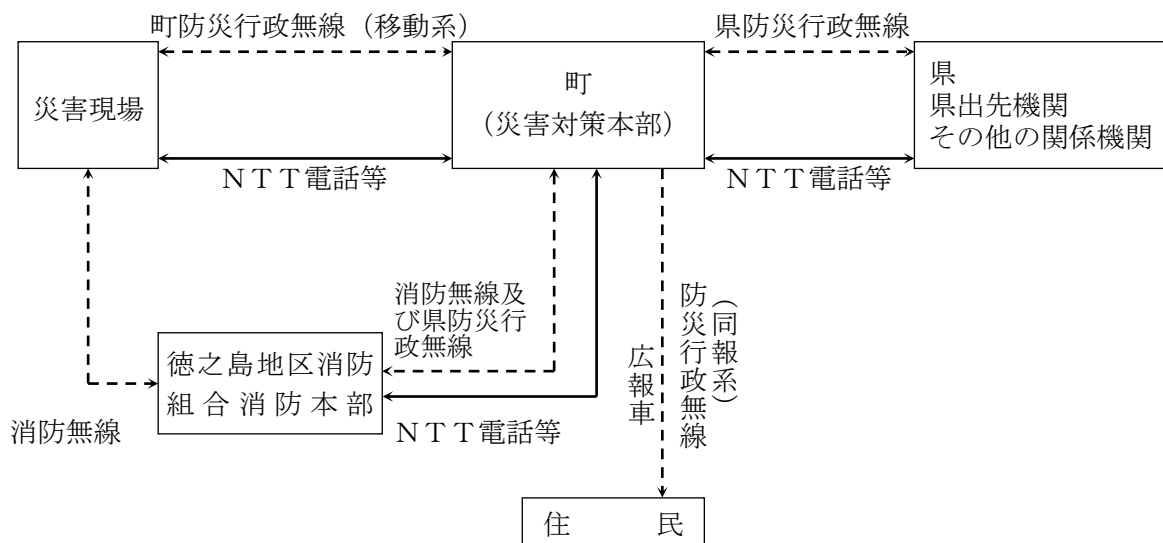
このため、町は各防災関係機関と連携し、事前に定められた情報収集・伝達体制の確立要領に従い、保有している情報伝達手段を効果的に確保・運用し、各種災害情報を収集・伝達するとともに、組織内・組織間において通信・情報連絡を行う。

第1 町の通信連絡手段の確保・運用

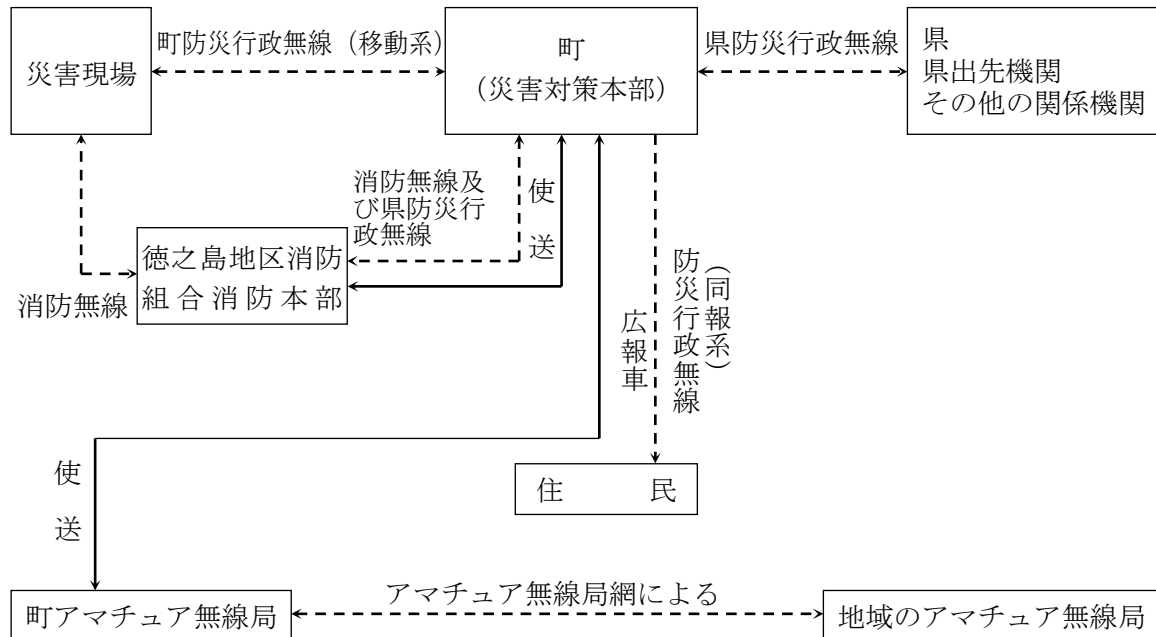
1 通信連絡系統

災害時の町の通信連絡系統としては、町防災行政無線を基幹的な通信系統とするほか、NTT一般加入電話（災害時優先電話）、携帯電話を効果的に運用できるよう、関係機関等との連絡用電話を事前に指定することにより連絡窓口を確立し、防災活動用の電話に不要不急の問い合わせが入らないようにしておくなどの運用上の措置を講ずる。

通常の災害（NTT電話等が使用できる場合）



大規模災害（N T T電話等が使用できない場合）



2 無線通信体制の確立

(1) 無線通信の利用

① 防災行政無線電話による通信

町防災行政無線を利用し、移動局を通じ通信連絡する。

② 消防無線電話による通信

消防本部の消防無線を利用し、消防無線移動局を通じ通信連絡する。

③ 警察無線電話による通信

徳之島警察署の警察無線電話を利用し、通信相手機関を管轄する交番及び駐在所等を経て通信連絡する。

④ 名瀬測候所無線電話

⑤ 鹿児島森林管理署徳之島森林事務所無線電話

(2) N T T電話等の優先利用

① 災害時優先電話

災害時優先電話とは、電話回線が異常に輻輳した場合においてもN T Tが行う発信規制の対象とされない加入電話であり、町はあらかじめ指定を受けておく。

② 非常、緊急電報

災害時における緊急連絡のため、一般の電報に優先して送信、配達される非常電報又は緊急電報を利用する場合には発信紙に「非常」又は「緊急」と朱書きし、最寄りの電報取扱局に申し込む。

③ 孤立防止対策用衛星電話

孤立防止対策用衛星電話は、地震・台風等の非常災害時における通信の途絶救済を目的

として設定されるものであり、通信の方法は、次のように行う。

ア 災害対策関係機関の加入電話から通信する場合“102番”をダイヤルし「非常」の旨を告げ、相手の孤立防止対策用衛星電話と通信する。

イ 孤立防止対策用衛星電話から通話する場合は、送受信器をはずし、“102番”をダイヤルし「非常」の旨を告げ、相手の局名、電話番号を連絡して、相手の加入電話と通話する。

(3) NTT電話等が利用できない場合

非常災害等により、有線通信系が被害を受け不通となった場合又はこれを利用することが著しく困難な場合は、電波法（昭和25年法律第131号）等の定めるところに基づき非常通信により防災業務を遂行する。この場合、防災行政無線、消防無線等の自己所有の通信系を優先使用するが、必要のあるときは、アマチュア無線局の協力を求めて通信の確保を図る。

3 その他の手段による通信体制の確立

NTT一般加入電話をはじめ地域ごとに整備されているCATV、オフトーク通信、NTTの音声応答システム、有線放送電話、農協・漁協電話、衛星携帯電話等を含めたその他の各種通信手段を適宜組み合わせて、災害時の重要通信を確保・運用できる体制を確立する。

第2 関係機関等の通信連絡手段の確保・運用

1 各機関が保有する通信施設の運用

町は関係機関等と連携し、各機関が整備・保有している通信連絡手段を効果的に確保・運用し、的確に情報を収集・伝達できる体制を確立する。

2 各機関相互の連絡用通信手段の運用

関係機関相互に通話できる通信連絡手段である防災相互無線等を効果的に運用し、情報連絡体制を確立する。

第3節 災害救助法の適用及び運用

大災害が発生し、一定規模以上の被害が生じる場合等には、災害救助法が適用され、同法に基づき被災者の保護と社会の秩序の保全を図るため、応急的救助が実施される。

このため、災害救助法の実施機関、適用基準、被災世帯の算定基準、適用手続きについて示し、これに基づいて町は災害救助法を運用する。

第1 災害救助法の実施機関

災害救助法による救助は、法定受託事務として知事が行い、町はこれを補助する。

知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を町が行うこととすることができる（災害救助法第13条、鹿児島県災害救助法施行細則）。

1 町長に委任されている事務

- (1) 避難所の設置
- (2) 炊き出しその他による食品の給与
- (3) 飲料水の供給
- (4) 災害にかかった者の救出
- (5) 学用品の給与
- (6) 埋 葬
- (7) 障害物の除去

2 町長にその都度委任される事務

- (1) 応急仮設住宅の供与
- (2) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (3) 医 療
- (4) 助 産
- (5) 災害にかかった住宅の応急修理
- (6) 遺体の搜索・処理
- (7) 輸 送
- (8) 労働力の確保及び供給

第2 災害救助法の適用基準

1 適用基準

災害救助法による救助は、次に掲げる程度の災害が発生した町の区域内において、被災し現に救助を必要とする者に対して行う。

- (1) 町の区域内の住家のうち、滅失した世帯の数が、適用基準表の基準1号以上であること。

- (2) 県内において1,500世帯以上の住家が滅失し、町の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が適用基準表の基準2号以上であること。
- (3) 県内において7,000世帯以上の住家が滅失した場合、又は災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したものであること。
- (4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたこと。

徳之島町の災害救助法適用基準

人 口 (令和2年国勢調査)	基 準	
	1 号	2 号
10,147人	40	20

2 救助の実施程度、方法及び期間

救助の実施程度、方法及び期間については別に定める。

第3 被災世帯の算定基準

1 被災世帯の算定

住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は、2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

2 住家の滅失等の認定

(1) 住家が全壊・全焼、流失したもの

住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元どおりに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。

(2) 住家が半壊・半焼する等著しく損傷したもの

住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。

(3) 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものの

(1)及び(2)に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、又は土砂竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものとする。

3 世帯及び住家の単位

(1) 世 帯

生計を一つにしている実際の生活単位をいう。

(2) 住 家

現実に住家のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。

第4 災害救助法の適用手続き

災害に対し、町における災害が、本節第2「災害救助法の適用基準」のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、町は、直ちにその旨を県に報告する。

連絡先：危機管理課危機管理係（N T T回線：099-286-2256）

第4節 広域応援体制

大規模・広域災害が発生した場合、被害が拡大し、被災した県、町及び各防災関係機関独自で対処することが困難な事態が予想される。

このため、県、町及び防災各関係機関は、あらかじめ十分に協議を行い、相互応援の体制を整えとともに、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村及び多種多様な団体との災害時における応援協定等の締結に努める。

また、災害時に相互に協力し緊密な連携のもと、円滑な応急対策活動の実施を可能とするために、平常時においても相互の情報交換、人材の交流等に努める。

第1 災害情報・被害情報の収集・分析

町は、収集した情報の分析を行い、応援の必要性の有無及び応援要請先について検討する。応援の要請先は次のとおりである。

- ① 被災地外の県内市町村
- ② 県及び関係機関
- ③ その他の公共的団体等
- ④ 協定のある関係機関
- ⑤ 消防庁（緊急消防援助隊等）
- ⑥ 県消防班応援
- ⑦ その他、民間団体、企業等

第2 応援派遣要請の方法

1 市町村間等の相互応援要請

町長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要なときは、隣接町、指定行政機関、又は指定地方行政機関の職員等の応援派遣要請を行う。

(1) 隣接町の職員等

町長は、かねてから災害時における相互応援派遣について協議しておく。

(2) 指定行政機関又は指定地方行政機関の職員等

町長は、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、次の事項を明示して職員等の派遣要請を行う。

- ① 派遣を要請する理由
- ② 派遣を要請する職種別及び人員数
- ③ 派遣を要請する期間
- ④ 派遣された職員の給与、その他の勤務条件
- ⑤ その他職員等の派遣について必要な事項

(3) 県知事への職員派遣あつせん要請

町長は、県知事に対し、指定行政機関、指定地方行政機関又は他の地方公共団体の職員の派遣について、上記同様に必要事項を明示して斡旋を求める。

(4) 県知事への消防・防災ヘリコプターの応援要請

町長は、必要に応じ県知事に対し、鹿児島県消防・防災ヘリコプター応援協定に基づき、災害による被害を防止するため応援を求める。

(5) 市町村相互の応援協力及び県外への応援要請

- ① 災害が発生した場合、隣接町は、応急措置の実施について相互に応援協力を行う。
- ② 発生した災害が更に拡大した場合、同一ブロック内（県災害対策支部の管轄区域内）の市町村は、被災市町村からの要請に基づき、応急措置の実施について必要な応援協力を行う。
- ③ 災害が大規模となりブロックを越える応援が必要と判断される場合、町長は県に対して県内市町村の相互応援の調整及び県外の防災関係機関等からの応援について要請する。

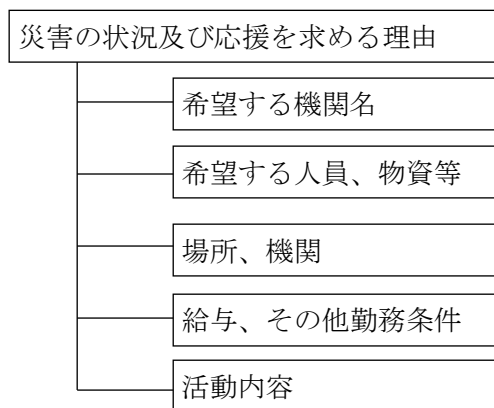
第３ 県市町村間等の相互応援要請

１ 県、他市町村、指定行政機関等に対する応援要請

(1) 応援要請に関する措置

災害応急対策又は災害復旧のため、必要なときは次の応援要請の要点を示し、県、他市町村、指定地方行政機関等の長に対し職員派遣等の要請を行う。また、知事に対し、他市町村、指定地方行政機関の職員派遣等についてあつせんを求める。

応援要請する場合の要点



(2) 応援の受入れに関する措置

他市町村、県、関係機関等に応援の要請を行う場合は、応援活動の拠点となる施設の提供、応援に係る宿泊場所のあつせん等、応援の受入れ体制の確保に努める。

(3) 受け入れる際の留意事項

応援の受入れを決定した場合、以下の点について留意し、必要があれば協議する。

- ① 受入れルート
- ② 応援隊の集結場所、活動拠点、宿泊、給食等

(4) 応援項目

- ① 災害応急措置に必要な職員の派遣
 - ア 応援要請する場合の要点
 - イ 給与、その他勤務条件
 - ウ 場所、期間
 - エ 希望する人員、物資等
 - オ 希望する機関名
 - カ 災害の状況及び応援を求める理由
 - キ 活動内容
- ② 食料、飲料水及び生活必需品の提供
- ③ 避難及び収容施設並びに住宅の提供
- ④ 医療及び防疫に必要な資機材及び物資の提供
- ⑤ 遺体の火葬のための施設の提供
- ⑥ ごみ及びし尿の処理のための装備及び施設の提供
- ⑦ 災害応急措置に必要な車両及び資機材の提供
- ⑧ ボランティア団体の受付及び活動調整
- ⑨ その他応援のために必要な事項

(5) 連絡体制の確保

本節の定めるところにより、町は応援要請が予測される災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、迅速・的確にその状況を把握し、他市町村、県、関係機関等に通報するほか、必要な情報交換を行う。

(6) 受入れ体制の確保

① 連絡窓口の明確化

町長は、他市町村、県、関係機関等との連絡を速やかに行うため連絡窓口を定めておく。

② 受入れ施設の整備

町長は、他市町村、県、関係機関等からの人的、物的応援を速やかに受入れるため、応援活動の拠点となる施設の提供、応援に係わる人員の宿泊場所のあっせん等、応援の受入れ体制の整備に努める。

また、防災ボランティア等の人的応援についてもあらかじめ受入れ施設を定めておく。

第4 他市町村への応援の実施

町長は、他市町村において災害が発生し、自力による応急対策が困難であるため応援要請を受けた場合又は応援の必要があると認めた場合は、災害対策基本法に基づき、応援を実施する。

(1) 職員等の派遣

町長は、他市町村において災害が発生した場合、被災市町村への物資の供給や職員等の派遣を行う。

(2) 被害情報の収集

町長は、応援を迅速かつ的確に行うため被災市町村へ職員等を派遣し、被害情報の収集を速やかに行う。

(3) 応援の実施

町長は、収集した被害情報等に基づき応援の決定を行い、職員等の派遣、物資の供給等の応援を実施する。その際、職員は派遣先において援助を受けることのないよう、食料、衣料から情報伝達手段に至るまで各自で賄うことができる自己完結型の体制とする。

(4) 被災者受入れ施設の提供等

町長は、被災市町村の被災者を一時的に受入れするための公的住宅、医療機関並びに要配慮者を受入れるための社会福祉施設等の提供又はあっせんを行う。

第5 九州地方整備局の応援要請

国土交通省が所管する施設に大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、町長は、必要に応じて、九州地方整備局鹿児島港湾・空港整備事務所長に対し被害状況の把握や職員の応援、災害応急措置の実施に係る資機材等の応援について要請する。

第6 協定に基づく応援派遣要請

町は、災害による被害を最小限に抑えるため、火災、救急救助事案、その他の災害に関して、県内市町村、消防の一部事務組合と協定を締結している。

- (1) 災害時における徳之島町内郵便局、徳之島町間の相互協力に関する覚書
- (2) 徳之島町地区災害復旧に関する覚書
- (3) 鹿児島県消防相互応援協定
- (4) 九州・山口9県災害時相互応援協定
- (5) 鹿児島県消防・防災ヘリコプター応援協定
- (6) 災害時における応急生活物資（LPガス等）の供給に関する協定
- (7) 災害時における支援物資の供給に関する協定
- (8) 災害時における飲料水の供給等の協定
- (9) 徳之島における大規模な災害時の応援に関する協定
- (10) 鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援協定
- (11) 津波時における一時避難施設としての使用に関する協定

第5節 自衛隊の災害派遣

大災害が発生した場合、被害が拡大し、町や各防災関係機関単独では対処することが困難な事態が予想される。

このため、自衛隊法第83条の規定に基づく自衛隊の効率的かつ迅速な災害派遣と受入体制を整える。

第1 自衛隊の災害派遣（撤収）要請の方法

1 災害派遣の範囲

自衛隊の災害派遣には、災害の様相等に対応して次のような方法がある。

- (1) 災害が発生し、知事が人命又は財産の保護のため必要があると認めて自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合
- (2) 災害に際し、被害がまさに発生しようとしている場合で、知事が予防のため自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合
- (3) 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、町長が応急措置を実施するため必要があると認めて、知事に対して災害派遣をするよう要請を求め、これを受けて知事が自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合
- (4) 災害に際し、通信の途絶等により町長が知事に対する災害派遣要請に係る要求ができない場合に、自衛隊が町長からの被害状況の通知を受けて自主的に派遣する場合
- (5) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認めて自主的に派遣する場合
- (6) 災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、知事からの災害派遣要請を待ついとまがないと認めて自衛隊が自主的に派遣する場合
- (7) 庁舎・営舎その他の防衛省の施設又はこれらの近傍に災害が発生したとき、自衛隊が自主的に派遣する場合

2 災害派遣要請の手続

(1) 災害派遣の要請者

自衛隊の災害派遣要請は、知事が、自衛隊法第83条に基づき自己の判断又は町長の要請要望により行う。

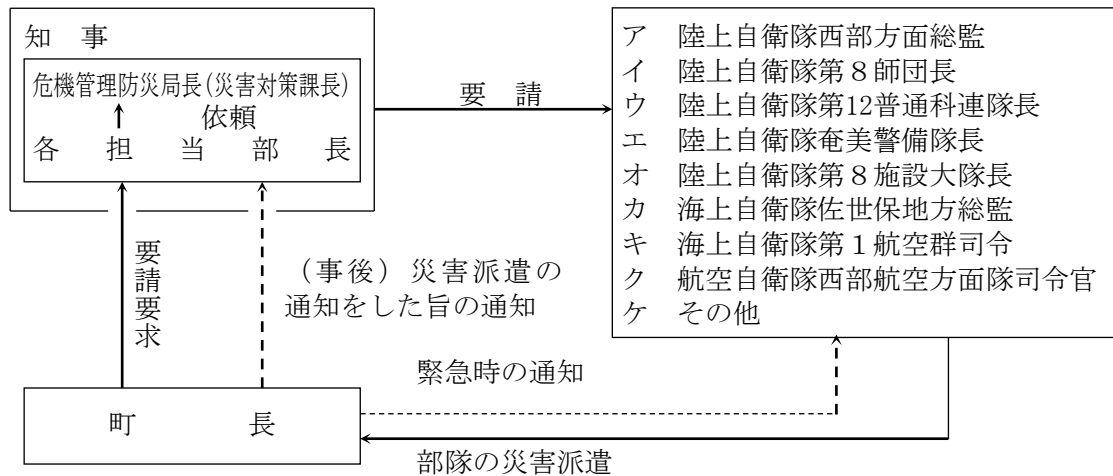
(2) 要請手続

知事が、自衛隊の派遣を要請するときは、次の事項を明らかにした文書をもって要請する。ただし、緊急を要する場合にあっては、電話等で要請し、事後速やかに文書を送達する。

- ① 災害の状況及び派遣を要請する理由
- ② 派遣を希望する期間
- ③ 派遣を希望する区域及び活動内容

④ その他参考となるべき事項

自衛隊派遣要請系統



(注) ケ その他は、奄美基地分遣隊、自衛隊鹿児島地方協力本部

(3) 要請文書のあて先

要請文書のあて先は、次のとおりである。

自衛隊の連絡場所

自衛隊要請関係機関		所在地	電話番号	備考
部隊名	主管課			
陸上自衛隊西部方面總監部	防衛部防衛課運用班	熊本市東区東町1-1-1	096-368-5111 内線 2255 又は 2256	県内
陸上自衛隊第8師団司令部	第3部防衛班	熊本市北区八景水谷2-17-1	096-343-3141 内線 3234 夜間 3302	
陸上自衛隊第12普通科連隊本部	第3科	霧島市国分福島2丁目4-14	0995-46-0350 内線235又は内線301	
陸上自衛隊奄美警備隊本部	第3科	奄美市名瀬大熊266-49	096-343-3141 内線 3234 夜間 3302	
陸上自衛隊第8施設大隊 (川内駐屯地)	第3科	薩摩川内市冷水町539-2	0996-20-3900 内線 230	
海上自衛隊佐世保地方總監部	防衛部	佐世保市平瀬町18	0956-23-7111 内線 3225	県内
海上自衛隊第1航空群司令部	運用幕僚	鹿屋市西原3-11-2	0994-43-3111 内線 2218 夜間・休日2222	
海上自衛隊奄美基地分遣隊	防衛部	大島郡瀬戸内町古仁屋船津27	09977-2-0250	県内

航空自衛隊西部航空方面隊司令部	防衛部 運用2班	福岡県春日市原町3-1-1	092-581-4031 内線 2348 夜間 2203	
自衛隊鹿児島地方協力本部	総務課	鹿児島市東郡元町4-1	099-253-8920	県内

3 知事への災害派遣要請の要求

(1) 災害派遣要請の要求者

知事に対する自衛隊災害派遣要請の要求は、原則として町長が行う。

(2) 要求手続

町長が、知事に対する自衛隊災害派遣要請の要求をする場合は、次の事項を明記した文書を各活動内容に応じて県各担当部長あてに送達する。ただし、緊急を要する場合は、電話等で要求し、事後速やかに文書を送達する（資料27参照P1797）。

- ① 災害の状況及び派遣を要請する理由
- ② 派遣を希望する期間
- ③ 派遣を希望する区域及び活動内容
- ④ その他参考となるべき事項

(3) 災害派遣要請の要求ができない場合の措置

町長は、緊急避難、人命救助の場合で事態が急迫し知事に要求するいとまがないとき若しくは通信の途絶等により知事への要求ができないときは、直接最寄りの駐屯地司令等の職にある部隊の長に通知する。ただし、事後速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

(4) 要求文書のあて先

要求文書のあて先は、次のとおりである。

知事への災害派遣要請要求の連絡場所

災害派遣要請要求先		所在地	電話番号	備考
担当部名	主管課			
鹿児島県危機管理防災局	危機管理課	鹿児島市鴨池新町10番1号	099（直通）286-2256	県内
総務部	人事課		（直通）286-2045	
くらし保健福祉部	保健医療福祉課		（直通）286-2656	
農政部	農政課		（直通）286-3085	
土木部	監理課		（直通）286-3483	
土木部	河川課		（直通）286-3586	
環境林務部	環境林務課		（直通）286-3327	
商工労働水産部	商工政策課		（直通）286-2925	
教育委員会	総務福利課		（直通）286-5190	
出納室	会計課		（直通）286-3765	
警察本部	警備課		（直通）206-0110	

鹿児島県庁（代表）099-286-2111

第2 自衛隊の災害派遣部隊の活動内容

1 災害派遣部隊の活動内容

区 分	活 動 内 容
被害状況の把握	知事等から要請があったとき、又は指定部隊等の長が必要と認めるときは、車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要あるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の搜索救助	死者、行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救助活動に優先して搜索救助を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作製、運搬、積み込み等の活動を行う。
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他防火用具をもって、消防機関に協力して消火に当たる。
道路又は水路の啓開	道路又は水路が損壊し、若しくは障害物がある場合は、それらの啓開、除去に当たる。
応急医療、感染症予防、病虫害防除等の支援	特に要請があった場合には、被災者の応急医療、感染症予防、病虫害防除等の支援を行うが、薬剤等は通常地方公共団体の提供するものを使用する。
通信支援	特に要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、災害派遣任務の達成に支障をきたさない限度において、外部通信を支援する。
人員及び物資の緊急輸送	特に要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊飯及び給水	要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、炊飯及び給水の支援を行う。
救助物資の無償貸付又は譲与	要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令（平成29年3月31日外防衛省令第6号（第3次改正））」に基づき、救援物資を無償貸付け又は譲与する。
交通規制の支援	主として自衛隊車両の交通が輻輳する地点において、自衛隊車両を対象として交通規制の支援を行う。

危険物の保安及び除去	特に要請があった場合において、方面総監が必要と認めるときは、能力上可能なものについて火薬類爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

2 災害派遣部隊の自衛官の権限等

- (1) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、町、警察官及び海上保安官がその場にいない場合に限り、次の措置をとることができる。この場合、当該処置をとったときは、直ちにその旨を町長に通達する。なお、当該措置を伴う補償等については、法令に定めるところによる。
 - ① 警戒区域の設定並びにそれに基づく立ち入り制限・禁止及び退去命令（災害対策基本法第63条第3項）
 - ② 他人の土地等の一時使用等（災害対策基本法第64条第8項）
 - ③ 現場の被災工作物等の除去等（災害対策基本法第64条第8項）
 - ④ 住民等を応急措置の業務に従事させること（災害対策基本法第65条第3項）。
- (2) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が自衛隊用緊急通行車両の通行の妨害となる場合において、警察官がその場にいない場合に限り、自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行確保のための措置をとることができる（災害対策基本法第76条の3第3項）。この場合、当該措置をとったときには、直ちに、その旨を当該措置をとった場所を徳之島警察署に通知する。

第3 自衛隊の災害派遣に伴う受入体制等

1 派遣部隊の受入体制

- (1) 町は、派遣部隊の宿泊施設又は野営施設を準備しておく。特に駐車場について留意する（地積、出入りの便を考慮）。
- (2) 町は、自衛隊の作業が他の災害救助・復旧機関等と競合又は重複することのないよう、重点的かつ効率的に作業を分担するよう配慮する。
- (3) 災害地における作業等に関しては、町当局と自衛隊指揮官との間で十分協議し決定する。
- (4) その他派遣部隊の便宜を図るため常に留意する。

2 使用器材の準備

- (1) 災害救助又は応急復旧作業等に使用する機械、器具類は、特殊なものを除き、でき得る限り町において準備し、不足するものは派遣部隊の携行する機械器具類を使用する。
- (2) 災害救助又は応急復旧作業等に予想される材料、消耗品類は、すべて町において準備し、不足するものは派遣部隊が携行する材料、消耗品類を使用するものとする。ただし、派遣部隊携行の使用材料、消耗品類のすべてを町に譲渡するものではなく、災害時の程度その他の事情に応じて町はできる限り返品又は代品弁償しなければならない。

- (3) 使用器材の準備については、上記のほかに現地作業に当たり無用の摩擦を避けるため、でき得る限り事前に受入側の準備する材料、品目、数量、集積場所及び使用並びに派遣部隊が携行する物品の使用及び回収等に関して所要の協定を締結する。

3 経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた町が負担し、2以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は関係市町村が協議して定める。

- (1) 派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資器材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、借上料及び修繕費
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料等
- (4) 派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた損害の補償（自衛隊装備に係るものを除く。）
- (5) その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と町が協議する。

4 自衛隊受入のためのヘリコプター発着場の準備

自衛隊の災害派遣に際し、ヘリコプターによる物資人員の輸送が考えられる。町において決定したヘリコプター発着予定地は、資料28（P1799）のとおりである。

総務対策部 住民生活対策部
建設対策部

第6節 技術者、技能者及び労働者の確保

災害時には、多数の応急対策の需要が発生し、応急活動を実施する人員の不足が予想される。このため、災害応急対策の実施等のために必要な技術者、技能者及び労働者等の確保（公共職業安定所を通じての確保及び法に基づく従事命令等による確保）を円滑に行い、迅速かつ的確な災害応急対策を実施する。

第1 技術者、技能者及び労働者の確保対策

1 人員の確保

町長は、技術者、技能者及び労働者の動員雇用を行う。

徳之島公共職業安定所長は、防災関係機関の要請により、労働者のあつせんを行う。

防災関係機関等の長は、事故の災害対策に支障を及ぼさない範囲で、技術者、技能者等を派遣して応援を実施する。

2 労働者等の確保順位

労働者等の確保は、おおむね次により行う。

- (1) 防災関係機関の常備労働者及び関係業者等の労働者の動員
- (2) 徳之島公共職業安定所のあつせんによる労働者の動員
- (3) 防災関係機関等の応援派遣による技術者、技能者等の動員
- (4) 緊急時において、従事命令等による労働者等の強制動員

第2 公共職業安定所の労働者供給

1 労働者あつせん手続、方法等

災害対策を実施するために必要な技術者、技能者及び労働者の確保は、それぞれの災害対策実施機関において行うが、確保が困難な場合は、徳之島公共職業安定所に次の事項を明らかにして、必要な人員のあつせんに依頼し、公共職業安定所は、災害対策実施機関の要求に応じ、必要な労働者の紹介あつせんを行う。

- (1) 必要労働者数
- (2) 作業の内容
- (3) 作業実施機関
- (4) 賃金の額
- (5) 労働時間
- (6) 作業場所の所在
- (7) 残業の有無
- (8) 労働者の輸送方法
- (9) その他の必要な事項

2 賃金の額

災害対策実施機関が就労者に支払う賃金の額は、原則として同地域における同職種に支払われる額とし、その額は関係機関と協議して定める。

3 労働者の輸送

災害対策実施機関は、労働者の毎日の作業就労に際し、労働者の住所と作業現場との距離がおおむね片道2km以上ある場合は、作業能率その他を考え、できるだけ車両等による労働者の輸送就労を考慮する。

災害対策実施機関による車両等の労働者輸送が困難な場合は、交通費を支給し、一般交通機関利用により支障のない作業就労を図る。

第3 応援要請による技術者等の動員

防災関係機関等において、自らの技術者等の確保が困難な場合は、次の事項を明示して、他の防災関係機関等に必要な技術者等の応援派遣を要請し、技術者等の確保を図る。

- (1) 派遣を要請する理由
- (2) 派遣を要請する職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする時間
- (4) 派遣される職員の給与その他の職務条件
- (5) その他職員等の派遣について必要な事項

第4 従事命令等による労働力の確保

町長は、災害応急対策活動の実施に当たり、緊急の必要があると認めるときは、住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を、当該応急措置の業務に従事させることができる。

1 命令の種類と執行者

対 象 作 業	命令区分	根 拠 法 令	執 行 者
消防作業	従事命令	消防法第29条第5項	消防吏員又は消防団員
水防作業	従事命令	水防法第24条	水防管理者、水防団長 消防機関の長
災害救助作業	従事命令	災害救助法第7条	知事
	協力命令	災害救助法第8条	知事
災害応急対策作業 (除：災害救助法救助)	従事命令	災害対策基本法第71条	知事
	協力命令	災害対策基本法第71条	知事
災害応急対策作業 (全般)	従事命令	災害対策基本法第65条第1項	町長
		災害対策基本法第65条第2項	警察官、海上保安官

災害応急対策作業 (全般)	従事命令	警察官職務執行法第4条	警察官
------------------	------	-------------	-----

2 命令の対象者

命令の種別による従事対象者は、次のとおりである。

命 令 区 分	従 事 対 象 者
消防作業	火災の現場付近にある者
水防作業	水防管理団体の区域内に居住する者又は水防の現場にある者
災害救助、災害応急対策作業（災害救助法及び災害対策基本法による知事の従事命令）	(1) 医師、歯科医師又は薬剤師 (2) 保健師、助産師又は看護師 (3) 土木技術者又は建築技術者 (4) 大工、左官又はとび職 (5) 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従業者 (6) 自動車運送業者及びその従業者 (7) 船舶運送業者及びその従業者 (8) 港湾運送業者及びその従業者
災害救助、災害応急対策作業の知事の協力命令	救助を要する者及びその近隣者
災害応急対策全般（災害対策基本法による町長、警察官、海上保安官の従事命令）	町区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
災害応急対策全般（警察官職務執行法による警察官の従事命令）	その場に居合せた者、その事物の管理者その他関係者

3 従事命令等の執行

(1) 知事の従事命令等執行は、次の方法による。

① 災害救助法が適用された場合の救助に関するものは、災害救助法に基づく従事命令等を発令する。

② 災害救助法が適用されない場合の災害応急対策又は災害救助法に基づく救助以外の災害応急対策に関するものは、災害対策基本法に基づく従事命令等を発令する。

(2) 知事(知事が町長に権限を委任した場合の町長を含む。)の従事命令等の執行に際しては法令等の定める命令書を交付する。

(3) 知事以外の他の従事命令等命令権者が発令する従事命令等には、令書の交付は必要としない。

第7節 ボランティアとの連携等

大規模災害の発生時には、各種援護を必要とする者が増大し、ボランティアの積極的な参加が期待される一方で、その活動環境が十分に整備されないと効果的な活動ができない場合がある。このため、町ではボランティアの参加を促すとともに、参加したボランティア等の活動が円滑かつ効果的に実施されるよう環境整備を行う。

第1 ボランティアの受入れ、支援体制

1 ボランティア活動に関する情報提供

町は、被災者の様々なニーズの把握に努め、日本赤十字社鹿児島県支部、県社会福祉協議会、町社会福祉協議会及びボランティア関係協力団体との情報交換を行うとともに、報道機関を通じて、求められるボランティア活動の内容、必要人員、活動拠点等について情報提供を行う。

2 被災地におけるボランティア支援体制の確立

(1) 災害ボランティアセンターにおける対応

町社会福祉協議会等は、災害が発生した場合、必要に応じて速やかに、関係団体と連携の上、ボランティア活動の第一線の拠点として災害ボランティアセンターを設置し、被災者ニーズの把握、具体的活動内容の指示、活動に必要な物資の提供を行う。なお、被害の程度により、周辺町社会福祉協議会等は、災害ボランティアセンターに対して積極的に人的な協力等に努める。

(2) 近隣支援本部における対応

被災規模が大きい場合には、隣接町社会福祉協議会等は、近隣支援本部を設置し、ボランティアの登録、派遣等のコーディネート、物資の調達等を行い、災害ボランティアセンターを支援する。なお、島外市町村社会福祉協議会等は、近隣支援本部に対して積極的に人的な協力等に努める。

3 ボランティア活用計画

(1) 参加、協力が求められるボランティア

- ① 日本赤十字奉仕団（県支部へ依頼）
- ② 大学等の学生
- ③ 公務員
- ④ 災害救助活動に必要な専門技能を有する者
- ⑤ その他、各種ボランティア団体等

(2) ボランティア活動の内容

- ① 災害応急対策物資、資材の輸送及び配分
- ② 避難所の運営
- ③ 炊き出し、その他の災害救助活動

- ④ 高齢者、病人等の看護
- ⑤ 被災地の清掃及び防疫
- ⑥ 軽易な事務の補助
- ⑦ アマチュア無線による情報の収集、伝達
- ⑧ その他、応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業

なお、活動内容の選定に当たっては、ボランティアの意見を尊重して決定する。

4 民間団体の活用計画

町長は、災害時において民間団体活用の必要が生じたとき、民間団体に対し次の事項を示して応援協力を求め、応急対策に当たる。

(1) 要請方法

本部連絡班長は、協力を要する業務に適する団体の長に対し、次の事項を明示して協力を要請する。

- ① 業務の内容
- ② 場所
- ③ 期間
- ④ 必要人員数
- ⑤ その他必要な事項

(2) 協力を要請する業務の内容

- ① 災害現場における応急措置と患者の搬出、危険箇所の発見及び連絡等の奉仕
- ② 救護所の設置に必要な準備、救護所における患者の世話等の奉仕
- ③ 罹災者に対する炊き出し、給水の奉仕
- ④ 警察官等の指示に基づく、罹災者の誘導、搬出家財等の監視と整理の奉仕
- ⑤ 関係機関の行う被害調査、警報、伝達の連絡奉仕

民間団体の組織と活動内容

被要請団体	要請時の明記事項	協力活動内容
町内会 自主防災組織 土木建築業者 農業協同組合 商工会議所・商工会 女性団体・その他の団体	ア 応援を必要とする理由 イ 作業の内容 ウ 従事場所 エ 就労予定期間 オ 所要人員 カ 集合場所 キ その他参考事項	ア 被災者に対する炊出作業 イ 被災者に対する救出作業 ウ 救助物資の輸送配給作業 エ 清掃防疫援助作業 オ 被害状況の通報連絡作業 カ 応急復旧作業現場における軽易な作業 キ その他必要とする作業

第2 ボランティアの受付、登録、派遣

ボランティア活動希望者の受入れに当たっては、ボランティア窓口を設けて受付、登録を行い、活動内容等について、町、ボランティア関係協力団体と連絡調整を図る。その際、ボランテ

ィア活動保険未加入者に対しては、紹介、加入に努める。

1 ボランティアの活動の支援

近隣支援本部等は、ボランティア活動に対する支援を、おおむね次のとおりに行う。

- (1) 被災者及び復旧活動等のニーズの把握
- (2) ボランティア活動に関する情報の発信
- (3) ボランティアの登録、受入れ、配置
- (4) ボランティア活動保険に対する具体的な内容の指示
- (5) ボランティア活動に対する具体的な内容の指示
- (6) 被災地の状況等によって、ボランティア活動に必要な物資、宿泊、食事等についての情報の提供
- (7) ボランティア活動証明書の発行
- (8) その他ボランティア活動に必要な業務

第8節 災害警備体制

災害警備については、鹿児島県地域防災計画（一般災害対策編）に定める災害警備体制により、県警察本部が行う。

第1 災害警備体制

1 警察の任務

(1) 警察（徳之島警察署）の任務

- ① 各種情報の収集と予警報の把握並びに通報及び報告
- ② 避難準備及び避難の指示並びに避難の誘導
- ③ 危険にさらされている者の救出救助
- ④ 負傷者の救護
- ⑤ 警戒区域の設定及び被害拡大防止の処置
- ⑥ 遺体の検死（見分）及び行方不明者の搜索
- ⑦ 交通の混乱防止のための交通規制並びに緊急交通の確保及び交通秩序の回復のための応急処置
- ⑧ 被災地及び避難者の警戒
- ⑨ 各種犯罪の予防、検挙その他公安の維持
- ⑩ 関係機関の行う防災活動に対する協力
- ⑪ その他災害警備上必要な広報活動
- ⑫ 被害の実態把握

(2) 警備体制

警察における警備体制及び所掌事務については、警察署長の定めるところによる。

第2 自衛警備活動

1 自衛警備活動

被災地の盗難、火災等の二次災害を防止するため、警察・消防団と連携し、地域の自主防災組織による巡回・警備活動を促進する。

2 町の自衛警備活動

町長は、災害応急対策に関する措置をとるときは、徳之島警察署長に連絡し、両者は緊密な連携のもとに協力する。

第2章 警戒避難期の応急対策

風水害時の気象予警報等の発表以降、災害の発生に至る警戒避難期においては、各種情報を収集・伝達するとともに、避難、救助・救急、緊急医療等の人命の確保（要配慮者への支援含む。）や、水防・土砂災害の防止対策等の緊急を要する対策を効果的に実施する必要がある。

総務対策部 建設対策部

第1節 気象警報等の収集・伝達

消防対策部

風水害時の応急対策を進める上で、鹿児島地方気象台及び名瀬測候所から発表される気象警報等は、基本的な情報である。このため、町及び関係機関は、あらかじめ定めた警報等の伝達システムにより確実に受信し、その内容を把握し、関係機関等に伝達する。

第1 気象警報等の発表

本町における特別警報・警報・注意報、気象情報及び火災気象通報は、名瀬測候所が発表し、解除する。ただし、気象情報の解除は行わない。

1 特別警報・警報・注意報及び気象情報の発表

名瀬測候所が発表する特別警報・警報・注意報とは、気象業務法に基づき、一般の警戒又は注意を促すために発表する気象、地象及び水象についての特別警報、警報、注意報ならびに情報をいう。

特別警報は、大雨、暴風、波浪、高潮が特に異常であることによって重大な災害の起こるおそれが著しく大きいときに発表される。

警報は、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

注意報は、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

〔特別警報の種類及び発表基準〕

現象の種類	基 準	
大 雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
暴 風	数十年に一度の強度の台風や同程度の 温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高 潮		高潮になると予想される場合
波 浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大 雪	数十年に一度の降雪量になる大雪が予想される場合	

※「数十年に一度の強度」とは、中心気圧910hPa以下又は最大風速60メートル以上の台風や同程度の温帯低気圧をいう。

※「特別警報」とは、警報の発表基準をはるかに超える大雨や、大津波等が予想され、重大な災害の起こるおそれが著しく高まっている場合に発表し、最大級の警戒を呼びかけるもの。

〔警報・注意報発表基準〕

(令和4年11月24日現在)
(発表官署 名瀬測候所)

徳之島町	府県予報区		鹿児島県			
	一次細分区域		奄美地方			
	市町村等をまとめた地域		南部			
警 報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	17		
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	137		
	洪水		流域雨量指数基準	亀徳川流域＝8.4		
			複合基準	－		
			指定河川洪水予報 による基準	－		
	暴風		平均風速	陸上	25m/ s	
				海上	25m/ s	
	暴風雪		平均風速			
	大雪		降雪の深さ			
	波浪		有義波高	6.0m		
	高潮		潮位	2.7m		
	大雨		表面雨量指数基準	11		
			土壌雨量指数基準	102		
	洪水		流域雨量指数基準	亀徳川流域＝6.7		
			複合基準	－		
			指定河川洪水予報 による基準	－		
	強風		平均風速	陸上	15m/ s	
				海上	15m/ s	
	風雪		平均風速			

注意報	大雪	降雪の深さ		
	波浪	有義波高	2.5m	
	高潮	潮位	1.5m	
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪			
	濃霧	視程	陸上	100m
			海上	500m
	乾燥	最小湿度50％で、実効湿度65％		
	なだれ			
	低温			
	霜	最低気温5℃以下		
着氷・着雪				
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	120mm	

(1) 予警報の細分区域

本町は、奄美地方・南部に当たる。

一次細分区域	市町村等をまとめた地域	市 町 村
奄美地方	十島村	十島村
	北部	奄美市、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町、喜界町
	南部	徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町、与論町

(2) 気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。

特に、1時間120mm以上の雨量を観測した場合は、直ちに「奄美地方（鹿児島県）記録的短時間大雨情報」が発表される。この値については、注意報・警報の基準値と同様に検討と見直しが行われ、必要な場合は変更される。

2 土砂災害警戒情報の発表

鹿児島地方気象台及び県は、大雨警報（土砂災害）発表中において、大雨による土砂災害発生の危険度が高まり、より厳重な警戒が必要な場合に、市町村の防災活動や住民の避難行動を支援するため、土砂災害警戒情報を市町村単位で発表する。

(1) 発表機関

土砂災害警戒情報は、気象業務法、災害対策基本法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律により、鹿児島地方気象台と県が共同で作成・発表する。

(2) 目的

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったときに、町長が防災活動や住民等への避難指示等の災害応急対応を適時適切に行えるように支援すること、また、住民が自主避難の判断等に役立てることを目的とする。

(3) 発表対象地域

土砂災害警戒情報は、市町村を最小発表単位とし、すべての市町村を発表対象とする。

(4) 土砂災害警戒情報の作成

市町村の防災上の判断を迅速かつ的確に支援するため、分かりやすい文章と図を組み合わせ作成する。

(5) 土砂災害警戒情報の発表及び解除の基準

① 発表基準

発表基準は、大雨警報（土砂災害）発表中において、2時間先までに鹿児島県と気象台が設定した基準に達すると予想されたとき。

また、大雨警報の切り替え等各種情報を勘案して、より厳重な警戒を呼び掛ける必要があると認められる場合等には、県と気象台が協議のうえ土砂災害警戒情報を発表する。

なお、地震や火山噴火等で現状の基準を見直す必要があると考えられた場合には、県及び鹿児島地方気象台は、基準の取扱いについて協議する。

② 解除基準

解除基準は、県が監視する基準と、気象台が監視する基準について、どちらかがその基準を下回り、かつ、短時間で再び発表基準を超過しないと予想されるときとする。ただし、無降雨状態が長時間継続しているにもかかわらず基準を下回らない場合は、土壌雨量指数による雨量の推定貯留量の降下状況や土砂災害発生の情報等のかんがみ、県と気象台が協議の上解除する。

なお、土砂災害警戒情報が解除されたときでも、斜面が緩んでおり崩壊等が起こりやすい状態にあるので、避難指示の解除に当たっては、斜面や溪流の状況を確認した後に判断する。

(6) 土砂災害警戒情報の利用に当たっての留意点

① 土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、降雨に基づいて判定しているが、雨の多少にかかわらず急傾斜地等が崩壊することもある。

したがって、土砂災害警戒情報の利用に当たっては、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではないということ、また、がけ崩れなど表層崩壊等による土砂災害を対象としており、深層崩壊、山体崩壊、地すべり等は対象としないことに留意する。

② 町長が行う避難指示等の発令に当たっては、土砂災害警戒情報のほか、過去の降雨状

況、土砂崩れなどの災害状況、土砂災害発生予測システムによる危険指標（レベル0、1、2、3）、気象庁ホームページ土砂キキクル（危険度分布）、防災点検の結果等も合わせて総合的に判断する。

3 火災気象通報及び火災警報の発表

(1) 火災気象通報

① 発表機関及び伝達系統

火災気象通報とは、消防法に基づいて名瀬測候所長が、気象状況が火災予防上危険であると認めるときに、その状況を直ちに知事に通報するものである。知事は、その通報を受けたときは、直ちにそれを町長に通知しなければならない。

② 発表基準

火災気象通報を行う場合の通報基準は、次のとおり。

担当気象官署	火 災 気 象 通 報 の 基 準
名瀬測候所	「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一にする。通報区分は以下のとおり。 乾燥注意報 ⇒ 火災気象通報【乾燥】 強風注意報 ⇒ 火災気象通報【強風】 乾燥注意報及び強風注意報 ⇒ 火災気象通報【乾燥・強風】

(2) 火災警報

① 発表機関

火災警報は、町長が火災気象通報の伝達を受けたとき、又はその他によって気象状況を知ったとき、その地域の条件等を考慮して必要な地域について発表する。

② 発表基準

空気が乾燥し、かつ、風の強いとき等で、火災の危険が予想されるとき町長が発表するものとし、具体的発表基準は次のような気象状況を考慮して、定めておく。

ア 実効湿度65%以下又は最小湿度が35%以下に下がる見込みのとき。

イ 平均風速10m／s以上の風が連続して1時間以上吹く見込みのとき。

第2 気象警報等の受信・伝達

1 気象警報等の受信・伝達

町長は、気象等の特別警報・警報・注意報〔噴火警報（居住地域等）、津波警報等〕について、県、消防庁、N T Tから通報を受けたとき又は自ら知ったときは、地域内の公共団体、行政機関、施設管理者、自主防災組織等に通報するとともに、住民へ周知する。

特に、気象等の特別警報〔特別警報に位置づけられる噴火警報（居住地域）、特別警報に位置づけられる大津波警報〕について通知を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに防災行政無線及び広報車などにより住民へ周知する。この場合、要配慮者施設への伝達を特に配慮する。

2 警報等の受領及び伝達方法

- (1) 関係機関からの通報等は総務課、勤務時間外は警備員が受領する。

総務課における受領担当員（伝達担当員を兼ねる）は、次のとおりとする。

（正）総務課長 （副）消防交通係長

- (2) 警備員が警報等を受領した場合は、直ちに総務課長に伝達する。警報等を受領した総務課長は次の伝達担当員に伝達するとともに、町長及び副町長に報告し指示にしたがう。

（正）消防交通係長 （副）消防交通係員

- (3) 警報等で災害が起こるおそれが見込まれる場合は、直ちに庁舎内（勤務時間外は関係課長）にマイク放送（加入電話）により周知させるとともに、関係機関、住民等に伝達周知する。

① 関係団体に対する伝達

農協等の関係団体に対しては、加入電話及びFAXにより受領内容を送信する。

関係機関・団体名	受領電話・FAX番号
J Aあまみ徳之島事業本部	0997-82-2020 FAX 0997-83-1749
とくのしま漁業協同組合	0997-82-0791 FAX 0997-83-1875
徳之島地区森林組合	0997-82-1429 FAX 0997-82-1429

② 教育委員会の学校に対する伝達

警報等を受領した町教育委員会は、加入電話等により町内各小中学校等に伝達する。

学 校 名	所在地	電話番号	受領責任者
尾 母 小 中 学 校	尾 母	82-1319	学 校 長
亀 津 小 学 校	亀 津	82-0034	学 校 長
亀 徳 小 学 校	亀 徳	82-0135	学 校 長
神 之 嶺 小 学 校	神之嶺	82-0848	学 校 長
母 間 小 学 校	母 間	84-0009	学 校 長
花 徳 小 学 校	花 徳	84-0063	学 校 長
山 小 学 校	山	84-9344	学 校 長
手 々 小 中 学 校	手 々	84-9637	学 校 長
亀 津 中 学 校	亀 津	82-0077	学 校 長
井 之 川 中 学 校	井之川	82-0849	学 校 長
東 天 城 中 学 校	花 徳	84-0058	学 校 長

山 中 学 校	山	84-9345	学 校 長
カトリック幼稚園	亀 津	82-0317	園 長
亀 津 幼 稚 園	亀 津	83-1460	園 長
亀 徳 幼 稚 園	亀 徳	83-2425	園 長
花 徳 幼 稚 園	花 徳	84-0081	園 長
山 幼 稚 園	山	84-9136	園 長

③ 住民に対する周知方法

ア 警報等の伝達を受けた無線担当員は、警報等の内容を防災行政無線等により放送し、地域住民に周知徹底を図る。

イ 総務課広報担当員は、必要に応じて広報車をもって町内一円に放送広報を行い地域住民に周知徹底を図る。

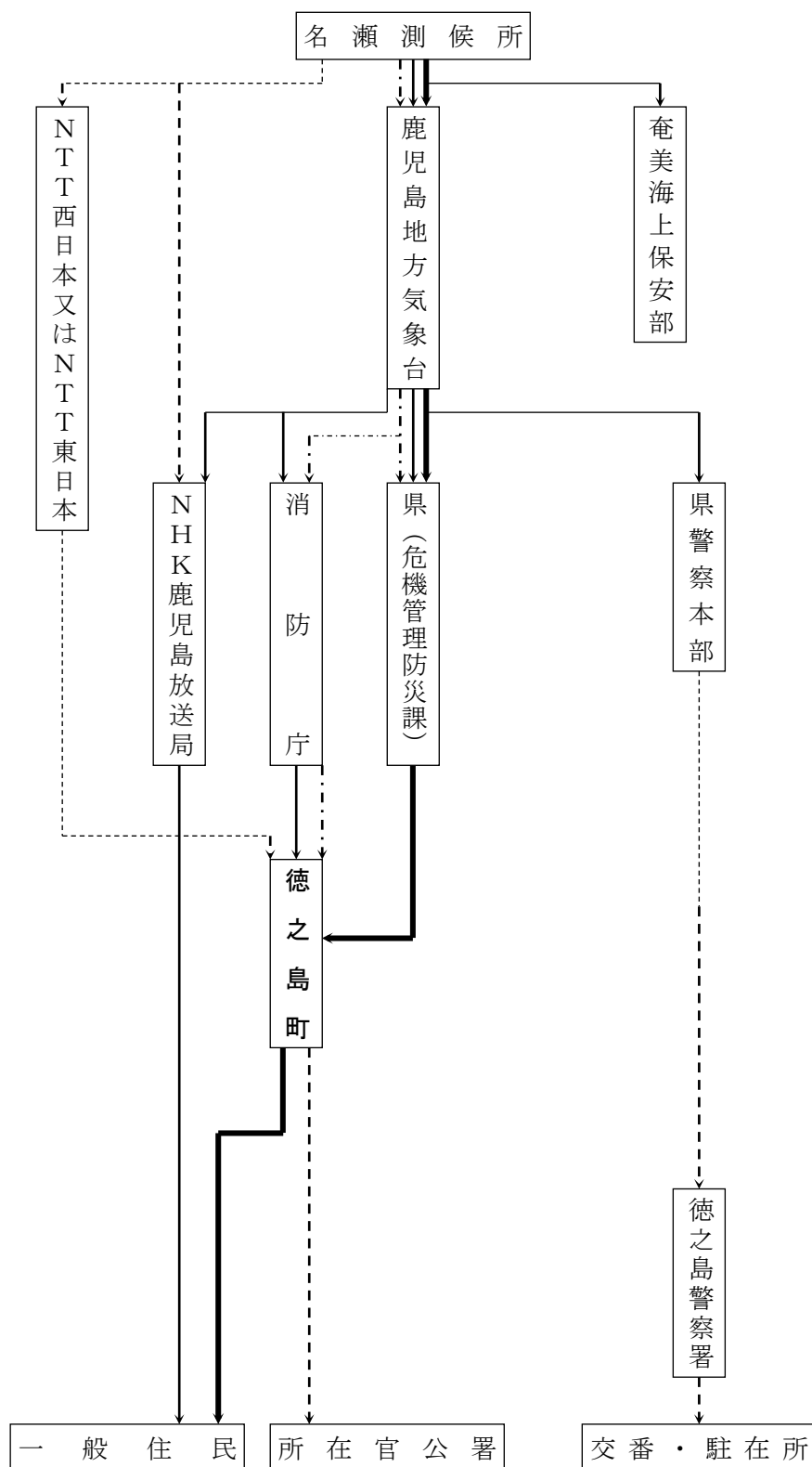
④ 在港船舶に対する周知方法

警報等の伝達を受けた総務課担当員は、警報等の内容を港内碇船舶に放送し、在港船舶乗組員に周知徹底を図る。

3 気象情報等の収集

町及び町内関係団体は、災害発生の状況等について、テレビ・ラジオ等を常備して気象情報等の収集に努める。

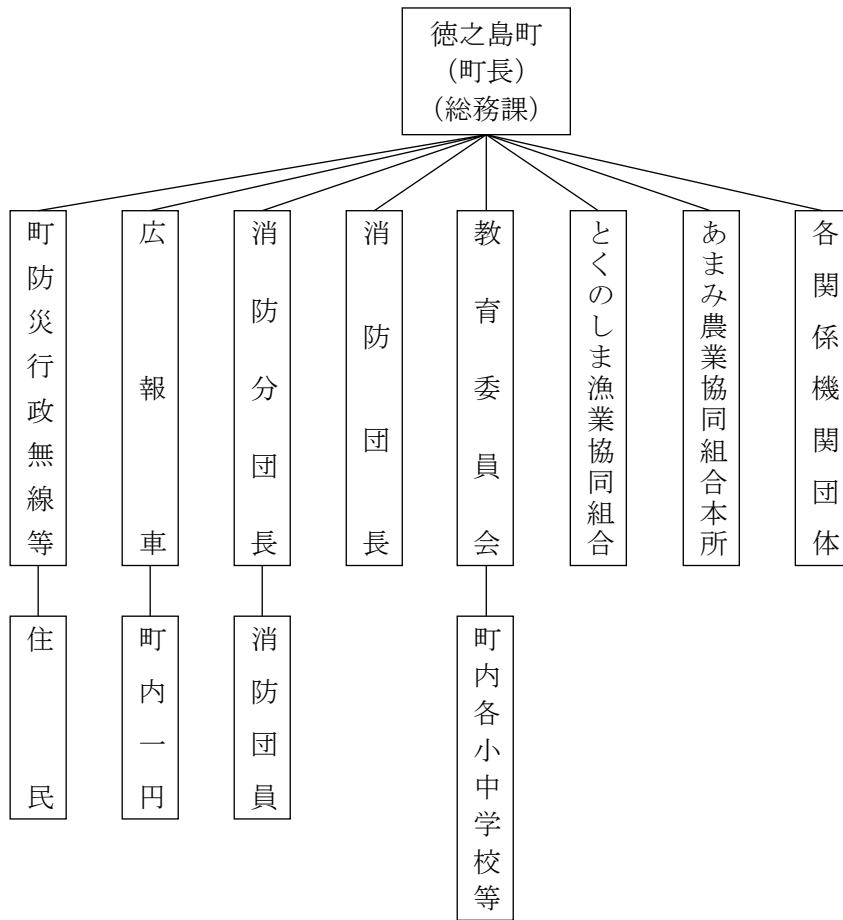
気象予警報等の伝達系統図



注) → 特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務付けされている経路

→ 予報警報情報とも通知、--→ 警報だけ通知、-.-→ 火災気象通報

鹿児島県の伝達系統で、注意報については、特に重要な災害対策の実施を必要とするものについて通知する。



名瀬測候所が通知する予・警報情報等の種類と伝達方法及び形式

担当気象官署	種類 伝達先	特 別 警 報 ・ 警 報						注 意 報						火災気象通報	情報	伝達方法	特別警報・警報・注意報の伝達形式
		暴風	暴風雪	大雨(雪)	高潮	洪水	波浪	強風	風雪	大雨(雪)	高潮	洪水	波浪				
名瀬測候所	N T T 西日本又は東日本	○*		○*	○*	○*	○*									オンライン	全 文
	鹿 児 島 県	○*		○*	○*	○*	○*	○		○	○	○	○	○*	○	*1 防災情報提供システム	〃
	消 防 庁	○*		○*	○*	○*	○*	○		○	○	○	○		○	* J - A L E R T	〃
	奄 美 海 上 保 安 部	○*		○*	○*	○*	○*	○		○	○	○	○		○	防災情報提供システム	〃
	N H K 鹿 児 島 放 送 局	○		○	○	○	○	○		○	○	○	○		○	*1 気象情報伝送処理システム	〃

(注) 1 災害時及び通信障害時においては、伝達先の機関において気象官署に職員を派遣する等の方法によって、防災気象情報（特別警報・警報・注意報を含む。）の確保に努める。

2 *印の警報は受信担当者の確認操作により、受領証を気象官署に返信する。ただし、鹿児島県は自動的に受領証を気象官署に返信する。

3 水防活動用気象注意報・警報・水防活動用高潮注意報・警報、水防活動用洪水注意報・警報は、それぞれ大雨注意報・警報、高潮注意報・警報、洪水注意報・警報をもって代える。

4 名瀬測候所においては、暴風雪警報、大雪注意報・警報、風雪注意報は基準を定めていない。

5 *1は鹿児島地方気象台を経由し、対象機関に通知される。

6 気象に関する特別警報には、大雨、暴風、高潮、波浪の特別警報がある。

防災関係機関が伝達する予・警報の種類と伝達方法

各 機 関 の 伝 達 先	伝 達 事 項															伝達方式	伝達内容
	特 別 警 報 ・ 警 報							注 意 報							津波予報		
	暴風	暴風雪	大雨(雪)	高潮	洪水	波浪	その他	強風	風雪	大雨(雪)	高潮	洪水	波浪	その他			
第十管区海上保安本部 (奄美海上保安部) →船舶	○	○	○	○		○	海上警報 ○								○	無線電話 そ の 他	
N T T 西日本又は東日本 →市町村	○	○	○	○	○	○									○	電 話 F A X	全 文
鹿 児 島 県 → 市 町 村	○	○	○	○	○		水防 洪水予報 ○	火災 通知 ○							洪水 予報 ○	無線FAX 電話FAX 加入電話 又 は 加入電報	全 文
N H K 鹿 児 島 放 送 局 →一般	○		○	○	○	○	海上 警報 ○	○		○	○	○	○		○	無線送電	全文略文 又 は 標 題 の み

(注) 気象に関する特別警報には、大雨、暴風、高潮、波浪の特別警報がある。

第2節 災害情報・被害情報の収集・伝達

本計画は、町災害対策本部が災害情報及び被害報告を迅速、確実に収集し、又は通報、報告するために必要な事項を定め応急対策の迅速を期すものである。

収集に当たっては、特に住民の生命にかかわる情報の収集に重点を置き、収集した災害情報等を関係機関との間で共有し、応急対策に活用する。

第1 災害情報の収集

情報の収集においては、以下の情報を収集する。特に、人命危険に関する情報を優先し、速報性を重視する。

なお、人的被害の状況のうち、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、町は、住民登録の有無にかかわらず、町域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努める。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）又は県に連絡する。

なお、県及び町は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命にかかわるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、県及び町は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。被災者の中に配偶者から暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居場所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

1 収集すべき災害情報等の内容

- (1) 人的被害（死傷者数、行方不明者数、生き埋め者のいる可能性のある要救出現場の箇所数）
- (2) 住家被害（全壊、倒壊、床上浸水等）
- (3) 津波・高潮被害状況（人的被害状況、倒壊家屋状況）
- (4) 土砂災害（人的・住家・公共施設被害を伴うもの）
- (5) 出火件数又は出火状況
- (6) 二次災害危険箇所（土砂災害危険、高圧ガス漏洩事故など）
- (7) 輸送関連施設被害（道路、港湾・漁港）
- (8) ライフライン施設被害（電気、電話、ガス、水道施設被害）
- (9) 避難状況、救護所開設状況
- (10) 町災害対策本部設置等の状況

(11) 災害の状況及びその及ぼす社会的影響から見て報告する必要があると認められるもの

2 災害情報等の収集

(1) 町による情報収集

職員は、原則として情報収集担当区域に応じて人命危険情報を収集する。収集した情報の本部への報告は電話、無線等による通報によるほか、バイク、自転車、徒歩等の手段による登庁後の報告による。一般の職員の場合も、参集途上に可能な限り人命危険情報を収集し、その結果を参集後、本部へ報告する。

調 査 分 担

被 害 区 分	担 当 課	協 力 団 体 等
人、住家等の被害 社会福祉関係被害	住民生活課	区長、公民館長、民生委員、施設の管理者
農業関係被害 林業関係被害 水産関係被害	農林水産課 耕 地 課	農協、土地改良区 森林組合 漁協
商工関係被害	企画課	商工会
土木関係被害 建築関係被害	建 設 課	町内建設業者
衛生関係被害	健康増進課 介護福祉課	各地区衛生協力員、各病院
教育関係被害	学校教育課	町内一円、学校長、施設管理者
一般被害及び応急対策の総括、 町有財産等の被害	総 務 課	

(2) 調査班の編成

被害状況の調査に当たっては、被害の程度により調査班の数を決定するが、地区ごとに各課と共同し、又は単独で調査班を編成し、被害状況調査を実施する。

① 人的被害、住家の被害は、住民担当の対策部員を各区域に派遣して、民間の地区連絡員（区長）、民生委員の協力を得て調査を実施する。

② 農業関係被害

農業関係被害は、経済担当の対策部員が農地及び農業用施設について、土地改良区の協力を得て、また、営農施設被害、農作物被害、畜産物被害等について農業協同組合の協力を得て調査を実施する。

③ 林業関係被害

林地及び林業用施設並びに林産物の被害については、林業担当の対策部員が森林組合等の協力を得て調査を実施する。

④ 水産業関係被害

水産施設及び水産物関係被害は、水産担当の対策部員が漁業協同組合等の協力を得て調査を実施する。

⑤ 商工業関係被害

商工業関係被害については、商工担当の対策部員が商工会の協力を得て調査を実施する。なお、商工関係の被害額の算定は難しく、不統一になる傾向にあるので事前に十分調整しておく。

⑥ 土木関係被害

土木施設の被害については、土木担当の対策部員が被害地域に赴き調査を実施する。

⑦ 教育関係施設被害

教育関係施設被害については、文教担当の対策部員が学校長などの施設管理者の協力を得て調査を実施する。

⑧ その他の被害

町有財産等の被害については、総務担当の対策部員が施設の管理者等の協力を得て調査を実施する。

3 災害情報等の集約、活用、報告及び共有化

(1) 町における報告情報の集約

町災害対策本部において、前記方法により報告された災害情報等を整理し、広域応援要請、自衛隊派遣要請、避難指示、災害救助法の適用申請等の必要性の有無を判断できるよう集約し、適宜、全職員に徹底する。

(2) 町から県等への報告

町は県にできるだけ早期に被害概況に関する報告を行う。

特に、災害の規模の把握のための町から県等への報告は、次のとおり実施する。

① 第1報（参集途上の被害状況、庁舎周辺の被害状況）

ア 勤務時間外（本部連絡員の登庁直後）

イ 勤務時間内（災害発生直後）

② 人命危険情報の中間集約結果の報告

災害発生後、できる限り早く報告する。なお、この段階で町災害対策本部での意思決定（広域応援要請、自衛隊派遣要請、避難指示、災害救助法の適用申請等の必要性の有無）が得られていれば、県等へ報告する。

③ 人命危険情報の集約結果（全体概要）の報告

災害発生後1時間以内。遅くとも2時間以内とする。県への報告は、災害情報等報告系統と同一の系統及び方法を用いる。

④ 町は、同時多発火災や救出要請等により、119番通報が殺到した場合に、その状況を直ちに県及び消防庁に報告する。

(3) 町及び防災関係機関は、人的被害、住家被害、避難、火災の発生・延焼の状況等、広域的な災害応急対策を実施する上で重要かつ緊急性の高い情報について、他の情報に優先し収集・報告する。

第2 災害情報等の報告

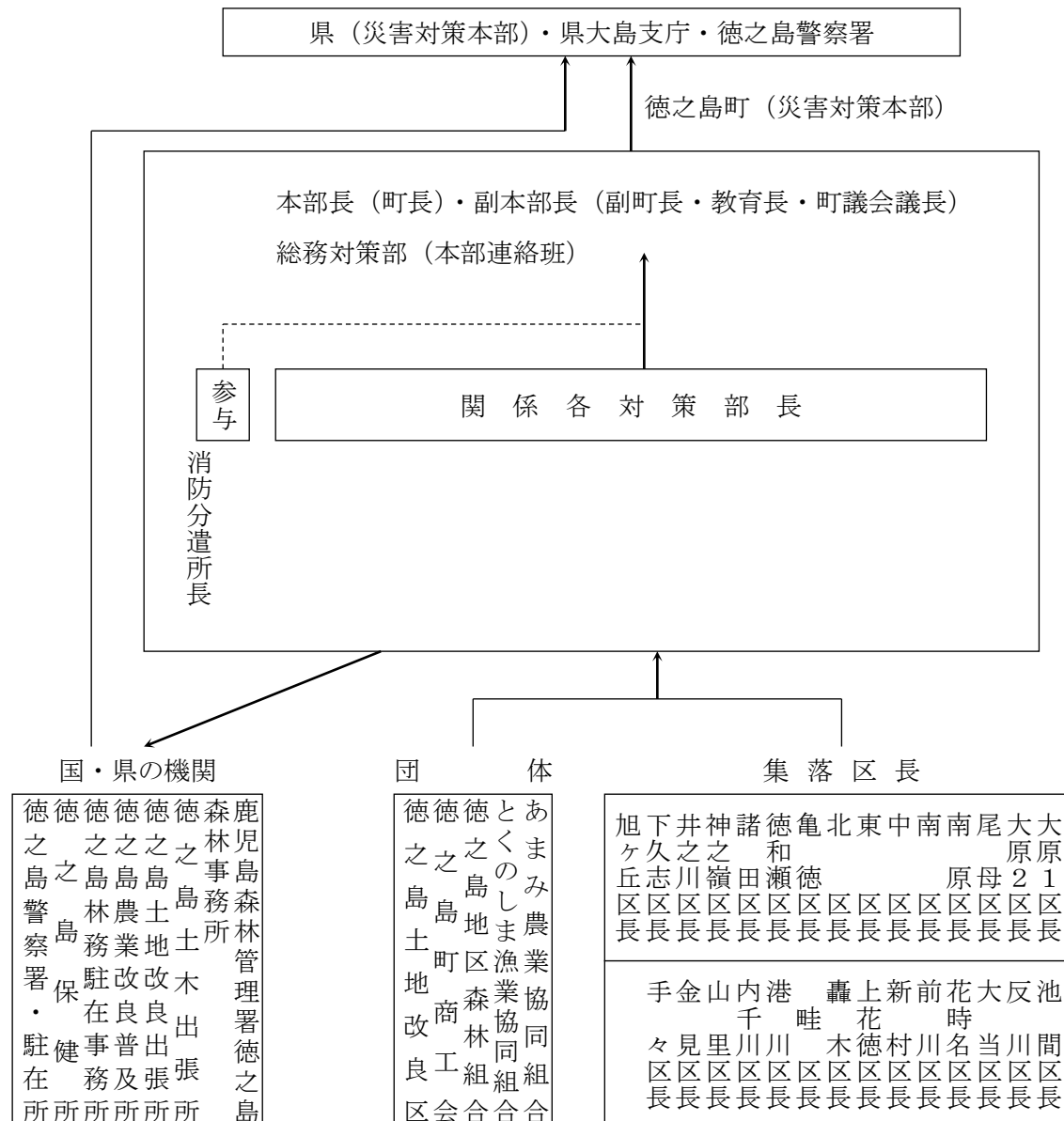
1 災害情報等の報告系統

町長は、町内の災害情報及び被害情報を収集・把握し、県その他関係機関に報告する。

なお、通信途絶等により、県との情報連絡がとれない場合は、消防庁に直接被害情報等の連絡を行う。

区分 回線別		平日（9：30～18：30） ※応急対策室	左記以外 ※宿直室
NTT回線	電 話	03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線	電 話	8-90-49013	8-90-49102
	FAX	8-90-49033	8-90-49036
地域衛星通信ネットワーク	電 話	80-048-500-90-49013	80-048-500-90-49102
	FAX	80-048-500-90-49033	80-048-500-90-49036

災害情報等収集報告系統図



(注) 1 緊急を要する場合は、本系統によらず、直ちに必要な機関に緊急報告、通報することができる。

2 災害対策本部が設置されない場合も、本部設置後の系統に準じ、報告、通報することができる。

2 災害情報等の種類及び内容

(1) 災害情報

災害情報とは、災害が発生しそうな状況のときから、被害が数的に判明する以前の間にける被害に関する次のようなものをいう。

- ① 災害発生のおそれのある異常な現象が生じたとき、その異常現象を必要な災害対策機関に通報するもの
- ② 災害の発生する直前に、災害が発生しようとしている状況を通報するもの
- ③ 災害発生前の災害防止対策又は災害拡大防止対策の活動状況を通報するもの
- ④ 災害が発生しているが、被害の程度が数的に把握できない状況を通報するもの

(2) 災害報告の種類

災害報告とは、被害の程度が数的に把握できる被害情報をあらかじめ定められた様式により報告（通報）する次のものをいう。

① 災害即報

報告（通報）すべき災害等を知覚した時、原則として、知覚後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、その第1報を報告するものとし、以後、判明したものの中から逐次報告するもの

② 災害確定報告

応急対策を終了した後20日以内に報告（通報）するもの

③ 災害中間年報 12月20日までに報告（通報）するもの

④ 災害年報 4月30日までに報告（通報）するもの

3 災害情報、災害報告の通報及び報告要領

(1) 災害発生のおそれのある異常現象の通報要領

① 発見者の通報

異常現象を発見した者は、直ちに次のとおり通報する。

異 常 現 象 の 種 類		発見者の通報先
火災の発生に関するもの		徳之島地区消防組合 消防署（119）
水防に関するもの	高潮、津波又は堤防の亀裂、漏水若しくは堤防等決壊寸前の現象	徳之島町長（総務課） （82-1111）
	道路の損壊、がけ（山）崩れ等によって、人命や住家が危険な現象	

	家屋の倒壊、流失等によって、人命等に危険な現象	徳之島地区消防組合 消防署
	その他水害によって、重大な災害の発生が予想される異常な現象	
気象に関するもの	竜巻の発生又は豪雪等によって、交通等が途絶し、災害救助を必要とする現象	徳之島警察署（110）
地震に関するもの	ひん発している地震の現象	
水象に関するもの	異常な潮位の増減又は異常な津波現象	
海難等に関するもの	船舶等の遭難	徳之島町長（総務課） 徳之島警察署 徳之島地区消防組合 奄美海上保安部 （52-5811）（118）
交通に関するもの	交通事故の発見	徳之島警察署
その他の異常現象によって、人命その他に重大な災害がおこるおそれのある現象		徳之島町長（総務課） 徳之島地区消防組合 徳之島警察署

② 警察署長等の通報

異常現象発見の通報を受けた警察署長（警察官）等は、直ちに町長（総務対策部）に通報する。

③ 町長の通報

①、②及びその他により異常現象を承知した町長は、直ちに次の機関に通報する。

ア 気象、地震、水象に関するものは、名瀬測候所

イ その異常現象により災害の発生が予想される隣接町

ウ その異常現象により、予想される災害の対策実施機関（県出先関係機関その他応急対策実施機関）

（ア） 河川堤防のろう水……大島支庁徳之島事務所

（イ） 農業用ため池のろう水……大島支庁徳之島事務所

④ 県出先関係機関の通報

町長からの通報その他により異常現象を承知した県出先関係機関は、直ちに県各部の関係課に通報する。

⑤ 町長の気象官署に対する通報要領

気象官署に係る異常現象を承知した町長が関係気象官署に通報する要領は、次のとおりとする。

ア 通報すべき事項

(ア) 気象関係

(イ) 水象に関するもの（台風等に伴う異常潮位、異常波浪等）

イ 通報の方法

通報の方法は、電話、電報によることを原則とする。

ウ 通報のあて先

通報のあて先は、名瀬測候所とする。

エ 通報に要する電話・電報の費用は、原則として発信町の負担とする。

⑥ 町長の通報・収集要領

異常現象発見者が町長その他関係機関に通知する要領、系統等については、町地域防災計画において地域の実情に即して具体的に定められた要領に基づく。

(2) 上記以外の災害情報及び災害報告の通報、報告方法

① 総務課

ア 町は、町内の所管事項に係る災害情報及び被害情報を調査収集し、災害対策本部を設置した場合には、系統図に基づき県支部の各対策班又は県本部の各対策部に通報、報告する。ただし、緊急を要する場合は、直ちに関係の対策部に通報、報告する。

イ 災害情報で、県以外の防災関係機関の災害対策と密接な関係があると思われるものについては、当該防災関係機関に通報する。

② 防災関係機関

防災関係機関は所管事項に関し、収集把握した災害情報及び被害状況のうち町その他防災関係機関の災害対策と密接な関係があると思われるものについては、町その他防災関係機関に通報する。

③ 町内各区長による災害情報の収集通報

区長は、区内における次の災害情報を収集し、町総務課に通報する。

ア 河川の増水等災害が発生しそうな状況

イ 住民の避難状況

ウ 災害が発生しているときの状況

エ その他災害状況

④ 町長による災害情報の収集通報

ア 町内各区長から災害情報の通報を受けた総務課担当員は、直ちに町関係課に通報する。

イ 町総務課長及び各課長は、各区長からの災害情報と町自体で把握し得る災害対策の実施状況等を合わせ、関係の各機関に通報する。

(ア) 水防に関するもの（徳之島事務所）

(イ) 災害の総体的情報及び避難、人的災害情報等（大島支庁総務課）

4 災害報告の様式

(1) 総務課において、町全体の被害状況に関する情報を収集する災害報告の内容は、別記様式

のとおりとする。

- (2) 各課において、関係被害状況に関する情報を収集する様式は、法令及び県その他の指示する内容を考慮して定める。

5 災害報告の留意事項

- (1) 町長は、災害報告に当たり、災害報告の責任者として総務対策部より「災害連絡員」を定め、報告に関する一切の責任を負わせるものとし、更に災害連絡員に事故ある場合を考慮して副連絡員を定める。
- (2) 被害状況の報告に際しては、警察の報告と町及び各関係機関の報告が食い違わないよう相互に被害状況に関する情報を交換する等、密接な連携の下に報告の正確を期する。

6 災害報告の判定基準

人及び家屋等の一般被害の判定基準は、次のとおりとする。

区 分		被 害 の 判 定 基 準
死	者	当該災害が原因で死亡し、遺体を確認したもの、又は遺体を確認することができないが死亡したことが確実な者とする。
行方不明者		当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
重傷者	軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要のある者のうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは1月未満で治療できる見込みの者とする。
住	家	現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
非	住家	住家以外の建築物をいうものとする。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が住居している場合には、当該部分は住家とする。
	公共建物	例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
住家全壊	(全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
住家半壊	(半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損害が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。

一 部 破 損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものである。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
床 上 浸 水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
床 下 浸 水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
罹 災 世 帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
罹 災 者	罹災世帯の構成員とする。

(注)

- (1) 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
- (2) 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- (3) 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

別記様式

都 道 府 県				区 分				被 害	
災 害 名 報 告 番 号 報 告 者 名		災害名 第 報 (月 日 時現在)		そ の 他	田	流失・埋没	ha		
						冠 水	ha		
					畑	流失・埋没	ha		
						冠 水	ha		
文 教 施 設	箇所								
病 院	箇所								
道 路	箇所								
橋 梁	箇所								
河 川	箇所								
港 湾	箇所								
砂 防	箇所								
清 掃 施 設	箇所								
が け 崩 れ	箇所								
鉄 道 不 通	箇所								
被 害 船 舶	隻								
水 道	戸								
電 話	回線								
電 気 戸									
ガ ス 戸									
ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所								
住 家 被 害	罹 災 世 帯 数	世帯							
	罹 災 者 数	人							
	火 災 発 生								
非 住 家	建 物 件								
	危 険 物 件								
そ の 他	そ の 他 件								

区 分		被 害		都 道 府 県 災 害 対 策 本 部	名 称			
公 立 公 共 施 設	千円		設 置			月	日	時
農 林 水 産 業 施 設	千円		解 散			月	日	時
公 共 土 木 施 設	千円							
その他の公共施設		千円		災 害 対 策 本 部 設 置 市 町 村 名				
小 計		千円						
公共施設被害市町村数		団体						
そ の 他	農 産 被 害	千円		災 害 救 助 法 適 用 市 町 村 名	計 団体			
	林 産 被 害	千円						
	畜 産 被 害	千円						
	水 産 被 害	千円						
	商 工 被 害	千円						
					計 団体			
そ の 他	千円		消防職員出動延人数	人				
被 害 総 額		千円		消防団員出動延人数	人			
備 考	災害発生場所							
	災害発生年月日							
	災害の種類概況							
	消防機関の活動状況							
	その他（避難指示の状況）							

※被害額は省略することができるものとする。

第3節 広 報

風水害等の災害に際して、浸水、斜面崩壊等様々な災害に対する住民の防災活動を喚起し、誘導できるよう、必要情報を住民及び関係機関等に広報する必要がある。

このため、町及び防災関係機関は、保有する情報伝達手段を駆使して最も効果的な方法で広報するとともに、災害時の適切な防災活動を遂行する上で、それを阻害するような混乱を回避できるよう配慮する。

第1 町による広報

1 広報内容

災害時には、以下に示す人命の安全確保、人心の安定及び行政と住民の防災活動を支援する広報を優先して実施する。

また、気象警報、避難指示等を住民に周知することにより、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。その際、高齢者や障害者等の要配慮者に配慮する。

(1) 事前の防災情報の周知

台風接近や大雨予想情報などの気象情報の周知及び災害への注意喚起

(2) 災害危険地域住民への警戒呼びかけ(避難誘導)、避難指示

町の広報担当者は、降雨が長期化し、災害危険が増大していると判断されるときは、事前に定めた広報要領により、大雨への警戒を強め、必要に応じ事前避難に関する広報を実施する。

(3) 災害発生直後の広報

町は、各種広報媒体を活用して広報を実施する。災害発生直後の広報は、自主防災組織、住民等へ災害時の防災活動を喚起するため、以下の内容の広報を実施する。

- ① 緊急避難を要する地区住民への避難の喚起・指示
- ② 隣近所等の要配慮者の安否確認の喚起・指示
- ③ 出火防止、初期消火、ガスの元栓閉栓の喚起・指示
- ④ 倒壊家屋等に生き埋めになっている人命の救出活動の喚起

(4) 災害発生後、事態が落ち着いた段階での広報

町は、各種広報媒体を活用し、以下の内容の広報を実施する。

- ① 二次災害危険の予想される地域住民等への警戒呼びかけ
- ② 地区別の避難所
- ③ 混乱防止の呼びかけ

不確実な情報に惑わされない、テレビ、ラジオ、町ホームページ、鹿児島県防災Web、徳之島町防災情報メール、緊急速報（エリアメール等）、コミュニティFM放送、告知放送から情報を入手するようになるなど。

④ 安否情報

安否情報については、N T Tの災害用伝言ダイヤル“1 7 1”や、各携帯電話会社が大規模災害時に開設する災害用伝言板などを活用するよう広報する。

⑤ 被災者救援活動方針・救援活動の内容

⑥ 水道・下水道が使用できる地域

⑦ その他必要と認める事項

(5) 広報及び情報等の収集要領等

① 対策各班は、広報を必要とする場合、総務課（本部連絡班）を経由して情報班に連絡し、広報を要請する。

② 被害状況、対策状況等の全般的な情報は、総務課（本部連絡班）において収集する。

③ 情報班が必要に応じて取材（現地写真撮影等）を行う場合は、総務課（本部連絡班）を通じて各関係対策部に連絡する。

2 広報手段

(1) 町は、次の各伝達手段によって広報活動を行う。

① 町が保有する防災行政無線等

② サイレン吹鳴装置（無線）

③ 広報車、各消防分団車による巡回

④ 町職員・消防団・自主防災組織・町内会長等による巡回

⑤ 広報紙、ポスター

⑥ テレビ、ラジオ、新聞等報道関係

⑦ インターネット（町ホームページ、ツイッター、フェイスブック等のソーシャルメディア、ポータルサイト、鹿児島県防災Web）

⑧ 防災メール、緊急速報（エリアメール等）

⑨ 全国瞬時警報システム（J - A L E R T）

⑩ Lアラート

⑪ コミュニティFM放送、ワンセグ放送、告知放送

⑫ その他

(2) 広報車による広報を行う場合は、簡潔で分かりやすい内容で明確に行う。

3 放送機関に対する広報の要請等

情報班は、人命の安全確保、人心安定及び行政と住民の防災活動を支援する広報において迅速・確実を期すべきもの、若しくは報道機関による広報が適当なものについては、放送機関に広報を依頼する。

また、災害の発生が時間的に迫っていて、町が利用できる通信機能が途絶した場合には、災害対策基本法第57条の規定により、県が放送機関と締結している「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、県へ要請する。なお、町は、県が行う放送機関への要請を補完するため、放送機関への直接の要請も併せて行う。

第2 関係機関等による広報

1 放送機関による広報

災害時のテレビ・ラジオ等による公共放送は、住民の情報ニーズに応えるとともに、住民や関係機関等の職員が防災対策を遂行する上で必要となる各種情報を提供するなど極めて重要な役割を果たす。

各放送機関は、各々の防災計画に定められた活動体制を確立して、報道活動や住民への広報を実施する体制を強化する。

2 その他の防災関係機関による広報

(1) 九州電力株式会社鹿児島支店

災害による停電等の被害箇所の状況、復旧の見通しをはじめ、公衆感電事故の防止等について、ホームページ・携帯電話サイト及び広報車・報道機関等により住民への周知に努める。

(2) 西日本電信電話株式会社鹿児島支店

災害による電話の不通箇所の状況、復旧の見通し等について、自社ホームページ・広報車・報道機関等により住民への周知に努める。

(3) ガス会社

災害によるガス施設の被害箇所の状況、復旧状況の見通しをはじめ、ガス漏れによる事故防止等について、広報車・報道機関等による住民への周知に努める。

(4) バス会社

被害箇所の状況、復旧状況の見通し等について、掲示板や案内板への掲示をはじめ、広報車及び報道機関等により住民への周知に努める。

第3 報道機関等に対する放送の要請・公表

1 放送機関に対する災害情報の提供

避難指示等の避難に関する情報等、緊急性が高く住民への周知が必要な情報については、町は、原則として、県総合防災システムを活用して県に報告し、県は、速やかに放送機関に情報提供を行う。（放送の即時性の活用）

また、町は、県の放送機関への情報提供を補完するため、放送機関に直接情報提供をする。

2 放送機関に対する広報の要請

(1) 放送要請の要領

県（災害対策課）は、災害の発生が時間的に迫っていて、市町村が利用できる通信機能が麻痺した場合に災害対策基本法第57条の規定により放送機関に放送要請を行う。

放送機関に対する放送の依頼は、原則として事前に締結されている「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、県知事が市町村からの要請を受けて行う。要請にあたって、県は放送要請の理由、放送事項を明示し、放送機関は、要請のあった事項について放送の形式、内容、時刻等をその都度決定し、放送する。なお、市町村は、県の放送機関への要請を補完するため、放送機関への直接の要請も併せて行う。

第4 報道機関に対する発表

町の広報担当は、情報班が一括して行い、災害の種別、発生の場所及び日時、被害状況、応急対策の状況等を取りまとめ、適宜報道機関に発表する。

発表は以下の要領で実施する。

1 報道発表の要領

- (1) 発表の場所は、原則として町役場会議室とする。
- (2) 発表担当者は、広報担当課の責任者の在庁最上位の者とする。
- (3) 事前に報道発表時間などの広報ルールを定めておく。また、情報入手状況や防災活動の進捗状況により、広報ルールどおりの広報ができないこともあらかじめ断っておく。これにより、報道機関との混乱を最小限のものとする。
- (4) 要配慮者への報道手段、内容について配慮するように要請する。
- (5) 警察、消防その他の組織との情報交換を的確に行い、広報内容の一体性を保つ。

2 報道機関へ要請並びに発表する広報内容

- (1) 災害による被害を最小限にとどめるための行動指示等〔要請〕
- (2) 災害対策本部の設置の有無〔発表〕
- (3) 雨量・河川水位等の状況〔発表〕
- (4) 火災状況（発生箇所、被害状況等）〔発表〕
- (5) 家屋損壊件数、浸水状況（発生箇所、被害状況等）〔発表〕
- (6) 二次災害危険の予想される地域住民等への警戒呼びかけ〔要請〕
- (7) 周辺受入れ可能病院及びその診療科目、ベッド数〔要請〕
- (8) 避難状況等〔発表〕
- (9) 被災地外の住民へのお願い〔要請〕

〔例〕

- ・ 被災地へは単なる見舞い電話等の不要不急の電話をしないでほしい。
- ・ 安否情報については、N T Tの災害用伝言ダイヤルを活用してほしい。
- ・ 個人からの義援はできるだけ義援金でお願いしたい。
- ・ まとまった義援物資を送ってくださる場合は、被災地での仕分け作業が円滑に実施できるよう（梱包を解かなくて済むよう）、物資の種類、量、サイズ等を梱包の表に明記して送付してほしい。…等

- (10) ボランティア活動の呼びかけ
- (11) 住民の心得、人心の安定及び社会秩序保持のため必要な事項〔要請〕
- (12) 交通状況（交通機関運行状況、不通箇所、開通見込日時、道路交通状況等）〔発表、要請〕
- (13) 電気、電話、上下水道等公益事業施設状況（被害状況、復旧見通し等）〔発表、要請〕
- (14) 河川、道路、橋梁等土木施設状況（被害、復旧状況）〔発表、要請〕

第4節 水防・土砂災害等の防止対策

風水害時は、河川出水、高潮、斜面崩壊等のため、水防活動や土砂災害等の防止対策を行う事態が予想される。

このため、町は、水防団等を出動させ、必要に応じて地域内外の協力・応援を得て警戒活動を強化し、水防・土砂災害防止対策を実施する。

第1 河川災害の防止対策（水防活動）

河川災害の防止対策（水防活動）は、「徳之島町水防計画書」に準じ、以下の活動を行う。

1 水防体制の確立

町は、水害防止施設の応急復旧措置を図るための水防組織を「徳之島町水防計画書」に定めた方法に準じて確立する。

また、これらの情報に留意し、重要水防区域等や二次災害につながるおそれのある河川施設やため池堤防等の施設の監視、警戒を行い、被害状況等の把握に努める。

2 水防情報及び被害状況等の収集・伝達

町は、「徳之島町水防計画書」に定めた方法に準じて、気象注意報・警報や水防警報を受信・伝達するほか、雨量・河川水位等の諸観測値を通報するなど、各種水防情報を収集・伝達する。

また、これらの情報に留意し、重要水防箇所等や二次災害につながるおそれのある河川施設やため池堤防等の施設の監視、警戒を行い、被害状況等の把握に努める。

3 河川等施設被害の拡大防止（応急復旧措置）

各種水防組織は、以下の被害拡大防止措置を講ずる。

(1) 護岸の損壊等による浸水防止

河川出水、溢水等による浸水被害が生じた場合は、その被害の実態に応じて、土嚢積み等の浸水防止措置を講じ、二次災害を防止する。また、ダムの洪水調整等による流量調整を行う。

(2) 河川堤防の決壊等による出水防止措置

河川堤防の損壊・亀裂が入るなど被害が生じた場合は、被害実態に応じた出水防止措置を講ずる。

(3) 河川施設の早期復旧

そのまま放置すれば二次災害につながるおそれのある河川施設については、関係業者等を手配するなど早急に応急復旧措置を講じ、被害の拡大防止を図る。

(4) その他の水防活動の実施

河川災害防止のための以下の水防活動を実施する。

- ① 出動・監視・警戒及び水防作業
- ② 通信連絡及び輸送

- ③ 避難のための立退き
- ④ 水防報告と水防記録
- ⑤ その他

第2 土砂災害の防止対策

1 土砂災害防止体制の確立

砂防・治山事業を担当する道路建設班は、気象警報等の発表とともに土砂災害防止体制を早急に確立し、被害の拡大防止対策に着手する。

2 危険箇所周辺の警戒監視・通報

町は、急傾斜地崩壊危険箇所、山地崩壊危険箇所等における斜面崩壊や土石流危険渓流等における土石流、地すべり等により土砂災害が発生した地域がある場合、その被害実態の早期把握に努める。

また、地域で土砂災害の発生の兆候が認められるなどの実態が把握された場合、それらの地域の警戒監視体制を強化し、土砂災害防止対策の早期実施に努める。

3 土砂災害等による被害の拡大防止（応急復旧措置）

(1) 土砂災害の防止措置

土砂災害の生じた地域において、引き続きがけ崩れや土石流、地すべり等が懸念される場合は、県及び町において、応急的な崩壊防止措置を講ずる。

また、土砂災害の発生した地域において、民生安定上放置し難く、採択基準に合致するのは、災害関連緊急砂防等事業等において緊急に砂防施設等の整備を行う。

(2) 警戒避難体制の確立

町は、土砂災害の危険が解消されない場合は、当該区域に警戒区域を設定し、関係住民の出入りを制限し、必要に応じ、関係地域住民の避難措置を実施する。

(3) 専門家の派遣による支援

県は、必要に応じ、市町村の警戒・監視活動に協力し、斜面災害危険判定の専門家の派遣等に関係機関等に要請する。

(4) 土砂災害防止法に基づく緊急調査及び土砂災害緊急情報

国土交通省は、河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流等に伴って、重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、また県は、地すべりによる重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査（緊急調査）を行い、市町村が適切に住民の避難指示等の判断を行えるよう、土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報（土砂災害緊急情報）を市町村へ提供する。

町は、土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報（土砂災害緊急情報）の通知を受けた場合は、適切に避難指示等の発令を行う。

第5節 消防活動

火災が発生した場合、町・消防機関を中心に、住民、自主防災組織、各事業所の自衛消防組織等の協力も得ながら、消防活動を行う必要がある。

このため、町及び消防機関は、現有の消防力（装備・車両・水利等）の総力を挙げ、災害状況によっては他の地域からの応援を得て、効果的に連携し、消防活動を実施する。

第1 町及び住民による消防活動

1 町の消火活動

消防機関は、町が策定した消防計画に基づき、統制ある消防活動を行い、火災防御活動の万全を期する。消防活動に際しては、消防・救急無線通信網を効果的に運用し、他の消防機関の部隊等との通信を確保し、消防通信体制の強化を図る。

町は、同時多発的火災の発生に際し、出火防止、初期消火及び延焼拡大防止を効果的に実施できるよう、防火水槽、耐震性貯水槽、プール等の人工水利のほか、河川・海、ため池等の自然水利からの取水等、消防水利の有効活用に努める。

町中心部の大火に際しては、その危険性の実態に関する的確な情報の伝達に努め、避難指示を行う必要が生じた場合、その適切な広報に努める。

2 住民等の対策

住民は、出火防止、初期消火及び延焼拡大防止等の活動に努めるとともに、近隣の出火・延焼の拡大防止活動に協力する。

事業所は、火災が発生した場合、出火防止措置及び初期消火活動を行う。また、火災の拡大、爆発等が発生するおそれのあるときは、次の措置をとる。

- (1) 警察、消防署等最寄りの防災機関への通報
- (2) 自衛消防隊等による初期消火、延焼防止活動
- (3) 必要に応じて従業員、顧客等の避難
- (4) 周辺地域の住民等に対する必要な情報の伝達
- (5) 立入り禁止措置等の実施

第2 消防応援協定に基づく消防活動

1 広域消防との連携

消防活動等については、消防本部と緊密な連携を図りながら、万全を期する。

2 消防相互応援協定の活用

大規模な火災等が発生し、町等の消防力で災害の防御が困難な場合は、「鹿児島県消防相互応援協定」により、県内の消防力を十分活用し、災害応急対策に当たる。

3 緊急消防援助隊等の出動の要請

大規模な火災等が発生し、県内の消防力で十分に対応できないときは、緊急消防援助隊の出

動を県に要請する。

第6節 避難の指示、誘導

総務対策部 保健福祉対策部
観光対策部 教育対策部
消防対策部

風水害時の出水や土砂災害等の発生に際して、危険があると認められる場合、関係法令に基づくそれぞれの避難指示権者は、関係する地域の住居者、滞在者その他の者に対し、時期を失しないよう立退きを指示する等の措置をとる。

このため、特に、町長は、避難措置実施の第一次責任者として警察官、海上保安官、知事及び自衛官等の協力を求め、適切な避難措置を講ずる。

第1 要避難状況の早期把握・判断

1 要避難状況の把握活動の早期実施

災害の危険のある場合、必要と認められる地域の住居者、滞在者その他の者に対し、立退きを指示する等の避難措置は、関係法令に基づきそれぞれの実施責任者が時期を失しないよう必要な措置をとらなければならない。

特に町長は、避難措置実施の第一次責任者として警察官、海上保安官、知事及び自衛官等の協力を求め、常に適切な措置を講ずるため、避難を要する地域の実態の早期把握に努め、迅速・確実な避難対策に着手できるようにする。

2 避難対策の必要性の早期判断

避難を要する状況は、発生した災害の状況により大きく異なるため、被災地域の情報収集を踏まえ、避難対策の要否を判断する。

(1) 河川災害からの避難の実施

気象・降雨状況によって、河川出水による浸水等の被害が生ずる地域も予想されるため、当該地域の住民が適切な避難活動が実施できるよう、町・消防本部その他は、警報発表以降着手する警戒活動により、地域の状況を的確に把握し、避難指示の伝達及び注意喚起広報を早期に実施し、住民の避難活動を補完する。

(2) 斜面災害防止のための避難対策

本町における地形等の特質から、急傾斜地等崩壊危険性の高い地域等における斜面崩壊が想定される。町・消防本部その他は、警戒活動により斜面状況を把握し、被災地域の被害実態に応じて、避難の必要性を判断し、混乱防止措置と併せて必要な対策を講ずる。

第2 避難指示権

1 避難指示権を有する者

町長、その他避難の指示等の権限を有する者は、災害が発生し又はまさに発生しようとして危険が切迫している場合、危険区域の居住者に対し避難のための立退きを指示する。

(1) 避難の指示

指 示 者	時 期	指示内容
町長 (災害対策基本法第60条)	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特別の必要があると認められるとき。	立退きの指示
水防管理者（町長） (水防法第29条)	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。	立退きの指示
知事及びその命を受けた職員 (水防法第29条、地すべり等防止法第25条)	洪水、地すべり等により著しい危険が切迫していると認められるとき。	立退きの指示
警察官 (警察官職務執行法第4条、災害対策基本法第61条)	○町長が避難のため、立退きを指示することができないと認めるとき。 ○町から要求があったとき。 ○重大な被害が切迫したと認められるときは、警告を発し、又は特に急を要する場合において危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難の措置をとる。 ○町長が同項に規定する避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は町長から要求があったときは、警察官又は海上保安官は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを指示することができる。	立退きの指示、警告、避難の指示
自衛官 (自衛隊法第94条)	災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は避難について必要な措置をとる。	避難について必要な措置
消防局長、消防署長消防吏員、消防団員 (消防法第23条の2、28条)	火災が発生し、又は発生するおそれが著しく大きいとき。	警戒区域からの退去の命令

第3 避難指示の実施

1 避難指示等の発令

- (1) 町は、防災気象情報等を十分把握し、危険と認められる場合には、住民等に対して避難指示等を発令するとともに、適切な避難誘導を実施する。
- (2) 町は、避難指示等を発令する際には、居住者等が、自らがとるべき行動を直感的に理解しやすいものとするため、避難指示等に対応する警戒レベルや発令の対象者を明確にすると

ともに、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達する。

なお、警戒レベルは、洪水及び内水氾濫、土砂災害、高潮について発表する。

- (3) 指定行政機関、指定地方行政機関及び県は、市町村から求めがあった場合には、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言するものとし、県は、時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、市町村に積極的に助言する。
- (4) 国土交通省又は県は、市町村から求めがあった場合には、避難指示（土砂災害が発生し、又は発生するおそれがある場合におけるものに限る。）の解除の対象地域、判断時期等について助言する。
- (5) 町は、避難指示又はその解除を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

2 避難指示等の基準と区分

町長が実施する避難指示等の基準は、災害の種類、地域等により異なるが、おおむね次のとおりとする。

(1) 高齢者等避難の基準

① 暴風の場合

気象庁発表の暴風警報が発表されたとき、発令の判断材料。

暴風の襲来により、短時間後に危険が予想される場合（風速20m位で更に強まっていくときのような場合）

② 豪雨の場合

気象庁発表の大雨警報（土砂災害）が発表されたとき、発令の判断材料。

相当の豪雨で、短時間後に危険が予想される場合（連続雨量が100mmを超えたとき、又は時間雨量が30mmを超えたときのような場合）。ただし、特に危険が予想される地域については、連続雨量又は時間雨量の基準を変更する。

③ 洪水、土砂災害、高潮、津波の場合

気象庁発表の洪水注意報・洪水警報・高潮警報・大雨警報（浸水害）・大雨警報（土砂災害）が発表されたとき、発令の判断材料。

河川等の水位が警戒水位に達し、更に増水が予想され洪水、若しくは高潮、津波等の起こるおそれが予想されるとき。

④ その他の場合

警戒体勢に入り、周囲の状況から判断し危険が予想されるとき。

(2) 避難指示の基準

① 暴風の場合

引き続き風速が強まり、災害の発生が予想され、生命、身体の危険が強まってきたとき。（風速20m以上となり更に強まっていくときのような場合）

② 豪雨の場合

気象庁発表の大雨特別警報（土砂災害）・記録的短時間大雨情報が発表されたとき、発令

の判断材料。

豪雨が続き災害の発生が予想され、生命、身体の危険が強まってきたとき。（連続雨量が150mmを超えたとき、又は時間雨量が50mmを超えたときのような場合）ただし、特に危険が予想される地域については、連続雨量又は時間雨量の基準を変更する。

③ 洪水、土砂災害、高潮、津波の場合

気象庁発表の高潮特別警報・洪水警報・大津波警報・津波警報・土砂災害警戒情報・土砂災害警戒判定メッシュ情報が発表されたとき、発令の判断材料。

河川等の水位がはん濫危険水位を突破し洪水が予想され、若しくは高潮警報、津波警報等が発せられ増水越波により、浸水流失の危険が予想されるとき。

④ その他の場合

警戒体勢が続き、周囲の状況が避難の準備段階より悪化し、危険が相当強まってきたとき。

避難情報と居住者等がとるべき行動

避難情報等	警戒レベル	居住者等がとるべき行動等
緊急安全確保	警戒レベル 5	●発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない） ●居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保！ 指定緊急避難場所等への立退き避難をすることがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。
避難指示	警戒レベル 4	●発令される状況：災害のおそれ高い ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難 危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
高齢者等避難	警戒レベル 3	●発令される状況：災害のおそれあり ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難 - 高齢者等は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※ 避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者。 - 高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出

		を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
大雨・洪水・高潮注意報	警戒レベル2	●発令される状況：気象状況悪化 ●居住者等がとるべき行動：自らの避難行動を確認 ・ ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。
早期注意情報	警戒レベル1	●発令される状況：今後気象状況悪化のおそれ ●居住者等がとるべき行動：災害への心構えを高める ・ 防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。

3 町の実施する避難措置

(1) 避難者に周知すべき事項

町域内において災害の危険がある場合、必要と認める地域にある居住者・滞在者その他の者に対し避難措置を実施する。避難指示を行う場合は、状況の許す限り、次の事項を避難者に徹底するように努める。

- ① 避難すべき理由（危険の状況）
- ② 避難の経路及び避難先
- ③ 避難先の給食及び救助措置
- ④ 避難後における財産保護の措置
- ⑤ その他

(2) 避難対策の通報・報告

- ① 避難措置を実施しようとするときは、当該現場にいる警察官・海上保安官等のほか、指定緊急避難場所の管理者又は占有者にあらかじめ必要な事項を通報する。
- ② 避難措置を実施したときは、速やかにその内容を災害対策課（県本部設置時は本部連絡班又は所管支部）に報告しなければならない。
- ③ 避難の必要がなくなったときは、その旨を公示しなければならない。
- ④ 町は、避難措置の実施に関し、町地域防災計画に、次の事項を定めておかなければならない。

ア 避難措置に関する関係機関の連絡方法

イ 避難措置を実施する区域別責任者（町職員等の氏名）

ウ 避難の伝達方法（特に、要配慮者に配慮する。）

エ 各地域ごとの指定緊急避難場所、指定避難所及び避難方法

オ その他の避難措置上必要な事項

(3) 警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

4 病院・社会福祉施設等における避難措置

病院・社会福祉施設等の施設管理者は、入院患者、来診者、施設入所者等の避難に際して、秩序が乱れて混乱することのないよう、以下の要領で避難対策を実施する。

(1) 避難体制の確立

病院・社会福祉施設等の管理者は、災害が発生した場合を想定し、あらかじめ定められた避難体制を早急に確立し、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等に従い、迅速かつ的確な避難対策を実施する。特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから消防機関等への通報連絡や入所者等の避難誘導に十分配慮した避難体制を確立する。

また、社会福祉施設や病院等の管理者は、町や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時の協力体制を確立する。

(2) 緊急連絡体制等の確立

社会福祉施設や病院等の管理者は、災害に備え整備されている消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置や緊急時における情報伝達手段を活用するとともに、災害時における施設相互間等の緊急連絡体制を強化する。

5 不特定多数の者が出入りする施設の避難措置

(1) 避難体制の確立

施設管理者は、災害が発生した場合を想定し、あらかじめ定められた避難体制を早急に確立し、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等に従い、迅速かつ的確な避難対策を実施する。特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから消防機関等への通報連絡の確保や入所者等の安全な避難誘導等に十分配慮した避難指導を実施する。

また、施設管理者は、町や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時対応を実施する。

(2) 緊急連絡体制等の確立

施設管理者は、災害に備え整備されている消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置や緊急時における情報伝達手段を活用するとともに、災害時における施設相互間等の緊急連絡体制をとる。

6 学校・教育施設等における避難措置

町は、児童・生徒の避難措置については、秩序が乱れて混乱することのないよう、管理者が常に検討、考慮した安全な方法により実施する。

(1) 在校時の町立学校の児童生徒の避難対策

① 避難の指示等の徹底

- ア 教育長の避難の指示等は、町長等の指示により行うほか、安全性を考慮して早期に実施する。
- イ 教育長は、災害種別、災害発生の時期等を考慮し危険が迫っている学校から順次避難指示を行う。
- ウ 教育長は、災害の種別、程度を速やかに校長に通報し、必要な避難措置をとらせる。
- エ 校長は、教育長の指示の下に、又は緊急を要する場合は臨時に、児童生徒を安全な場所に避難させる。
- オ 児童生徒の避難順位は、低学年、疾病をもつ者、身体障害者等を優先して行う。
- カ 避難が比較的長期にわたると判断されるときは、避難指示の段階において児童生徒をその保護者のもとに誘導し、引き渡す。
- キ 学校が本計画に定める指定緊急避難場所等に指定されている場合等で、児童生徒の保護者が学校に避難してきた場合は、児童生徒をその保護者に引き渡す。
- ク 児童生徒が学校の管理外にある場合には、校長は状況を判断して臨時休校の措置を講ずる。

② 避難場所の確保

- 校長は、本計画その他を考慮し、災害種別、程度に応じた学校ごとの避難場所を選定し、避難させる。

(2) 在校時の県立高等学校の生徒の避難対策

① 避難の指示等の徹底

- ア 学校の所在地の町長等の指示による避難の指示等に従う。
- イ 校長は、緊急を要する場合は、速やかに状況を判断し、生徒を安全な場所に避難させる。
- ウ 生徒の避難順位は、低学年、疾病、身体障害者等を優先して行う。
- エ 避難が比較的長期にわたると判断されるときは、生徒を安全な場所に避難させる。
- オ 学校が本計画に定める指定緊急避難場所等に指定されている場合等で、生徒の保護者が学校に避難してきた場合は、生徒をその保護者に引き渡す。
- カ 生徒が学校の管理外にある場合には、校長は状況を判断して臨時休校の措置を講ずる。

② 避難場所の確保

- 校長は、本計画その他を考慮し、災害種別、程度に応じた避難場所を選定し、避難させる。

7 車両等の乗客の避難措置

- (1) 災害時の車両等の乗客に対する避難措置は、それぞれの乗務員の指示により迅速かつ的確を期する。
- (2) 天災その他の理由により、輸送の安全を確保できない場合は、当該車両の乗務員は、速

やかに町長に対し、避難措置等について必要な協力の要請を行う。

第4 町長による避難指示の伝達

(1) 避難計画に基づく伝達

町長は、町地域防災計画の避難計画においてあらかじめ定められた避難指示の伝達系統及び伝達要領に従って、危険地域の住民に周知・徹底を図る。

(2) 災害状況に応じた伝達

避難の指示等は、避難を要する状況を的確に把握した上で、住民への周知を最も迅速で確実・効果的に周知・徹底できるよう、町が保有する情報伝達手段を用い、次の方法により伝達する。

なお、情報伝達に当たっては、複数の伝達手段等を用い、確実に伝達する。

① 防災行政無線を利用した伝達

② あらかじめ定められた伝達組織を通じての直接口頭及び拡声器による伝達

③ サイレン及び鐘による伝達

④ 広報車からの呼びかけによる伝達

⑤ コミュニティFM放送

⑥ 緊急速報（エリアメール等）

⑦ 災害情報配信システム

⑧ Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む）、インターネット（町ホームページ、ツイッター、フェイスブック等のソーシャルメディア、ポータルサイト、鹿児島県防災Web、徳之島町防災情報メール）、携帯電話（緊急速報メールを含む）、ワンセグ放送、有線放送、電話、特使等の利用による伝達

(3) 伝達方法の工夫

町長は、伝達に当たっては、あらかじめ作成した例文の使用、放送前のサイレンの吹鳴、緊急放送モードの使用などにより、住民に迅速・確実に伝達する。

第5 避難の誘導等

1 地域における避難誘導等

(1) 避難誘導の実施

町は、災害時に河川出水、斜面崩壊等が予想され、地域に避難の指示をした場合で、避難者の誘導を行う必要がある場合、次の方法で避難の誘導体制を確立し、安全かつ迅速な避難誘導を実施するよう努める。

① 避難誘導体制の確立

ア 避難場所が比較的遠距離であり、かつ、避難に危険が伴う場合等は、避難のための集合同所、自主防災組織や消防団員等の中から誘導責任者を定め、できるだけ集団で避難する。

イ 緊急を要する避難の実施に当たっては、特に誘導責任者・誘導員が十分な連絡の下に

強い意志をもって誘導に当たり、住民及び群衆が混乱に陥らず、安全に避難できるよう努める。

② 避難経路

ア 避難誘導に先立ち、災害の種類・危険地域別にあらかじめ定めておいた避難所へ避難経路の周知・徹底を図る。

イ 災害時に避難経路を選択するに当たっては、周辺の状況を検討し、浸水や斜面崩壊、地すべり等のおそれのある危険箇所を避ける。

③ 避難順位

ア 災害時の避難誘導は、原則として、高齢者や障害者等の要配慮者を優先して行う。

イ 浸水や斜面崩壊などの災害に際しては、災害の種別、災害発生の時期等を考慮し、客観的に判断して早い段階で災害が発生すると認められる地域内居住者の避難を優先するよう努める。

④ 携帯品の制限

ア 携帯品は、必要最小限の食料、衣料、日用品、医薬品等とする。

イ 避難が比較的長期にわたるときは、避難中における生活の維持に役立てるため、更に携帯品の増加を考慮する必要があるが、その数量は災害の種別、危険の切迫性、避難所の距離、地形等により決定する。

⑤ 危険防止措置

ア 避難場所等の開設に当たって、町長は、避難場所等の管理者や専門技術者等の協力を得て、二次災害のおそれがないかどうかを確認する。

イ 避難経路の危険箇所には、標識、なわ張等をしたり、誘導員を配置するなど危険防止に努める。

ウ 避難者は、携帯品を最小限とし、行動の自由を確保し、夜間に当たっては、特に誘導者を配置し、その誘導に従うようにする。

(2) 自主避難の実施

豪雨等により災害の発生する危険性を感じたり、土砂崩れ等の前兆現象を発見し、自ら危険だと判断した場合等においては、隣近所声を掛け合って自主的に避難するよう心掛ける。

災害の種類	兆 候
が け 崩 れ	(1) がけに亀裂ができる。 (2) がけから水が湧いてくる。 (3) 小石がパラパラと落ちてくる。
地 す べ り	(1) 地下水の変化が前兆となることが多いため、池や沼の水が急に増えたり減ったりする。また、井戸水が濁ったりする。 (2) 地面にひび割れができる。 (3) 地面の一部が落ちこんだり、盛り上がったたりする。

土 石 流	(1) 立木の裂ける音が聞こえる場合や、巨礫の流下する音が聞こえる場合 (2) 溪流の流水が急激に濁りだした場合や、流木が混ざりはじめた場合 (3) 降雨が続いているにもかかわらず、溪流の水位が急激に低下し始めた場合（上流で崩壊が発生し、流れが堰き止められているおそれがあるため。）
-------	--

(3) その他避難誘導に当たっての留意事項

① 要配慮者の事前の避難誘導・移送

地域に居住する要配慮者の避難誘導に当たっては、事前に把握された要配慮者の実態に応じて定められた避難誘導方法に基づき実施する。

特に、避難行動要支援者に対しては、自主防災組織等の協力を得るなどして地域ぐるみで安全確保を図るほか、状況によっては、町が車両、船舶等を手配し、一般の避難施設とは異なる介護機能を備えた福祉施設等に事前に移送するなどの措置をとる。

② 避難が遅れた者の救出・収容

避難が遅れた者を救出する場合、町において処置できないときは、直ちに県又はその他の機関に援助を要請し、状況に応じて救出、避難施設への収容を図る。

2 病院・社会福祉施設等における避難誘導

病院・社会福祉施設等の管理者は、事前に定めた避難計画により、避難誘導体制を早急に確立し、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等に従い、入院患者、来診者、施設入所者等の避難誘導を実施する。

特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから消防機関等への通報連絡や入所者の状況に十分考慮した避難誘導を実施する。

3 不特定多数の者が出入りする施設の避難誘導

施設管理者は、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制などに従い、避難誘導体制を早急に確立し、施設利用者等の避難誘導を実施する。

特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから消防機関等への通報連絡や施設利用者の状況に十分考慮した避難誘導を実施する。

4 学校・教育施設等における避難誘導

(1) 在校時の小中学校の児童生徒の避難誘導

① 教育長のとった避難誘導措置に関する各学校への通報・連絡は、あらかじめ整備されている連絡網を用い、迅速かつ確実に行う。

② 校長は、おおむね次の方法で避難誘導を安全かつ迅速に行われるよう努める。

ア 災害種別に応じた避難指示等の伝達方法

イ 避難場所の指定

ウ 避難順位及び避難場所までの誘導責任者

エ 児童生徒の携行品

オ 余裕がある場合の書類、備品等の搬出計画

- ③ 危険な校舎、高層建築等の校舎においては、特にあらかじめ非常口等を確認するとともに、緊急時の使用ができるよう確認し、危険防止措置を図る。
- ④ 災害が学校内又は学校付近で発生した場合、校長は速やかに関係機関に通報する。
- ⑤ 災害の種別、程度により児童生徒を家庭に帰宅させる場合は、次の方法による。
 - ア 各集落の担当教師の誘導を必要とする場合は、集落ごとに安全な場所まで誘導する。
 - イ 集落ごとに児童生徒を集団下校させる場合は、校区内の危険箇所（がけ崩れ、危険な橋、堤防）の通行を避ける。
- ⑥ 在宅中の児童生徒に対する臨時休校の通告方法、連絡網を児童生徒に周知徹底させる。

第6 広域避難

1 広域避難

- (1) 町は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、町の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議する。
- (2) 町長は、広域避難を要請した場合には、所属職員の中から受入先における避難所管理者及び緊急避難場所管理者を定め、受入先の市町村に派遣する。
- (3) 避難所及び緊急避難場所の運営は要請元の町が行い、避難者を受け入れた市町村は運営に協力する。
- (4) その他、必要事項については町地域防災計画に定めておくとともに、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

第7節 救助・救急

風水害等では、土砂崩れ、洪水、冠水等による被害の可能性が危惧され、多数の救助・救急事象が発生すると予想される。このため、迅速かつ的確な救助・救急活動を実施する。

また、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

また、町は、救助・救急を実施する各関係機関に対して、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるよう要請する。

第1 救助・救急活動

1 救助・救急活動

(1) 活動の原則

救助・救急活動は、救命処置を要する重症者を最優先とする。

(2) 出動の原則

救助・救急を伴う場合は、努めて救急隊と他隊が連携して出動するものとし、救助を伴わない場合は救急隊のみとし、次の優先順位により出動する。

- ① 延焼火災が多発し、多数の救助・救急事象が発生している場合は、火災現場付近を優先する。
- ② 延焼火災は少ないが、多数の救助・救急事象のある場合は、多数の人命を救護することを優先する。
- ③ 同時に小規模な救助・救急事象が併発している場合は、救命効率の高い事象を優先する。
- ④ 傷病者に対する救急処置は、救命の処置を必要とする事象を優先する。

2 救急搬送

- (1) 傷病者の救急搬送は、救命処置を要する者を優先する。なお、搬送に際しては、消防本部、医療救護班等の車両のほか、必要に応じ県消防・防災ヘリコプターや県ドクターヘリ、自衛隊のヘリコプターにより行う。
- (2) 救護所等からの後方医療施設への移送は、被災状況の推移を勘案して他機関との協力体制のもとに行う。

3 傷病者多数発生時の活動

- (1) 災害の状況等を判断し、安全かつ活動容易な場所に現場救助所を設置し、救助隊、医療救護班と密接な連携を図り、効果的な救助活動を行う。
- (2) 救助能力が不足する場合は、自主防災組織等に医療機関への自主的な輸送協力を求めるなど、関係機関との連絡を密にし、効率的な活動を行う。

4 住民及び自主防災組織による救助・救急活動

住民及び自主防災組織は、自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活

動を行う関係機関に協力するよう努める。

5 孤立化集落対策

土砂崩れ等で孤立化が予想される地域については、孤立者の救出方法や当該地域と町との情報伝達手段の確保、救出に当たる関係機関等との相互情報連絡体制等について、事前に関係機関と十分に検討しておく。

6 その他関係機関との連隊

- (1) 海難船舶や高潮等により沿岸において遭難した人等の探索、救助

救出活動は、海上保安本部をはじめ関係機関と連絡を密にして行う。

- (2) 自衛隊との連隊

自衛隊が行う救出活動については、町をはじめとした関係機関と連絡を密に共同して行う。

第2 救助・救急用装備、資機材の調達

1 救助・救急用装備、資機材の調達

- (1) 初期における救助・救急用装備、資機材の運用については、原則として各関係機関においてそれぞれ整備・保有しているものを活用する。
- (2) 救助・救急用装備、資機材等に不足を生じた場合は、その他関係機関が保有するもの又は民間業者からの借入れ等を図り、救助活動に万全を期する。
- (3) 倒壊家屋等からの救出に必要な重機等について、あらかじめ定めた協定等に基づき民間業者から調達する。
- (4) 搬送する重症者が多数で、消防本部、医療救護班等の車両が不足する場合は、住民及び自主防災組織の協力を得て、民間の車両を確保する。

2 救急車・救助工作車の配備状況

徳之島地区消防組合消防本部

高規格救急車3台 予備救急車1台 救助工作車1台 (令和4年4月1日現在)

第8節 交通の確保・規制

災害時には、道路、橋梁等の交通施設に被害が発生するとともに、緊急車両や一般車両の流入による交通渋滞が発生し緊急輸送等の支障が予想される。また、海上においても海上輸送や航路障害等の発生が予想される。

このため、迅速かつ適切に交通規制を実施し、緊急輸送等のための交通を確保する。

第1 交通規制の実施

1 交通規制の実施方法

実 施 者	実 施 の 方 法
道 路 管 理 者	道路、橋梁等交通施設の巡回調査に努め、災害により交通施設等の危険な状況が予想され、又は発見通報により承知したときは、速やかに必要な規制を行う。
警 察 機 関	(1) 交通情報の収集 警察本部は、航空機、オートバイその他の機動力を活用し、交通情報の収集を行い、交通規制の実施を判断する。
	(2) 交通安全のための交通規制 災害により交通施設等の危険な状況が予想され、又は発見したとき、若しくは通報により承知したときは、速やかに必要な交通規制を行う。
	(3) 緊急通行車両の通行確保のための交通規制 県公安委員会は、被災者の輸送、被災地への緊急物資の輸送等を行う緊急通行車両の通行を確保するため、必要があると認めるときは、次の処置を行う。 ① 交通が混雑し、緊急直行の円滑を阻害している状況にあるときは、区域又は道路の区間を指定して一般車両の通行を制限し、又は緊急の度合いに応じて車両別交通規制を行う。 ② 被災地への流入車両等を抑制する必要がある場合には、区域又は道路の区間を指定して、被災地周辺の警察等の協力により、また必要に応じ警察災害派遣隊の出動を要請して、周辺地域を含めた広域的な交通規制を行う。
	(4) 警察官の措置命令等 ① 警察官は、通行禁止又は制限に係る区域又は区間において車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となり、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、車両等の所有者等に対し必要な措置をとることを命ずることができる。 ② ①の措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又はその命令の

	相手方が現場にいないため、当該措置を命ずることができないときは、警察官は自ら当該措置をとることができる。
自衛官又は消防吏員	自衛官又は消防吏員は、警察官がその場にはいない場合に限り、自衛隊用又は消防用緊急車両の通行を確保するため、前記(4)①、②の措置をとることができる。
港湾管理者及び海上保安部	海上において、災害応急対策の遂行あるいは航路障害のため船舶交通を規制する必要があるときは港湾管理者は、海上保安部と緊密な連携を保ち、所轄業務を通じ相互に協力して交通の禁止、制限区域の設定、危険区域の周知及び港内岸壁付近の交通整理等を行う。

2 関係機関との相互連絡

町及び道路管理者は警察機関と相互に密接な連絡をとり、交通の規制をしようとするときは、あらかじめ規制の対象、区間、期間及び理由を通知する。ただし、緊急を要する場合であらかじめ通知するいとまがないときは、事後においてこれらの事項を通知する。

また、県の管理する道路内において災害等異常事態が発生したときは、県道路維持課へ通知する。

3 う回路等の設定

道路の損壊又は緊急通行車両の通行確保等のため、交通規制を実施した場合、適当なう回路を設定し、必要な地点に標示する等によって一般交通にできる限り支障のないように努める。

4 規制の標識等

規制を行った場合は、それぞれの法令の定めるところにより規制の標識を設置する。ただし、緊急な場合等又は標識を設置することが困難又は不可能なときは、適宜の方法により、とりあえず交通規制をしたことを明示し、必要に応じ警察官等が現地において指導に当たる（規制の標識は様式1）。

なお、防災訓練のための交通規制を行う際にも規制の標識を設置するとともに、必要に応じ警察官等が現地において指導に当たる（規制の標識は様式2）。

5 規制の広報・周知

規制を行った場合は、関係機関に通知するとともに、県道路維持課、県道路情報センター及び報道機関を通じて一般住民に周知徹底させる。

6 規制の解除

交通規制の解除は、実施者が規制解除の判断をし、通行の安全を確保した後、速やかに行い、当該規制区間を管轄する警察署長に通知するとともに県の管理する道路内においては、県道路維持課及び日本道路交通情報センターに連絡する。

規制の標識等



備考

- 1 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
- 2 縁線及び区分線の太さは1センチメートルとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

第2 発見者等の通報と運転者のとるべき措置

1 発見者等の通報

災害時に道路、橋梁の交通施設の危険な状況、また交通が極めて混乱している状況を発見した者は、速やかに町長又は警察官に通報する。通報を受けた警察官は、その旨を町長に通報、町長はその路線を管理する道路管理者又はその地域を管轄する警察機関に通報する。

2 災害発生時における運転者のとるべき措置

- (1) 土砂崩れ等の災害や大規模な車両事故等が発生したときは、車両の運転者は次の措置をとらなければならない。

① 走行中の場合は、次の要領により行動する。

ア できるかぎり安全な方法により車両を道路の左側に停車させる。

イ 停車後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動する。

ウ 車両を置いて避難するときは、できる限り路外に停車させる。やむを得ず道路上に置

いて避難するときは、道路の左側に寄せて停車させ、エンジンを切り、エンジンキーはつけたままとし、窓を閉め、ドアはロックしない。

- ② 避難のために車両を使用しない。
- (2) 道路の通行禁止等が行われたときは、通行禁止等の対象とされている車両の運転者は、次の措置をとらなければならない。
 - ① 区域又は道路の区間に係る通行禁止等が行われた場合は、当該車両を速やかに当該道路の区間以外又は道路外の場所へ移動する。
 - ② 当該道路の区間以外又は道路外の場所へ移動することが困難なときは、当該車両を道路の左側端に沿って駐車するなど緊急車両の通行の妨害とならない方法により駐車する。
 - ③ 警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動し、又は駐車しなければならない。

第3 緊急通行車両の確認等

1 緊急通行車両の確認

(1) 緊急通行車両確認証明書の申請

町及び関係機関の車両を使用しようとする者は、県(危機管理課及び大島支庁)、警察本部又は所轄警察署に、緊急通行車両確認証明書の申請をする。

(2) 確認対象車両

確認対象車両は、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が保有し、若しくは指定行政機関等との協定等により常時これらの機関の活動専用で使用される車両、又は災害発生時に他の関係機関、団体等から調達する車両等で、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために用いる車両とする。

(3) 緊急通行車両確認証明書の交付、提示

標章及び証明書の交付を受け、標章は、当該車両の前面の見やすい場所に掲示する。なお、証明書は必ず携行し、警察官等から提示を求められたときにはこれを提示する。

2 緊急通行車両の事前届出・確認

緊急通行車両の事前届出制度を活用し、確認手続きの事務の省力化・効率化を図り、災活応急活動が迅速かつ的確に行えるようにしておく。事前届け出の対象とする車両は、災害時において災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両であり、次の事項のいずれにも該当する車両とする。

- (1) 警報の発令及び伝達並びに避難の指示に関する事項
- (2) 消防、水防、その他の応急措置に関する事項
- (3) 被災者の救難・救助その他保護に関する事項
- (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- (5) 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- (6) 清掃、防疫、その他の保健衛生に関する事項

- (7) 犯罪の予防、交通の規制、その他被災地における社会秩序の維持に関する事項
- (8) 緊急輸送の確保に関する事項
- (9) その他災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項

第9節 緊急輸送

災害時には、避難及び救出、救助を実施するために必要な人員及び物資の輸送を迅速かつ確実に行うことが必要である。

このため、迅速に輸送経路や輸送手段等を確保し、緊急度、重要度を考慮した緊急輸送を実施する。

第1 緊急輸送の実施

1 緊急輸送の実施責任者

輸 送 対 象	実 施 責 任 者	輸送に当たっての配慮事項
被 災 者 の 輸 送	町 長	(1) 人命の安全
災害応急対策及び災害救助を実施するために必要な要員及び物資の輸送	災害応急対策を実施すべき責任を有する機関の長	(2) 被害の拡大防止 (3) 災害応急対策の円滑な実施

2 緊急輸送の対象

被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、必要な輸送対象を優先的に緊急輸送する。

段 階	輸 送 対 象
第 1 段 階 (警戒避難期)	(1) 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資 (2) 消防、水防活動等災害拡大防止のための人員、物資 (3) 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等 (4) 後方医療機関へ搬送する負傷者等 (5) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
第 2 段 階 (事態安定期)	(1) 上記第1段階の続行 (2) 食料、水等生命の維持に必要な物資 (3) 傷病者及び被災者の被災地以外への輸送 (4) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
第 3 段 階 (復 旧 期)	(1) 上記第2段階の続行 (2) 災害復旧に必要な人員及び物資 (3) 生活必需品

第2 緊急輸送手段等の確保

1 緊急輸送手段

緊急輸送は、次の手段のうち最も適切なものによる。町は、車両、船舶等の状況を十分に把握しておく（資料29、30参照P1800、1801）。

輸送手段	輸 送 力 の 確 保 等	関 係 連 絡 先
自動車	(1) 確保順位 ① 町有車両等 ② 貨物自動車運送事業者等の事業用車両 ③ その他の自家用車両等 (2) 貨物自動車運送事業者等の事業用車両 町有車両等で不足を生ずるときは、県を通じて、 貨物自動車運送事業者の保有する事業用車両等による 応援を要請する。	県トラック協会 （電話099-261-1167）
船舶等	(1) 県有船舶等の活用 海上輸送を必要とするときは、県に応援要請をする。 県は、できるかぎり県有船舶の活用を図るとともに、 必要に応じて漁船の活用について関係漁業協同組合に対し、 応援を要請する。 (2) 民間船舶等の活用 町は、離島における災害救助又は陸上交通途絶等によって 海上輸送を必要とするときは、県を通じて九州運輸局鹿 児島運輸支局に応援要請する。 同支局は、要請に基づき船舶運送事業者、港湾運送事業 者等へ緊急輸送への協力要請を行うとともに、荷役業者の 必要なときは、荷役業者あつせんも併せて行う。 (3) 海上保安本部所属の船舶の活用 町及び防災関係機関は、緊急に海上輸送を必要とする とき、又は(1)、(2)による輸送が困難であるときは、輸 送条件を明示し危機管理防災局災害対策課（電話099- 286-2256）に巡視船艇による輸送を要請するものとし、 県は直ちに海上保安本部に出動を要請する。 (4) 自衛隊所属船舶の活用 (1)、(2)、(3)以外にさらに輸送手段として必要な 場合は、県を通じて自衛隊に船舶の派遣を要請する。	九州運輸局鹿児島運輸支局 （電話099-222-5660） 第十管区海上保安本部 電話 099-250-9800(代) 099-250-9801 （休日、夜間） 本編第3部第1章第5節「自衛隊の災害派遣」参照。
航空機	町長は、一般交通途絶等に伴い緊急に航空機による輸 送が必要なときは、危機管理防災局災害対策課（電話 099-286-2256）に輸送条件を明示して航空機輸送の要 請をする。県は直ちに海上保安本部及び自衛隊に航空機 の出動、派遣を要請する。	第十管区海上保安本部 電話 099-250-9800(代) 099-250-9801 （休日、夜間） 本編第3部第1章第5

		節「自衛隊の災害派遣」参照。
--	--	----------------

2 輸送条件

災害応急対策実施機関の長は、車両、船舶等の調達を必要とするときは、次の事項を明示して要請する。

- (1) 輸送を必要とする人員又は物資の品名、数量（重量を含む。）
- (2) 輸送を必要とする区間
- (3) 輸送の予定日時
- (4) その他必要な事項

3 輸送拠点

町内各地区への物資等を効率的に輸送するための中継物流施設として本編第2部第2章第8節「輸送体制の整備」に示す施設を物資の輸送拠点とする。

4 集積場所

災害時において調達した物資等や他県等からの救援物資を受け入れ、保管し、さらに各地域へ配布するための仕分け等を行うため、本編第2部第2章第8節「輸送体制の整備」に示す施設を物資の集積場所とする。

5 費用の基準及び支払い

輸送業者による輸送あるいは車両等の借上げは、国土交通省の認可及び届出を受けている料金による。

なお、自家用車の借上げについては、借上げ謝金（運転手付等）として輸送実費を下らない範囲内で所有者と応急対策実施機関との協議によって定める。ただし、官公署及び公共的機関所有の車両使用については、燃料費相当（運転手雇い上げのときは賃金）程度の費用とする。輸送費あるいは借上げ料の請求に当たっては、債権者は輸送明細書を請求書に添付して要請機関の長に提出する。

第3 緊急輸送道路啓開等

1 道路啓開路線の情報収集

緊急輸送道路に指定された路線の各道路管理者は、啓開が必要な緊急輸送路線等の情報収集を行い把握する。また、町は、緊急輸送道路の状況について、情報提供を行うなど各道路管理者の情報収集に協力する。

2 優先順位の決定

各道路管理者は、啓開が必要な緊急輸送路線等が多数発生した場合は、重要度を考慮し、相互に調整を図りながら、優先順位を決めて道路啓開を実施する。

第10節 緊急医療

災害時には、多数の負傷者が発生し、また、医療機関自体も被害を受け混乱が予想される中で、救命処置、後方搬送等の医療活動が必要となる。

このため、災害派遣医療チーム（以下「DMAT」という。）及び救護班により緊急医療を実施するとともに、後方医療機関等への後方搬送を迅速に行う。

第1 緊急医療の実施

1 DMAT

(1) DMATの活動内容

自然災害や大規模な交通事故等の発生時に、災害現場等で、急性期（発災後、おおむね48時間以内）に災害現場での緊急治療、災害現場から医療機関への患者搬送時の診療、被災地内の災害拠点病院等での診療、広域医療搬送時の診療等を行う。

(2) DMATの出動

① 知事による出動要請

知事は、DMATの派遣要請基準に照らし、DMATの派遣が必要と判断するときは、DMAT指定病院にDMATの出動を要請する。

② 町長による出動要請

町長は、DMATの派遣要請基準に照らし、DMATの派遣が必要と判断するときは、DMAT指定病院にDMATの出動を要請する。この場合において、町長は速やかに知事に報告し、その承認を得る。

③ DMAT指定病院の長の判断による出動

DMAT指定病院の長は、緊急やむを得ない事情が生じた場合、自らの判断により、所属するDMATを出動させる。この場合において、DMAT指定病院の長は速やかに知事に報告し、その承認を得る。

(3) DMATの構成と所在地

① DMATの構成

DMATは、原則として医師1人以上、看護師2人以上及び業務調整員1人を含む5人で編成する。

② DMATの所在地

本町に最も近いDMAT指定病院は、次のとおりである。

施設名	所在地	電話番号	チーム数
県立大島病院	奄美市名瀬真名津町18-1	0997-52-3611	2

2 救護班

(1) 救護班の活動内容

自然災害や大規模な交通事故等の初動期（発災後3日間）から事態安定期（発災後4日～14日間）に原則として現場救護所や避難所等に出動し、傷病者のトリアージ、応急処置、重傷者の転送、巡回診療等を行う。

(2) 町長による出動要請

町長は、必要に応じて町内の医療機関に対して救護班の出動を要請し又は県に対し国公立・公的医療機関、県医師会長等にそれぞれの救護班の出動を要請する。

(3) 救護班の編成と所在地

① 救護班の編成

救護班を次のとおり編成する。

ア 国立病院機構の職員による救護班

イ 公立・公的医療機関の職員による救護班

ウ 日本赤十字社鹿児島県支部職員による救護班

エ 鹿児島県医師会、歯科医師会会員による救護班

② 救護班の構成

救護班の構成は、おおむね次のとおりとする。

救 護 班 名	班長 医師	班 員				計	備考
		薬剤師	看護師	事務	連絡員		
国 立 病 院 機 構 救 護 班	1	1	4	1	1	8	4 班
公 立 ・ 公 的 病 院 救 護 班	1	1	3	1	2	8	10班
	県立病院4、済生会鹿児島病院1、出水総合医療センター1、枕崎市立病院1、鹿児島市立病院2、済生会川内病院1						
日 本 赤 十 字 社 鹿 児 島 県 支 部 救 護 班	1		3	2		6	8 班
県 医 師 会 救 護 班	1		2			3	45班
県 歯 科 医 師 会 救 護 班	1		2			3	53班

注）上記救護班のほか被災者の実情に応じて県医師会会員による救護班を編成し医療救護及び患者収容に当たる。

③ 地域別救護班の所在地

地域別救護班の所在地は、次のとおりとする。

地域名	施設名	所在地	電話番号	班数
徳之島保健所管内	大島郡医師会	奄美市名瀬塩浜町3 －10（医師会館内）	0997-52-0598	2
	大島郡歯科医師会		0997-52-6161	2

(4) 救護所の設置

救護所は、災害発生の地区を管轄する保健所ごとに設置し、必要があれば国立病院機構、

公的医療機関及び関係医師会等の協力を求める。

また、傷病者が多数発生した場合は、災害の状況等を判断し、安全かつ活動容易な場所に現場救護所を設置し、救助隊、医療救護班と密接な連携を図り、効果的な救護活動を行う。

第2 医薬品・医療用資機材等の調達

1 備蓄医薬品・医療用資機材等の要請

町は医療助産活動に必要な医薬品・医療用資機材等を県に要請し、救護所等へ緊急輸送する。

2 医薬品・医療用資機材等の調達

町は、医療助産活動に必要な医薬品、医療用資機材等の災害救助に必要な医薬品等（医療用資機材等）の確保について町内の薬局、薬店等と協力し調達を図る（資料31参照P1801）。

第3 後方搬送の実施

1 負傷者の収容施設の確保

救護のため収容を必要とする場合は、医師会等の協力を求めることとし、状況により航空機等による移送を行う。

2 負傷者の後方搬送

応急手当の後、入院治療や高度医療を要する負傷者の施設等への後方搬送について、町及び関係機関は以下の情報を収集し、連携をとり迅速に実施する。

- (1) 収容施設の被災状況の有無、程度
- (2) 収容施設までの交通状況、道路状況（緊急輸送道路の状況）、ヘリポートの状況等、また、搬送能力が不足する場合は、消防団員、自主防災組織等に医療機関への自主的な搬送協力を求めるなど、関係機関との連絡を密にし、効率的な活動を行う。

3 輸送車両等の確保

輸送に必要な救急車として、町が指定している車両を使用し、状況により船艇、航空機等については関係機関とあらかじめ協議して定めたものを使用する。

4 透析患者等への対応

(1) 透析患者への対応

慢性腎不全患者の多くは、一人1回の透析に約120Lの水を使用する血液透析を週2～3回受けており、災害時にも平常時と同様の医療を要することから、適切な医療体制を確保する。

また、生き埋め等の圧迫による挫滅症候群（クラッシュ・シンдрーム）に伴う急性腎不全患者に対しても、血液透析等適切な医療を確保する。

このため、町は、断水時に水の優先的供給が必要な透析施設や島外を含む他市町村等への患者の搬送等に関する情報提供を医師会等関係機関との連携により行う。

(2) 在宅難病患者・長期療養児等への対応

人工呼吸器を装着している在宅難病患者などは、病勢が不安定であるとともに専門医療を要することから、災害時には医療施設などに救護する。

このため、平常時から保健所を通じて把握している患者を、町、医療機関及び隣接町等との連携により、搬送及び救護所等へ収容する。

5 トリアージの実施

多数の負傷者が発生している災害現場においては、救急活動を効率的に実施するために、負傷者の傷病程度を選別し、救命処置の必要な負傷者を優先して搬送する必要がある、そのためには傷病程度の識別を行うトリアージ・タグを活用した救護活動を実施する。

6 助産

(1) 対象者

災害発生の日以前、又は以降7日以内に分べんした者で、災害のため助産の途を失った者に対して行う。

(2) 範囲

- ① 分べんの介助
- ② 分べん前、分べん後の処置
- ③ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

(3) 助産方法

助産は、救護班が行うものとするが、やむを得ない場合は、最寄りの病院、その他の助産所、助産師によって行うことも差し支えない。

7 医療機関等への応援要請

(1) 医療施設の確保

救護班又は町内の病院、診療所等での処理が困難な場合は、本部連絡班を通じ県又は隣接町等の協力を得て、最寄りの収容施設を有する医療機関に収容する。

(2) 医薬品の調達

医療、助産に必要な医薬品及び衛生材料の調達は、町内医療関係薬局及び近隣市町村に協力を求め調達する。

第4 輸送体制の確保

1 傷病者の搬送

多数の負傷者の搬送や人命救助に要する救護班、医薬品等の物資迅速な搬送体制の確保が災害時の救急医療においては必要である。

このため、消防、警察、自衛隊等緊急搬送関係機関と緊密な連携を図りながら、その協力の下に消防本部の救急車、病院所有の救急車、自家用車等による陸上搬送及び初動の救護活動において有効なヘリコプターによる広域支援体制の確保を図る。

災害現場における医療関係者は、医療施設との連絡を密にし、輸送中における医療の確保についても十分に配慮する。

2 拠点病院等への患者搬送体制の整備

被災現場から災害時に対応可能な病院への患者搬送は、消防本部が行う。

3 広域搬送体制の整備

町内の拠点病院で対応できない患者の搬送は、ヘリコプター等による広域搬送体制により、県及び町が緊急搬送機関と連携を図りながら行う。そのため拠点病院等の周辺の公園やグラウンド等を災害時における臨時ヘリポートとして選別しておくとともに、緊急搬送体制を確立しておく。

第5 情報収集・連絡体制

日ごろから救急医療の情報収集と連絡体制の確立に努め、発災時の的確な医療救護活動の実施を図る。

- (1) 災害発生時に、情報収集・連絡体制の連携が可能な救急病院、保健所、災害拠点病院等との情報交換を行う。
- (2) 拠点病院等の医療機関、医師会、保健所、警察、消防本部、自衛隊等との情報通信のネットワーク化と連絡体制の確立を目指す。
- (3) 発災後における被災医療機関からの医療機関の被害状況、負傷者の状況、医療従事者の確保状況、医薬品等の不足状況等を収集し情報の明確化を図る。
- (4) 報道機関等を活用した住民及び人工透析等特定の医療情報を必要とする者への情報提供と収集を行う。

第11節 要配慮者への緊急支援

災害時には、高齢者や妊産婦、乳幼児、障害者、難病患者等の「要配慮者」が迅速・的確な避難等の行動が取りにくく、被災しやすいことから、地域ぐるみの支援が必要である。

このため、要配慮者に対し、避難誘導や情報の提供等必要な支援を適切に行う。

第1 要配慮者に対する対策

1 町が実施する要配慮者対策

災害発生時には、平常時から福祉サービスの提供を受けている者に加え、災害を契機に新たに要配慮者となる者が発生することから、これら要配慮者に対し、時間の経過に沿って各段階におけるニーズに合わせ、的確なサービスの提供等を行っていくことが重要である。このため、町は次の点に留意しながら要配慮者対策を実施する。

- (1) 要配慮者を発見した場合には、当該要配慮者の同意を得て、必要に応じ以下の措置をとる。
 - ① 地域住民等と協力して避難場所や避難所へ移送すること。
 - ② 社会福祉施設等への緊急入所を行うこと。
 - ③ 居宅における生活が可能な場合にあっては、在宅福祉ニーズの把握を行うこと。
- (2) 要配慮者に対するホームヘルパー、手話通訳者の派遣、補装具の提供等の福祉サービスの提供を遅くとも発災1週間をめどに組織的・継続的に開始できるようにするため、発災2～3日目からすべての避難所を対象として要配慮者の把握調査を開始する。

2 応援要請

町の備蓄資機材や人員では不足する場合は、県に応援を要請する。

第2 妊産婦及び乳幼児に係る対策

1 町が実施する対策

町は、災害によるストレスの影響を受けやすい妊産婦や乳幼児に対し、避難所においても特に配慮を行うとともに、必要な物資の調達、メンタルヘルスケア等の対策を行う。

第3 高齢者及び障害者に係る対策

1 町が実施する対策

町は、避難所や在宅の一般の要配慮者対策に加え、次の点に留意しながら高齢者及び障害者に係る対策を実施する。

- (1) 被災した高齢者及び障害者の迅速な把握を行う。
- (2) 掲示板、広報紙、インターネット（携帯電話を含む。）のホームページや電子メール、ファクス等を活用し、また、報道機関の協力の下に、新聞、ラジオ、テレビの文字放送、データ放送や手話つきテレビ放送、ワンセグ放送等を利用することにより、被災した高齢者及び

障害者に対して、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行う。

- (3) 避難所等において、被災した高齢者及び障害者の生活に必要な車いす、障害者用携帯便器、おむつ等の物資やガイドヘルパー、手話通訳者等のニーズを把握する相談体制を設けるとともに、それらの物資の調達及び人材の派遣を迅速に行う。
- (4) 避難所や在宅の高齢者及び障害者に対しニーズ調査を行い、ホームヘルパーの派遣や施設への緊急入所等必要な措置を講ずる。
- (5) 高齢者及び障害者の生活機能低下や精神的不調に対応するため、生活不活発病予防等の健康管理やメンタルヘルスケアを実施する。

第4 児童に係る対策

1 要保護児童の把握等

(1) 町の要保護児童の把握等

町は、次の方法等により、被災による孤児、遺児等の要保護児童の発見、把握及び援護を行う。

- ① 避難所の責任者等を通じ、避難所における児童福祉施設からの避難児童、保護者の疾患等により発生する要保護児童の実態を把握し、町に対し、通報がなされる措置を講ずる。
- ② 住民基本台帳による犠牲者の確認、災害による死亡者に係る義援金の受給者名簿及び住民からの通報等を活用し、孤児、遺児を速やかに発見するとともに、その実態把握を行う。
- ③ 町は、避難児童及び孤児、遺児等の要保護児童の実態を把握し、その情報を親族等に提供すること。

2 児童の保護等のための情報伝達

町は、被災者に対し、掲示板、広報紙等の活用、報道機関の協力、インターネット等の活用により、要保護児童を発見した際の保護及び児童相談所等に対する通報への協力を呼びかけるとともに、利用可能な児童福祉サービスの状況、児童福祉施設の被災状況及び復旧状況等についての的確な情報提供を行う。

第5 社会福祉施設等に係る対策

1 入所者・利用者の安全確保

町は、施設機能を低下させない範囲内で援護の必要性の高い被災者を優先的に隣接する地域の社会福祉施設に措置する。

2 支援活動

- (1) ライフラインの復旧について、優先的な対応が行われるように事業者へ要請する。
- (2) ライフラインの復旧までの間、水、食料等の確保のための措置を講ずる。
- (3) ボランティアへの情報提供などを含めマンパワーを確保する。

3 社会福祉施設の管理者の活動

- (1) 入所者・利用者の安全確保

あらかじめ定めた避難誘導方法に従い、速やかに入所者・利用者の安全を確保する。

(2) 応援要請等

- ① 日常生活用品及びマンパワーの不足数について、隣接町、県に対し、他の施設からの応援のあつせんを要請する。
- ② それぞれの施設で保有している資機材を相互に活用することにより、被災地の支援を行う。

第6 観光客等及び外国人に係る対策

1 観光客等の安全確保

町は、道路損壊等により孤立した観光客等の救出、移送活動について、関係機関と連携を図り迅速かつ的確に行う。

〔旅館・ホテル等の施設管理者〕

旅館・ホテル等の観光施設管理者は、災害時には的確に観光客の避難誘導を行い、安全確保に努める。

2 外国人の安全確保

(1) 外国人への情報提供

町は、ライフライン等の復旧状況、避難場所、避難所、医療、ごみや浴場等生活や災害に関連する情報を広報紙やパンフレット等に多国語で掲載し、外国人への情報提供を行う。

(2) 相談窓口の開設

町は、外国人を対象とした相談窓口を設け、安否確認や生活相談等を行う。この場合、県国際交流協会等を介して外国語通訳ボランティアを配置し対応する。

第3章 事態安定期の応急対策

風水害等の発生後、状況がある程度落ちついてくる事態安定期においては、民生安定に関する避難所の運営、食料、水、生活必需品の供給、あるいはごみ処理等の対策を効果的に実施する必要がある。このような事態安定期の応急対策について必要な措置を講ずる。

また、大規模災害においては、長期化が想定される避難所生活を短縮するため、広域応援協定の締結や応急仮設住宅の円滑な提供などに努める必要がある。

総務対策部 住民生活対策部

第1節 避難所の運営

災害時には、ライフラインの途絶や住居の浸水及び焼失等により多数の避難者の発生が予想される。このため、避難所を開設し、これらの避難者を収容するとともに、適切な管理運営を実施する。

第1 避難所の開設等

1 避難所の開設

- (1) 避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認する。
- (2) 避難所を開設したときは、開設の日時、場所、避難者の数及び開設予定期間等を速やかに所定の様式により、県及び警察署等関係機関に連絡する（資料32参照P1802）。
- (3) 避難所を開設した場合は、管理責任者を置く。
- (4) 避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、知事の事前承認（内閣総理大臣の承認を含む。）を受ける。
- (5) 避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しない。
- (6) 避難所が不足する場合には、一時的に被災者を受け入れるため、野外に受入れ施設を開設するほか、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。

なお、野外に受入れ施設を開設した場合の県危機管理防災局及び関係機関への連絡並びに管理責任者の設置については、避難所の開設と同様とする。

- (7) 野外受入れ施設の開設に必要な資材が不足するときは、県くらし保健福祉部に調達を依頼する。
- (8) 野外受入れ施設は、一時的な施設であり、その開設期間は原則として避難所が増設されるまでの間又は応急仮設住宅が建設されるまでの間とする。

2 二次避難所（福祉避難所等）の開設

- (1) 自宅や避難所で生活している高齢者や障害者等に対し、状況に応じ、介護など必要なサービスを提供するため、社会福祉施設等の二次避難所（福祉避難所等）に収容する。
- (2) 二次避難所（福祉避難所等）を開設したときは、開設の日時、場所、避難者の数及び開設予定期間等を、速やかに所定の様式により、県及び警察署等関係機関に連絡する。

第2 避難所の運営管理

- (1) 町の避難者の受入れについては、可能な限り町内会又は自治会単位に避難者の集団を編成し、自主防災組織等と連携して班を編成の上、受け入れる。その際、それぞれの避難所に収容されている避難者の情報及び避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の早期把握に努め、県への報告を行う。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について町に提供する。
- (2) 避難所における正確な情報の伝達、食料・飲料水等の配付、清掃等について、避難者、住民、自主防災組織等の協力を得られるよう努めるとともに、必要に応じて防災関係機関、NPO法人やボランティアの協力を得て、適切な運営管理に努める。
- (3) 避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自主的な組織が主体的に関与する運営に移行できるよう、その立ち上げを支援する。
- (4) 避難所に避難した被災者に対し、正確かつ迅速な情報提供を行うため、テレビ、ラジオ等の設置、臨時広報紙の発行、インターネット、ファクス等の整備に努める。
- (5) 避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講ずる。
- (6) 学校・教育施設において、常設トイレが屋外にしかなく、台風等風水害時に使用できない場合は、仮設トイレを設置する等の対策を講ずる。なお、仮設トイレ等の機種選定に当たっては、高齢者、障害者等に配慮する。
- (7) 避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。また、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。
- (8) 多様な主体と連携し、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配付、巡回警備や防犯ブザーの配付等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。
- (9) 災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。特に、ホテルや旅館等への避難が必要な要配慮者に対しては、ホテル旅館生活衛生同業組合等と締結している協定を活用し、宿泊施設の提供を行

う。

(10) 被災地において、感染症の発生・拡大が見られる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講ずるよう努める。

(11) 町は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等にかかわらず適切に受け入れることとする。

第3 広域一時滞在・移送

1 広域一時滞在・移送

町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定の締結や、被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、発生時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

(1) 町は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等にかんがみ、町の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し当該他の都道府県との協議を求める。

(2) 町長は、広域一時滞在を要請した場合には、所属職員の中から移送先における避難所管理者を定め、移送先の市町村に派遣するとともに、移送にあたっては引率者を添乗させる。

(3) 移送された被災者の避難所の運営は移送元の町が行い、被災者を受け入れた市町村は運営に協力する。

(4) その他、必要事項については町地域防災計画に定めておくとともに、避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

第2節 食料の供給

災害時には、住居の浸水や焼失及びライフラインの途絶等により、食料の確保が困難な状況となり、一部では、その状態が長期化するおそれがある。このため、迅速に食料を調達し、被災者に供給する。

第1 食料の調達

1 実施責任者

災害時における被災者及び災害応急対策員等に対する食料の調達供給は町長が行う（災害救助法適用時における知事から委任された場合を含む。）。

2 乾パン・乾燥米飯の調達方法

- (1) 町長は、災害時における乾パン・乾燥米飯の給食を実施しようとするときは、知事（県社会福祉課）に対し、乾パンの所要数量を報告し、調達する。
- (2) 知事への報告は原則として文書によるが、緊急の場合は電話で行う。

3 米穀の調達

災害時における米穀の調達の取扱いについては、政府（農林水産省）の定める手続きに基づき処理する。

特に、災害用としての備蓄でなく、常時一般主食用として在庫する米穀取扱事業者等の手持米、政府所有米穀を所定の手続きにより、災害用として転用充当する。

(1) 米穀取扱事業者等の手持米を調達する場合

町長は、知事に所要数量を報告し、知事の指定する米穀取扱事業者等から現金で、米穀を買い取り調達する。

(2) 政府所有米穀を調達する場合

災害救助法が適用され、災害の状況により、前記(1)の方法で調達不可能の場合、知事は農林水産省農産局農産政策部貿易業務課に対し政府所有米穀の引渡しを要請し、被災した市町村は受託事業体から引渡しを受ける。

第2 食料の供給

1 町による食料の供給の手段・方法

町及び県による食料の供給は、次のとおり実施する。

なお、被災者の中でも交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料等の物資の円滑な供給に十分配慮する。

また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても食料等が供給されるよう努める。

- (1) 被災者及び災害救助従事者に対する炊き出し等給食又は食料の供給は、介護福祉部において必要に応じて日赤奉仕団等の協力を得て行う。

- (2) 米穀の供給機能が混乱し、通常の供給が不可能となった場合、県の指定を受けて、被害を受けない住民に対しても米穀、乾パン及び麦製品等の供給を行う。
- (3) 米穀（米飯を含む。）、乾パン及び食パン等の主食のほか、必要に応じて漬物及び野菜等の副食、みそ、しょうゆ及び食塩等の調味料についても供給するよう配慮する。
- なお、乳児に対する供給は、原則として調整粉乳とする。
- (4) 炊き出し及び食料の配分について、あらかじめ炊き出し等の実施場所として、避難所のほか適当な場所を定めておき、災害時に必要に応じ、迅速に炊き出しを実施する。
- (5) 町が多大な被害を受けたことにより、町において炊き出し等の実施が困難と認めたときは、県に炊き出し等について協力を要請する。
- (6) 炊き出し、食料の配分及びその他食料の供給を実施したとき（県の協力を得て実施した場合も含む。）は、実施状況を速やかに知事に報告する。

2 給食基準

一人当たりの配給量は、次のとおりとする。

品 目	基 準
米 穀	被 災 者 1食当たり精米200g以内 応急供給受給者 一人1日当たり精米400g以内 災害救助従事者 1食当たり精米300g以内
乾 パ ン	1食当たり 一包（100g入り）
食 パ ン	1食当たり 185g以内
調製粉乳	乳児1日当たり 200g以内

3 緊急時の食料の供給

県は、被災市町村における備蓄物資等が不足するなど災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、被災市町村からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たないで、被災市町村に対する食料を確保し輸送する。

4 炊き出し等の費用及び期間

炊き出し及び食料品の給与のための費用及び期間は、資料33（P1807）に準じ災害の規模等を参考にその都度定める。

第3 食料の輸送

1 町長による輸送

町が調達した食料の町集積地までの輸送及び町内における食料の移動は町長が行う。

2 自衛隊等への輸送要請

交通途絶等により、緊急の用に間に合わないおそれのある場合は、知事は自衛隊法第83条の規定に基づき、自衛隊に災害地までの運送を要請し、要請を受けた自衛隊は輸送を担当することができる。

3 食料等物資の供給協力に関する協定締結業者への輸送協力の要請

町は、調達した食料の町集積地及び町の指定する場所への輸送について、食料等物資の供給協力協定締結業者へ協力を求めることができる。

4 食料集積地の指定及び管理

- (1) 災害が発生した場合において、知事が必要と認めたときは広域の集積拠点を設け、県で調達した食料の集配中継地とする。
- (2) 町は、あらかじめ定めた食料の町集積地を活用し、調達した食料の集配拠点とする（資料34参照P1807）。
- (3) 食料の集積を行う場合は、集積地ごとに管理責任者及び警備員を配置し、食料管理の万全を期する。

第3節 応急給水

災害時には、水道施設が被災し、復旧までの間、飲料水等の確保が困難となるほか、医療機関等では、緊急医療に必要な水の確保が重要となる。また、多数の避難者が予想され、避難所での応急給水の需要が高まる。

このため、緊急度、重要度を考慮した応急給水体制をとるとともに、早急に給水手段を確保し、被災者に給水する。

第1 被災者等への応急給水の実施

- (1) 町は、次の情報を収集し、被災者等に対する応急給水の必要性を判断する。
 - ① 被災者や避難所の状況
 - ② 医療機関、社会福祉施設等の状況
 - ③ 断水区域及び断水人口の状況
 - ④ 原水、浄水等の水質の状況
- (2) 水道施設の被災状況や配水池等における水の確保量を把握し、運搬給水、拠点給水、仮設給水から当該地区に最も適切な給水方法を採用して給水活動を実施する。
- (3) 給水場所、給水方法、給水時間等について防災行政無線等を用いてきめ細かく住民に広報する。
- (4) 医療機関、社会福祉施設については、別に応急給水班を編成するなどして、迅速・的確な対応を図る。
- (5) NPO法人やボランティア団体等と連携し、自力で給水を受けることが困難な要配慮者を支援する。
- (6) 被災地における応急給水の目標水量は、被災直後は生命維持のため、1人1日3L以上とする。ただし、被災状況や復旧状況により適宜増加する。
- (7) 激甚災害等のため、町だけでは応急給水が実施困難な場合には、県、隣接町及び関係機関へ応援要請をする。

第2 応急給水の方法

1 応急給水の方法

給 水 方 法	内 容
浄水場、給水場等での拠点給水	住民が容易に給水を受けられる仮設給水栓を設置する。
耐震性貯水槽等での拠点給水	耐震性貯水槽等が整備されている場合は、仮設給水栓を設置し、応急給水に利用する。

給水車、給水タンク、ポリ容器等での運搬給水	(1) 避難所等への応急給水は、原則として当該市町村が実施するが、資機材や要員等が不足する場合は、応援要請により行う。 (2) 医療機関、福祉施設及び救護所等への給水については、他に優先して給水車等で行う。
仮設配管、仮設給水栓等を設置しての仮設給水	(1) 配水管の通水状況を調査し、使用可能な消火栓等又は復旧済みの管路等に仮設給水栓等を接続して応急給水を行う。 (2) 復旧に長期間を要する断水地域に対しては、状況に応じて仮設配管及び仮設給水栓を設置して応急給水を行う。
ミネラルウォーター製造業者等との協力	水道施設により十分な飲料水が確保できない場合には、管内のミネラルウォーター製造業者に協力依頼を行う。

2 補給用水源の把握

飲料水の補給水源としての町内の水源（井戸、湧水、水道施設）等は、資料35（P1808）のとおりである。

3 給水の費用及び期間

災害の程度によってその都度決定する。

4 災害救助法による基準

- (1) 「飲料水の供給」は、災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行う（大人1人当たり給水量1日3L）
- (2) 「飲料水の供給」を実施するため支出できる費用は、ろ水器その他給水に必要な機械、器具等の借上費、修繕費及び燃料費並びに浄水用の薬品及び資材費として、当該区域における通常の実費とする。
- (3) 「飲料水の供給」が実施できる期間は、災害発生の日から原則として、7日以内とする。

第3 給水施設等の応急復旧

給水施設の応急復旧に際しては、早期給水を図るため、必要最低限の用水確保を目的に、特に共用栓及び病院等民生安定上緊急を要するものの復旧を優先的に行う。

第4節 生活必需品の給与

災害時には、住居の浸水や焼失等により、寝具その他生活必需品等を喪失する被災者が多数発生し、一部では避難生活の長期化が予想され、特に冬期においては、防寒具や布団等の早急な給与が必要である。このため、被災地の実情を考慮するとともに要配慮者等のニーズや男女のニーズの違いに配慮した上で、迅速に生活必需品を調達し、被災者に給与する。

第1 生活必需品の調達

1 備蓄物資の調達

被災者に対する被服、寝具、その他生活必需品等物資の供給は、町長が行う。ただし、災害救助法の発動又は県で定める法外援助支給基準に達する災害を受けた場合の物資の確保及び供給は、知事が行う。

なお、知事から町長に権限を委任された場合は、町長が行うものとして、その処置については直ちに状況を知事に報告する。

〔県〕

(1) 備蓄場所

始良郡始良町平松6252

鹿児島県防災研修センター（電話0995-64-5251）

(2) 備蓄内容

災害救助法による物資

（令和3年4月1日現在）

品 名	毛 布	タオル	大人用紙オムツ
数 量	1,539枚	13,653枚	1,490枚

〔日本赤十字社鹿児島県支部〕

(1) 備蓄場所

鹿児島県支部倉庫及び県下37の常備地区

(2) 備蓄内容

（令和3年12月31日現在）

品 名	毛 布 (枚)	緊急セット (個)	見舞品セット (個)	タオルケット (枚)	ブルーシート (枚)
支部倉庫	1,773	590	0	1,956	532
常備地区	1,943	937	480	1,256	1,137
計	3,716	1,527	480	3,212	1,669

2 流通在庫の調達

備蓄物資のみでは不足する場合、町は、スーパー、生活協同組合、コンビニエンスストア等

流通業者等の流通在庫から生活必需品を調達する。

主な調達品目

大 品 目	小 品 目
寝具	就寝に必要なタオルケット、毛布及び布団等
外衣	洋服、作業着、子供服等〔布地は給与しない（以下同じ。）〕
肌着	シャツ、パンツ等
身の回り品	タオル、手拭い、靴下、サンダル、傘等
炊事道具	なべ、炊飯器、包丁、ガス器具等
食器	茶碗、皿、はし等
日用品	石けん、ちり紙、歯ブラシ、歯磨粉等
光熱材料	マッチ、ろうそく、プロパンガス等

第２ 生活必需品の給与

１ 生活必需品の給与

町、県及び関係機関等による生活必需品の給与は、次のとおり実施する。

なお、被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、生活必需品等の円滑な給与に十分配慮する。

また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても生活必需品等が給与されるよう努める。

(1) 町は、次の情報を収集し、被災者に対する給与の必要品目及び必要量の判断をする。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た生活必需品等の調達に留意する。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮する。

① 被災者や避難所の状況

② 医療機関、社会福祉施設の被災状況

(2) 被服、寝具、その他生活必需品物資を、備蓄物資又は流通在庫から調達確保し給与を実施する。

(3) NPO法人やボランティア団体等との連携も図り、自力で生活必需品の給与を受けることが困難な要配慮者を支援したり、被災者が多数発生した場合の円滑な給与を実施する。

(4) 激甚災害等のため町だけでは実施が困難な場合には、県、隣接町及び関係機関へ応援要請する。

(5) 給与又は貸与の対象者

給与又は貸与の対象者は、住家の全半壊（焼）、流失、床上浸水により生活上必要な家財を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難なものとする。

(6) 給与又は貸与の方法

① 町において世帯別の被害状況を把握し、物資の購入及び配分計画表を作成し、調達要請する。

② 物資の給与は、物資支給責任者を定めて地区公民館長等の協力を得て実施する。

2 義援物資、金品の保管及び配分

(1) 町に送付されてきた義援物資類の保管は、町において保管場所（倉庫等）を定めて保管し、金品については、会計課において保管する。

物資類保管予定場所は、本編第2部第2章第8節「輸送体制の整備」を参照のこと。

(2) 物資、金品等の配分については、災害の程度、義援物資の数量等により、その都度配分計画を立て配分する。

3 災害救助法による物資の給与又は貸与

災害救助法が適用された場合の物資類の給与又は貸与は、県の災害救助法施行細則の定めるところによる。

(1) 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により、生活上必要な家財を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。

(2) 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内で現物をもって行う。

- ① 被服、寝具及び身の回り品
- ② 日用品
- ③ 炊事用具及び食器
- ④ 光熱材料

(3) 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与のため支出する費用は、別に定める基準を参照のこと。

(4) 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与を実施する期間は、災害発生の日から10日以内とする。

4 町長の要請による法外援護

町長の要請による法外援護は、次のとおりである。

区 分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算する額
全焼 全壊・流失	14,800円	19,100円	28,100円	33,600円	42,600円	6,300円
半焼・半壊 床上浸水	4,800円	6,500円	9,800円	11,900円	15,000円	2,100円

第3 生活必需品の輸送

1 町及び県による輸送

(1) 県が調達した生活必需品の町集積地までの輸送は原則として知事が行う。ただし、輸送区間及び輸送距離等の事情から知事が必要と認めたときは、町に供給する生活必需品につい

て町長に引取を指示することができる。

- (2) 町が調達した生活必需品の町集積地までの輸送及び町内における生活必需品の移動は、町長が行う。

2 自衛隊等への輸送要請

交通途絶等により、緊急の用に間に合わないおそれのある場合は、知事は自衛隊法第83条の規定に基づき、自衛隊に災害地までの輸送を要請し、要請を受けた自衛隊は輸送を担当することができる。

3 輸送方法等

輸送方法は、貨物自動車等による陸上輸送を主とし、孤立地区等については、船舶やヘリコプター等を利用する（輸送機関の調達等については、本部第2章第9節「緊急輸送」参照）。

4 集積地の指定及び管理

- (1) 町は、あらかじめ定めた生活必需品の町集積地を活用し、調達した生活必需品の集配拠点とする（本編第2部第2章第8節「輸送体制の整備」参照）。
- (2) 生活必需品の集積を行う場合は、集積地ごとに管理責任者及び警備員を配置し、物資管理の万全を期する。

第5節 医 療

災害時の初期の医療活動については、本部第2章第10節「緊急医療」に基づく救命活動を必要な期間実施する。事態が安定してきた段階で、被災者の避難生活の長期化や被災した医療機関の機能まひが長期化した場合に対し、町をはじめとする防災関係機関は、被災住民の医療の確保に万全を期する必要がある。

このため、避難生活が長期化した場合は、健康状況の把握やメンタルケア等を行う。

第1 医療救護活動状況の把握

1 被災地における医療ニーズのきめ細かな把握

町は、保健所の協力を得て次の情報をもとに医療救護活動を迅速・的確に推進する。

- (1) 避難所での医療ニーズ
- (2) 医療機関、薬局の状況
- (3) 電気、水道の被害状況、復旧状況
- (4) 交通確保の状況

第2 被災者の健康状態の把握とメンタルヘルスケア

1 被災者の健康状態の把握

町は、被災地、特に避難所における生活環境の激変に対し、被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いことから、被災者の健康管理を行う。

- (1) 必要に応じて避難所への救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行う。
- (2) 高齢者、障害者、子ども等要配慮者に対しては、福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等特段の配慮を行う。
- (3) 保健師等による巡回相談を行う。

2 メンタルヘルスケア

被災のショックや長期にわたる避難生活などによるストレスは、しばしば心身の健康に障害を生じさせる。被災者に対するメンタルヘルスケアや精神疾患患者に対する医療を確保する必要がある。

- (1) メンタルヘルスケア
 - ① 保健所を拠点に精神相談室を設けるとともに、巡回精神相談班を編成して、被災者に対する相談体制を確立する。
 - ② 精神保健福祉センターで精神保健に関する情報提供及び電話相談を行う。
 - ③ 被災地域における支援者の支援活動への助言や支援者自身に関する相談等を行う。
- (2) 精神疾患患者対策
 - ① 被災した精神病院の入院患者については、関係機関と連携を取り、被災を免れた地域の精神病院に転院させる。

- ② 通院患者は、主治医との関係が重要であることから、仮設外来を設置するなど被災病院の早期復旧を図る。また、服薬中断が生じないよう保健所を拠点に精神科診療所を設置するとともに、巡回精神相談班によって診療に当たる。
- ③ 措置患者の緊急の受入れは県立始良病院で行うこととし、患者の搬送は民間精神科病院の協力を得て行う。
- (3) 近隣の精神保健医療従事者等の受入れ
必要に応じ、近隣の精神保健医療従事者の応援を要請するとともに、精神保健ボランティアの受入体制の確立を図る。
- (4) 近県の精神保健医療従事者等の受入れ
必要に応じ、近県の精神保健医療従事者の応援を要請するとともに、精神保健ボランティアの受入れ体制の確立を図る。

3 PTSD (心的外傷後ストレス障害)

突然の災害に遭遇し、被災し、自らの意思で制御できない事態に陥った場合、発災後おおむね1か月ないし半年を経過したころからPTSD症状の被害者が現れる。PTSDは、人間の存在・生命に危機的影響を及ぼす異常な状態における正常な反応であるので、ケアに当たっては、正しい知識を持ち、発症者に「正常な反応」であることをきちんと伝えて対応する必要がある。

(1) 被災者に対する配慮

- ① 相手の感情を受け止める、過度の励ましを控える。
- ② 災害の状況等をあらかじめ慎重に分析・理解し、被災者がフラッシュバック(思い出したくない再体験)を起こさないように細心の注意を払う。
- ③ 精神保健福祉相談及び電話相談を行うなどの被災者に対する相談体制を確立するとともに、情報提供を行う。
ア 行政や報道機関等は、被災体験について被災者本人から無理に聞き出さないようにする。被害で抑制されていた感情を受容的・共感的環境の中で解放させることが大切であり、本人の表明を積極的に待つ。
イ 学校教育の中では、安易に被災体験を絵や作文に書かせるようなことをしない。
ウ 防災訓練そのものがフラッシュバックを起こすおそれもあるので、実施に当たっては十分に配慮する。

(2) 救護者に対する配慮

- 警察や消防、自衛隊など救助・救急に当たる救護者は、災害現場の最前線にいてPTSD(CIS〜クリティカル・インシデント・ストレス)にかかりやすいことから、その予防策が必要である。
- ① 災害現場では、ベテランと若手のローテーションを組む。
 - ② リーダーシップをとる立場の者に対しては、できるだけメンタルヘルスの専門家をサポーターとして活用する。
 - ③ メンタルヘルスの専門職を参加させてグループディスカッションを行う。その日の出来

事や感情をありのまま語り合うデブリーフィングを積極的に実施する。

(3) 支援体制の確立

臨床心理士会、医師会、行政のスタッフなどが連携し合い、被災者に対する共通理解と心理的支援の確立を図る。

第6節 感染症予防、食品衛生、生活衛生対策

災害時には、建物の浸水や焼失及び高潮水害等により、多量のごみ・がれきの発生とともに、不衛生な状態から感染症や食中毒等の発生が予想される。特に、多数の被災者が収容される避難所等において、その早急な防止対策の実施が必要である。

このため、感染症予防、食品衛生、生活衛生に関し、適切な処置を行う。

第1 感染症予防対策

1 実施責任者

町長は、知事の指示、命令に従って応急感染症予防に関する計画の樹立と感染症予防上必要な措置を行う。

2 感染症予防班の編成

町は、感染症予防作業のために感染症予防班を編成する。

感染症予防班は、町の職員及び臨時に雇い上げた作業員をもって編成する。

3 感染症業務

防 疫 業 務	内 容			
(1) 消毒	知事の指示に基づき、速やかに消毒を実施する。 なお、消毒に要する1戸当たりの使用薬剤の基準は、おおむね次表のとおりである。			
	薬剤の種類等 災害の程度	薬 品 名		
		クレゾール (屋内)	普通石灰 (床下、便池及び周辺)	クロールカルキ (井戸)
		床 上 浸 水 (全壊、半壊、流失を含む。)	200 g	6 kg
	床 下 浸 水	50 g	6 kg	200 g
(2) ねずみ族、 昆虫等の駆除	知事が定めた地域内で、知事の指示に基づき、ねずみ族、昆虫等の駆除を実施する。 なお、指定地域全体を通じて必要とする薬剤量は、おおむね次表の基準により積算した総量とし、被災家屋と無差別に実施することなく、実情に応じ重点的に実施する。			
	薬剤の種類等 災害の程度	薬剤別、剤型別の基準数量		
		有機燐剤 (室内、床面、床上)	オルソデクロール ベンゾール剤 (便所)	
		床 上 浸 水 (全壊、半壊、流失を含む)	油剤 1戸当たり2 L 乳剤 (20倍液として使用する場合) 1戸当たり2 L 粉剤 1戸当たり0.5kg	1戸当たり40 g

	<table><tr><td>床下浸水</td><td>油剤 1戸当たり1L 乳剤（20倍液として使用する場合） 1戸当たり1L 粉剤 1戸当たり0.5kg</td><td>1戸当たり40g</td></tr></table> （薬剤の種類及び剤型は、現地の実情に応じ適宜選択して差し支えない。）	床下浸水	油剤 1戸当たり1L 乳剤（20倍液として使用する場合） 1戸当たり1L 粉剤 1戸当たり0.5kg	1戸当たり40g
床下浸水	油剤 1戸当たり1L 乳剤（20倍液として使用する場合） 1戸当たり1L 粉剤 1戸当たり0.5kg	1戸当たり40g		
(3) 患者等に対する措置	被災地において、感染症患者等が発生したときは、感染症法に基づいた対策をとる。			
(4) 生活用水の供給	知事の指示に基づき、生活用水の使用停止期間中継続して生活用水の供給を行う。 生活用水の供給方法は、容器による搬送、ろ水器によるろ過給水等現地の実情に応じ適宜な方法によって行う。この際、特に配水器の衛生的処理に留意すること。			
(5) 避難所の感染症予防指導等	避難所は、施設の設定が応急仮設的であり、かつ、多数の避難者を収容するため、衛生状態が悪くなりがちで、感染症発生の原因になることが多いので、県の指導のもとに感染症予防活動を実施する。 この際、施設の管理者を通じて衛生に関する自治組織を編成させ、その協力を得て感染症予防の万全を期する。 なお、感染症予防活動の重点項目は次のとおり。 ア 疫学調査 イ 消毒の実施 ウ 集団給食の衛生管理 エ 飲料水の管理 オ その他施設の衛生管理			
(6) 予防教育及び広報活動	保健所長の指導のもとにリーフレット、チラシ等の作成あるいは衛生組織その他各種団体を通じて被災地域住民に対する予防教育を徹底するとともに、広報活動を強力に実施する。			

4 感染症予防薬剤の調達

感染症予防薬剤は健康増進課において調達するが、調達不能の場合は、徳之島保健所に調達あっせんの要請を行う。

第2 食品衛生対策

町は、県の活動に協力し、被災地における食品衛生対策の措置をとる。

第3 生活衛生対策

町は、県の活動に協力し、被災地における生活衛生対策の措置をとる。

第7節 動物保護対策

被災した飼養動物の保護収容、避難所等における飼養動物の適正な飼養及び危険な動物の逸走対策について、関係機関と連携し必要な措置を行う。

1 飼養動物の保護収容

放浪している犬、ねこ等の飼養動物の保護収容については、迅速かつ広域的に対応が求められていることから、町は県、獣医師会、動物愛護団体、動物愛護ボランティア等と協力し、収容場所を確保し保護収容を実施する。

2 避難所における適正飼養

避難所等において、動物の飼養者に対して適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生に努める。また、獣医師会と協力して、獣医師の派遣等を行う。

3 危険な動物の逸走対策

危険な動物が飼養施設から逸走した場合は、飼養者、警察その他関係機関と連携し、状況把握と必要な措置を講ずる。

第8節 し尿・ごみ・死亡獣畜・障害物の除去対策

災害時には、建物の浸水や焼失及び高潮水害等により多量のごみ・がれきの発生が予想される。

また、ライフライン等の被災により水洗トイレ等の使用に支障をきたし、し尿処理の問題が生じる。特に多くの被災者のいる避難所等での仮設トイレ等の早急な設置が必要となる。

このため、し尿・ごみ・死亡獣畜の処理及び障害物の除去に関し、必要な措置を行う。

第1 し尿処理対策

1 し尿の処理方法

災害によるライフラインの被災に伴い、下水道機能を活用したし尿処理が困難となることが想定される。

以下に、し尿の処理方法について示す。

- (1) 水を確保することによって、下水道機能を有効活用する。
- (2) (1)の対策と併せ、仮設トイレ等を使用する。

なお、貯留したし尿の処理は原則として、し尿処理施設及び下水道の終末処理場で行うが、やむを得ない場合は、農地還元等環境衛生上支障のない方法により処分する。

2 避難所等のし尿処理

(1) 避難所

発災後、断水した場合には、学校のプール、河川等の確保した水を利用、下水道機能の活用を図る。

また、水洗トイレが不足する場合を想定して、便槽付きの仮設トイレを準備する。

(2) 地域

ライフラインの供給停止による住宅において、従前の生活ができなくなった地域においても、可能な限り水洗トイレを使用できるようにする。このため、井戸、河川水等によって水を確保して下水道機能の活用を図る。

なお、家庭、事業所では、平常時から水のくみ置き等により、断水時における生活用水の確保に努める。便槽付きの仮設トイレ等が使用できる場合には、併せてこれも利用し、地域の衛生環境の保全に努める。

3 仮設トイレ等によるし尿処理

(1) 仮設トイレ等の設置

関係機関は、仮設トイレ等の設置に当たっては、次の事項について配慮する。

① 設置体制等

町は、仮設トイレ等の設置体制・維持管理方法等を整備する。

② 高齢者・障害者に対する配慮

仮設トイレ等の機種選定に当たっては、高齢者・障害者等に配慮する。

③ 設置場所等の周知

町は、仮設トイレ等の設置に当たって収集可能な場所をあらかじめ選定しておくとともに、これを周知する。

(2) し尿収集・処理計画

① 仮設トイレ等の設置状況の把握

災害が発生した場合、町は仮設トイレ等の設置状況を把握し、収集体制を整備する。

② 収集作業

町は、被害状況、収集場所等の情報を基にして、くみ取りを必要とする仮設トイレ等のし尿を収集し、し尿処理施設に搬入して、し尿の処理・処分を行う。

4 し尿収集の応援体制の確立

(1) 基本方針

し尿の量、し尿処理施設の被害状況等により、町のみでは、し尿処理が困難と認められるときは広域的な応援の要請を行う。

(2) 実施計画

町は、県災害廃棄物処理計画や町災害廃棄物処理計画も踏まえ、町のみでは実施困難と認められるときは、知事にあつせんを要請し、被災の軽微な、又は被災を免れた隣接町からの応援を得るなどして収集体制を整備する。

5 し尿処理施設等の設置状況

し尿処理施設及び運搬車(許可車5台)の保有状況は資料36 (P1808) のとおりである。

第2 ごみ処理対策

1 ごみの収集、運搬及び処分の方法

(1) 現有の人員、施設を活用するほか、必要により一般廃棄物及び産業廃棄物の収集・運搬・処分業者、各種団体などの協力を得て、ごみの収集運搬及び処分に努める。

(2) ごみの収集に当たっては、排出される災害ごみを迅速、計画的に処理するため、ダンプやトラック、タイヤショベル等の重機借上を積極的に行い、車両をできるだけ多く確保するよう努める。

また、ごみの処理は、ごみ処理施設で焼却やリサイクル等を行うことを原則とするが、町で処理できない場合には、仮置場にて保管し、隣接町のごみ処理施設等で適正に処理する。

(3) 町長は、県災害廃棄物処理計画や町災害廃棄物処理計画も踏まえ、あらかじめ、ごみの収集運搬体制や仮置場の予定場所等を定めておくとともに、隣接町と緊急時の施設の利用や、必要な資機材、人員等を確保するための協力体制について協議しておく。

2 ごみ収集の応援体制の確立

(1) 基本方針

ごみの量、ごみ処理施設の被害状況等により、町のみでは、ごみ処理が困難と認められるときは広域的な応援の要請を行う。

(2) 実施計画

町は、県災害廃棄物処理計画や町災害廃棄物処理計画も踏まえ、町の能力のみでは実施困難と認められるときは、被災の軽微な、又は被災をまぬがれた隣接町からの応援を得るなどして収集体制を整備する。

また、廃棄物関係団体やボランティアなどについて、その応援能力等を十分調査のうえ、応援協定の締結を行うなど協力体制を整えておく。

3 ごみ処理施設等の設置状況

ごみ処理施設及び運搬車（委託業者11台）の保有状況については、資料38（P1809）のとおりである。

第3 死亡獣畜処理対策

1 処理方法

徳之島保健所の指示を受けて適当な場所で処理する。

- (1) 死亡獣畜を運搬するときは、死亡獣畜が露出しないようにし、かつ、汚液が露出しないようにすること。
- (2) 死亡獣畜は速やかに埋却すること。この場合において、地表面から埋却した死亡獣畜までの深さは1 m以上とし、かつ、地表面30cm以上の盛土をすること。
- (3) 死亡獣畜を埋却する場所には、消毒その他の必要な措置を講ずること。
- (4) 埋却現場には、その旨を標示すること。
- (5) 埋却した死亡獣畜は、埋却後1年間は発掘しないこと。ただし、知事の許可を受けた場合は、この限りでない。

第4 障害物の除去対策

1 障害物除去の実施者

障害物のうち、住家及びその周辺に流入した障害物の除去について自己の資力では除去できない場合は、町長が行い、公共その他の場所に流入した障害物の除去は、それぞれ管理者が行う。

2 障害物の集積場所の選定

障害物の流入してくるおそれのある箇所（河川、鉱山の付近・がけ下等）においては、かねてから、付近の適当な場所を選定して必要な措置を講じておくほか、随時災害発生場所の状況により、障害物の種類数量等を考慮して適当な集積場所をその都度選定する。

3 障害物の除去に必要な機械器具及び所要人員の確保

障害物の除去に必要な機械器具及び所要人員の保有に努めるとともに、不足する場合は業者の保有する機械器具及び人員を調達するよう、かねてから十分協議しておく。

4 災害救助法による基準

災害救助法による基準は、本部第1章第3節「災害救助法の適用及び運用」を参照のこと。

第９節 行方不明者の搜索、遺体の処理等

災害時の混乱期には、行方不明になっている者（生存推定者、生死不明者、死亡推定者のすべて）が多数発生することが予想され、それらの搜索、収容等を早急に実施する必要がある。

このため、迅速かつ的確な行方不明者の搜索を行うとともに、多数の死者が発生した場合は、遺体の処理等を適切に行う。

第１ 行方不明者の搜索

１ 実施責任者

災害時における行方不明者の搜索は、町長が奄美海上保安部及び徳之島警察署と互いに協力して行うものとし、遺体埋葬等は町長が行う。

また、災害救助法が適用された場合の搜索、処理等は、町長が奄美海上保安部、警察と協力して行う。

なお、知事に権限を委任された場合又は緊急を要し、知事による救助の実施を待つことができないときは、町長は知事の補助機関として行う。

町長は、緊急実施事項については、直ちにその状況を知事に報告し、その後の処置については、知事の指揮を受ける。

２ 関係機関への通報

町長は、災害により行方不明者が発生したことを知ったときは、直ちに徳之島警察署に通報する。この場合、行方不明者の搜索が海上に及ぶときは、奄美海上保安部に通報し、搜索を依頼する。

なお、通報に際して次の事項を併せて通報する。

- (1) 行方不明者の人員等
- (2) 性別、特徴
- (3) 行方不明となった年月日及び推定時刻
- (4) 行方不明となっていると思われる地域又は海域
- (5) その他行方不明の状況

３ 行方不明者搜索隊の編成

町搜索隊の編成は、災害規模、搜索対象者数、搜索範囲その他状況に応じ、徳之島地区消防組合、消防団及び自主防災組織等をもっておおむね次のとおり編成する。

(1) 第１種搜索隊

地元消防分団及び地区の協力者にて搜索する。

(2) 第２種搜索隊

隣接の消防分団及び地区の協力者にて搜索する。

(3) 第３種搜索隊

町消防団全員及び町全協力者にて搜索する。

4 搜索の実施方法等

(1) 搜索の範囲が広い場合

- ① 搜索範囲をよく検討し、これをいくつかの区域に分ける。
- ② 搜索部隊にそれぞれの責任区域を持たせる。
- ③ 各地区では、合理的、経験的に行方不明者の所在の重点を定め、重点的に行う。

(2) 搜索範囲が比較的狭い場合

- ① 災害前における当該地域、場所、建物など正確な位置を確認する。
- ② 災害後における地形、建物などの移動変更などの状況を検討する。
- ③ 罹災時刻などから搜索対象の所在を認定し、災害により、それがどのように動いたかを検討し、搜索の重点を定め、効果的な搜索に努める。

(3) 搜索場所が河川、湖沼の場合

- ① 平常時の水流、湖沼の実情をよく調査する。
- ② 災害時にはどのような状況を呈していたかをよく確認する。
- ③ 合理的、経験的に判断して行方不明者がどのような経路で流されるか、移動経路をよく検討し、搜索を行う。

5 広報活動

搜索をより効果的に行うため、搜索地域内はもちろん、広く関係者の積極的な協力が得られるよう、各種の広報を活発に行う。

(1) 装備資材

搜索に使用する車両、船艇その他の装備資材は、有効適切な活用にも努めるとともに、警察、町で所有する車両、船艇等が不足するときは、関係機関に対し協力を依頼する。

(2) 必要帳票等の整備

町は、行方不明者（遺体）の搜索を実施した場合、次の書類・帳票を整備する。

- ① 救助実施記録日計票
- ② 被災者救出用（搜索用）機械器具・燃料受払簿
- ③ 被災者救出（遺体の搜索）状況記録簿
- ④ 被災者救出用（遺体の搜索用）関係支出証拠書類

6 行方不明者発見後の処理

(1) 負傷者の収容

町搜索隊が搜索の結果、負傷者、病人等援護を要する者を発見したとき、又は警察署及び奄美海上保安部から救護を要する者の引渡しを受けたときは、速やかに医療機関に収容する。

(2) 医療機関との連携

搜索に際しては、負傷者の救護、遺体の検案等が円滑に行われるように医療機関との緊密な連絡を保持する。

第2 遺体の収容、処理、埋葬

1 遺体の収容、処理

(1) 遺体調査及び検視（以下「検視等」という。）の実施

- ① 警察官及び海上保安官は、遺体を発見し、又は遺体発見の通報を受けた場合は、検視等を行うものとし、あらかじめ、検視等に要する資機材を整備する。
- ② 警察官及び海上保安官は、多数の遺体が発見され、現地での検視が困難である場合は、検視等の遺体処理を行う場所（以下「検視場所」という。）及び遺体収容所に搬送し、検視等を行う。この場合において、身元確認作業等については、必要に応じ、指紋、歯牙、DNA鑑定等の科学的根拠に基づいて実施する。
- ③ 町捜索隊が自ら発見した遺体も、警察官及び海上保安官による検視等、身元確認作業のため、あらかじめ指定された検視場所及び遺体収容所へ収容する。
- ④ 検視等に立ち会う医師については、警察本部及び海上保安本部において、あらかじめ、鹿児島県医師会、鹿児島県歯科医師会等と協議し協力を得る。

(2) 遺体の収容

- ① 町長は、災害によって多数の死者が発生することを想定し、検視場所及び遺体収容所をあらかじめ選定する。
- ② 検視場所及び遺体収容所の選定にあたっては、次の事項に留意の上、施設管理者の合意を得て選定する。
 - ア 遺体を公衆の面前にさらさない場所である。
 - イ 遺体の洗浄、処理等の処理作業に便利である。
 - ウ 遺体の検視等、身元確認が容易に行える場所である。
 - エ 遺体の数に相応する施設である。
 - オ 駐車場があり、長時間使用できる。
- ③ 警察官及び海上保安官は、検視等を終えて身元確認できない遺体はすべて町長に引き渡す。

町長は、警察官及び海上保安官から、検視等を終えた遺体の引き継ぎを受け、身元特定され、引取人である遺族等からの申し出があった場合は速やかに遺体を引き渡し、引取人等のない遺体については、遺体収容所に収容する。

2 遺体の処理

- (1) 小災害時等で遺体の状態が比較的正常で、顔貌で身元確認が可能であり、かつ、引取人である遺族等の申し出があった場合は直ちに遺族等に引き渡す。
- (2) 遺体の識別が困難なとき、伝染病予防上又は災害で遺族等が混乱しているとき等は、必要に応じ遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理を実施する。
- (3) 遺体の確認及び死因究明のため検案を行う必要があるが、遺体の検案は、原則として本章第5節「医療」による救護・衛生班により行う。

ただし、遺体が多数のとき、又は救護班が他の業務で多忙なとき等は、県医師会と連携し、一般開業医により行う。

- (4) 遺体の識別、身元究明等に長日時を要するとき、又は遺体が多数で埋葬に長日時を要する場合等は遺体を遺体収容所に一時保存する。
- (5) 災害救助法が適用される災害において、多数の死者が発生し、遺体の搬送及び棺等葬祭用品の確保の必要が生じた場合は、「災害時における遺体の搬送、棺等葬祭用品の供給等に関する協定」に基づき関係事業者への要請等必要な措置をとる。
- (6) 町長は、警察、海上保安庁と共同して、災害による行方不明者の届出受理及び収容された遺体の遺族等による確認、並びに遺族が判明した遺体の引渡しを行う。

なお、遺体の身元確認に関しては、顔貌だけでなく、所持品、検視、検案後に行われる警察による指紋、歯牙、DNA等の鑑定結果等の情報を総合的に判断し、出来る限り科学的な根拠に基づいて特定する。

3 遺体の埋葬等

(1) 遺体の埋葬

- ① 身元の判明しない遺体又は遺体の引取人である遺族等が判明していても、災害時の混乱で遺体を引き取ることができないもの並びに災害時の混乱の際死亡したもので各種事情により遺族等による埋葬ができないものに対して町が埋葬を行う。
- ② 埋葬は、混乱期であるので応急的仮葬とし、その土地の事情及びそのときの状況により火葬又は土葬等の方法により行うが、身元不明あるいは災害時の死亡等でもあり火葬することが望ましい。

(2) 身元不明者の措置

身元不明者の遺体については、埋葬前に身元の判明に必要なすべての資料を保存するようにし、各種広報照会、その他の身元判明の措置を講ずる。また、その遺骨及び遺留品は遺骨遺留品保管所等に保管する。

(3) 必要帳票等の整備

埋葬等を実施し、又は埋葬等に要する現品若しくは経費を支出した町長は、次の書類・帳簿等を整備、保存しておかなくてはならない。

- ① 救助実施記録日計票
- ② 埋葬台帳
- ③ 埋葬費支出関係証拠書類

4 災害救助法による基準

災害救助法による基準は、本部第1章第3節「災害救助法の適用及び運用」を参照のこと。

第10節 住宅の供給確保

災害時には、住宅の浸水、全焼又は洪水による流失等が多数発生することが予想され、住居を喪失した住民を収容するための応急仮設住宅等の早急な設置が必要である。また、一部損壊の住居も多数発生するので、応急修理をするために必要な資材等の確保が急務である。このため、応急仮設住宅の建設等、被災者が居住可能な住宅を迅速に確保する。

第1 住宅の確保・修理

1 応急仮設住宅の供給

(1) 実施者

- ① 災害により住家が全焼、全壊又は流失し、自己の資力では住家を得ることができない者を収容する応急仮設住宅の供給は、町長が実施する。ただし、災害救助法が適用されたときは知事が行い、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、知事からの委任の通知により町長が行う。

また、知事による救助のいとまがないときは、知事の補助機関として町長が行う。

- ② 町のみで処理不可能な場合は、隣接町、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

(2) 応急仮設住宅の建設

① 建設の構造及び規模

災害救助法適用に際し設置する応急仮設住宅1戸当たりの規模は、29.7㎡を基準とし、その構造は木造住宅及び組立式住宅とする。

② 資材の調達等

ア 木造応急仮設住宅

(ア) 木造応急仮設住宅に必要な資材供給の要請を鹿児島森林管理署を通じ九州森林管理局に提出し、資材の供給を受ける。

(イ) 建設については、建築関係団体等の協力を得て行う。

(ウ) 労務資材に関する関係者との協定は、知事又は知事から災害救助法による救助に関する事務の一部を行うこととすることの通知を受けた町長が、地域ごとに災害に応じて締結する。

イ 組立式住宅

組立式仮設住宅の提供、建設に関する(一社)プレハブ建築協会等との協定に基づき、迅速な仮設住宅の確保に努める。

③ 建設場所

災害の規模及び種別等に応じ、町等と協議し適当な空地に建設する。また、町は、速やかに用地確保ができるように、応急仮設住宅の建設予定候補地を把握しておく。

(3) 民間賃貸住宅の供給

(公社)鹿児島県宅地建物取引業協会等との協定に基づく情報を活用するなどし、民間賃貸住宅を確保し、迅速な住宅供給に努める。

(4) 入居者の選定

① 入居資格

次の各号のすべてに該当する者のほか、知事が必要と認める者とする。ただし、使用申込みは1世帯1か所限りとする。

ア 住家が全焼、全壊又は流失した者

イ 居住する住家がない者

ウ 自ら住家を確保できない者

② 入居者の募集・選定

ア 入居者の募集計画は被災状況に応じて県が策定し、町に住宅を割り当てる。割当てに際しては、原則として町の行政区域内の住宅を割り当てるが、必要戸数の確保が困難な場合には、隣接の町相互間で融通し合う。

町が住宅の割当てを受けた場合は、被災者に対し募集を行う。

イ 入居者の選定は、高齢者・障害者・ひとり親世帯等の優先を原則として、生活条件等を考慮して町が行う。

(5) 応急仮設住宅の運営管理

町は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。

また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入に配慮する。

なお、応急仮設住宅を供与できる期間は、竣工の日から2年以内とする。

2 住宅の応急修理

(1) 実施者

① 災害のため、住家が半焼又は半壊し、自己の資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して、日常生活に欠くことのできない部分の住宅の応急修理は、町長が実施する。ただし、災害救助法が適用されたときは、知事が行い、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、知事からの委任の通知により町長が行う。

また、知事による救助のいとまがないときは、知事の補助機関として町長が行う。

② 町内で処理不可能な場合は、近隣接の町、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

(2) 応急修理計画

① 処理の実施

建築関連団体との協定を活用するなどし、応急修理業者を確保する。

② 資材の調達等

ア 木造住宅等の修理に必要な資材供給の要請を木材関係団体等に行い、資材の供給を受ける。

イ 労務資材に関する関係者との協定は、知事又は知事から災害救助法による救助に関する事務の一部を行うこととするこの通知を受けた町長が、地域ごとに災害に応じて締結する。

3 公営住宅等の供与

町は災害発生時において、町営住宅の空家の確保に努めるとともに、他の地方公共団体に空家の提供を求め、災害により住家滅失した被災者が公営住宅への入居を希望した場合、公営住宅の入居（公営住宅法第22条第1項に基づく特定入居又は地方自治法第238条の4第4項に基づく目的外使用）について、最大限の配慮を行う。

なお、入居者の選定については、町の定める選定基準を基に、その他の生活条件等を考慮して行う。

4 災害救助法による基準

災害救助法による基準は、本部第1章第3節「災害救助法の適用及び運用」を参照のこと。

第2 被災宅地危険度判定の実施

町は、宅地災害が発生した場合、速やかに被災状況を把握し、二次災害防止の措置を講じるため、被災宅地危険度判定士の登録者により、擁壁や斜面の亀裂等の被害状況を迅速かつ的確に調査し、宅地の危険度判定を実施する。

なお、被災状況に応じ、国、他の都道府県、市町村との協議・連携を図りつつ、相互協力・支援を行う。

第11節 文教対策

災害時には、多数の児童生徒の被災が予想され、学校施設等も多大な被害を受ける。また、学校施設等は、被災者の避難所として利用されるところが多く、一部では長期化することも予想され、その調整も必要である。

このため、応急教育を実施するための教室や教材等を早急に確保する。

第1 応急教育の実施

1 教室等の確保

(1) 施設の応急復旧

被害の程度により、応急処理のできる範囲の場合はできるだけ速やかに修理を行い、施設の確保に努める。

(2) 普通教室の一部が使用不能になった場合

特別教室、屋内体育施設等を利用する。

(3) 校舎の全部又は大部分が使用不能になった場合

公民館等公共施設又は最寄りの学校の校舎を利用する。

(4) 応急仮校舎の建設

(1)～(3)までにより施設の確保ができない場合は、応急仮校舎の建設を検討する。

2 教職員の確保

(1) 学校内操作

欠員が少数の場合には、学校内において操作する。

(2) 学校外操作

学校内で操作できないときは、町教育委員会の意見を聞き、県教育委員会において教職員の確保の方法を検討する。

(3) 町の地域外操作

町で操作できないときは、県教育委員会において災害地に近い他の町からの操作を行う。これも困難な場合は、教職員の緊急募集等の方法を検討する。

3 応急教育の留意点

(1) 災害の状況に応じ、施設の確保、教材、学用品等の調達及び教職員の確保により、できるだけ応急授業を行うように努める。例えば二部授業、分散授業の方法による。

(2) 応急教育の実施に当たっては、次の点に留意して行う。

① 教科書、学用品等の損失状況を考慮し、児童生徒の負担にならないように留意する。

② 教育場所が公民館等学校以外の施設によるときは、授業の方法、児童生徒の保健等に留意する。

③ 通学道路その他の被害状況に応じ、通学等に当たっての危険防止を指導する。

④ 授業が不可能な事態が予想されるときは、児童生徒に対し、自習、勉学の内容・方法等

を周知徹底する。

4 学校給食等の措置

- (1) 給食施設・設備が被災した場合、できるだけ応急措置を講ずる。
- (2) 原材料等が被害を受けた場合は、応急調達の措置を講ずる。
- (3) 衛生管理上支障のないよう十分留意する。

5 学校が避難所となった場合の措置

学校等の教育施設において避難所が開設される場合、学校長等は避難所の開設等に協力し、次のような措置をとる。

- (1) 児童生徒等の安全確保

在校中に発災した場合においては、児童生徒等の安全確保を最優先とした上で、学校施設の使用方法について町と協議する。

- (2) 避難所の運営への協力

避難所の運営については積極的に協力するとともに、できるだけ早い時期に授業が再開できるよう町、県教育委員会等との間で必要な協議を行う。

- (3) 避難が長期化する場合の措置

- ① 避難が長期化する場合、収容者と児童生徒がそれぞれ支障とならないよう指導する。
- ② 避難が長期化する場合、給食施設は罹災者用炊き出しの施設として利用されることが考えられるが、学校給食と炊き出しの調整に留意する。

第2 学用品の調達及び授業料等の減免、育英資金

1 教材、学用品等の調達、給与

- (1) 教科書については、町教育委員会からの報告に基づき、県教育委員会が一括して特約教科書供給所から調達する。
- (2) 文房具、通学用品等については町教育委員会において調達し、給与する。
- (3) 災害救助法が適用された場合における罹災小中学校の児童生徒に対する学用品の給与は、知事の委任を受けて町長が行う。

2 授業料等の減免、育英資金

高等学校生徒の保護者又は当該生徒が被害を受け、授業料の減免及び育英資金の貸与が必要であると認められる場合は、各学校長は県教育委員会の承認を受けて授業料減免の措置を講じ、育英資金の貸与については、鹿児島県育英財団に特別の措置を講ずるよう要請する。

3 災害救助法による基準

災害救助法による基準は、本部第1章第3節「災害救助法の適用及び運用」を参照のこと。

第3 文化財の保護

1 所有者、管理者の通報義務等

文化財に災害が発生した場合は、その所有者、管理者は直ちに消防署へ通報するとともに災害の拡大防止に努めなければならない。

2 被害状況の報告

文化財に被害が発生した場合は、その所有者、管理者は被害状況を速やかに調査し、その結果を県指定の文化財については県教育委員会へ報告しなければならない。

3 関係機関との協力

関係機関は、被災文化財の被害拡大を防ぐため、協力して応急措置を講ずる。

第12節 義援金・義援物資等の取扱い

大規模災害時には、全国から多くの義援金及び義援物資の送付が予想される。

このため、寄せられた義援金及び義援物資を公正・適正に被災者に配分するとともに、義援金については、できる限り迅速な配分に努め、また、義援物資については、被災者の需要を十分把握し、必要とする物資の広報等に努める。

第1 義援金品の受入れ計画

1 義援金品の受入れ

(1) 義援物資の受入れ

関係機関等の協力を得ながら、住民、企業等からの義援物資について、受入れの状況を把握し、そのリスト及び送り先を災害対策本部並びに報道機関を通じて公表する。また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するよう努める。

(2) 被災者のニーズ

被災地以外へは必要に応じ義援物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、被災地のニーズについて広報を行う。

(3) 義援金の受入れ

義援金の使用については、義援金収集体と配分委員会を組織し、十分協議の上、定める。

2 物資の購入及び配分計画

財政班は、世帯構成員別に被害状況を把握し、救助物資購入及び配分計画を立て、物資供給班、救助班及び避難所対策班員・避難所要員に通知する。

第2 受付方法

(1) 受付要領

義援金品の受付要領は、次のとおりである。

- ① 受付期間は、おおむね災害発生の日から1か月以内とする。
- ② 住民等への周知は、新聞、ラジオ、テレビ等報道機関を通じて行う。
- ③ 義援金品は、特に被災地あるいは被災者を指定しない。
- ④ 義援品で腐敗変質のおそれのあるものは受け付けない。
- ⑤ 受付期間は、義援金の収支を明らかにする帳簿を備え付ける。

(2) 受付帳簿の様式

受付月日	金 額	寄 贈 者	
	(品名、数量)	氏 名	住 所

第3 配分方法

1 対象者

災害により住家が全半壊（焼）、流失、埋没及び床上浸水若しくは船舶等の遭難等により、生活上必要な家財等が喪失又はき損し、日常生活を営むことが困難な者に対して行う。

以下の災害による被災者を目安に義援金及び義援物資を配分する。

- (1) 死者、重傷者（義援金のみ）
- (2) 全壊（焼）世帯
- (3) 流失世帯
- (4) 半壊（焼）世帯
- (5) 床上浸水世帯

2 義援物資、金品の保管及び配分

- (1) 町に送付された罹災者に対する義援物資は救助班で受け付け、義援金は出納班で受付・記録したのち、それぞれの班において保管する。
- (2) 物資、金品等の配分については、災害の程度、義援物資の数量等により計画配分する。

3 物資の給与又は貸与

物資の給与又は貸与は、救助班が配分計画により災害対策要員及び町内会長等の協力を得て迅速かつ的確に実施する。

また、自力で生活必需品を受けることが困難な要配慮者を支援するため、及び被災者が多数発生した場合、ボランティアとの連携を可能な限り図る。ボランティアの受入れは町社会福祉協議会が窓口となり行う。

4 日赤救援資材及び物資の保管

- (1) 日赤鹿児島県支部徳之島地区は救援資材及び物資を常備し、町長はこれを保管して、日赤救援物資配分基準により使用交付する。
- (2) 日赤鹿児島県支部徳之島地区は、町長の要請に基づき、必要に応じ前項の物資を速やかに補充又は増加する。

5 配分基準

義援金及び義援物資を公正、適正に被災者に配分するため、関係機関から構成される配分委員会において対象者、配分基準、配分の方法、その他必要な事項について決定する。

第13節 農林水産業災害の応急対策

風水害時には、農林水産物及び家畜に多大な被害が発生することが予想される。

このため、農林水産物等の被害の拡大防止、被災地における家畜伝染病の予防、飼料の調達及び配分等の対策を実施する。

第1 農産物対策

1 事前・事後措置の指導

町は、災害による農産物の被害の拡大を防止するために、各作物ごとに事前・事後措置について、被災農家に対して実施の指導に当たる。

2 気象災害対策

気象災害対策については、関係機関と緊密な連携の下に、的確な状況の把握と対策指導の徹底を期する。

(1) さとうきび対策

① 応急措置

ア 風害

速効性肥料を追肥する。

イ 水害

a 夏植え新植で苗が埋没した場合は、すみやかに排土する。

b ほ場の排水をはかる。

ウ 干害

かんがい施設のある所では、適宜かん水する。

② 事後措置

ア 風害

(ア) 倒伏したものは、土寄せを行う。

(イ) 良く伸びているものは数本結束する。

(ウ) 折損したものは、根際より刈取り、夏植え用の苗に利用する。

イ 水害

(ア) 中耕、土寄せをする。

(イ) 苗が流出したところは、早急に補植する。

ウ 干害

(ア) 降雨をまって、速効性肥料を追肥する。

(イ) 害虫（ワタアブラムシ）の発生が多いので防除を徹底する。

(2) 野菜対策

① 応急措置

ア 風害

- (ア) ビニールハウスが倒伏するようであれば、押さえバンドを切り、ビニールを開け、骨組みを保護する。
- (イ) さといもは葉の一部を切る。
- (ウ) 草丈の低い作物は土寄せする。
- (エ) 可能な限り防風ネットで被覆する。

イ 水害

- (ア) 早急に排水する。
- (イ) 滞水、冠水した場合は泥を洗い落とす。
- (ウ) 薬剤散布、土壌灌注を行う。
- (エ) 収穫見込みのあるものは収穫する。
- (オ) 回復の可能性があれば摘果するなど株の負担を減ずる。

ウ 干害

- (ア) できるかぎり灌水する。
- (イ) 土の表面を軽く中耕する。

② 事後措置

ア 風害

- (ア) 薬剤散布を行う。
- (イ) 泥の付いたものは水洗いする。
- (ウ) 倒れた作物は原形に復帰する。
- (エ) 収穫直前のものは若取りする。
- (オ) 欠株は補植する。
- (カ) 即効性肥料を追肥する。
- (キ) 被害が大きいときは代替作物を播種する。
- (ク) 再生可能な作物は被害葉の摘除を行う。果実は摘果する。
- (ケ) 摘心状態になれば整枝、誘引して主枝更新を行う。

イ 水害

- (ア) 即効性肥料を追肥する。(葉面散布)
- (イ) 土寄せ、中耕を行う。
- (ウ) 薬剤散布、土壌灌注を行う。
- (エ) 回復の見込みがなければ、播き直しする。
- (オ) 播き直し、後作では土壌消毒を行う。

ウ 干害

- (ア) 回復の見込みのあるものは、降雨を待って再生を図る。
- (イ) 著しい品質の低下又は回復の見込みがないものは、播き直し、代替作物の作付けを行う。

(3) 果樹対策

① 応急措置

ア 風害

- (ア) 倒伏樹は早く起こし、支柱を立てて固定する。
- (イ) 枝が折れたり、裂けた場合は切り捨て、切り口に「接ロウ」を塗る。
- (ウ) 傷が浅いときは、縄でくくって癒着を図る。
- (エ) かいよう病の予防散布を行う。
- (オ) 潮風が上がったら6時間以内に1,800 L／10a以上の水で洗う。

イ 水害

- (ア) 極力排水を図る。
- (イ) 倒伏樹は速やかに起こし、支柱を立てて固定する。
- (ウ) かいよう病の予防散布を行う。

ウ 干害

- (ア) 灌水を行うが、全面散布は効果が劣るので、土管、竹筒灌水を行う。
- (イ) 結果過多の樹は摘果を早めにする。
- (ウ) 繁茂枝は剪定し、蒸散抑制剤を散布する。
- (エ) 草生園は除草剤を散布し、水消費を防止する。

② 事後措置

ア 風害

- (ア) 落葉した成樹では、日焼け防止対策を行う。
- (イ) 潮風で枝先が枯れこんだ場合は、除去せずに萌芽を待つ。
- (ウ) 落葉後に発生した夏秋梢は、アブラムシ、ハムグリガとかいよう病の防除を徹底する。
- (エ) 冬期は寒害を受けやすいので、コモ等で防寒を行う。

イ 水害

- (ア) 土壌流失で根が露出した樹は、乾燥しないうちに客土と覆土を行う。
- (イ) 土砂で埋まった集排水溝は整備を急ぎ、次の災害に備える。

ウ 干害

- (ア) 灌水間隔は、土質によって異なるが5～7日おきに灌水する。

(4) 花き、花木対策

① 応急措置

ア 風害

- (ア) ビニールハウス等の被覆物を取り除く。
- (イ) 花木類は枝条の結束を解く。
- (ウ) 倒伏したものは土寄せして直す。
- (エ) 種子の播き直し又は代作種子の手配をする。
- (オ) 花木類で折損部位の多い株は切り直し、施肥する。

イ 水害

- (ア) 早急に排水を行う。

- (イ) 病虫害防除のため、薬剤散布を行う。
- (ウ) 種子の早期播き直し又は代作種子の手配を行う。
- (エ) 球根類の腐敗したものは直ちに取り除く。

ウ 干害

- (ア) 灌水施設のあるところでは灌水をする。
- (イ) 病虫害防除を徹底する。

② 事後措置

ア 風害

- (ア) 欠株が生じた場合、補植苗を植える。
- (イ) 代作種子の播き直しをする。

イ 水害

- (ア) 排水溝を整備する。
- (イ) 中耕、土寄せ、追肥をする。
- (ウ) 根腐れや球根の腐敗したものは直ちに除去して代作種子を播種する。

ウ 干害

- (ア) 灌水施設を整備する。

3 病虫害防除対策

災害時における病虫害の対策は、次のとおりとする。

(1) 指導の徹底

病虫害防除対策については、県農政部各課、農業開発総合センター及び病虫害防除所との緊密な連携のもとに、大島支庁農林水産部、町、J A等が的確な状況の把握と防除指導の徹底を期する。

(2) 農薬の確保

病虫害の異常発生に備えて、J Aあまみ及び町内の販売業者の農薬の確保状況を把握しておくものとし、もし不足する場合は、県経済連等関係機関と連絡を取り早急に確保する。

(3) 防除機具の整備

町、団体及び集落防除班の保有する既存防除機具を有効かつ適切に使用するよう指導する。

(4) 集団防除の実施

災害地域が広範囲にわたり、かつ、突発的に発生する病虫害については、大型防除機具等を中心に共同集団防除を指導するとともに、必要に応じて関係機関と協議のうえ、ヘリコプター等による防除も実施する。

第2 林水産物等対策

1 応急措置、事後措置の指導

町は、災害による林水産物等の被害の拡大を防止するために、被災林業家、漁家等に対して応急措置、事後措置の指導に当たる。

2 対象作物及び対象災害

応急措置、事後措置の指導を行う対象作物及び対象災害については、次のとおりである。

(1) 造林木対策

① 干害

干害対策としては、尾根筋、風衝地帯では干ばつ時の下刈作業を避け、造林地の水分の蒸発を抑制する。

② 風害

ア 日ごろから防風林帯をつくり、枝打ちを行わないなど被害防止に努める。

イ 林内に台風等の被害を受けた場合、50%以上の根返り幹折等の被害林地については倒伏整理し、防風地帯を設け、今後の台風被害の軽減に十分留意し再造林を行う。

ウ II 齢級以下の幼稚木の根ゆるみ及び倒伏木等は、回復の見込みがあるものについては早い機会に倒木起こし等を実施回復に努める。

③ 潮害

潮害被災林については被害の程度を考慮し、元玉より柱材1本の利用が不可能な林分については耐潮性等を考慮しながら改植再造林を行う。

(2) 水産物対策

① 沖合遠洋漁業

ア 気象海流の変化を出漁中の各漁船に周知させるため、気象海流情報を速やかに漁協に通知する。

イ 漁協は無線により出漁中の漁船に連絡する。

ウ 海難事故が発生した場合、海上保安部に連絡し救助を依頼する。

② 沿岸漁業及び増養殖業

ア いけすの被害防止対策

特に、台風等の際、風浪による被害防止のため係留いけすの強度補強やいけすの避難など適切な対策を指導する。

なお、緊急避難場所については、事前に関係者と十分調整するよう指導する。

イ 養殖魚類対策

台風等の際の養殖魚については、餌止めを行うなど過度なストレス負荷を与えないように適正な養魚管理を指導する。

第3 家畜管理対策

町は、県の活動に協力し、被災地における家畜伝染病予防の措置をとる。

家畜伝染病に対処するため、災害地域の家畜及び畜舎に対して県（家畜保健衛生所）及び獣医会の協力を得て、畜舎消毒及び家畜診療等の必要な防疫活動を実施する。

災害による死亡家畜については、家畜の飼育者をして、町に届け出を行わせるとともに家畜防疫員は死体の埋設又は焼却を指示する。

(1) 家畜に伝染病の疑いがある場合、又は伝染病発生のおそれがあると認められる場合には

畜産班員を被災地に派遣し緊急予防措置をとる。

- (2) 災害のため、正常な家畜の診療が受けられない場合は町長の要請により救護班を被災地に派遣する。
- (3) 災害により資料の確保が困難となったときは県経済農業協同組合連合会及びその他飼料業者に対し、必要量の確保及び供給についてあっせんを行う。

第4章 社会基盤の応急対策

電力、ガス、上下水道、通信などのライフライン関係施設や道路、河川等公共施設及び船舶、空港等の交通施設等は、都市化等の進展とともにますます複雑、高度化し、災害による一部の施設の機能停止が各方面に大きな影響を及ぼすおそれがある。このため、社会基盤の応急対策について定める。

総務対策部 企画対策部

第1節 電力施設の応急対策

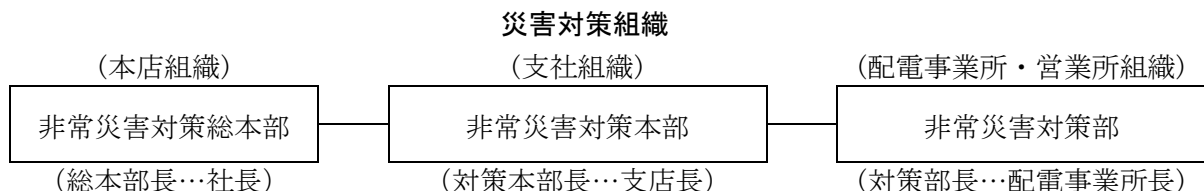
風水害時には、風雨等により電柱の倒壊、電線の断線等が多数発生し、住民生活に多大な支障が生じるので、迅速かつ的確な優先度を考慮した対応が必要である。このため、本計画は、九州電力株式会社が電力施設の防護、復旧を図り、早急な電力供給の確保を図るために必要な事項を定めたものである。

第1 応急復旧体制の確立及び早期復旧対策

1 災害対策に対する基本体制

九州電力株式会社は、災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合は、社内防災業務計画に基づき災害対策組織を設置する。

また、災害により事業所が被災した場合に備え、非常災害対策活動の代替拠点をあらかじめ定めておく。



2 情報の収集、連絡

災害が発生した場合は、対策組織の長は、気象、地象情報等の一般情報や電力施設等の被害状況及び復旧状況等の当社被害情報を迅速、的確に把握するとともに、地方自治体等からの情報を収集するなど、当社防災業務計画に基づく情報連絡体制により、対策組織間並びに地方自治体等防災関係機関との相互情報連絡に努める。

3 電力施設被害状況等の広報活動

災害の発生が予想される場合又は災害が発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況についての広報を行うとともに、公衆感電事故、電気火災を防止するため広報活動を行う。

なお、広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、ホームペー

ジ・携帯電話サイトによる情報発信及び広報車等により直接当該地域へ周知する。

4 対策要員の確保

夜間、休日に災害発生のおそれがある場合、あらかじめ定められた各対策要員は、気象、地象情報その他の情報に留意し、防災体制の発令に備える。

また、防災体制が発令された場合は、対策要員は速やかに所属する対策組織に出動する。

5 復旧資材の確保

予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は、現地調達、対策組織相互の流用、他電力会社等からの融通のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。

また、資機材の輸送は、原則としてあらかじめ要請した請負会社の車両・船艇・ヘリコプター等をはじめ、実施可能な運搬手段により行う。

6 危険予防措置

電力の需要の実態にかんがみ、災害時においても原則として供給を継続するが、警察・消防機関等から要請があった場合等には、対策組織の長は、送電停止等適切な危険予防措置を講ずる。

7 自衛隊の派遣要請

被害が極めて大きく、管内の工事力に余力のない場合又は工事力を動員してもなお応援を必要とする判断される場合には、対策組織の長は、自衛隊法に基づき知事に対して自衛隊の派遣を要請する。

8 応急工事

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速、適切に実施する。

また、作業は通常作業に比し悪条件のもとで行われるので、安全衛生についても十分配慮して実施する。

9 施設の復旧順位

(1) 電力供給設備の復旧順位

復旧計画の策定及び実施に当たっては、社内防災業務計画で定める各設備の復旧順位によることを原則とするが、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易を勘案して、供給上、復旧効果の最も大きいものから復旧を行う。

また、重要拠点施設である病院、電気通信施設、水道施設、防災関係機関等への電力供給設備の早期復旧を行うため、必要に応じ、道路管理者と復旧箇所の優先度、復旧方法等について協議する。

(2) 需要家への電力供給の順位

供給に支障を生じた場合は極力早期復旧に努めるが、被害が広範囲に及んだ場合は、災害の復旧、民生の安定に影響の大きい、病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所、その他重要施設への供給回線を優先的に復旧を進める。

第2節 ガス施設の応急対策

風水害時には、プロパンガスの埋没や流出等の被害が予想され、供給停止による住民生活への支障が予想される。さらに、ガス漏れ等のガス災害からの避難等も予想される。

このため、早急に施設の復旧を行い被災地に対しガスを供給するとともに、ガス災害から住民を保護する。

1 協力体制の確立

災害によりガス施設に被害が発生した場合は、二次災害の発生を防止するため、ガス事業者に対する協力体制を確立する。

2 広報活動

ガス施設の被害状況、復旧の見通し等について、積極的な広報活動を実施するとともに、供給再開時の事故を防止するため、住民に対し次の事項を十分周知する。

- (1) あらかじめ通知する管内検査及び点火試験の当日は、なるべく在宅すること。不在の場合は、前もって営業所に連絡すること。
- (2) 点火試験に合格するまでは、ガス器具を使用しないこと。
- (3) 使用後に異常を発見した場合は、直ちに使用を中止し、バルブを閉めた後、営業所及び消防署に連絡すること。

3 液化石油ガス施設災害応急対策

(1) 連絡体制

- ① 液化石油ガス販売事業所（以下「販売店」という。）は、自ら供給している消費者等から事故発生の通報があったときは、速やかに現地に赴くと同時に連絡系統により迅速な情報収集に当たるとともに、県、消防機関、警察に連絡し、販売店に対し事故処理に必要な指示を与える。
- ② 休日又は夜間における連絡は、各消防機関とその管内の販売店が協議して定める。

(2) 出動体制

- ① 販売店は消費者等からガス漏れ等の通報を受けたときは、直ちに現場に急行し応急処処に当たる。
- ② 通報があっても特別の事情により応じられない場合、又は応じられるが現場到着までに時間を要するときは、事故現場に近い販売店に応援出動を依頼する。
- ③ 供給販売店等は事故の状況により消防機関の出動が必要であると判断したときは、速やかに所轄の消防機関に出動を要請し、さらに応援を必要とするときは、支部長及び地区代表者に応援出動を要請し、適切な対応をとりガス漏れを止める。
- ④ 支部長、地区代表者は、前項の要請があったときは、直ちに出動班を編成し、出動人員、日時、場所等を確認し、事故処理に必要な事項を指示する。
- ⑤ 販売店は、供給販売店等からの応援出動の依頼を受け、又は支部長及び地区代表者から

出動の指示があったときは、いつでも出動できるようあらかじめ人員及び資機材等を整備しておく。

(3) 出動条件

- ① 出動に当たっては通報受理後可及的速やかに到着することとし、原則として30分以内に到着できるようにする。
- ② 出動者は緊急措置を的確に行う能力を有する者とする。この場合、有資格者が望ましい。
- ③ 出動者は、必ず所定のヘルメット及び腕章を着用する。
- ④ 出動の際には必要な資器材を必ず携行し、事故処理に遺漏のないようにする。

(4) 事故の処理

- ① 事故現場における処理は警察、消防機関の承諾を得て行い、事故の拡大防止に努める。
- ② 設備の点検調査を行い、事故原因を究明する。

(5) 関係機関との連携

- ① 事故発生の連絡及び事故の状況報告に基づき、県、消防機関、警察と連携をとり事故対策について調整を図る。
- ② 消防機関、警察との連携を密接に行うため、連絡方法、協力体制等についてあらかじめ地区組織をつくり協議しておく。

(6) 報 告

- ① 供給販売店は事故の処理が終わったら、速やかに「事故届書」を九州産業保安監督部保安課（特定消費設備に係る事故の場合に限る。）及び県危機管理防災局消防保安課に提出する。
- ② 支部長は、他の販売店に応援出動を指示し、又は自ら出動したときは、出動日時、場所、事故の状況及び処理、その他必要な事項を速やかに協会に報告する。

(7) 周知の方法

協会及び販売店は消費者等に対し事故が発生したときの通報の方法を文書等により周知させておく。

(8) 安全管理

- ① 供給販売店は自己の安全管理に万全を講じなければならない。
- ② 支部長は、応援のため出動する販売店に対し、安全管理に万全の注意を払うように指導しなければならない。

(9) 避難所開設に係る対応

災害後、臨時の避難所が開設された場合は、鹿児島県LPガス協会奄美支部と締結された災害時応急生活物資供給協定に基づいて以下の対応をとる。

- ① 避難所が開設された場合、奄美支部内のLPガス事業所が以下の物資を速やかに設置提供し、罹災者の利用に供する。

ア LPガス容器（調整器付き）

イ コンロ（2、3連）

ウ その他

- ② 設置に係る費用及び使用したガスについては奄美支部が負担する。
- ③ 避難所が閉鎖された場合、供給した事業者が速やかに上記①の器材を撤去する。

(10) 仮設住宅開設に係る対応

災害後、仮設住宅が建設され利用が開始されるに当たっては、基本的に棟ごとの集団供給とし、設備は奄美支部内LPガス事業者が設置する。

- ① 仮設住宅に設置するLPガス設備は以下のとおりとする。

ア 合住宅供給設備一式

イ 各戸ごと給湯器（屋外設置）、テーブルコンロ（屋内設置）

第3節 上水道施設の応急対策

風水害時には、水源、浄水場の冠水や道路決壊、がけ崩れ、橋梁の流失等による配水管の損壊等が多数発生し、給水停止による住民生活への支障はもちろん、特に初期の緊急医療活動等に多大な支障が生じる。

このため、重要度及び優先度を考慮した水道施設の迅速な防護、復旧を図るとともに、安全な水道水を供給する。

第1 応急復旧体制の確立及び早期復旧対策

あらかじめ定めた行動指針に基づき、応急給水及び応急復旧を実施する。具体的対策については本部第3章第3節「応急給水」による。

1 応急対策要員の確保

町及び水道事業者は、災害応急対策活動に必要な人員を速やかに確保するため、非常配備における動員体制について人員編成計画を作成する。なお、災害の状況により人員が不足する場合は、指定給水装置工事事業者等に協力を求めて確保する。

2 応急対策用資機材の確保

町及び水道事業者は、応急復旧を実施するため必要な資材及び機材を常備する。なお、災害の状況により資材及び機材が不足する場合は、他の水道事業者等から緊急に調達する。

3 応急措置

- (1) 災害発生に際しては、施設の防護に全力をあげ、被災の範囲をできるだけ少なくする。
- (2) 施設が破損したときは、破損箇所から有害物等が混入しないように処理するとともに混入したおそれがある場合は、直ちに給水を停止し、水道の使用を中止するよう住民に周知する。
- (3) 配水管の幹線が各所で破損し、漏水が著しく給水を一時停止することが適当と考えられる場合は、配水池からの送水を停止し、破損箇所の応急修理を行う。
- (4) 施設に汚水が浸入した場合は、汚水を排除した後、施設の洗浄、消毒及び浄水の水質検査を行い水質に異常がないことを確認した後、水の消毒を強化して給水する。
- (5) 施設が破損し、一部の区域が給水不能となったときは、他系統からの応援給水を行うとともに施設の応急的な復旧に努める。
- (6) 施設が破損し、全域的に給水不能となったときは、施設の応急的な復旧に全力をあげるとともに隣接町から給水を受けるための給水車の派遣等、飲料用の最低量の確保に努めるほか給水場所等について、住民への周知を徹底する。
- (7) 水道施設の復旧に当たっては、あらかじめ定めた順位により、被害の程度、被害箇所の重要度等を勘案して行う。その際、緊急度の高い医療施設等を優先する。

4 広報活動

発災後は、住民の混乱を防止するため、水道施設の被害状況、復旧の見通し等について、次

の事項につき、積極的な広報活動を実施する。

- (1) 水道施設の被害状況及び復旧見込み
- (2) 給水拠点の場所及び応急給水見込み
- (3) 水質についての注意事項

第4節 下水道施設の応急対策

風水害時には、マンホールの損壊や汚水管の流失等の被害が発生し、住民生活への支障はもちろん、長期化すればし尿処理に多大な支障が生じる。

このため、迅速かつ的確に下水道施設の防護、復旧を図り、早期に供用を再開する。

第1 応急復旧体制の確立及び早期復旧対策

1 応急対策要員の確保

町は、災害応急対策活動に必要な人員を速やかに確保するため、非常配備における動員体制について人員編成計画を作成する。

なお、災害の状況により人員が不足する場合は、指定工事店等の協力を求めて確保する。

2 応急対策用資機材の確保

町は、応急復旧を実施するため必要な資材及び機材を常備する。

なお、災害の状況により資材及び機材が不足する場合は、指定工事店等から緊急に調達する。

3 応急措置

- (1) ポンプ場・処理場において、停電のためポンプの機能が停止した場合、非常用発電機及びディーゼルエンジン直結ポンプにおいてポンプ運転を行い、排水不能の事態が起こらないように対処する。
- (2) 各施設の点検を行い、施設の被害に対しては、箇所、程度に応じて応急措置を実施する。
- (3) 工事施工中の箇所においては、請負者に被害を最小限にとどめるよう指揮監督するとともに、必要に応じて現場要員、資機材の補給を行わせる。

4 復旧対策

(1) ポンプ場・処理場

ポンプ場・処理場に機能上重大な被害が発生した場合は、揚水施設の復旧を最優先とする。

また、雨水貯留池等へ汚水を貯留する等の措置も検討する。

これらと並行して各施設の損壊箇所を直ちに処置し、流下機能の確保と機能の回復を図る。

(2) 管渠施設

管渠施設は、管の継ぎ手部のズレ、ひび割れなど被害箇所から土砂が流入し、管渠の流下能力が低下することが予想されることから、管渠施設の点検を行い、被害の程度に応じて応急復旧を実施する。

(3) 下水道施設の復旧計画

被害が発生したときは、主要施設から漸次復旧を図る。復旧順序については、ポンプ場、処理場、幹線管渠等の主要施設の復旧に努め、その後、枝線管渠、ます・取付管の復旧を行う。

第5節 電気通信施設の応急対策

風水害時には、風雨等により電柱の倒壊、電線の断線等が多数発生し、住民生活はもちろん、特に初動期の防災関係機関の情報収集・伝達等に多大な支障が生じる。

このため、町は西日本電信電話株式会社による応急対策に協力するとともに、早急な通信の確保に努める。

第1 応急復旧体制の確立及び早期復旧対策

1 情報の収集及び連絡

災害が発生し、あるいは発生するおそれのあるときは、次のとおり情報の収集及び連絡を行う。

- (1) 重要通信の確保及び被災した電気通信施設等を迅速に復旧するため、気象状況、災害状況、電気通信施設等の被害状況及び回線の事故・疎通状況、停電状況、その他必要な情報を収集し、社内関係組織相互間の連絡、周知を行う。
- (2) 必要に応じて、県及び市町村、警察、消防、水防及び海上保安の各機関、地方総合通信局、労政機関、報道機関、非常通信連絡会、電力会社、交通運輸機関、自衛隊及びその他必要な社外機関と災害対策に関する連絡をとる。

2 準備警戒

災害発生につながるような予・警報が発せられた場合、あるいは災害に関する報道がされた場合、又はその他の事由により災害の発生が予想されるときは、その状況により次の事項について準備警戒の措置をとる。

- (1) 情報連絡用通信回線を開設するとともに、情報連絡員を配置する。
- (2) 災害の発生に備えた監視要員の配置、あるいは防災上必要な要員の待機をさせる。
- (3) 重要回線、設備の把握及び各種措置計画の点検を行う。
- (4) 災害対策機器の点検と出動準備を行うとともに、非常配置並びに電源設備に対し必要な措置を講ずる。
- (5) 防災対策のために必要な工事用車両、資機材等を準備する。
- (6) 電気通信設備等に対し必要な防護措置を講ずる。
- (7) その他、安全上必要な措置を講ずる。

3 災害対策本部等の設置

- (1) 防災業務の円滑かつ的確な実施を図るため、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合で、必要があると認められるときは災害対策本部又はこれに準ずる組織（情報連絡室等）を臨時に設置する。
- (2) 災害対策本部及び情報連絡室等は、災害に際し被害状況、通信の疎通状況等の情報連絡、通信の疎通、確保、設備の復旧、広報活動、その他被害対策に関する業務を行う。

4 通信の非常疎通措置

災害が発生した場合、次により状況に応じた措置をとり、通信の輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。

- (1) 臨時回線の設置、中継順路の変更等疎通確保の措置をとるほか、必要に応じ災害応急復旧用無線電話機等の運用、特設公衆電話の設置等を図る。
- (2) 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保する必要があるときは、電気通信事業法、電気通信事業法施行規則の定めるところにより、状況に応じて利用制限等の措置を行う。
- (3) 非常・緊急電報は、電気通信事業法、電気通信事業法施行規則の定めるところにより、一般の電報に優先して扱う。
- (4) 警察通信、消防通信、鉄道通信、その他諸官庁が設置する通信網との連携をとる。

5 設備の応急復旧

被災した電気通信設備等の応急復旧工事は、次により速やかに復旧する。

- (1) 被災した電気通信設備等の復旧は、災害対策機器、応急資材等による応急復旧等社内規定に定める標準的復旧方法に従って行う。
- (2) 復旧工事に要する要員の出勤、資材の調達、輸送手段の確保については、必要と認める場合、他の一般工事に優先する。
- (3) 重要拠点施設である病院、電気通信施設、水道施設、防災関係機関等への電気通信設備の早期復旧を行うため、道路管理者と復旧箇所の優先度、復旧方法等について協議する。

6 応急復旧等に関する広報

電気通信施設が被災した場合、被災した電気通信施設等の応急復旧の状況、通信の疎通及び利用制限の措置状況等利用者の利便に関する事項について、自社ホームページに加え、SNSを通じて行うほか、広報車により地域の利用者に広報する。

また、テレビ・ラジオによる放送及び新聞掲載等報道機関の協力を求め、広範囲にわたっての広報活動を積極的に実施する。

第6節 道路・河川等公共施設の応急対策

災害時には、道路・河川・港湾・漁港等の公共施設に多大な被害が予想される。これらの施設は、緊急輸送の実施等応急対策活動を実施する上で大変重要な施設である。

このため、速やかに被災状況の情報収集を行い、迅速かつ的確に、緊急度、優先度を考慮して施設の復旧に努める。

第1 応急復旧体制の確立及び早期復旧対策

1 道路・橋梁等の応急対策

(1) 災害時の応急措置

道路・橋梁の被災状況を速やかに把握するため、ライフライン占有者、建設業者等からの道路情報の収集に努めるとともに、町はパトロールを実施する。これらの情報により応急措置を講じるとともに、必要に応じて迂回路の選定を行い、可能な限り復旧予定時期の明示を行う。

また、災害の程度によっては「大規模災害時における応急対策に関する協定書」等に基づき協力要請を行う。

(2) 応急復旧対策

被害を受けた道路は、速やかに復旧し、交通の確保に努める。特に、「緊急輸送道路」を最優先に復旧作業を実施し、道路の機能確保に努める。

また、災害の程度によっては「大規模災害時における応急対策に関する協定書」等に基づき協力要請を行う。

2 河川・砂防・港湾・漁港施設等の応急対策

(1) 海岸保全施設

海岸保全施設が、洪水・高潮等により被害を受けたとき、又はそのおそれがあるときは関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

(2) 河川管理施設

洪水・高潮等により堤防、護岸等の河川管理施設が被害を受けたとき、又はそのおそれがあるときは関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

(3) 港湾・漁港施設

洪水・高潮等により水域施設、外郭施設、けい留施設等の港湾・漁港施設が被害を受けたとき、又はそのおそれがあるときは関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

(4) 砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設

土石流、地すべり、がけ崩れ等により砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設が被害を受けたとき、又はそのおそれがあるときは関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

第1章 海上災害等対策

船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者の発生又は危険物等の大量流出等による著しい海洋汚染、火災、爆発等の発生といった海上災害に対し、町をはじめとする防災関係機関がとるべき対策を定める。

第1節 予防対策

第1 海上災害対策（排出油対策は除く）

1 災害情報の収集・連絡体制の整備

- (1) 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制を整備する。
- (2) 災害時における緊急連絡体制を確保するため、平常時から通信設備の整備、充実に努める。

本編第2部第2章第2節「通信・広報体制（機器等）の整備」に準ずる。

2 防災組織の整備

- (1) 応急活動実施体制の整備
- (2) 防災組織相互の連携体制の整備
- (3) 広域応援体制の整備

本編第2部第2章第1節「防災組織の整備」に準ずる。

3 防災資機材の整備

大規模な海難等の事故が発生した場合に、捜索、救助・救急活動を迅速かつ的確に実施するため、防災資機材の整備に努める。

4 医療活動体制の整備

本編第2部第2章第9節「医療体制の整備」に準ずる。

5 緊急輸送活動の整備

本編第2部第2章第7節「交通確保体制の整備」に準ずる。

6 防災訓練の実施

- (1) 町は、海上保安部及び警察、その他の防災関係機関と、相互に連携した訓練を実施する。
- (2) 訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じて体制等の改善を行う。

第2 海上流出油災害対策

1 災害情報の収集・連絡体制の整備

- (1) 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制を整備する。
- (2) 災害時における緊急連絡体制を確保するため、平常時から通信設備の整備、充実に努める。

本編第2部第2章第2節「通信・広報体制（機器等）の整備」に準ずる。

2 防災組織の整備

- (1) 応急活動実施体制の整備
- (2) 防災組織相互の連携体制の整備
- (3) 広域応援体制の整備

本編第2部第2章第1節「防災組織の整備」に準ずる。

3 防災資機材の整備

大量の流出に備え、資機材の整備に努める。

また、災害時に必要な資機材の把握、要請、輸送、管理等について関係機関で十分協議し、資機材を保有する機関や事業者からの調達が円滑に行える体制を整備する。

4 医療活動体制の整備

本編第2部第2章第9節「医療体制の整備」に準ずる。

5 緊急輸送活動の整備

本編第2部第2章第7節「交通確保体制の整備」に準ずる。

6 防災訓練の実施・連絡会議の設置

- (1) 防災訓練

町は他の関係機関と協力して、流出油災害を想定した訓練を原則として毎年1回以上行う。

- (2) 連絡会議の設置

町及び他の関係機関は、本計画の円滑な推進を図るため、原則として毎年10月1日に連絡会議を開催する。

なお、防災資機材及び沿岸施設等の現況を相互に確認するとともに、災害の予防対策についても協議する。

第2節 応急対策

第1 海上災害対策（排出油対策は除く）

1 被害情報等の連絡

町は、当該区域内に被害が発生したときは、人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、これらの被害情報を県に報告する。

2 活動体制の確立

- (1) 現地連絡調整所に防災責任者を派遣し、他の関係機関と相互に連絡を密にして対策の調整を図る。
- (2) 町においては、町及び関係市町村、関係漁業協同組合、県機関など災害対策のための必要な組織を確立する。

3 実施事項

現地連絡調整所に防災責任者を派遣し、他の関係機関と相互に連絡を密にして調整を図りな

がら次の対策を実施する。

- (1) 被害情報収集及び関係機関への連絡通報
- (2) 他の市町村、消防機関への応援要請
- (3) 応急対策物資のあっせん、調達、輸送の協力
- (4) 一時避難所の設置及び運営
- (5) 遺体一時収容所の設置
- (6) 無傷者、軽傷者の接遇
- (7) 乗船者の家族、関係者への連絡、対応
- (8) 報道機関への対応
- (9) 現地連絡調整所の設置及び運営
- (10) その他の災害応急対策

4 現地連絡調整所

大規模な海上災害により多数の負傷者を伴う重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、以下のとおり現地連絡調整所を設置する。

(1) 目的

現地で活動する防災関係機関が、直接情報を共有・調整し、災害対策をより迅速かつ効果的に行うことを目的とする。

(2) 設置

災害の規模等を踏まえ、県、関係市町村及び第十管区海上保安本部の協議により設置する。

(3) 設置場所

現地連絡調整所の設置場所は、原則として迅速に設置できる場所で、かつ、現場活動の一体性を考慮して、消防機関の現場指揮本部の付近等で、安全を確保できる場所とする。

(4) 参加機関

現地連絡調整所に参加する機関は、おおむね以下のとおりとする。

- ① 県
 - ② 関係市町村
 - ③ 第十管区海上保安本部
 - ④ 関係事業者
 - ⑤ 消防機関
 - ⑥ 県警察
 - ⑦ 日本赤十字社鹿児島県支部
 - ⑧ 県・市郡医師会
 - ⑨ 九州運輸局鹿児島運輸支局
 - ⑩ 自衛隊
 - ⑪ その他関係機関・団体
- (5) 関係機関への連絡員派遣要請

県、関係市町村及び第十管区海上保安本部は、現地連絡調整所の設置を決定した場合は、(4)の参加機関のうち、必要な機関に連絡員の派遣を要請する。

なお、連絡員の派遣が困難な機関については、常時連絡が取れる体制を保持する。

(6) 連絡・調整事項

現地連絡調整所では、以下の事項について、連絡・調整を行う。

- ① 災害及び負傷者の状況把握
- ② 各機関の応急対策実施状況及び準備態勢等
- ③ 海上警戒区域設定等の海上安全対策
- ④ 現地の統制及び周辺の立入規制、交通規制
- ⑤ 海上における負傷者の救急・救護
- ⑥ 負傷者の陸上搬送先及び被災船舶の入港港湾
- ⑦ 海上における負傷者の搬送
- ⑧ 応急救護所の設置・運営
- ⑨ 負傷者の医療機関への搬送
- ⑩ 乗船者の一時避難場所
- ⑪ 家族等への対応
- ⑫ 遺体の搬送及び安置所等
- ⑬ 各機関が発表する広報内容の確認等
- ⑭ その他、応急対策を実施する上で調整を必要とする事項

(7) 運営方法

- ① 現地連絡調整所は、県、関係市町村及び第十管区海上保安本部が運営責任者となり運営する。
- ② 各機関は、連絡員を通じ、情報を提供し、現地連絡調整所において各機関との情報の共有を図る。
- ③ 随時又は定期的に開催する連絡調整会議において、各機関の実施する活動の確認及び調整を行い、議事の進行は、原則として県が担当する。

(8) 資機材

県、関係市町村及び第十管区海上保安本部は、関係機関の協力を得ながら、現地連絡調整所に、以下の資機材を基本として準備する。

- ・ テント、机、ホワイトボード、現地連絡調整所表示旗、地図（現場見取り図）、カメラ、トランジスタメガホン、時系列記録表、用紙、発電機、パソコン、プリンター、用紙、筆記具その他必要物品

(9) 廃止

大規模な海上災害の発生の危険性がなくなった場合、あるいは発生した災害が沈静化し、現地における応急対策（特に人命に係わる事項）を連携して行う必要性がなくなった場合に、県、関係市町村及び第十管区海上保安本部の協議により廃止する。

(10) 海上災害以外の大規模な特殊災害への準用

現地連絡調整所の規定は、海上災害以外の大規模な特殊災害の場合について準用する。

5 広域的な応援体制

本編第３部第１章第４節「広域応援体制」に準ずる。

6 捜索・救急救助活動

- (1) 船舶の事故が発生したときは、町は、海上保安部、警察等に協力し、船舶など多様な手段を活用し、相互に連携して捜索を実施する。
- (2) 事故関係事業者は、救急・救助活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努めるとともに、救急・救助活動を実施する各機関に可能な限り協力する。

7 消火活動

- (1) 町（消防本部）は、速やかに沿岸部等の火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。
- (2) 町は、町外で災害が発生した場合は、発生現場の市町村からの要請又は相互応援協定に基づき、迅速かつ円滑な消火活動の実施に努める。

第２ 海上流出油災害対策

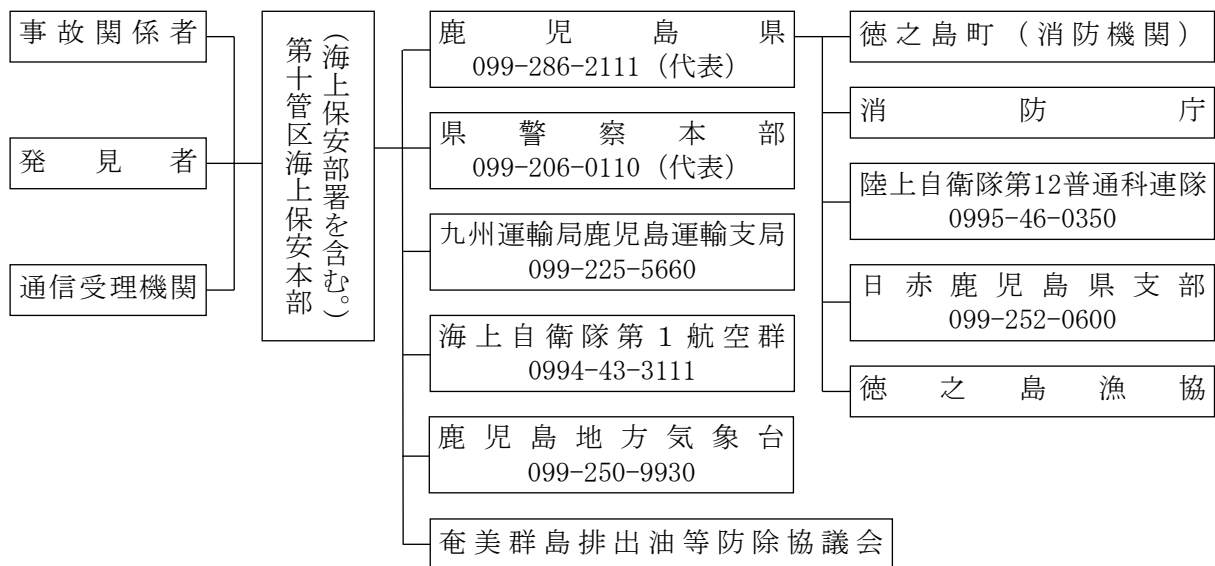
1 活動体制の確立

- (1) 町が設置した現地連絡調整所に防災責任者を派遣し、他の関係機関と相互に連絡を密にして対策の調整を図る。
- (2) 町においては、町及び関係市町村、関係漁業協同組合、県機関など災害対策のための必要な組織を確立する。

2 実施事項

- (1) 漂着油の状況把握
- (2) 沿岸住民に対する災害情報の周知、広報
- (3) 沿岸住民に対する火気使用の制限、危険防止のための措置
- (4) 沿岸及び地先海面の警戒
- (5) 沿岸住民に対する避難の指示又は勧告
- (6) ふ頭又は岸壁にけい留中の船舶の火災の消火活動及び延焼防止
- (7) 沿岸地域の火災の消火活動及び延焼防止
- (8) 漂着油の除去措置
- (9) 回収した油の処分
- (10) 海上保安部等関係機関からの要請に対する流出油防除資機材等の協力
- (11) その他海上保安部の行う応急対策への協力

３ 情報連絡体制



管区本部及び海上保安部	第十管区海上保安本部 099-250-9800 (代) 099-250-9801 (休日、夜間) 鹿児島海上保安部 099-222-6681 (警備救難課) 奄美海上保安部 0997-52-5812 (警備救難課)
-------------	--

４ 被害情報等の連絡

町は、町内に被害が発生したときは、人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、これらの被害情報を県に報告する。

５ 広域的な応援体制

本編第３部第１章第４節「広域応援体制」に準ずる。

６ 一般船舶・沿岸住民等への周知

(１) 一般船舶への周知

町及び他の防災関係機関は、災害が発生し、又はその波及が予想される場合は、海上における船舶の安全を図るため、災害の状況並びに安全措置について、一般船舶に対し巡視船舶等の拡声器による放送、無線通信及び船舶電話等の手段により周知に努める。

(２) 沿岸住民等への周知

町及び他の防災関係機関は、災害が発生し、沿岸住民及び施設等に波及し、又は波及することが予想される場合、人心の安定と施設の安全措置を図るため、防災行政無線、広報車等の手段により周知に努める。

第2章 道路事故対策

道路建造物の被災等による多数の死傷者の発生といった大規模な道路災害に対し、町をはじめとする防災関係機関がとるべき対策を定める。

第1節 予防対策

第1 道路施設の整備

道路は、災害時の消防、救出、避難、医療、救援活動の際、重要な交通手段・輸送経路の役割を果たすことになるため、町及び国、県等の各道路管理者は、既存道路施設等の安全化を基本に、以下の防災、耐震対策等に努める。

1 所管道路の防災対策工事

道路機能を確保するため、所管道路については、道路防災総点検等に基づき、対策が必要な箇所について、法面の補強等の防災対策工事を実施する。

2 所管道路の橋梁における耐震対策工事

所管道路における橋梁の機能を確保するため、町及び各管理者においては、道路防災総点検等に基づき、対策が必要な橋梁について、架替、補強、落橋防止装置等の対策工事を実施する。

3 トンネルの補強

トンネルの交通機能の確保のため、所管トンネルについて安全点検調査を実施し、補強対策工事が必要であると指摘された箇所について、トンネルの補強を実施する。

第2 緊急輸送道路ネットワークの形成

風水害等の災害時に、救助、救急、医療、消防活動に要する人員や、救援物資等の輸送活動を円滑かつ確実に実施するため、道路はネットワークとして機能することが重要である。

このため、町及び他の道路管理者においては、防災拠点間（又は、防災拠点へのアクセス道路）について、多重化、代替性を考慮した緊急輸送道路ネットワークを形成し、これらの道路の拡幅、バイパスの整備等、防災対策を推進する。

第3 道路啓開用資機材の整備

道路管理者は、事故車両、倒壊物、落下物等を排除して、災害時の緊急輸送路としての機能を確保できるよう、レッカー車、クレーン車、工作車等の道路啓開用資機材の確保の体制を整える。

第4 情報の収集・連絡手段の整備等

(1) 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制を整備する。

- (2) 災害時における緊急連絡体制を確保するため、平常時から通信設備の整備、充実に努める。

本編第２部第２章第２節「通信・広報体制（機器等）の整備」に準ずる。

第５ 防災組織の整備

- (1) 応急活動実施体制の整備
- (2) 防災組織相互の連携体制の整備
- (3) 広域応援体制の整備

本編第２部第２章第１節「防災組織の整備」に準ずる。

第６ 防災訓練の実施

- (1) 事故発生時機関相互の連携が的確になされるよう、防災訓練を実施する。
- (2) 訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

第２節 応急対策

第１ 活動体制

１ 事故災害復旧対策本部等の設置

大規模な橋梁崩落事故等が発生した場合、道路管理者は、人命及び施設の安全確保と輸送の確保を行うため、必要に応じて事故災害復旧対策本部等を設置する。

２ 通信連絡体制

町及び他の道路管理者は、事故情報及び応急措置の連絡指示並びに被害状況の収集等の通信連絡体制を整えるとともに、消防、警察関係機関との連絡を密にする。

３ 被害情報等の報告

町は、町域内に被害が発生したときは、人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、これらの被害情報を県に報告する。

第２ 発生時の初動体制

１ 救急・救助

町及び他の道路管理者は、事故が発生した場合は、人命の救急・救助を最優先とし、消防、警察等関係機関との連携を密にし、人命の救急・救助活動を行う。

２ 交通規制

町及び他の道路管理者は、事故が発生した場合は、二次災害の防止及び施設の安全確保と輸送の確保を行うために、必要に応じて交通規制を行う。

また、町及び他の道路管理者は、道路の交通規制の措置を講じた場合には、関係機関や道路交通情報センターに連絡し、一般住民等への情報提供を行うとともに、迂回路等の案内表示を行い交通障害の解消に努める。（交通規制については、本編第３部第２章第８節「交通の確

保・規制」に準ずる。)

第3 広域的な応援体制

本編第3部第1章第4節「広域応援体制」に準ずる。

第4 避難誘導

町及び他の道路管理者は、事故が発生した場合は、二次災害の防止及び施設の安全確保と輸送の確保を行うため、消防、警察等関係機関との連携を密にし、歩行者、運転者等の避難誘導を行う。

第5 被災関係者等へ迅速な情報の提供等

町及び他の道路管理者は、被災者の家族等に対して事故災害及び救出作業に係る情報を可能な限り提供する。

第6 復旧活動

町及び他の道路管理者は、事故が発生した場合は、輸送の確保を行うため速やかに復旧活動を行う。

第３章 危険物等災害対策

石油類等の危険物、高圧ガス、火薬類、電気、毒物劇物の漏えい、流出、火災、爆発、飛散等による多数の死傷者等の発生といった大規模な危険物等災害に対し、防災関係機関がとるべき対策を定める。

第１節 予防対策

第１ 危険物等災害の防止

１ 危険物の災害防止

(1) 危険物災害の防止対策の実施状況

消防本部は、消防法の規制を受ける危険物施設等の所有者、管理者等に対し、自主防災体制の確立、保安員の適正な配置及び危険物取扱従事者等に対する教育を計画的に実施するよう指導し、当該危険物施設等に対する保安の確保に努めさせるとともに、消防法の規定による立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

(2) 危険物災害の防止対策の実施方策

危険物による災害防止のため、消防本部は、消防法に基づき、次の予防措置を講ずる。

① 立入検査等の実施

ア 危険物施設の施工中又は完成時に検査を実施する。

イ 危険物施設の定期的保安検査を実施する。

ウ 危険物の運搬、移送中の事故防止を図るため、路上検査を実施する。

② 定期的自主検査の指導

危険物施設の所有者、管理者又は占有者に対し、法の規定に基づく定期的自主検査の実施を指導する。

③ 危険物取扱者への保安教育等の実施

危険物施設に従事している危険物取扱者に対し、取扱作業の保安に関する講習を実施する。

④ 事業所における保安教育等の実施

事業所が自ら予防規定を策定し、従業員に対する保安教育や、災害時の措置等を徹底させるよう指導する。

⑤ 消費者保安対策

セルフ式給油取扱所等、消費者が直接危険物を取り扱う場合の保安対策として、その取扱方法、注意事項等の周知徹底を図る。

第２ 災害応急対策への備え

１ 災害情報の収集・連絡手段の整備等

- (1) 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制を整備する。
- (2) 災害時における緊急連絡体制を確保するため、平常時から通信設備の整備、充実に努める。

本編第２部第２章第２節「通信・広報体制（機器等）の整備」に準ずる。

２ 防災組織の整備

- (1) 応急活動実施体制の整備
- (2) 防災組織相互の連携体制の整備
- (3) 広域応援体制の整備

本編第２部第２章第１節「防災組織の整備」に準ずる。

３ 救助・救急、医療及び消火活動の整備

- (1) 救助・救急活動の整備

本編第２部第２章第６節「救助・救急体制の整備」に準ずる。

- (2) 医療活動の整備

本編第２部第２章第９節「医療体制の整備」に準ずる。

- (3) 消火活動の整備

本編第２部第２章第４節「消防体制の整備」に準ずる。

４ 緊急輸送活動の整備

本編第２部第２章第７節「交通確保体制の整備」に準ずる。

５ 避難活動の整備

本編第２部第２章第５節「避難体制の整備」に準ずる。

６ 防災訓練の実施

- (1) 事故発生時機関相互の連携が的確になされるよう、防災訓練を実施する。
- (2) 訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

第２節 応急対策

第１ 危険物等の対策

危険物等取扱機関の管理者等は関係法令により定められた災害予防規定及び従事者に対する保安教育計画等によるほか、次により災害時における保安対策を実施する。

１ 石油の保安対策

危険物施設等の管理者の措置は、危険物施設の種類及び取扱い貯蔵する危険物の種類及び災害の種類規模等によって異なるが、おおむね次の区分に応じて措置する。

- (1) 災害が発生するおそれのある場合の措置
 - ① 情報及び警報等を確実に把握する。
 - ② 消防施設（ここでいう消防施設とは、各種災害に対処できるすべての設備をいう。）の点検整備をする。
 - ③ 施設内の警戒を厳重にする。

- ④ 危険物の集荷の中止、移動搬出の準備、浮上、流出、転倒の防止及び防油堤の措置をとる。

(2) 災害発生の場合の措置

- ① 消防機関及びその他の関係機関への通報
- ② 消防設備(1)の②を使用し災害の防除に努める。
- ③ 危険物施設等における詰替、運搬等の取扱いを禁止し、災害の拡大誘発の防止に努める。
- ④ 消防機関及びその他関係機関を迅速に誘導し、災害の防除に努める。
- ⑤ 災害の拡大に伴って、付近の状況等により、避難等の処理をなし、被害を最小限度に押さえるように努める。

2 高圧ガスの保安対策

施設の管理者は、現場の消防・警察等と連絡を密にして速やかに次の措置を講ずる。

(1) 災害事故の急報及び現場措置

① 通報

事故の当事者又は発見者等は、事故の大小にかかわらず、事故発生を最寄りの消防、警察に連絡する。連絡を受けた消防、警察は、事故現場に出動するとともに、関係先に連絡する。

② 現場緊急措置

それぞれのガスの性質に応じた措置を行うとともに、必要に応じて次の対策を行う。

ア 初期消火、漏洩閉止等の作業

イ 付近住民への通報

ウ 二次災害防止措置（火気の使用停止、ガス容器の撤去、退避、交通制限等）

エ その他必要な措置（消火、除害、医療、救護）

③ 防災事業所

通報及び出動要請を受けた場合は直ちに現場へ出動し、消防、警察等の防災活動に対し協力助言を行う。

(2) 通報の内容

- ① 事故発生の場所・日時
- ② 現場（通報時の実情及び現時点における措置）
- ③ 被害の状況
- ④ 原因となったガス名
- ⑤ 応援の要請、その他必要事項

3 火薬類の保安対策

施設の管理者は、現場の消防、警察等と連絡を密にし、速やかに次の措置を講ずる。

- (1) 保管又は貯蔵中の火薬類を安全地域に移す余裕のある場合は、速やかにこれを安全な場所に移し、見張人をつけて、関係者以外の者が近づくことを禁止する。
- (2) 道路が危険であるか、又は搬送の余裕がない場合には、火薬類を付近の水槽等の水中に

沈める等安全な措置を講ずる。

- (3) 搬出の余裕がない場合には、火薬庫にあっては、入口、窓等を目塗土等で完全に密閉し、木部には注水等の防火措置を講じ、かつ、必要に応じて住民に避難するよう警告する。

4 電気の保安対策

台風、火災、その他の非常災害時には支持物の倒壊、電線の断線等の事態が発生するおそれがあるので次のような措置を行い危険箇所の早期発見に努める。

- (1) 災害発生時は直ちに電気工作物の非常巡視を行い、危険箇所の早期発見に努める。
- (2) 危険箇所を発見した場合には、直ちに送電を中止するよう電気設備の施設関係者に連絡し、公衆に対する危険の標示、接近防止の措置を行う。
- (3) 出火のあった場合は、直ちに現場に急行し、現場の警察、消防関係者と緊密に連絡し、近傍電気工作物の監視を行うとともに、必要に応じ電気設備の施設者に対する送電の停止又は電気工作物の撤去等危険防止の措置を速やかに行うよう警告する。

5 毒物劇物の災害応急対策

毒物劇物取扱い施設が、災害により被害を受け、毒物劇物が飛散、漏洩又は地下に浸透し、保健衛生上危害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、速やかに次の措置を講ずる。

- (1) 施設等の管理責任者は危険防止のための応急措置を講ずるとともに、保健所、警察署及び消防署に届け出る。

第2 活動体制の確立

本編第3部第1章第1節「応急活動体制の確立」に準ずる。

第3 広域的な応援体制の整備

本編第3部第1章第4節「広域応援体制」に準ずる。

第4 被害情報の報告

町は、町内に被害が発生したときは、人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、これらの被害情報を県に報告する。

第5 救助・救急、医療及び消火活動の整備

1 救助・救急活動の整備

本編第3部第2章第7節「救助・救急」に準ずる。

2 医療活動の整備

本編第3部第2章第10節「緊急医療」に準ずる。

3 消火活動の整備

本編第3部第2章第5節「消防活動」に準ずる。

第6 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

本編第3部第2章第9節「緊急輸送」に準ずる。

第7 避難収容活動

1 避難誘導の実施

本編第3部第2章第6節「避難の指示、誘導」に準ずる。

2 避難所

本編第3部第3章第1節「避難所の運営」に準ずる。

3 要配慮者への配慮

本編第3部第2章第11節「要配慮者への緊急支援」に準ずる。

第8 被災者等への的確な情報伝達活動

本編第3部第2章第3節「広報」に準ずる。

第4章 林野火災対策

火災による広範囲にわたる林野の焼失等といった林野火災に対し、町をはじめとする防災関係機関がとるべき対策を定める。

第1節 予防対策

1 広報活動の充実

町及び消防機関・国・県は、森林保有者、林業労働者、付近住民及び森林レクリエーション等の森林使用者等を対象に広報活動を実施し、立看板・防火標識の設置やテレビ・ラジオによる広報等有効な手段を通じて、林野火災予防思想の普及、啓発に努める。

2 予防体制の強化

町は、乾燥・強風等の気象状況に留意し、森林法に基づく火入れの規制を適切に行う。また、気象状況等が火災予防上危険であると認めるときは、地区住民及び入山者に対し火災に関する警報の発令及び周知等必要な措置を講ずる。

3 防災組織の育成

町及び防災関係機関は、森林管理者による自主的な予防活動の組織を育成強化する。

4 予防施設、防災資機材の整備

町は、林野火災用消防水利及び消防施設の整備に努める。

5 情報の収集・連絡手段の整備等

- (1) 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制を整備する。
- (2) 災害時における緊急連絡体制を確保するため、平常時から通信設備の整備、充実に努める。

本編第2部第2章第2節「通信・広報体制（機器等）の整備」に準ずる。

6 防災組織の整備

- (1) 応急活動実施体制の整備
- (2) 防災組織相互の連携体制の整備
- (3) 広域応援体制の整備

本編第2部第2章第1節「防災組織の整備」に準ずる。

7 緊急輸送活動の整備

本編第2部第2章第7節「交通確保体制の整備」に準ずる。

8 避難活動の整備

本編第2部第2章第5節「避難体制の整備」に準ずる。

9 防災訓練の実施

- (1) 事故発生時、機関相互の連携が的確になされるよう、防災訓練を実施する。
- (2) 訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

第２節 応急対策

１ 活動体制

(１) 現場指揮本部の設置による応急活動

町は、火災を覚知した場合は、現場指揮本部を設置し、関係機関と連携して防御に当たるとともに、状況把握を的確に行い、隣接町等への応援出動要請の準備を行う。

(２) 災害対策本部の設置による応急活動

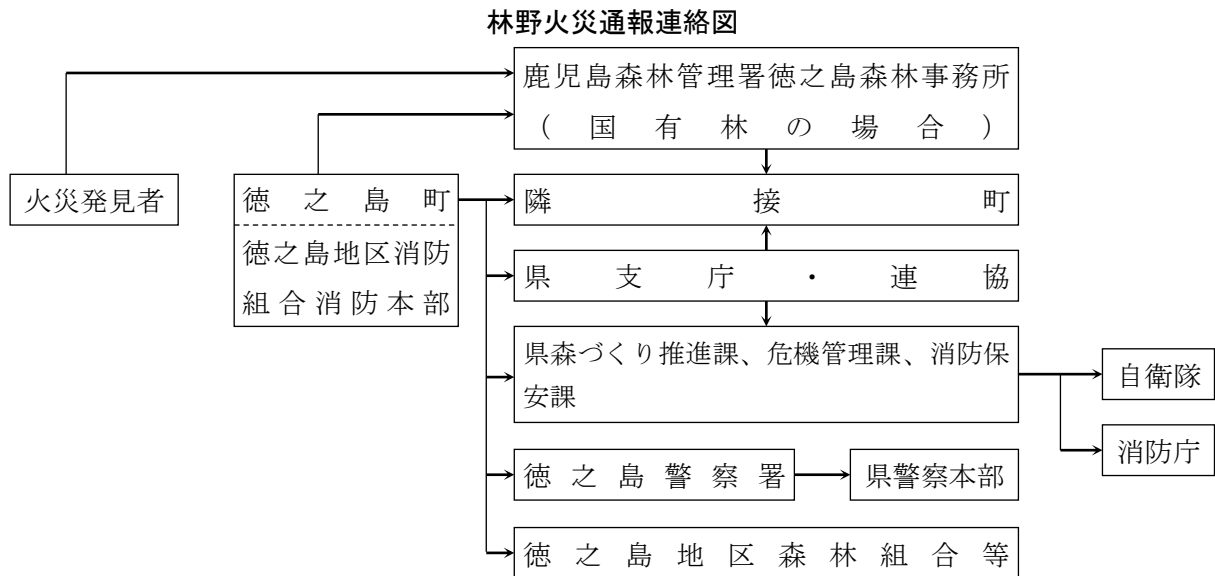
大規模な林野火災により、重大な災害が発生し、又は発生するおそれがあると認められるときは、災害対策本部を設置し、県及び関係機関と協力して総合的な災害応急対策を実施する。

(３) 空中消火体制

町は、消防機関等の地上隊による消火が困難と判断するときは、県に対して消防・防災ヘリコプターの派遣要請をするなど、空中消火体制をとる。

(４) 通信連絡体制

町は、火災を発見した者から通報を受けた場合は、速やかに、県、隣接町、関係機関等に通報する。また、町は、森林管理署、県等と相互に情報交換等を行う。



(５) 災害情報の収集・連絡体制の整備

本編第３部第２章第２節「災害情報・被害情報の収集・伝達」に準ずる。

２ 関係機関の業務分担

関係機関の業務分担は、おおむね次のとおりである。

関係機関	実施事項
鹿児島森林管理署 徳之島森林事務所	(１) 国有林に係る火災対策の総括的な業務 (２) 国有林に係る火災の関係機関への情報伝達

	(3) 国有林に係る火災の関係機関への協力要請 (4) 国有林内への立入り制限、火の使用制限等 (5) 国有林に係る火災関係情報の広報
徳之島地区消防組合	(1) 火災対策の総括的な業務 (2) 救難及び搜索、消火・延焼防止作業 (3) 関係機関への情報伝達 (4) 関係機関への協力要請 (5) 立入り制限、火の使用制限等 (6) 火災関係情報の広報 (7) 避難所の設置及び運営 (8) 広域応援
第十管区海上保安本部	(1) 被害規模に関する総括的な情報等の連絡 (2) 救護班の緊急輸送
自衛隊鹿児島地方協力本部 徳之島駐在員事務所	(1) 災害状況等情報の収集、通報 (2) 救難及び搜索、消火・延焼防止作業 (3) 防災資機材の輸送 (4) 付近住民の避難に必要な支援
海上自衛隊第１航空群	(1) 災害状況等情報の収集、通報 (2) 避難及び搜索、消火・延焼防止作業 (3) 防災資機材の海上輸送
鹿児島県	(1) 関係市町村に対する情報の伝達及び応急対策上必要な指示 (2) 消防・防災ヘリコプターによる空中消火、避難誘導等 (3) 応援要請 (4) 被害状況の取りまとめ
鹿児島県警察本部	(1) 警備活動 (2) 災害状況等情報の収集 (3) 救出救助活動 (4) 立入禁止区域の設定等
鹿児島県医師会	負傷者の収容並びに手当

３ 広域的な応援体制の整備

本編第３部第１章第４節「広域応援体制」に準ずる。

４ 救急・救助、医療及び消火活動の整備

(１) 救急・救助活動の整備

本編第３部第２章第７節「救助・救急」に準ずる。

(２) 医療活動の整備

本編第３部第２章第１０節「緊急医療」に準ずる。

(3) 消火活動の整備

本編第3部第2章第5節「消防活動」に準ずる。

5 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動の整備

本編第3部第2章第9節「緊急輸送」に準ずる。

6 避難収容活動の整備

(1) 避難誘導の実施

本編第3部第2章第6節「避難の指示、誘導」に準ずる。

(2) 避難所の開設等

本編第3部第3章第1節「避難所の運営」に準ずる。

(3) 要配慮者への配慮

本編第3部第2章第11節「要配慮者への緊急支援」に準ずる。

7 被災者等への的確な情報伝達活動の整備

本編第3部第2章第3節「広報」に準ずる。

8 施設設備の応急復旧及び二次災害の防止活動

(1) 町、県及び関係機関は、それぞれの所管する施設・設備の緊急点検を実施し、ライフライン及び公共施設の応急復旧を速やかに行う。

(2) 町、県及び国は、林野火災により荒廃した地域の下流域において、降雨等による土砂災害など二次災害の危険性について点検を実施するとともに、緊急性の高い箇所については、応急対策を行う。

第5章 不発弾等処理対策

関係者の証言や記録等の調査により、不発弾の埋没が予想される場所を掘削する等、具体的な工事等が予定される場合、また、工事等により爆発のおそれのある不発弾が発見された場合の対応について、必要な事項を定める。

第1節 不発弾等の処理主体等

1 不発弾等処理の実施

本対策は、自衛隊法、関係4省庁通達「陸上において発見された不発弾等の処理について」（昭和33年7月4日付防衛庁防一第32号、警察庁乙保第12号、自乙行第5号、昭33年軽第1443号）、総理府総務副長官通知「不発弾等処理交付金交付要綱等について」（総管第524号の2、昭和48年10月30日）、内閣総理大臣官房管理室「不発弾等処理交付金に関する手引き」（昭和57年12月）等に基づき実施する。

2 処理主体

市街地等で発見された不発弾等の処理は、第一次的な処理主体として地方自治体及び県警察が基本的責任を有し、また、第二次的な処理主体として陸上自衛隊が補助的責任を有し、これらの関係機関が協力して対処することとなる。

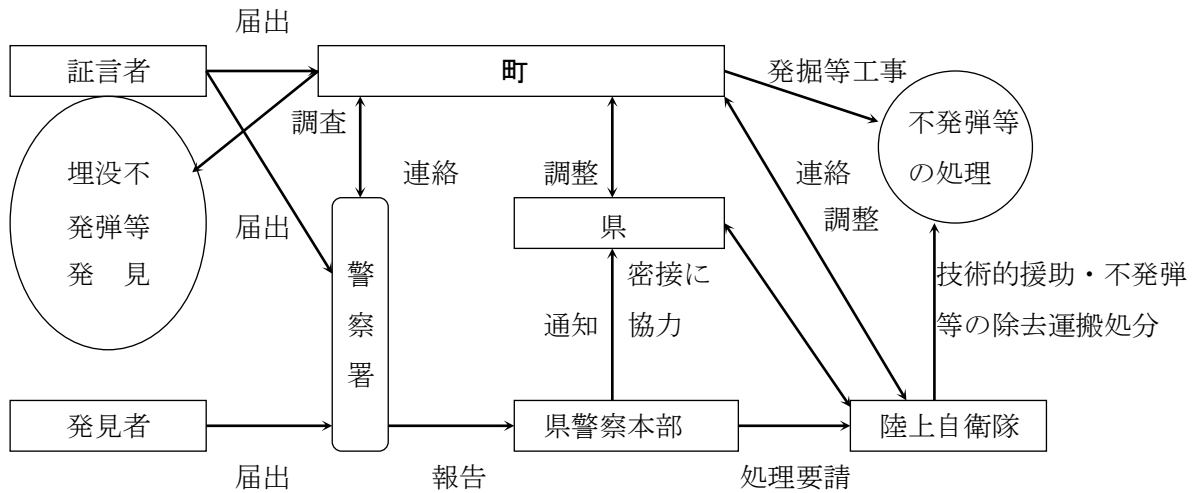
- 地方自治体：地方自治法に基づき、地方公共の秩序を維持し、住民の安全を保持する事務を処理する。
- 県 警 察：警察法に基づき個人の生命、身体、財産の保護に任じ、公共の安全と秩序の維持に当たる責務を有する。
- 陸上自衛隊：自衛隊法附則第14項に基づき、特殊性、高度の専門性を有する不発弾等の処理作業を実施する能力を有する陸上自衛隊が補助的責任を有する。

※自衛隊施設内での不発弾等の処理

不発弾等が自衛隊施設内で発見され、周辺住民の避難が必要な場合における当該不発弾の処理については、処理主体は第一次的には当該施設の管理者となり、地方自治体、陸上自衛隊等の関係機関が第二次的な処理主体となる。

このことから、第1節4の関係機関の作業分担中、町は「住民の安全に関する事項」を担当する。

3 不発弾等処理の流れ等



4 不発弾の処理に伴う関係機関の作業分担

作業区分		担当	経費負担
工作物の移転復元の折衝及び設計等		町	町
発掘工事（業者委託又は直営施行）		町	町
住民の安全に関する事項	住民避難	町	町
	避難区域内の警戒	町、警察署	町、警察署
	交通規制	警察署、道路管理者	警察署、道路管理者
技術的援助及び爆発の危険が伴う発掘並びに処分（信管除去、運搬及び処分）		陸上自衛隊	陸上自衛隊

第2節 処理のための事前準備

不発弾の処理日までの対応に関しては、おおむね次のとおりとする。

1 処理日程の作成

処理日程の作成については、おおむね図1を基本とする。

2 関係機関との事前調整

不発弾等の処理の実施に当たっては、自衛隊、県、警察署、消防署等の関係機関による事前対策会議を開催し、処理内容について調整する。

事前調整事項	1 不発弾等処理日時 2 避難半径 3 避難場所 4 避難世帯及び避難人員 5 避難開始時刻及び完了時刻 6 交通規制時間 7 現地対策本部設置場所 8 救急活動 9 広報活動
--------	--

3 処理計画の作成等

関係各課及び関係機関は、事務分掌に応じて次による処理計画を作成する。

処理計画項目	1 工事計画 2 処理に伴う構造物の移転計画 3 交通規制計画 4 広報計画 5 警備計画 6 警戒区域設定と避難計画 7 救急・救護計画 8 処理日までの保安計画 9 その他必要な各機関別の行動計画
--------	--

4 自衛隊との協定締結

不発弾の処理に係る業務について事前に確認するため、おおむね次の内容に基づく協定を町と自衛隊との間で締結する。

協定の内容	1 町が講ずる措置（住民の安全対策等） 2 自衛隊の処理部隊が講ずる措置（信管除去及び運搬等） 3 不発弾等の処理日の決定要領 4 その他処理に際して必要な事項
-------	---

5 交付金の申請

町は、「不発弾等交付金交付要綱」に基づき、県を通じて内閣府に交付申請を行う。(処理費が200万円以上の工事が交付の対象となる。)

※交付金交付対象経費

- (1) 不発弾等探査費
- (2) 工事費及び附帯工事費
- (3) 測量及び試験費
- (4) 用地損料及び補修費
- (5) 工事雑費

第3節 処理体制

1 町災害対策本部の設置及び廃止

- (1) 不発弾処理に伴う住民対応をはじめとする諸活動を円滑に実施するため、災害対策本部を設置する。
- (2) 災害対策本部は処理当日に設置する。なお、現地において対策が必要な場合には、現地対策本部を設置する。災害対策本部及び現地対策本部は、自衛隊による不発弾の信管処理が無事終了し、安全が確認されたときに廃止する。
- (3) 災害対策本部の組織及び主な事務分掌については図2のとおり。

2 警戒区域の設定

町長は不発弾処理に伴い、住民等の生命と安全を確保するため、災害対策基本法第63条に基づく「警戒区域」を設定し、すべての住民及び車両等の退去と立入を禁止する。

3 避難等の実施

災害対策本部長は、事前に作成した避難計画に基づき、次により住民等を避難させる。

実施項目	1 避難誘導班の配置 2 住民等に対する避難広報の実施 3 避難所の開設と運営
------	---

4 情報の受伝達

本部長は、必要な情報の収集に努めるとともに、関係する場所へこれらの情報を伝達する。

受伝達事項	1 不発弾の信管処理の進行状況 2 避難所における避難者の状況 3 交通機関停止及び道路交通規制等の状況 4 その他の必要な情報
-------	---

5 報道対応等

本部長は、取材報道機関に対し、随時状況を説明する。

第4節 海上で不発魚雷等が発見された場合の対応

海上における機雷その他の火薬類の除去及び処理については、自衛隊法第99条に基づき、海上自衛隊が行うことと定められているが、処理に伴う危険区域の範囲が陸上に及ぶため避難が必要である場合は、本地域防災計画を準用する。

図1 不発弾等処理の標準的な日程

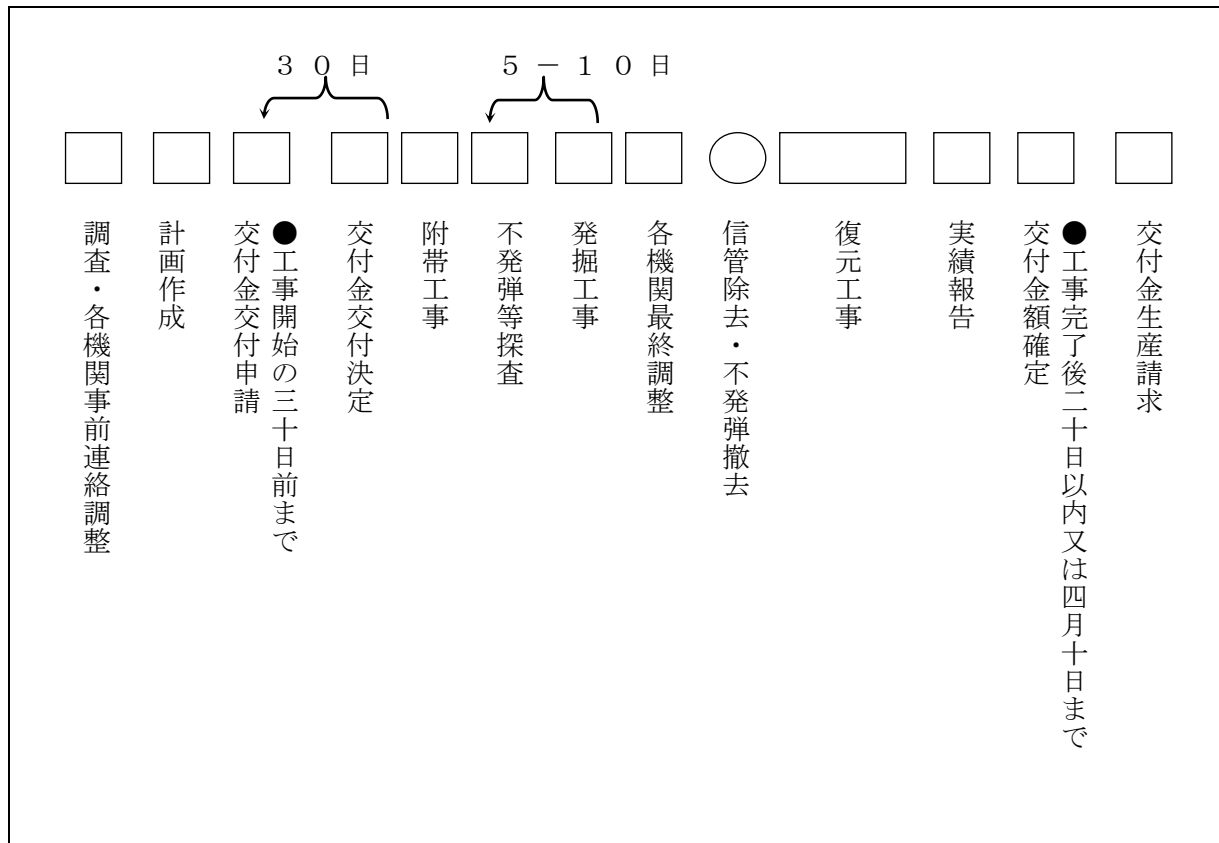
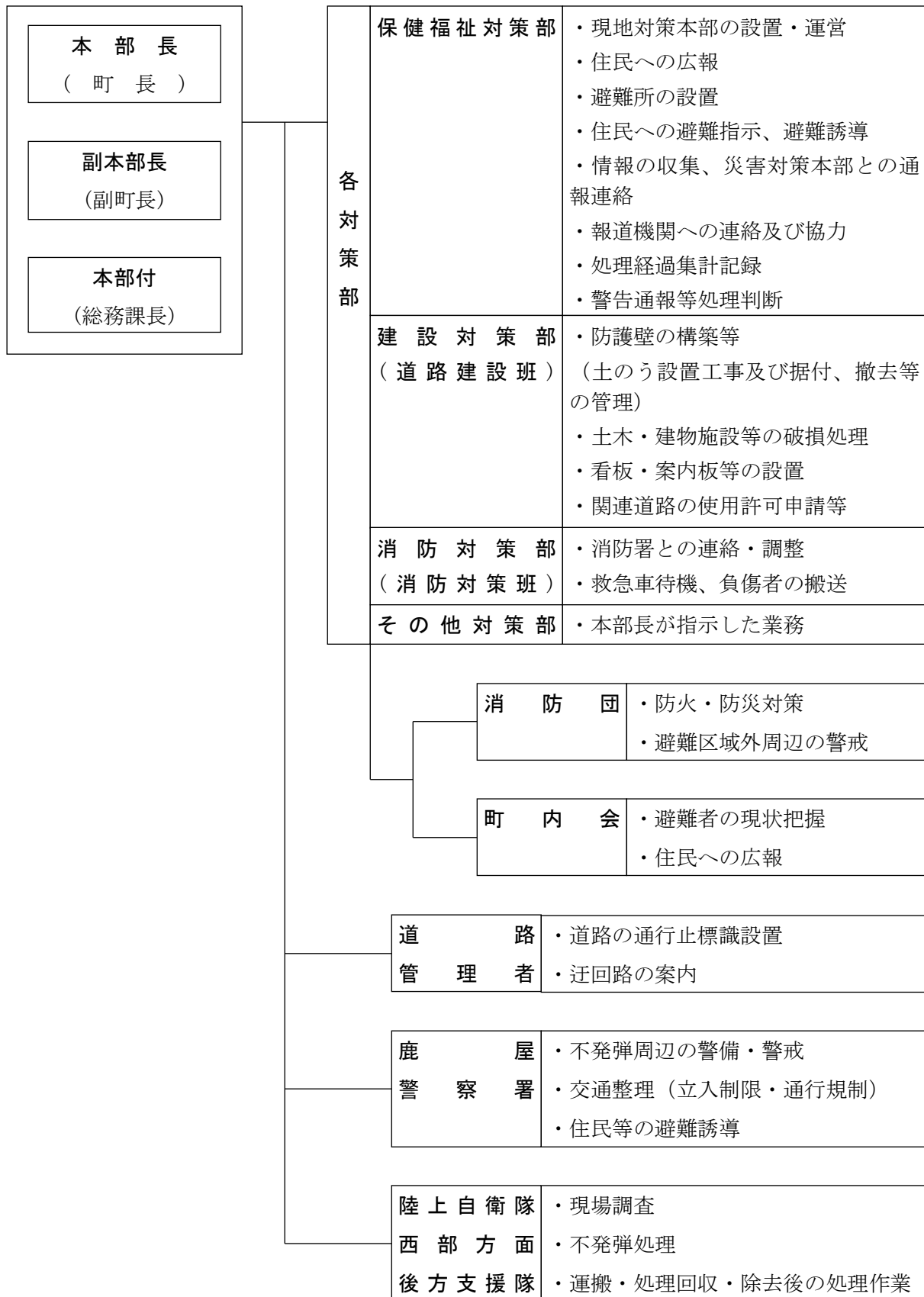


図2 不発弾処理に伴う災害対策本部の組織及び主な事務分掌



第1章 公共土木施設等の災害復旧

被災した公共土木施設等の早急な災害復旧は、住民の生活の安定と福祉の向上を図る上で不可欠であるため、公共土木施設等の災害復旧に係る対策を講ずる。

全 部

第1節 公共土木施設等の災害復旧事業等の推進

第1 災害復旧事業等の推進

1 災害復旧事業等の計画策定

公共施設の災害復旧実施責任者が行う災害復旧事業の計画策定の基本方針は、各施設の原形復旧と併せ、町がおかれている災害に対する各種の特性と災害の原因を詳細に検討して、再度災害の発生防止のための必要な施設の新設改良を行う等の事業計画を樹立し、極力、早期復旧に努める。

2 災害復旧事業等の実施要領

- (1) 災害の程度及び緊急の度合等に応じて、県及び国への緊急査定あるいは本査定を速やかに要望する。
- (2) 査定のための調査、測量及び設計を早急に実施する。
- (3) 緊急査定の場合は、派遣された現地指導官と十分な協議をし、その指示に基づき周到な計画をたてる。また、本査定の場合は、査定前に復旧について関係者と十分協議検討を加えておく。
- (4) 災害復旧に当たっては、被災原因を基礎にして、再度災害が発生しないようあらゆる角度から検討を加え、災害箇所の復旧のみに捉われず、周囲との関連を十分考慮にいて、極力、改良復旧ができるよう提案する。
- (5) 査定終了後は緊急度の高いものから直ちに復旧に当たり、現年度内に完了するよう施行の促進を図る。
- (6) 査定で補助事業の対象外となったもので、なお、今後危惧されるものについては、その重要度により県単防災事業として実施できるよう県に要望していく。
- (7) 大災害が発生した場合の復旧等については、復旧事業着手後において労働力の不足、施工業者の不足や質の低下、資材の払底等のため工事が円滑に実施できないこと等も予想されるので、このような事態を想定して十分検討しておく。
- (8) 災害の増破防止、交通の安全確保等のため、災害復旧実施責任者に仮工事や応急工事を適切に指導する。
- (9) 大災害発生を想定して、査定及び復旧のための支援体制を十分検討しておく。

3 事業計画の種別

次に掲げる事業計画について、被害発生の都度、検討作成する。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業計画
 - ① 河川公共土木施設災害復旧事業計画
 - ② 海岸公共土木施設災害復旧事業計画
 - ③ 砂防設備災害復旧事業計画
 - ④ 地すべり防止施設災害復旧事業計画
 - ⑤ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業計画
 - ⑥ 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
 - ⑦ 道路公共土木施設災害復旧事業計画
 - ⑧ 港湾公共土木施設災害復旧事業計画
 - ⑨ 漁港公共土木施設災害復旧事業計画
- (2) 農林水産施設災害復旧事業計画
- (3) 上下水道災害復旧事業計画
- (4) 住宅災害復旧事業計画
- (5) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (6) 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画
- (7) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (8) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (9) その他の災害復旧事業計画

4 復旧・復興事業からの暴力団排除

町は、県警察等の指導の下、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

第2節 激甚災害の指定

1 激甚災害に関する調査

町長は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

2 特別財政援助額の交付手続等

町長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県各部局に提出しなければならない。

第2章 被災者の災害復旧・復興支援

被災した住民が、その痛手から速やかに再起し生活の安定を早期に回復できるように、生活相談、災害弔慰金等の支給、税の減免、各種融資措置など、被災者の支援に係る対策を講ずる。

住民生活課 建設課 税務課

第1節 被災者の生活確保

第1 生活相談

町は、被災者のための相談所を設け、苦情、要望等を受け付け、その解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡して対応を要請する。

第2 災害廃棄物等の処理（がれき処理）

1 処理処分方法の確立及び仮置場、最終処分地の確保

町は、災害廃棄物の処理処分方法を確立する。

また、町内で災害廃棄物の仮置場、最終処分地の確保を行うことを原則とするが、それが困難な場合は、県は、県災害廃棄物処理計画も踏まえ、県内の他市町村及び県外での仮置場、最終処分地の確保について環境省と連携して町を支援する。

2 リサイクルの徹底

災害廃棄物処理に当たっては、県災害廃棄物処理計画や町災害廃棄物処理計画も踏まえ、適切な分別を行うことにより可能な限りリサイクルに努める。

3 環境汚染の未然防止、住民・作業者の健康管理

災害廃棄物処理に当たっては、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮する。

4 計画的な災害廃棄物処理の実施

復旧・復興を効果的にを行うため、災害廃棄物の処理を復旧・復興計画に考慮して行う。

(1) 危険なもの、通行上の支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。

また、選別・保管・焼却のできる仮集積場所の十分な確保を図るとともに、最終処分までの処理ルート確保を図る。

(2) 損壊した建築物の残骸等持ち運びの困難なものを、仮集積場所及び処理場に運搬する。

(3) 災害廃棄物の破碎・分別を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルを図る。

5 損壊家屋等の解体に係る民間事業者との連携及び他の地方公共団体への協力要請

町又は県は、損壊家屋等の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行う。

6 建物等の解体等による石綿飛散・ばく露防止

町は、建築物等の解体等による石綿の飛散・ばく露を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。

また、解体等を行わない建築物等で石綿の露出等が確認された場合にあっては、必要に応じ建築物等の所有者又は管理者に対し、ビニールシート等による飛散防止若しくは散水・薬剤の散布による湿潤化・固形化等の措置又は立ち入り禁止などの石綿の飛散・ばく露防止対策を行うよう指導・助言する。

第3 借地借家制度の特例の適用に関する事項

1 大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法の適用手続き

(1) 大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法（以下「法」という。）第2条の特定大規模災害として指定を受け、借地借家制度の特例の適用を希望する場合は、国土交通大臣に対し、所要の申請を行う。

(2) 町長は、適用の申請に際し、次の事項を記載した申請書に知事の副申を添えて、国土交通大臣あて2部提出する。

- ① 町の面積
- ② 罹災土地の面積
- ③ 町の建物戸数
- ④ 滅失戸数
- ⑤ 災害の状況
- ⑥ その他（罹災土地中、借地の比率及び滅失建物中、借家の比率等もできれば記載する。）

2 法適用基準

法の適用基準は、災害により市街地における建物の滅失が著しく借地借家関係の紛争が相当に予想される場合である。

第4 災害弔慰金等の支給

1 災害弔慰金の支給

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づいて、自然災害によって死亡（行方不明を含む。以下この項において同じ。）した者の遺族に対して災害弔慰金を支給する。

区 分	支 給 の 内 容 等
実 施 主 体	町が条例の定めるところにより実施する。
対 象 災 害	(1) 町の区域内において、住居の滅失した世帯の数が5以上ある災害 (2) 県内において、住居の滅失した世帯の数が5以上の市町村が3以上存在する災害 (県内すべての市町村が対象となる。) (3) 県内において、災害救助法が適用された市町村が1以上ある災害 (県内すべての市町村が対象となる。)

	(4) 救助が行われた市町村をその区域に含む都道府県が2以上ある災害 (県内すべての市町村が対象となる。)
支給対象	対象災害により死亡した者の遺族に対して支給する。
弔慰金の額	死亡当時遺族の生計を主として維持していた場合……………500万円 その他の場合……………250万円

2 災害障害見舞金の支給

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づいて自然災害によって負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に精神又は身体に重度の障害がある者に対して、災害障害見舞金を支給する。

区 分	支 給 の 内 容 等
実施主体	町が条例の定めるところにより実施する。
対象災害	(1) 町の区域内において、住居の滅失した世帯の数が5以上ある災害 (2) 県内において、住居の滅失した世帯の数が5以上の市町村が3以上存在する災害 (県内すべての市町村が対象となる。) (3) 県内において、災害救助法が適用された市町村が1以上ある災害 (県内すべての市町村が対象となる。) (4) 救助が行われた市町村をその区域に含む都道府県が2以上ある災害 (県内すべての市町村が対象となる。)
支給対象	対象災害により法別表に掲げる程度の障害を受けた者に対して支給する。
障害見舞金の額	当該災害により負傷し又は疾病にかかった当時、生計を主として維持していた場合……………250万円 その他の場合……………125万円

3 県の災害弔慰金・見舞金の支給

(1) 県単災害弔慰金の支給

鹿児島県災害弔慰金等支給要綱に基づいて、自然災害によって死亡（行方不明を含む。以下この項において同じ。）した者の遺族に対して県単制度の災害弔慰金を支給する。

区 分	支 給 の 内 容 等
対象災害	一の市町村の区域内において住居の滅失した世帯の数が5以上である災害と原因を同じくして発生した災害及びその他知事が特に指定した災害（災害弔慰金の支給等に関する法律の規定による災害弔慰金の支給の対象となる災害を除く。）
支給対象	対象災害により死亡した者の遺族に対して支給する。
弔慰金の額	死亡者一人当たり100万円とする。

(2) 県単住家災害見舞金

鹿児島県災害弔慰金等支給要綱に基づいて、自然災害によって現に居住している住家が全壊、流失又は埋没した世帯の世帯主に対して住家災害見舞金を支給する。

区 分	支 給 の 内 容 等
対 象 災 害	(1) 災害救助法による救助が行われた災害 (2) 一の市町村の区域内において住居の滅失した世帯の数が5以上である災害（(1)の災害に該当するものを除く。） (3) (1)、(2)に掲げる災害と原因を同じくして発生した災害 (4) その他知事が特に指定した災害
支 給 対 象	現に居住している住家が対象災害により全壊、流失又は埋没した世帯の世帯主に対して支給する。
見舞金の額	一世帯当たり10万円とする。

第5 被災者生活再建支援金の支給

被災者生活再建支援法に基づいて、県は、自然災害によって生活基盤に著しい被害を受け、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難な者に対して、支援金を支給し、自立した生活の開始を支援する。法に基づき委託をされた場合、町は申請書の審査・取りまとめ等支給に関する事務が適切、かつ、速やかに実施されるよう県と連携を図りながら事務を行う。

(令和4年1月31日現在)

区 分	支 給 の 内 容 等
実 施 主 体	県（被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県会館を指定）に支給事務を委託）
対 象 災 害	(1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村の区域に係る自然災害 (2) 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村の区域に係る自然災害 (3) 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した県の区域に係る自然災害 (4) (1)又は(2)の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満）の区域に係る自然災害 (5) (1)～(3)の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満）の区域に係る自然災害 (6) (1)若しくは(2)の市町村を含む都道府県又は(3)の都道府県が2以上ある場合に、 5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満） 2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満）
対 象 世 帯	(1) 居住する住宅が全壊した世帯 (2) 居住する住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 (3) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯

	(4) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）															
支 給 額	支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。 (※ 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3／4の額)															
	(1) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）															
	<table><tr><td>住宅の被害程度</td><td>全壊</td><td>解体</td><td>長期避難</td><td>大規模半壊</td></tr><tr><td></td><td>対象世帯の(1)</td><td>対象世帯の(2)</td><td>対象世帯の(3)</td><td>対象世帯の(4)</td></tr><tr><td>支給額</td><td>100万円</td><td>100万円</td><td>100万円</td><td>50万円</td></tr></table>	住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊		対象世帯の(1)	対象世帯の(2)	対象世帯の(3)	対象世帯の(4)	支給額	100万円	100万円	100万円	50万円
	住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊											
		対象世帯の(1)	対象世帯の(2)	対象世帯の(3)	対象世帯の(4)											
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円												
(2) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）																
<table><tr><td>住宅の再建方法</td><td>建設・購入</td><td>補修</td><td>賃借 (公営住宅以外)</td></tr><tr><td>支給額</td><td>200万円</td><td>100万円</td><td>50万円</td></tr></table>	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)	支給額	200万円	100万円	50万円								
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)													
支給額	200万円	100万円	50万円													
	※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200(又は100)万円															
申 請 先	県（市町村経由）															

第6 被災者生活支援金の支給

被災者生活再建支援法が適用されるなどの大規模な災害において、床上浸水以上の被害を受けた世帯及び小規模事業者に対して、生活再建を支援するため、県は、被災者生活支援金を市町村を通じて支給する。

対象市町村	① 被災者生活再建支援法が適用された市町村 ② 上記と同一の災害で被害を受けた市町村
対象世帯等	① 全壊、半壊若しくは床上浸水の住宅被害を受けた世帯 ② 商工業を行う拠点である店舗、事務所、工場などが全壊、半壊若しくは床上浸水の被害を受けた小規模事業者 ただし、①の支給対象者は除く。 ③ ①、②に係わらず、被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給対象となる世帯は除く。 ④ ①、②のうち、被災日の前年の1月1日から被災日までの間に県内において被災者生活再建支援法が適用された災害において全壊、半壊若しくは床上浸水の被害を受けた者
支給限度額	上記①、②については1世帯（1事業者）当たり20万円 上記④については1世帯（1事業者）当たり50万円

第7 税の減免措置

1 税の徴収猶予

- (1) 町長は、地方税法第15条の規定に基づき、町税の納税者又は特別徴収義務者がその財産について災害を受けたため、税金を一時に納めることができないと認めたときは、納税者又は特別徴収義務者の申請により1年以内の範囲で、町税の徴収猶予を行う。
- (2) 地方税法第20条の5の2の規定に基づく町の災害による町税の納入等の期限延長に関する関係条例により、町長は災害による被災者のうち、町税の納入等ができない者に対し、期限の延長を行う。

2 税の減免

町長は、町税の減免に関する関係条例等の規定により、災害による被災者のうち町税の減免を必要と認める者に対し、町税の減免を行う。

第8 職業のあっせん等

町は、公共職業安定所と連携し、被災者の生活再建のための職業のあっせんを行う。

第9 災害時における日本郵便株式会社の業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策

災害が発生した場合において、日本郵便株式会社は、災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、次のとおり、日本郵便株式会社の業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施する。

1 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

災害時において、被災者の安否通信等の便宜を図るため、関係法令等に基づき、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。

2 被災者が差し出す郵便物の料金免除

災害時において、関係法令等に基づき、被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。

3 被災地あて救助用郵便物の料金免除

災害時において、関係法令等に基づき、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社鹿児島県支部、共同募金会又は共同募金会連合会にあてた救助用物資を内容とする小包郵便物及び救助用又は見舞い用の現金書留郵便物の料金免除を実施する。なお、料金免除となるこれらの郵便物については、当該郵便物の引受期間中は、郵便窓口取扱時間外においても引き受ける。

4 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分

災害時において、被災者の救助を行う団体が被災者に配付する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、日本郵便株式会社は、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の認可を得て、お年玉付郵便葉書等寄附金を配分する。

5 被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の料金免除

災害時において、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社鹿児島県支部、共同募金会又は共同募金会連合会に対する被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の通常払込み及び通常振替の料金免除を実施する。

6 郵便貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱い

災害時において、被災地の郵便局において、被災者の緊急な資金需要その他の被災事情を考慮し、

- ① 郵便貯金、郵便為替、郵便振替及び年金恩給等の郵便貯金業務についての一定の金額の範囲内における非常払渡し及び非常貸付け並びに国債等の非常買取り等の非常取扱い
- ② 簡易保険の保険金及び貸付金の非常即時払、保険料払込猶予期間の延伸等の非常取扱いを実施する。

7 病院等による医療救護活動

災害時において、被災地の実情に応じ、医療救護、防疫措置等の必要がある場合は、病院等から医療救護班を派遣し、被災地における医療救護活動に協力する。

8 簡易保険加入者福祉施設を活用した災害救護活動

災害時において、被災地の実情に応じ、医療救護、一時避難場所の提供等の必要がある場合は、日本郵便株式会社は、被災地の地方公共団体等の関係機関との連絡を密にし、加入者福祉施設を活用して災害救護活動を行う。

9 被災地域地方公共団体に対する簡易生命保険資金による災害応急融資

災害時において、被災地における災害応急対策の円滑な実施に資するため、日本郵便株式会社は、被災地域地方公共団体の災害に関する緊急な資金需要を的確に把握し、当該地方公共団体の申請に応じ、簡易生命保険資金を短期融通する。

第10 被災建築物に関する各種調査に係る被災者への説明

町は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明する。

また、国及び県は町の活動の支援に努める。

第11 罹災証明書の交付

町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

なお、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。

また、平常時から住家被害の調査に従事する担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等の計画的な促進、被害認定に関する国・県等が開催する研修会等に参加するなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

第12 被災者台帳の作成

町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

住民生活課 介護福祉課
建設課 農林水産課

第2節 被災者への融資措置

第1 民生関係の融資

1 生活福祉資金（福祉費（災害援護経費））

生活福祉資金貸付制度要綱に基づき、県社会福祉協議会が被災した低所得世帯に対し、自立更生のために必要な資金の融資を行うものである。

（令和4年1月31日現在）

区 分	融 資 の 内 容 等
貸 付 対 象	災害により被害を受けた世帯で次の各条件に適合する世帯に対して貸付けられる。 (1) 資金の貸付けと併せて必要な援助及び指導を受けることにより、独立自活できると認められる世帯であること。 (2) 独立自活に必要な資金の融通を他から借り受けることが困難であると認められる低所得世帯であること。
融資の方法及び方法	借入申込人は、その居住地区を担当する民生委員を通じ町社会福祉協議会へ提出する。町社会福祉協議会は、意見書を添付して県社会福祉協議会へ提出し、県社会福祉協議会で貸付を決定の上、町社会福祉協議会長あて通知するとともに、貸付金を借入申込人に送金する。
貸 付 額	150万円以内
償 還 期 間	据置期間（6か月以内は無利子）経過後7年以内に償還を完了するものとする。
利 率	年1.5%（保証人がある場合は無利子）

2 災害援護資金

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき、自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行う。

（平成21年7月1日現在）

区 分	貸 付 の 内 容 等
実 施 主 体	町が条例に定めるところにより実施する。
対 象 災 害	県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害（県内すべての市町村が対象となる。）
貸付金原資の負担割合	国3分の2、県3分の1
貸付申込受付期間	被災日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日まで

貸付対象世帯	(1) 同一の世帯に属する者が1人の場合は、その所得の合計額が、220万円以下の世帯 (2) 同一の世帯に属する者が2人の場合は、その所得の合計額が、430万円以下の世帯 (3) 同一の世帯に属する者が3人の場合は、その所得の合計額が、620万円以下の世帯 (4) 同一の世帯に属する者が4人の場合は、その所得の合計額が、730万円以下の世帯 (5) 同一の世帯に属する者が5人以上の場合は、その所得の合計額が、730万円に世帯人員が1人増すごとに30万円を加算した額以下の世帯 (6) 住居が滅失又は流失した場合は、その所得の合計額が、1,270万円以下の世帯
--------	---

別表 貸付対象等

貸付区分		貸付限度額	利率	償還期限	据置期間	償還方法	担保
(1) 世帯主が負傷した場合 (療養に約1か月以上かかること。)	ア 家財・住居ともに損害がない場合	円 1,500,000	3.0 % 据置期間中は無利子	10年以内 据置期間を含む。	3年 (特認5年)	半年賦又は年賦 原則として元利均等償還	連帯保証人
	イ 家財の損害はあるが、住居の損害はない場合	2,500,000					
	ウ 住居が半壊した場合(特別の事情がある場合)	2,700,000 (3,500,000)					
	エ 住居が全壊した場合	3,500,000					
(2) 世帯主が負傷しなかった場合 (療養期間が約1か月かからない場合も含む。)	ア 家財の損害はあるが、住居の損害はない場合	1,500,000					
	イ 住居が半壊した場合(特別の事情がある場合)	1,700,000 (2,500,000)					
	ウ 住居が全壊した場合(エの場合を除く。)(特別の事情がある場合)	2,500,000 (3,500,000)					
	エ 住居全体が滅失し、又は流失した場合	3,500,000					

(注)「家財の損害」…家財の損害金額が、家財の価格の3分の1以上に達した場合をいう。

「特別な事情」…被災した住居を建て直すに際し、残存部分を取り壊さざるを得ない場合等をいう。

第2 住宅資金の融資

1 災害復興住宅建設及び補修資金

災害により居住の用に供する家屋が滅失し、又は損傷した場合において、当該家屋を復興して自ら居住し、又は他人（親族等）に無償で貸すために当該災害発生の日から2年以内に災害復興住宅を建設し、若しくは補修し、又は当該災害復興住宅の補修に付随して当該災害復興住宅を移転し、当該災害復興住宅の建設若しくは補修に付随して整地し、若しくは当該災害復興住宅の建設に付随して土地若しくは借地権を取得しようとする者に対して住宅金融支援機構が融資するものである。

区 分	融 資 の 内 容 等
対象となる災害	次のいずれかの災害 (1) 地震、豪雨、噴火、津波などの自然現象により生じた災害 (2) 自然現象以外の原因による災害のうち、住宅金融支援機構が個別に指定するもの
貸付を受けられる住宅	(1) 建設の基準 ① 住宅金融支援機構が定める技術基準に適合すること。 ② 面積要件なし。 ③ 併用住宅は、住宅部分が全体の1/2以上であること。ただし、非住宅部分を賃貸するものは除く。 ④ 建築基準法その他の関係法令に適合すること。 ⑤ 居住室、台所及びトイレを備えていること。 ⑥ 木造である場合1戸建又は連続建であること。 (2) 補修の基準 ① 住宅金融支援機構が定める技術基準に適合すること。 ② 家屋の床面積、構造の種類は制限がない。 ③ 併用住宅は、住宅部分が全体の1/2以上であること。ただし、非住宅部分を賃貸するものは除く。 ④ 建築基準法の規定に適合すること。 ⑤ 居住室、台所及びトイレを備えていること。 ⑥ 1戸当たりの補修に要する費用が10万円以上であること。
貸付対象者	(1) 機構から資金の貸付を受けなければ、災害復興住宅の建設・購入又は補修をすることができない者であること。 (2) 災害による罹災時、滅失し、又は損傷した家屋の所有者、賃借人又は居住者であって災害の発生の日から2年以内に自ら居住し、又は他人（親族等）に無償で貸すために災害復興住宅を建設・購入又は補修をしようとする者であること。 (3) 償還能力を有する者であること。

貸付の条件	(1) 建設・購入の場合		
	① 貸付限度額		
	住宅建設資金	土地取得あり	3,700 万円（工事費の 100%融資）
		土地取得なし	2,700 万円（工事費の 100%融資）
	住宅購入資金		3,700 万円（購入費の 100%融資）
	② 貸付利率	機構の貸付利率による。	
	③ 償還期間	35 年以内（3 年以内の据置期間を設けることができる。） ※完済時年齢の上限は 80 歳	
	④ 償還方法	元利均等毎月払又は元金均等毎月払 （申込人から申し出があつて債権保全上支障ない場合は、 6 か月払い併用可）	
	(2) 補修の場合		
	① 貸付限度額		
	住宅補修資金	1,200 万円（工事費の 100%融資）	
	② 貸付利率	機構の貸付利率による。	
	③ 償還期間	20 年以内（1 年間の据置期間を設けることができる。） ※完済時年齢の上限は 80 歳	
	④ 償還方法	元利均等毎月払又は元金均等毎月払い （申込人から申し出があつて債権保全上支障ない場合は、 6 か月払い併用可）	
借入手続	融資希望者は、罹災地域を管轄する市町村その他の公的機関の長から罹災証明の発行を受け、申込書の提出は、機構又は最寄りの機構の業務受託金融機関へ提出するものとする。		

2 地すべり関連住宅資金

地すべり等防止法の事業計画、土砂災害防止法及び密集法に基づく勧告により、自ら居住し、又は他人（親族等）に無償で貸し付けるために地すべり関連住宅を移転し、又は建設しようとする者で、自費で建設等ができず住宅金融支援機構から資金を借り入れて実施しようとする世帯に対して、本資金を融資するものである。

区 分	融 資 の 内 容 等
貸付を受けることのできる住宅	災害復興住宅に同じ。
貸付の条件、その他	災害復興住宅に同じ。

第3 農林漁業関係の融資

1 天災融資法による経営資金及び事業資金

「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」に基づき特に著しい災害があり、法適用の指定を受けた場合、農林漁業者等に対する次のような資金の融資を行う。

(1) 被害農林漁業者に対する経営資金

(平成24年7月19日現在)

区 分	融 資 の 内 容 等
資 金 使 途	種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具（政令で定めたものに限る。）、家畜、家きん、薪炭原木、しいたけほだ木、漁具（政令で定めたものに限る。）、稚魚、稚貝、飼料、漁業用燃料油等の購入資金、炭がまの構築資金、漁船（政令で定めたものに限る。）の建造又は取得資金その他農林漁業経営に必要な資金
	ア 被害農業者 農業を主な業務とする者であって、天災による農作物、畜産物若しくは繭の減収量が平年の収穫量の100分の30以上であり、かつ、減収による損失額がその者の平年における農業総収入額の100分の10以上ある旨又は天災による果樹、茶樹若しくは桑樹（それぞれ栽培面積5 a 以上）の流失、損傷、枯死等による損失額が被害時における価額の100分の30以上である旨の町長の認定を受けた者 イ 被害林業者 林業を主な業務とする者であって、天災による薪炭（薪炭原木を含む。）、木材、林業用種苗その他の林産物の流失等による損失額が、平年に

貸付の対象者	おける林業総収入額の100分の10以上である旨又は天災によるその所有する炭がま、しいたけほだ木、わさび育成施設若しくは樹苗育成施設の流失、損壊等による損失額が当該施設の被害時における価額の100分の50以上である旨の町長の認定を受けた者 ウ 被害漁業者 漁業を主な業務とする者であつて、天災による魚類、貝類及び海そう類の流出等による損失額が、平年における漁業総収入額の100分の10以上である旨又は天災によるその所有する漁船若しくは漁具の沈没、滅失、流失、損壊等による損失額が当該施設の被害時における価額の100分の50以上である旨の町長の認定を受けた者 エ 特別被害農業者 被害農業者であつて、天災による農作物、畜産物及び繭の減収による損失額が、その者の平年における農業総収入額の100分の50（開拓者にあつては100分の30）以上である旨又は天災による果樹、茶樹若しくは桑樹の流失、損傷、枯死等による損失額が被害時における価額の100分の50（開拓者にあつては100分の40）以上である旨の町長の認定を受けた者 オ 特別被害林業者 被害林業者であつて、天災による薪炭（薪炭原木を含む。）、木材、林業用種苗その他の林産物の流失等による損失額が、平年における林業総収入額の100分の50以上である旨又は天災によるその所有する炭がま、しいたけほだ木、わさび育成施設若しくは樹苗育成施設の流失、損壊等による損失額が当該施設の被害時における価額の100分の70以上である旨の町長の認定を受けた者 カ 特別被害漁業者 被害漁業者であつて、天災による魚類、貝類及び海そう類の流失等による損失額が、平年における漁業総収入額の100分の50以上である旨又は天災によるその所有する漁船若しくは漁具の沈没、流失、滅失、損壊等による損失額が当該施設の被害時における価額の100分の70以上である旨の町長の認定を受けた者
貸付利率	ア 特別被害農業者若しくは特別被害林業者で特別被害地域内において農業（開拓者を含む。）若しくは林業を営む者又は特別被害漁業者で特別被害地域内に住所を有する者……………年3%以内 イ 天災による農作物等、林産物又は水産動植物の損失額が平年における農業、林業又は漁業による総収入額の100分の30以上である旨の町長の証明を受けた被害農林漁業者で特別被害地域内の特別被害農林漁業者以外の者……………年5.5%以内 ウ その他……………年6.5%以内
償還期限	6年の範囲内で政令が定める期間（激甚法適用の場合7年）

貸付の条件	貸付対象者		天災融資法		激甚災害法	
			貸付限度額（損失額のA％に相当する額又はB万円のどちらか低い額）		貸付限度額（損失額のA％に相当する額又はB万円のどちらか低い額）	
			A％	B万円 個人 （（ ）は法人）	A％	B万円 個人 （（ ）は法人）
	農業者	果樹栽培者・家畜等飼養者	55	500(2,500)	80	600(2,500)
		一般農業者	45	200(2,000)	60	250(2,000)
	開拓者	果樹栽培者・家畜等飼養者	55	500(2,500)	80	600(2,500)
		一般開拓者	45	200(2,000)	60	250(2,000)
	林業者		45	200(2,000)	60	250(2,000)
	漁業者	漁具購入資金	80	5,000	80	5,000
		漁船建造・取得資金	80	500(2,500)	80	600(2,500)
		水産動植物養殖資金	50	500(2,500)	60	600(2,500)
		一般漁業者	50	200(2,000)	60	250(2,000)

(2) 被災農林漁業組合に対する事業資金

区分	融資の内容等
貸付対象	事業運営資金（肥料、農薬、漁業用燃料油、生産物等の在庫品が被害を受けた場合の補てんに充てるために必要な資金）
貸付の相手方	被害組合
貸付利率	年6.5％以内
償還期限	3年以内
貸出限度	2,500万円以内。ただし、連合会については5,000万円以内（激甚法適用の場合は5,000万円以内。ただし、連合会については7,500万円以内）

2 日本政策金融公庫の災害資金

株式会社日本政策金融公庫法に基づき、日本政策金融公庫（農林水産事業）が被害農林漁業者等に対し、貸し付けを行う資金は、次のとおりである。

（令和3年9月21日現在）

資 金 名		資金使途・内容	貸付利率 (%)	償還期限（年以内）		貸付限度額（万円）	融資率 (%)
				償還期間	う ち 据置期間		
農林漁業セーフティネット資金		農林漁業経営の再建・維持安定費	0.16 ～ 0.20	10	3	一般 600 （特認：年間経営費等の12分の6）	—
農業基盤整備資金		農地、牧野の保全又はその利用上必要な施設の復旧費	0.10	25	10	（下限50）	100
農林漁業施設資金	主 務 大 臣 指 定 施 設	農林漁業用施設の復旧、補修費（災害復旧として行う果樹の改植、補植）	0.16 ～ 0.20	15 （果樹の改植又は補植）25	3 （果樹の改植又は補植）10	1施設当たり 300 特 認 600 漁 船 1,000 20 t 未満	80
	共 同 利 用 施 設	共同利用施設の復旧費	0.16 ～ 0.20	20	3		80
漁業基盤整備資金	漁 港	漁 港 施 設	0.10	20	3	（下限10）	80
	漁 場 整 備	漁 場 整 備 施 設	0.10	20	3	（下限10）	80
林業基盤整備資金	林 道	林道及びこれらの付帯施設の復旧	0.16 ～ 0.20	20 （特認25）	3 （特認7）		80
	樹 苗 養 成 施 設	樹 苗 そ の 他 の施設の災害復旧費	0.16 ～ 0.20	15	5		80

（注）貸付利率等は随時改訂が行われるので、利用の際は関係先に確認すること。

3 奄美群島振興開発基金（保証については商工業関係に包括）

区分	融 資 の 内 容 等
融資対象	奄美群島において奄美群島振興開発計画（以下「振興開発計画」という。）に基づく事業を行う中小規模の事業者で銀行その他の金融機関から資金の融通を受けることを困難とするもの。
申込手続	借入希望者は、奄美群島振興開発基金（以下「基金」という。）本部、徳之島事務所、沖永良部事務所、又は各市町村に設置されている地区信用調査委員会（市町村の基金担当課）へ申し込むものとする。ただし、短期資金（運転資金）は、基金本部、徳之島事務所、沖永良部事務所に申し込むものとする。
貸付条件	貸付金の種類、貸付対象事業、償還期間、利率、貸付限度額、担保及び保証人は、次表「奄美群島振興開発基金の貸付条件」のとおりである。

表 奄美群島振興開発基金の貸付条件

(令和3年10月18日現在)

貸付金の種類	貸付対象事業	償還期限 （うち 据置期間）	利率年利 （％）	貸付限度額 （万円）			担保及び 保証人
				個人	法人共同 施行体	協同組合	
農・林業振興資金	果樹の植栽、育成又は樹園地造成	15年以内 （7）	0.45	450 （特認1,800）	750 （特認3,600）	750 （特認3,600）	必要に応じて徴求する。
	畜舎・堆肥舎建設、桑園地・農地の造成・取得、樹園地の取得、養蚕施設設備、桑の植栽・育成、農産物等貯蔵保管施設設備、園芸栽培施設設備、災害対策関連施設設備、農産物集出荷施設設備、農産物処理加工施設設備	15年以内 （3）					
	農業用機械器具（耕うん機購入）、牛・豚の購入、運搬用器具	7年以内 （2）					
	災害復旧	5年以内 （1）					
	樹苗養成		0.30	300 （特認500）	500 （特認800）	500 （特認1,000）	
	しいたけ類生産施設、木材生産加工施設設備		0.45				
	水産業振興資金	漁船建造、取得	9年以内 （2）	0.45	300 （特認2,000）	500 （特認4,000）	
漁船改造、漁船装備等改善		5年以内					
共同利用施設		20年以内 （2）	0.95				
養殖施設			0.45				
運転資金	第一次産業	1年以内	0.45	700	1,000 （特認1,500）	1,000 （特認1,500）	〃

注) 利率等は随時改訂されるので、利用の際は関係先に確認すること。

注) 次の事業については鹿児島県から利用者に対して利子補給補助があるので、金利は次のようになる。

(農・林業振興資金)

耕うん機、畜舎、堆肥舎、家畜導入、果樹の植栽・育成及び樹園地造成、農地取得、農地造成、園芸栽培施設設備、農産物集出荷施設設備、農産物処理加工施設設備……年0.30%

(水産業振興資金)

漁船建造・取得(新船)、漁船取得(中古船)……………年0.30%

第4 商工業関係の融資及び利子補助

1 鹿児島県融資制度緊急災害対策資金

(1) 目的

災害により被害を受けた県内中小企業者の資金需要に迅速・的確に対応し、当該中小企業者の速やかな業況回復を図る。

(2) 制度の概要

融資対象者：県内で現に営む事業を1年以上継続して営んでいる中小企業者及び組合で、次の要件のいずれかに該当するもの。

- ① 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第12条に規定する特例が適用された者(県内における災害により被害を受けた者に限る。)
- ② 災害救助法第2条の災害により被害を受けた者(県内における同条の災害により被害を受けた者に限る。)
- ③ 被災者生活再建支援法第2条の自然災害により被害を受けた者(県内における同条の災害により被害を受けた者に限る。)
- ④ 知事が特に認める災害により被害を受けた者

※ いずれも当該災害と原因を同じくして発生した災害により被害を受けた者を含む。

融資限度額：運転設備資金 2,000万円

設備資金 3,000万円

融資期間：運転設備資金 7年以内(据置2年以内)

設備資金 10年以内(据置3年以内)

融資利率：1年以内 年1.6%

1年超3年以内 年1.8%

3年超5年以内 年1.9%

5年超7年以内 年2.1%

7年超10年以内 年2.2%

信用保証：鹿児島県信用保証協会(大島地区は独立行政法人奄美群島振興開発基金)の保証を要する。

信用保証料率：融資対象者①～③ 年0% 融資対象者④ 年0%～年1.40%

※割引料率

担保を提供して保証を受けている中小企業者及び組合→0.1%割引

連帯保証人：保証機関の定めるところによる。

担保：保証機関の定めるところによる。

申込み先：各商工会議所・商工会(組合は中小企業団体中央会)

取扱金融機関：鹿児島銀行・南日本銀行・各信用金庫・各信用組合・商工組合中央金

庫、福岡銀行、肥後銀行、宮崎銀行、西日本シティ銀行、熊本銀行、宮崎太陽銀行（県外に本店を有する金融機関については県内営業店に限る。）

添付書類：当該災害により被害を受けたことの町長等の証明書等

2 政府系金融機関の融資

（令和3年4月1日現在）

機関名 事項	日本政策金融公庫		商工組合中央金庫
	中小企業事業	国民生活事業	
制度名	災害復旧貸付	災害貸付	災害復旧資金
融資対象	別に指定された災害により被害を被った中小企業者	災害により被害を受けた者	異常な自然現象等により生じる被害又は武力攻撃災害の影響を受けた直接被災事業者及び間接被災事業者
融資制度	別枠 1億5千万円	それぞれの融資制度の融資限度の額に1災害につき、3千万円を加えた額 (ただし、異例の災害の場合は、その都度定める。)	当金庫所定の限度内
融資期間	運転 10年以内 設備 15年以内	各種融資制度の返済期間内	運転 10年以内 設備 20年以内
据置期間	2年以内	2年以内 (ただし、異例の災害の場合は、その都度定める。)	3年以内
担保	必要に応じて徴する。	必要に応じて徴する。	必要に応じて徴する。
貸付利率	基準利率 ただし、特別利率を適用される場合がある。	基準利率 ただし、特別貸付の災害貸付で特利対象設備は該当特利になる。(異例の災害の場合は、その都度定める。)	当金庫所定の利率
保証人	必要に応じて徴する。	必要に応じて徴する。	必要に応じて徴する。

（注）融資条件は随時改訂されるので、利用の際は関係先への確認が必要。

3 鹿児島県信用保証協会の保証

区 分	保 証 の 概 要
保 証 対 象	県内に事業所（個人の場合は住居又は事業所）を有し、事業を営んでいる中小企業者。 ただし、保証制度要綱等で別に業歴が定められている場合は、それによる。
相談・申込先	各金融機関
保 証 限 度	個人・法人 2億8,000万円 組合 4億8,000万円 (激甚災害保証の場合は、別枠)
保 証 期 間	運転資金15年以内、設備資金20年以内 (激甚災害保証の場合 運転資金5年以内、設備資金7年以内)
保 証 人 及 び 担 保	保証人は原則不要（法人の場合は代表者）・担保は必要に応じ徴求
返 済 方 法	一括又は分割返済
信用保証料率	0.45%～1.90% (激甚災害保証の場合 年0.87%)

※次の定性要因に該当する事業者について、それぞれ0.1%割引

- (1) 担保の提供がある事業者（一部制度は対象外）
- (2) 会計参与設置会社又は公認会計士若しくは監査法人の監査を受けている事業者

4 奄美群島振興開発基金

(1) 保 証

区 分	保 証 の 内 容 等
保証対象	奄美群島において振興開発計画に基づく事業を行う中小規模の事業者その他の者又は奄美群島に住所若しくは居住を有する者
申込手続	信用保証の希望者は、一般保証（一般の手形、証書貸付、商業手形割引に対する保証）の場合は基金又は金融機関へ、激甚災害等保証（災害が発生し激甚災害等の指定を受けた場合における罹災事業者の復興を図るための保証）及び制度保証（鹿児島県中小企業融資制度で定められた保証）の場合は商工会議所又は商工会等の斡旋機関へそれぞれ所定の申込用紙によって申し込む。
保証限度	(ア) 個人又は法人2億円（災害等特別の事由がある場合2億2,000万円） (イ) 森林組合、土地改良区、農業協同組合、水産業協同組合、中小企業等協同組合、協業組合及び振興開発計画に基づき事業を行う者並びに奄美群島振興開発基金が特に必要であると認めて主務官庁の承認を得た者については2億3,000万円
保証期間	一般保証は必要な期間。制度保証はそれぞれの融資要綱による。

担保及び保証人	担保 必要に応じ徴求する。 保証人 原則として鹿児島県内に住所を有する連帯保証人1人以上、法人の場合は原則としてその法人の代表者を徴求する。
返済方法	割賦又は一括償還
保証料	一般保証（年0.45%～年1.90%）、激甚災害等保証（年0.87%）

※ 担保の提供のある中小企業者及び組合、会計参与設置会社、公認会計士又は監査法人の監査を受けている事業者についてはそれぞれの年0.1%引き下げ。（一部資金は除く）

(2) 融 資

区 分	融 資 の 内 容 等
融資対象	奄美群島において振興開発計画に基づく事業を行う中小規模の事業者で、銀行その他の金融機関から資金の融通を受けることを困難とするもの。
申込手続	借入希望者は、奄美群島振興開発基金（以下「基金」という。）本部、徳之島事務所、沖永良部事務所、又は各市町村に設置されている地区信用調査委員会（市町村の基金担当課）へ申し込むものとする。ただし、短期資金（運転資金）は、基金本部、徳之島事務所、沖永良部事務所に申し込むものとする。
貸付条件	貸付金の種類、貸付対象事業、償還期限、利率、貸付限度額、担保及び保証人は、次頁の「奄美群島振興開発基金の貸付条件」のとおりである。

表 奄美群島振興開発基金の貸付条件

(令和3年10月18日現在)

貸付金の種類	貸付対象事業	償還期限 (うち 据置期間)	利 率 年 利 (%)	貸 付 限 度 額			担 保 及 び 保 証 人
				個 人	法 人 共 同 施 行 体	協 同 組 合	
観光関連産業振興資金	簡易宿泊施設 観光土産品生産 施設 遊漁船等観光関 連施設設備 中小規模旅館施 設 等の改善	20年以内 (2)	0.91～2.20	1,500万円 (特認1億円)	1,500万円 (特認1億円)	1,500万円 (特認1億円)	担保 適宜徴求 する。 保証人 県内に住 所を有す るもの1 人以上
	経営安定改善 (長期運転資金)	7年以内 (0.5)	1.31～2.31				
流通加工工業等振興資金	施設・設備の整 備及び改善	20年以内 (2)	1.41～2.70	1,500万円 (特認1億円)	1,500万円 (特認1億円)	1,500万円 (特認1億円)	〃
	経営安定改善 (長期運転資金)	7年以内 (1)	1.81～2.81				
地域資源等振興資金	地域資源等又は 固有の技術等を 活用した事業に 要する施設設備 の整備及び改善	20年以内 (2)	1.41～2.70	1,500万円 (特認1億円)	1,500万円 (特認1億円)	1,500万円 (特認1億円)	〃
	経営安定改善 (長期運転資金)	7年以内 (1)	1.81～2.81				
地域活性化・雇用促進資金	情報通信産業、 企業立地、雇用 の促進等地域活 性化に資する事 業	20年以内 (2)	0.91～2.20	1,500万円 (特認1億円)	1,500万円 (特認1億円)	1,500万円 (特認1億円)	〃
	経営安定改善 (長期運転資金)	7年以内 (1)	1.31～2.31				
運転資金	第二次、第三次 産業(大島紬関 連事業)	1年以内	1.81～2.81	700万円	1,000万円	1,000万円 (特認1,500万円)	〃

(注) 利率等は随時改訂されるので、利用の際は関係先に確認すること。

5 鹿児島県中小企業災害復旧資金利子補助事業

(1) 目 的

中小企業者等が災害復旧のために借り入れた(株)日本政策金融公庫、(株)商工組合中央金庫の資金又は県・市町村の制度資金（中小企業者を対象とした災害復旧目的資金に限る。）について、利子補助を行う市町村に対し、融資額に応じた段階的な利子補助を行う。

(2) 利子補助対象

県が災害発生の都度指定した災害において被災した中小企業者等が、災害発生の日から知事が災害の都度定める期間（おおむね6か月以内）に借り入れた災害復旧資金に係る支払い利息

※ 災害復旧資金：(株)日本政策金融公庫、(株)商工組合中央金庫の資金又は県（緊急災害対策資金）・市町村の制度資金で中小企業者を対象とした災害復旧目的資金

(3) 補助の概要

利子補助率：融資額200万円以下 年1.80%

融資額200万円超600万円以下 年1.35%

融資額600万円超1,500万円以下 年0.90%

※ 補助率は県が負担するものであり、被災中小企業者への補助率は市町村利子補助事業により上乗せして実施する場合もあるため、市町村によって異なる。

補 助 期 間：5年間

補助対象額：借入金1,500万円を限度とする。

申 込 み 先：被災事業所の所在する市町村（商工団体経由の市町村もあり）

添 付 書 類：・中小企業災害復旧資金利息支払証明願

- ・災害により被害を受けたことの市町村長、消防署長等の証明書又は証明書の写し
- ・事業報告書
- ・市町村長が必要と認める書類